

令和5年9月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和5年9月定例会日程表（結果）

月 日	曜日	内 容 等	備 考
9/12	火	<p>本会議（議案上程）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 開会、繰上補充当選議員紹介、議席の指定及び一部変更、新任幹部職員紹介、会期決定、会議録署名議員指名、委員会の委員選任の件、議長報告、議案一括上程（第68号議案乃至第75号議案）、知事議案説明、第68号議案・予算決算委員会に付託、休憩 </div> <p> 予算決算委員会(分科会)・常任委員会[総務、農水経済] 常任委員会[文教厚生、観光生活建設] 予算決算委員会(分科会長報告・採決) 議会運営委員会 本会議（再開、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、散会） </p>	質問通告締切
13	水	(議案調査)	
14	木	(議案調査)	質問通告内容事前調整期限
15	金	(議案調査)	請願受付締切
16	土		
17	日		
18	月	[敬老の日]	
19	火	本会議（開議、一般質問、散会）	
20	水	本会議（開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
21	木	本会議（開議、一般質問、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
22	金	(議案調査)	
23	土	[秋分の日]	
24	日		
25	月	(議案調査)	
26	火	常任委員会・予算決算委員会(分科会) [総務、観光生活建設（午後委員会終了後・現地調査）、農水経済] 常任委員会[文教厚生]	
27	水	常任委員会・予算決算委員会(分科会) [総務] 常任委員会[文教厚生、観光生活建設、農水経済]	
28	木	常任委員会・予算決算委員会(分科会) [総務、文教厚生、農水経済] 常任委員会[観光生活建設]	
29	金	(議事整理)	
30	土		
10/1	日		
2	月	(議事整理)	

3	火	(議事整理)	
4	水	予算決算委員会(分科会長報告・採決) 議会運営委員会	
5	木	子ども子育て・若者支援対策特別委員会 (議事整理)	
6	金	本会議(議案採決) [開議、認定第1号乃至認定第3号一括上程、知事議案説明、認定第1号乃至認定第3号予算決算委員会に付託(議会閉会中の継続審査)、第75号議案、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書等上程、質疑・討論、採決、議員派遣第94号乃至議員派遣第96号上程、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会]	
			(会期 25日間)

目 次

第1日目(9月12日)本会議(議案上程)

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、欠席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 会	3
一、繰上補充当選議員紹介(長崎市選挙区・虎島泰洋議員)	3
一、議席の指定及び一部変更	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	4
一、委員会の委員選任の件	4
一、議案一括上程(第68号議案乃至第75号議案)	4
一、知事議案説明	4
一、上記・上程議案のうち、第68号議案(令和5年度長崎県一般会計補正予算(第4号))・予算決算委員会〔総務分科会、農水経済分科会〕に付託	10
一、休 憩	10
常任委員会・予算決算委員会(分科会)〔総務、農水経済〕	
常任委員会〔文教厚生、観光生活建設〕	
予算決算委員会(分科会長報告、採決)	
議会運営委員会	
一、再 開	10

委員長報告

一、予算決算委員長報告	10
一、第68号議案・原案可決	11
一、散 会	11

第2日目(9月13日)(議案調査)

第3日目(9月14日)(議案調査)

第4日目(9月15日)(議案調査)

第5日目(9月16日)

第6日目(9月17日)

第7日目(9月18日)[敬老の日]

第8日目(9月19日)本会議

一、議事日程	13
一、出席議員	14
一、欠席議員	14

一、説明のため出席した者	14
一、開 議	15

県政一般に対する質問

一、前田哲也議員質問	15
・知事の政治姿勢について（新しい長崎県づくりのビジョンについて）.....	15
（ビジョンにおいて、ありたい姿をどのように描こうとしているのか）.....	15
・最重点事業（新幹線、石木ダム、I R）の進捗と今後の取り組みについて.....	15
（九州新幹線西九州ルートについて、これまでの取り組みと今後どのような 取り組みを考えているのか）	15
（石木ダムについて、令和5年度におけるこれまでの事業の進捗と今後どの ように取り組むのか）	16
（I R誘致について、これまでの取組と今後の取組はどうか）	16
・地場企業の資金繰り・物価高対策と厳しさを増す県民生活への支援について...	16
（物価高騰の中、県内の経済状況、県民の暮らしをどのように認識し、対策 を講じようとしているのか）	16
・本県の財政状況について（中期財政見通しを踏まえた県の財政運営に ついて）	16
（中期財政見通しを踏まえた本県の財政状況の認識と今後の財政運営の 考え方について、どのように考えているのか）	16
・人口減少対策について（減少に歯止めがかからぬ中での今後の取り 組みと市町との連携について）	16
（今後の人口減少対策にどのように取り組んでいくのか、特に市町との 連携について、どのような検討を行い、どう展開しようと考えている のか）	17
・各産業別の産業振興における課題の認識と人材確保について	17
（製造業振興における課題の認識とそれに対する取組、人材確保対策に ついて）	17
（宿泊業界についての県の課題認識と人材確保の取組について）	17
・新型コロナウイルス感染症、健康寿命延伸について（5類移行後の対応 と現況を踏まえたこれからの取り組みについて）	17
（感染拡大を防ぐためにどう対応したのか、また移行計画の進捗状況に ついて）	17
・健康寿命延伸を目指した各種医療保健計画の成果と次期計画の策定に ついて	17
（福祉保健部が今年度に行う医療・保健・福祉各分野16本の計画策定に かかる認識と決意について）	17
・子ども子育て支援施策の充実について	17
（県では、来年度当初予算編成に向けて、どのような考え方で、子ども	

子育て支援施策を検討しようと考えているのか)	17
・教育行政が解決すべき課題と解決に向けた方向性について	18
(県教育委員会としては、どのような課題があると認識しており、その解決に向けては、どのような方向性を示そうとしているのか)	18
・土木行政について	18
(国土強靱化5か年加速化対策の予算獲得と5か年加速化対策後の必要な予算確保について)	18
・長崎市のまちづくりについて(長崎駅周辺整備に伴う人流の変化と交通利便性の向上について)	19
(長崎駅周辺整備後の影響や人流の変化、公共交通の利便性の向上について、県としてどう考えているのか)	19
・旧県庁舎跡地整備の進捗について	19
(基本構想に掲げる機能の具体的内容や配置を早期に決定し、整備年度を示すべき)	19
(県警本部跡地は、前倒して整備にとりかかるべきではないか)	19
(旧第三別館については、保存する価値がないなら解体すべきではないか)	19
・行政課題のDX活用による解決への取り組みについて	19
(ながさきデジタルDEJI-MA産業メッセ2023について)	19
(データ連携基盤の利活用状況について)	20
知事答弁	20
産業労働部長答弁	23
文化観光国際部長答弁	24
福祉保健部長答弁	24
教育委員会教育長答弁	24
土木部長答弁	25
地域振興部長答弁	25
企画部長答弁	26
前田哲也議員質問	26
・今回示されたビジョンの実現に向けて、財源をどのように確保していくのか)	26
・全線フル規格による整備のためには、佐賀県の理解を得ることが不可欠であるが、県は、今後どのように取り組んでいくのか	26
知事答弁	27
前田哲也議員質問	27
・半導体や航空機、IT関連といった成長分野の産業振興に向けては人材確保が重要。特にIT関連については、外国人材も含めて考えるべき。成長分野の人材確保について、今後の取組も含めて答弁してほしい	27
産業労働部政策監答弁	29
前田哲也議員質問	29
・県の来年度予算での、保育士の処遇改善の取組の検討状況について	30

こども政策局長答弁	30
前田哲也議員発言	30
一、休 憩	31
一、再 開	31
一、溝口芙美雄議員質問	31
・石木ダム建設促進について	31
(石木ダムについて、現在の工事の進捗状況と令和7年度の完成見込みに 変わりはないか)	31
(今後、本格的に事業を進めるためには、反対住民に対して、団結小屋など を明け渡すよう強く求めるべきではないか)	32
(基金を創設しどのような事業を行うのか、財源はどうするのか、どのよう な手続きを経て、いつ創設するのか)	32
・特定複合観光施設(I R)の実現について	32
(ギャンブル依存症対策に関連する県の取組と佐世保市との連携はどうか)	32
(人材の確保や育成をどのように行う計画なのか)	32
・人口減少対策について(自然減対策について)	32
(本県の現状を踏まえた人口減少に対する認識は)	32
(本県の少子化の現状と今後の少子化対策について、どのように考えて いるか)	32
(本県の結婚支援について、どのような取組を進めてきたのか)	33
・社会減対策について	33
(現在の製造業の企業誘致への取組状況と、企業誘致を継続している既存の 工業団地への対策も含めた今後の取組について)	33
(地場の中小企業、特に製造業の人材育成を踏まえた成長に向けて、どのよう な考え方で支援を行っているか)	33
・農林水産業の振興について(「チャレンジ園芸1,000億達成計画」の取組 状況について)	33
(チャレンジ園芸1,000億達成計画のこれまでの実績と今後の取組について) ...	33
・水産業の振興について	34
(水産業の振興に向けた県の主な取組の状況は)	34
・教育行政について(県立大学第4期中期計画について)	34
(今後の大学のあり方について、県立大学における現在の検討状況はどうか) ...	34
・学びの多様化学校について	34
(県として、学びの多様化学校の設置について、今後どのような姿勢で臨んで いくのか)	34
・佐世保警察署の移転建て替え等について	35
(佐世保警察署の移転建て替えに係る経緯と進捗について)	35
(佐世保・相浦両警察署の統合経緯及び統合後における相浦警察署管内の治安 対策について)	35
・道路行政について(西九州自動車道の整備促進について)	35

(松浦佐々道路及び佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の4車線化の進捗状況について)	35
・東彼杵道路の早期事業化について	36
(東彼杵道路の事業化に向けた手続きの進捗状況について)	36
知事答弁	36
土木部長答弁	37
企画部長答弁	38
こども政策局長答弁	39
産業労働部長答弁	39
農林部長答弁	40
水産部長答弁	40
総務部長答弁	40
教育委員会教育長答弁	41
警察本部長答弁	41
溝口芙美雄議員質問	41
・既に約7割の予算を執行済みということであるが、残りの事業費でダムは完成できるのか。本当に残り2年でダムはできるのか	42
知事答弁	42
溝口芙美雄議員質問	42
知事答弁	42
溝口芙美雄議員質問	42
土木部長答弁	42
溝口芙美雄議員質問	42
・理工・農系学部の設置等に対する国の支援については、既に想定の数 程度が採択されていることから、スピード感を持って検討すべきと考 えるかどうか	43
知事答弁	43
溝口芙美雄議員質問	43
総務部長答弁	43
溝口芙美雄議員質問	44
総務部長答弁	44
溝口芙美雄議員質問	44
・ギャンブル依存症の実態把握も必要だと考えるが、これまでの県の取組や、 その活用について	44
企画部長答弁	44
溝口芙美雄議員質問	44
企画部長答弁	44
溝口芙美雄議員質問	45
企画部長答弁	45
溝口芙美雄議員質問	45

・「チャレンジ園芸1,000億達成計画」の目標達成のために、燃油高騰の影響に 対してしっかり取り組むべきと考えるが、県におけるこれまでの対策の状況と 今後の対応について	45
農林部長答弁	45
溝口芙美雄議員質問	45
・輸入停止が長期化すると影響は全国に及ぶうえ、県単独の取組には限界がある ことから、国が打ち出す対策をしっかり活用すべき。県の対応を聞きたい ...	45
水産部長答弁	46
溝口芙美雄議員質問	46
・赤潮発生メカニズムの解明や、抜本的な防除策の開発・実用化など、県単独 では解決が難しい課題については、国と連携して研究に取り組むべき。これ までの経過と今後の方針について聞きたい	46
水産部長答弁	46
一、休 憩	46
一、再 開	46
一、浅田ますみ議員質問	46
・世界に発信する長崎の取り組みについて（One Young World の長崎開催について）	46
（具体的にどのような支援をするのか）	46
文化観光国際部政策監答弁	47
浅田ますみ議員質問	47
知事答弁	48
浅田ますみ議員質問	48
・NPT再検討会議 準備委員会 参加について	48
（県の参加意義について）	48
知事答弁	49
浅田ますみ議員質問	49
知事答弁	49
浅田ますみ議員質問	50
文化観光国際部政策監答弁	50
浅田ますみ議員質問	50
知事答弁	50
浅田ますみ議員質問	50
知事答弁	51
浅田ますみ議員質問	51
・長崎県と中国の今後について	51
（水産物の輸入禁止など今後の中国とのあり方を総領事館とはどう話している のか）	51
知事答弁	52
浅田ますみ議員質問	52

・長崎県と台湾について	52
(台湾とどのような関係を築きたいのか)	52
知事答弁	52
浅田ますみ議員質問	52
知事答弁	52
浅田ますみ議員質問	53
・長崎を守る取り組みについて(重要土地等調査法について)	53
(指定の多い地域の県として、どのように考えるのか)	53
知事答弁	53
浅田ますみ議員質問	53
地域振興部長答弁	54
浅田ますみ議員質問	54
知事答弁	54
浅田ますみ議員質問	54
・フェムテック政策における進捗	54
(約2年間でどのように進んでいるのか)	54
県民生活環境部長答弁	55
浅田ますみ議員質問	55
馬場副知事答弁	55
浅田ますみ議員質問	55
知事答弁	56
浅田ますみ議員質問	56
・長崎市の都市計画の取り組みについて(長崎市のグランドデザインに ついて)	56
(市との連携をどのように考えているのか)	56
知事答弁	56
浅田ますみ議員質問	56
知事答弁	56
浅田ますみ議員質問	57
土木部長答弁	57
浅田ますみ議員質問	57
・長崎駅周辺について	58
(周辺地域を含めた今後について)	58
知事答弁	58
浅田ますみ議員質問	58
・旭大橋について	59
(低床化についてと橋梁下の整備について)	59
土木部長答弁	59
浅田ますみ議員質問	59
土木部長答弁	59

浅田ますみ議員質問	59
土木部長答弁	60
浅田ますみ議員質問	60
・長崎港元船地区整備について	60
(今後のあり方について)	60
土木部長答弁	60
浅田ますみ議員質問	60
土木部長答弁	61
浅田ますみ議員質問	61
・長崎県庁跡地について	61
(今後のあり方について)	61
知事答弁	61
浅田ますみ議員質問	62
知事答弁	62
浅田ますみ議員質問	62
知事答弁	62
浅田ますみ議員質問	63
知事答弁	63
一、休 憩	63
一、再 開	63
一、山口初實議員質問	63
・政策評価制度について(政策評価制度活用について)	63
(前知事の政策を受け、どのような視点で新たな政策を展開されているのか)...	64
知事答弁	64
山口初實議員質問	64
・本県の政策評価制度の歴史と現状について	64
(県の歴史と現状について)	64
(県内市町の状況について)	64
総務部長答弁	65
地域振興部長答弁	65
山口初實議員質問	65
・政策評価と決算審査、予算編成、予算執行についての連動性について	65
総務部長答弁	65
山口初實議員質問	66
・2030年、2040年、2050年問題について(2030年問題の課題と対策について)...	66
(全国的に様々な各業種(観光、介護等)の労働力不足が顕著になるといわれて	
いるが、県の対応策は)	66
文化観光国際部長答弁	66
福祉保健部長答弁	66
山口初實議員質問	67

・多くの空き家が発生すると予測されているが対策は	67
土木部長答弁	67
山口初實議員質問	67
・各地域での過疎化により、小中高の統廃合が余儀なくされる恐れがあるが、 どのように対応するのか	67
教育委員会教育長答弁	67
山口初實議員質問	68
・2040年問題の課題と対策について	68
（健全で活力ある長崎県を維持していくための施策は）	68
企画部長答弁	68
山口初實議員質問	68
・橋、トンネルなどの老朽化、維持管理費の増大が懸念されているが、どう取り 組むのか	68
土木部長答弁	68
山口初實議員質問	69
・2050年問題の課題と対策について	69
（30年後の長崎を少しでも良いものにするために今できることを検討していく ことは、未来の長崎を背負っていくうえで重要であるが、どのように取り組む のか）	69
知事答弁	69
山口初實議員質問	69
・国道207号改良促進について（佐瀬地区、堂崎地区の進捗状況及び全面改修 2車線化の目途は）	69
（諫早、多良見佐瀬地区の進捗状況と見通しについて）	69
土木部長答弁	70
山口初實議員質問	70
・長与町堂崎地区の進捗状況と見通しについて	70
土木部長答弁	70
山口初實議員質問	70
・残り3kmの全面改修見通しは	70
土木部長答弁	71
山口初實議員質問	71
・長田地区の改良について	71
土木部長答弁	71
山口初實議員質問	71
・県立公園眺望改善について（琴ノ尾岳展望台からの眺望改善について、要望書 提出後の対応状況は）	71
県民生活環境部長答弁	72
山口初實議員質問	72
・該当自治体の対応は	72

県民生活環境部長答弁	72
山口初實議員質問	72
・原爆被爆者認定について（被爆者とはどのような人をいうのか）	72
福祉保健部長答弁	73
山口初實議員質問	74
・被爆者健康手帳の申請について	74
（被爆したことを証明するものとしては、どのようなものがあるのか）	74
福祉保健部長答弁	74
山口初實議員質問	74
・証明人の年齢制限はあるのか	74
福祉保健部長答弁	74
山口初實議員質問	74
・病気と被爆者健康手帳交付との関係について	74
（再生不良性貧血は被爆者健康手帳交付の要件とはならないのか）	74
福祉保健部長答弁	74
山口初實議員質問	75
・最低賃金制度について（最低賃金地域別改定について）	75
（九州各県の状況について）	75
産業労働部政策監答弁	75
山口初實議員質問	75
・中小企業に対する影響について	75
（中小企業に対する手当について）	75
産業労働部政策監答弁	76
山口初實議員質問	76
・航空路線、バス路線の利便性向上について（長崎空港国際線の再開に ついて）	76
（国際線の再開状況、ソウル線の再開見通しは）	76
文化観光国際部政策監答弁	76
山口初實議員質問	77
・県営バス路線改善について	77
（高齢化社会の中でバス路線のあり方について）	77
交通局長答弁	77
山口初實議員質問	77
・始発バス停の変更等について	77
交通局長答弁	77
山口初實議員発言	77
一、散 会	78
第9日目（9月20日）本会議	
一、議事日程	79
一、出席議員	80

一、欠席議員	80
一、説明のため出席した者	80
一、開 議	81

県政一般に対する質問

一、ごうまなみ議員質問	81
・働きかた改革について（男性の育休取得率向上について（県庁・民間））.....	81
（県庁における男性の育休取得の現状とさらなる取得率向上に向けてどう取り組んでいくのか）	81
（民間企業の男性育休休業取得促進のためにどのような支援を行っているのか）	82
（女性活躍を推進するための男性の家事・育児参画について、県はどのような取組を行っているのか）	82
・Nぴか認証企業制度の現状と今後について	83
（県内企業の職場環境改善を促進するため、Nぴかについて、今後どのように取り組んでいくのか）	83
・医療的ケア児の通学・通園支援について（特別支援学校に通う医療的ケア児の通学支援について）	83
（通学支援の実現に向けて、どのように検討を進めていくのか）	83
・保育園入園の現状と課題について	83
（今年度の本県の保育所等での医療的ケア児の受入状況及び受入に向けての課題は何か）	83
・医療的ケア児等レスパイト支援事業について（医療機関におけるレスパイト及び訪問型レスパイト事業の現状と課題について）	84
（現在、医療的ケア児等支援事業を実施している市町は何市町か。また、今後どのように事業展開していくのか）	84
・ケアラー支援条例施行後の取り組みについて（本年度の取り組みと次年度の取り組みについて）	84
（条例施行後に県はどのように取り組み、次年度にどう繋げていくのか）	84
・ひとり親家庭の支援について（母子・父子福祉団体の活性化について）	84
（長崎県母子寡婦福祉連合会の現状と体制維持についての県の見解は）	84
・養育費の確保について	85
（本県においても、養育費を確保するための何らかの取組が必要であると考えるが、県の見解は）	85
・健康長寿日本一への取り組みについて（健康づくりアプリの活用状況について）	85
（ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の登録状況はどうか、企業へのアプリ活用の働きかけはどう行っているか）	85
・健康経営の現状について	86

(健康経営宣言事業の登録状況はどうか、今後、認定企業を増やすために どう取り組むのか)	86
・こども医療福祉センターの虐待疑いの事案について(こども医療福祉セン ター職員の虐待への認識について)	86
(こども医療福祉センター職員の虐待に関する知識やセンターの研修が不十 分だったのではないかと)	86
・今後の調査及び再発防止について	86
(今後の調査をどのように進めていくのか、また再発防止策についてどの ように検討していくのか)	86
・日本一のトラフグの赤潮被害の対応と今後について	86
(今回の赤潮被害に対する県の認識と当面の対策、産地強化に向けての今後 の方針はいかに)	86
・重要土地等調査法について(地域住民や不動産事業者への制度周知に ついて)	87
(地域住民や不動産事業者等への制度周知等が現状どのように行われて いるのか)	87
知事答弁	87
産業労働部政策監答弁	88
県民生活環境部長答弁	88
教育委員会教育長答弁	88
こども政策局長答弁	89
福祉保健部長答弁	90
水産部長答弁	92
地域振興部長答弁	92
ごうまなみ議員質問	92
・医療的ケアができる人材の確保のため、県では、これまで医療的ケア児の 支援を行う看護師等の研修や保育士への嗜痰吸引研修に取り組んでいるが、 受講の状況をお尋ねしたい	93
福祉保健部長答弁	93
ごうまなみ議員質問	93
・次年度からは、ケアラー支援計画に基づいて取り組んでいくとのことだが、 有識者の意見などを踏まえ、どのような取り組みが必要と考えているのか ...	93
福祉保健部長答弁	93
ごうまなみ議員質問	94
・健康づくり施策は、減塩や野菜摂取がキーワードの一つ。他の自治体で塩分 摂取が多いため、それを減らすような取組を行い、効果があったというこ とを聞いたが、長崎県ではそういった取組はしていないのか	94
福祉保健部長答弁	94
ごうまなみ議員質問	94
知事答弁	96

ごうまなみ議員発言	96
一、休 憩	96
一、再 開	96
一、石本政弘議員質問	97
・鷹島神崎遺跡について（国の専門調査機関設置に係る文部科学大臣要望を 終えた知事の所感について）	97
知事答弁	97
石本政弘議員質問	98
・水中遺跡に係る機運醸成のための県の取組み状況について	98
教育委員会教育長答弁	98
石本政弘議員質問	98
・鷹島神崎遺跡を活用した県北地域の観光振興と部局横断的な体制づくりに ついて	98
文化観光国際部長答弁	99
石本政弘議員質問	99
知事答弁	99
石本政弘議員質問	100
・土木行政について（西九州自動車道の建設促進について）	100
土木部長答弁	100
石本政弘議員質問	100
・椋呂路トンネルの早期着工について	101
知事答弁	101
石本政弘議員質問	101
危機管理部長答弁	101
石本政弘議員質問	102
・農林水産業の振興について（肉用子牛価格下落対策について）	102
知事答弁	102
石本政弘議員質問	102
・長崎和牛の消費拡大・輸出対策について	102
（消費拡大対策について）	102
（輸出対策について）	102
農林部長答弁	103
石本政弘議員質問	103
・中国の日本産水産物輸入停止の影響と今後の対応について	103
水産部長答弁	103
石本政弘議員質問	104
・養殖業に係る餌代高騰対策について	104
水産部長答弁	104
石本政弘議員質問	104
・観光振興対策について（県北地域へのインバウンド誘客について）	104

文化観光国際部政策監答弁	105
石本政弘議員質問	105
・新幹線開業を活かした県北地域への誘客について	105
地域振興部長答弁	105
石本政弘議員質問	105
・女性から選ばれる長崎県づくりと結婚支援について（女性に選ばれる長崎県 づくりについて）	106
（女性の転入転出の状況について）	106
企画部長答弁	106
石本政弘議員質問	106
（女性の雇用の場の創出について）	106
産業労働部長答弁	106
石本政弘議員質問	107
（女性の活躍推進について）	107
県民生活環境部長答弁	107
石本政弘議員質問	107
馬場副知事答弁	107
石本政弘議員質問	107
・結婚支援について	108
（婚活サポートセンターの現状と成果について）	108
こども政策局長答弁	108
石本政弘議員質問	108
（婚活支援について、県の役割と今後の取組みについて）	108
こども政策局長答弁	109
石本政弘議員発言	110
一、休 憩	110
一、再 開	110
一、 中村一三議員質問	110
・長崎県総合計画の一部見直しについて（計画見直しの基本方針等について）...	110
（総合計画の見直しに当たっての基本的な考え方は）	110
・計画見直しの具体的な内容・理由等について	111
（総合計画見直しの主な内容とその理由・背景は）	111
・本県財政について（今後の財政運営について）	111
（基金残高を維持・確保しながら安定した財政運営を図る必要があると 認識しているが、県の見解を）	111
（今後の県債残高の見通しと対策について）	111
・アフターコロナ対策について（新型コロナ対応の「ゼロゼロ融資」に ついて）	111
（県内の倒産状況及び借換需要に対応した県制度融資の実績について）	111
（借入金返済に苦慮する事業者への対応について）	112

・生活困窮者への支援について	112
(生活福祉資金特例貸付の現在の償還状況について)	112
・農業行政について(南島原市における農業振興について)	112
(南島原市におけるスマート農業の推進について)	112
(県は、南島原市において、みどりの食料システム戦略をどのように進めて いこうとしているのか)	112
・水産行政について(水産業の振興について)	113
(ガザミの栽培漁業について、県の取組とその成果について)	113
(ワカメ養殖で発生する生育不良の原因は何か。その対策にはどういったもの があるか)	113
・土木行政について(深江から口之津間の道路整備について)	113
(南島原市深江町から口之津町間の道路整備に関する検討状況について)	113
・主要地方道小浜北有馬線(大亀~矢代工区)の進捗状況について	114
(県道小浜北有馬線大亀矢代工区の進捗状況)	114
・河川等の内水氾濫対策について(河川等の内水氾濫対策について)	114
(内水氾濫対策について、県はどのような想定をもって内水に備えている のか)	114
(「避難計画の策定」、「災害対応訓練」について、どのように取り組んで いるのか)	114
(堤防や護岸の整備、河川の維持管理、洪水ハザードマップの作成、災害 情報の発信の取り組みについて)	114
・教育・文化行政について(島原半島内における県立学校の今後のあり方 について)	114
(島原半島内の高校の今後のあり方についてどのように考えているのか)	114
・世界遺産センターへの支援について	115
(世界遺産センターの令和7年度完成に向けて懸念される点はないのか)	115
・警察行政について(二セ電話詐欺の現状と今後の取り組みについて)	115
(二セ電話詐欺の犯行手口等の特徴について)	116
(二セ電話詐欺の現状に対する今後の取組について)	116
知事答弁	116
企画部長答弁	116
総務部長答弁	116
産業労働部長答弁	117
福祉保健部長答弁	117
農林部長答弁	118
水産部長答弁	118
土木部長答弁	119
県民生活環境部長答弁	120
危機管理部長答弁	120
教育委員会教育長答弁	120

文化観光国際部長答弁	121
警察本部長答弁	121
中村一三議員質問	121
・ 県では、県政の基本的な計画である総合計画に沿って、一部見直しを図りながら、取組を進められている中で、このビジョンが総合計画とどのような関係になるのか	122
企画部長答弁	122
中村一三議員質問	122
・ 生活福祉資金について	122
福祉保健部長答弁	122
中村一三議員質問	123
・ 南島原市における農地の基盤整備事業の進捗状況と今後の新規地区の予定、及び国の令和6年度概算要求額と県の予算確保に向けた取組について	123
農林部長答弁	123
中村一三議員質問	123
・ スマート農業の効果を農業所得の向上に繋げていくためには、輸出による販売先の確保が重要と考える。南島原市におけるいちご輸出の取組状況と、今後の県の輸出拡大の取組について	123
農林部長答弁	123
中村一三議員質問	123
・ 海底耕うんの今後の事業実施について、どのように考えているのか	124
水産部長答弁	124
中村一三議員質問	124
・ 堂崎港埋立地については、企業用地として活用することで新たな産業や雇用が生まれる重要な用地と考えており、埋め立て完了後の手続きについて伺いたい。また、埋め立て地内の道路整備の予定についても伺いたい	124
土木部長答弁	124
中村一三議員質問	124
・ 指定時期を定めて取り組む5市町に、長崎市と佐世保市は含まれているのか	124
県民生活環境部長答弁	125
中村一三議員発言	125
一、休 憩	125
一、再 開	125
一、堤 典子議員質問	125
・ パートナーシップ制度の導入について	125
(導入に向けて残された課題はどんなことか)	126
県民生活環境部長答弁	126
堤 典子議員質問	126
(制度導入に向けての知事の決意)	127

知事答弁	127
堤 典子議員質問	127
・教育現場の課題について（教職経験の少ない若い教員の離職）	127
（採用3年以内の20代の離職者の状況〔校種別〕）	128
教育委員会教育長答弁	128
堤 典子議員質問	128
（働き続けるためのサポートはどうなっているか）	128
教育委員会教育長答弁	129
堤 典子議員質問	129
（教員採用試験で本県を受験してもらうための方策）	129
教育委員会教育長答弁	130
堤 典子議員質問	130
・夏休み充電宣言（承認研修の充実）	130
（1年目の成果と課題）	130
教育委員会教育長答弁	130
堤 典子議員質問	131
（年休の付与期間の変更までのスケジュール）	131
教育委員会教育長答弁	132
堤 典子議員質問	132
・棕呂路トンネル建設について	132
（佐世保日野松浦線〔棕呂路峠〕の道路整備の状況）	132
土木部長答弁	132
堤 典子議員質問	132
（棕呂路トンネル建設について）	132
土木部長答弁	133
堤 典子議員質問	133
・盲ろう者等の選挙権の保障について	133
（視覚や聴覚に障害がある人への選挙情報の提供はどうなっているか）	133
選挙管理委員会委員答弁	133
堤 典子議員質問	133
（ろう者に対し、選挙公報の内容をかみ砕いて伝達することは可能か）	133
選挙管理委員会委員答弁	134
堤 典子議員質問	134
選挙管理委員会委員答弁	134
堤 典子議員質問	134
（盲ろう者等が投票する際、介助者が付き添えることの周知について）	134
選挙管理委員会委員答弁	135
堤 典子議員質問	135
（記号式投票用紙のメリット、デメリットは何か）	135
選挙管理委員会委員答弁	135

堤 典子議員質問	136
・獣医師の確保について	136
(家畜の伝染病が発生した場合の対応)	136
農林部長答弁	136
堤 典子議員質問	137
(獣医師の欠員の状況、獣医師不足にどのように対応しているのか)	137
総務部長答弁	137
堤 典子議員質問	137
(獣医師試験の受験者を増やす取り組み)	137
農林部長答弁	137
堤 典子議員質問	138
(獣医師の処遇改善の取り組み)	138
総務部長答弁	138
堤 典子議員発言	138
一、散 会	138
第10日目(9月21日)本会議	
一、議事日程	139
一、出席議員	140
一、欠席議員	140
一、説明のため出席した者	140
一、開 議	141
県政一般に対する質問	
一、鵜瀬和博議員質問	141
・離島振興について(交通について)	141
(教育旅行やスポーツ・文化合宿等の参加者について運賃低廉化事業の対象に追加できないか)	141
・交流人口拡大について	142
(本県離島は、観光地としての魅力があり、福岡空港にも近く、インバウンドの取り込みも期待できると思うが、離島への誘客拡大に向けた知事の考えは)	142
・教育について	142
(県教育委員会として、今後どのような制度の改善に取り組んでいくのか)	142
(将来のしまや長崎県を支える人材育成について)	143
(県内小中学校の離島への修学旅行等への実施状況と今後の取組について)	143
・小規模離島における配慮について	143
(小規模離島や二次離島から車検のため車両を航送する際の支援策はないか)	143
・エネルギー・物価高騰について	143
(国における離島のガソリン流通コスト対策事業の現状は)	143

(流通コスト対策事業を実施しても、なお価格差があり、これを埋める対策が必要だと思うが県の考えは)	143
・農林水産業の振興について(水産業について)	144
(食害生物を資源として活用することについて、どのように取り組んでいくのか)	144
(海業の普及に向けた、県の取組状況は)	144
(新規漁業就業者の確保対策を強化すべきではないか)	144
(中国における輸入停止の県内への影響や国内消費拡大に向けた取組は)	145
・農業について	145
(UIターン者の就農支援について、県はどのように取り組んでいるのか)	145
(県ではスマート農業の導入により、どのような効果が出ているのか)	145
(本県農産物の輸出の取組状況と、さらなる輸出拡大に向けて、今後どのような取組を進めていくのか)	145
・物流「2024年問題」について	146
(物流「2024年問題」の影響と対策について)	146
・県民の安全安心について(ミサイルが発射された場合の住民への情報伝達方法はどのようになっているのか)	146
(国土強靱化の予算による成果と5か年加速化対策後の予算確保の見通しについて)	146
知事答弁	147
地域振興部政策監答弁	147
教育委員会教育長答弁	148
県民生活環境部長答弁	149
水産部長答弁	149
農林部長答弁	151
地域振興部長答弁	152
危機管理部長答弁	152
土木部長答弁	152
鵜瀬和博議員質問	153
・国内外からのクルーズ船誘致により離島の活性化を図るべきと考えるが、さらなる入港拡大に向けた県の取り組みは	154
文化観光国際部政策監答弁	154
鵜瀬和博議員質問	154
・国内消費の拡大に向けた取組について、水産部長から販促キャンペーンの実施などについての答弁があったが、どのようなことに取り組もうとしているのか	154
水産部長答弁	154
鵜瀬和博議員質問	155
・国民保護事態への対応については、情報伝達に限らず日頃の訓練が重要と思う。昨年度、国民保護訓練を離島も含めて順次実施していきたいとの答	

弁をいただいたが、今年度の訓練予定について	155
危機管理部長答弁	155
鵜瀬和博議員発言	155
一、休 憩	156
一、再 開	156
一、 富岡孝介議員質問	156
・西彼杵道路及び長崎南北幹線道路について（西彼杵道路及び長崎南北幹線道路の整備状況について）	156
馬場副知事答弁	157
富岡孝介議員質問	157
・アクセス道路の進捗状況と今後の見通しについて	157
土木部長答弁	157
富岡孝介議員質問	158
・国道207号の整備状況について（現在の進捗状況について）	158
土木部長答弁	159
富岡孝介議員質問	159
・事業未着手区間の今後の見通しについて	159
土木部長答弁	159
富岡孝介議員質問	159
・大村湾を活かした観光振興について（大村湾サイクルツーリズムについて）...	159
土木部長答弁	159
富岡孝介議員質問	160
・大村湾を活かした広域的観光振興（サイクルージング等）について	160
文化観光国際部長答弁	160
富岡孝介議員質問	160
・部活動の地域移行について（県内の進捗状況について）	161
教育委員会教育長答弁	161
富岡孝介議員質問	161
・財源確保等について	162
教育委員会教育長答弁	162
富岡孝介議員質問	162
・補聴器購入補助について（県の見解について）	162
福祉保健部長答弁	163
富岡孝介議員質問	163
・知事の見解について	163
知事答弁	163
富岡孝介議員質問	164
・長崎県の看護師不足について（県内の状況について）	164
福祉保健部長答弁	165
富岡孝介議員質問	165

福祉保健部長答弁	165
富岡孝介議員質問	165
・ 看護師不足対策について	165
福祉保健部長答弁	166
総務部長答弁	166
富岡孝介議員質問	167
・ 子ども医療費の現物給付について（高校生世代の医療費助成における実施状況について）	167
こども政策局長答弁	167
富岡孝介議員質問	167
・ 現物給付に対する県の考えについて	167
こども政策局長答弁	167
富岡孝介議員質問	168
・ 幼児教育・保育の充実について（人材確保対策について）	168
こども政策局長答弁	168
富岡孝介議員質問	168
・ 幼児教育センターについて	168
こども政策局長答弁	169
富岡孝介議員質問	169
こども政策局長答弁	169
富岡孝介議員質問	169
・ ベトナムとの交流と未来について（ベトナム訪問団について）	169
文化観光国際部政策監答弁	170
富岡孝介議員質問	170
・ 今後のベトナムとの交流について	170
知事答弁	171
富岡孝介議員発言	171
一、 休 憩	171
一、 再 開	171
一、 宮本法広議員質問	171
・ 人口減少対策について（移住定住Uターン対策について）	171
産業労働部政策監答弁	172
宮本法広議員質問	172
知事答弁	172
宮本法広議員質問	172
・ 移住定住対策について	172
地域振興部長答弁	172
宮本法広議員質問	173
地域振興部長答弁	173
宮本法広議員質問	173

知事答弁	173
宮本法広議員質問	173
・地域おこし協力隊について	173
地域振興部長答弁	174
宮本法広議員質問	174
地域振興部長答弁	174
宮本法広議員質問	174
・福祉保健行政について（健康長寿日本一の長崎県づくりについて）	174
福祉保健部長答弁	174
宮本法広議員質問	175
福祉保健部長答弁	175
宮本法広議員質問	175
福祉保健部長答弁	175
宮本法広議員質問	175
福祉保健部長答弁	176
宮本法広議員質問	176
知事答弁	176
宮本法広議員質問	176
・認知症対策について	176
福祉保健部長答弁	177
宮本法広議員質問	177
福祉保健部長答弁	177
宮本法広議員質問	177
福祉保健部長答弁	177
宮本法広議員質問	178
福祉保健部長答弁	178
宮本法広議員質問	178
福祉保健部長答弁	178
宮本法広議員質問	178
知事答弁	179
宮本法広議員質問	179
・教育行政について（夜間中学について）	179
教育委員会教育長答弁	179
宮本法広議員質問	179
教育委員会教育長答弁	180
宮本法広議員質問	180
・不登校児童生徒対策について	180
教育委員会教育長答弁	180
宮本法広議員質問	180
教育委員会教育長答弁	181

宮本法広議員質問	181
・産業振興行政について（水素エネルギー社会の実現に向けた「エネルギー 県・長崎」の構築について）	181
産業労働部長答弁	182
宮本法広議員質問	182
・企業誘致について	182
産業労働部長答弁	182
宮本法広議員質問	183
産業労働部長答弁	183
宮本法広議員質問	183
・農業行政について（有機農業の振興について）	184
農林部長答弁	184
宮本法広議員質問	184
・スポーツ行政について（スケートボード（スケボー）の振興について）	185
文化観光国際部長答弁	185
宮本法広議員質問	185
文化観光国際部長答弁	186
宮本法広議員発言	186
一、休憩	186
一、再開	186
一、まきやま大和議員質問	186
・新型コロナウイルス感染症について（新型コロナウイルス感染症対策に ついて）	186
（県民の健康・いのちを守る知事の責務について）	187
知事答弁	187
まきやま大和議員質問	187
（これまでのコロナ対応を踏まえた、新たな感染症対策について）	187
福祉保健部長答弁	187
まきやま大和議員質問	187
（コロナ後遺症について）	188
福祉保健部長答弁	188
まきやま大和議員質問	188
・新型コロナワクチンの被害について	188
（副反応疑い報告制度について）	188
福祉保健部長答弁	188
まきやま大和議員質問	188
（予防接種健康被害救済制度について）	188
福祉保健部長答弁	188
まきやま大和議員質問	189
（各国の動きについて）	189

福祉保健部長答弁	189
まきやま大和議員質問	189
(mRNAワクチンのメカニズムについて)	190
福祉保健部長答弁	190
まきやま大和議員質問	190
(長崎県のワクチネーションプログラムについて)	190
知事答弁	191
まきやま大和議員質問	191
(ワクチン被害の周知について)	191
福祉保健部長答弁	191
まきやま大和議員質問	192
・ワクチンハラスメントについて	192
(ワクチンハラスメントに関する県の把握状況)	192
福祉保健部長答弁	192
まきやま大和議員質問	192
(ワクチン接種を強要することについて)	192
警察本部長答弁	192
まきやま大和議員質問	192
(ワクチンハラスメント防止に関する取り組みについて)	192
福祉保健部長答弁	193
まきやま大和議員質問	193
・石木ダムについて(佐々川の流量観測について)	193
(佐々川の観測結果の蓄積による、利活用の検討はいつ可能になるのか)	193
土木部長答弁	193
まきやま大和議員質問	193
(その蓄積期間の法的根拠について)	193
土木部長答弁	193
まきやま大和議員質問	193
土木部長答弁	193
まきやま大和議員質問	194
・石木ダム推進に係る補助金について	194
(交付を受ける団体の報酬の根拠について)	194
土木部長答弁	194
まきやま大和議員質問	194
(監査及び報告のチェックについて)	194
土木部長答弁	194
まきやま大和議員質問	194
(補助金の費用対効果について)	194
土木部長答弁	195
まきやま大和議員質問	195

土木部長答弁	195
まきやま大和議員質問	195
・石木ダムの事業費について	195
(石木ダムの事業費について)	195
知事答弁	195
まきやま大和議員質問	195
土木部長答弁	195
まきやま大和議員質問	196
土木部長答弁	196
まきやま大和議員質問	196
・和子牛価格の下落対応について	196
(子牛価格下落に対する支援状況について)	196
農林部長答弁	196
まきやま大和議員質問	196
(県が設置した相談窓口の対応について)	196
農林部長答弁	196
まきやま大和議員質問	196
・水田農業について	197
(長崎県の水稲生産の現状と課題について)	197
農林部長答弁	197
まきやま大和議員質問	197
(本県の水稲生産の振興方策について)	197
農林部長答弁	198
まきやま大和議員質問	198
(カドミウム低吸収性イネの導入について)	198
農林部長答弁	198
まきやま大和議員質問	198
・高校生の離島留学制度について	198
(離島留学制度の改善に向けた取り組みについて)	198
教育委員会教育長答弁	198
まきやま大和議員質問	199
教育委員会教育長答弁	199
まきやま大和議員発言	199
一、議案(第69号議案乃至第74号議案)・委員会付託	199
一、第75号議案(長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を 求めることについて)・委員会付託省略	199
一、第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」・上程	200
一、上記・請願、総務委員会に付託	200
一、散 会	200

第11日目(9月22日)(議案調査)

第12日目(9月23日)(秋分の日)	
第13日目(9月24日)	
第14日目(9月25日)(議案調査)	
第15日目(9月26日)常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、観光生活建設(午後委員会終了後・現地調査)、農水経済)	
常任委員会(文教厚生)	
第16日目(9月27日)常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務)	
常任委員会(文教厚生、観光生活建設、農水経済)	
第17日目(9月28日)常任委員会・予算決算委員会(分科会)(総務、文教厚生、農水経済)	
常任委員会(観光生活建設)	
第18日目(9月29日)(議事整理)	
第19日目(9月30日)	
第20日目(10月1日)	
第21日目(10月2日)(議事整理)	
第22日目(10月3日)(議事整理)	
第23日目(10月4日)予算決算委員会(分科会長報告、採決)	
議会運営委員会	
第24日目(10月5日)子ども子育て・若者支援対策特別委員会	
(議事整理)	
第25日目(10月6日)本会議(議案採決)	
一、議事日程	201
一、出席議員	202
一、欠席議員	202
一、説明のため出席した者	202
一、開議	203
一、追加議案一括上程(認定第1号乃至認定第3号)	203
一、上記、知事議案説明	203
一、上記、予算決算委員会に付託	203
一、上記、追加議案・議会閉会中の継続審査・決定	203
一、第75号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」、質疑・討論省略・原案同意	203

委員長報告

一、総務委員長報告	204
一、第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」について、 質疑・討論	205
一、堀江ひとみ議員、上記について、賛成討論	205
一、中島浩介議員、上記について、反対討論	206

一、上記、請願・不採択	206
一、第70号議案・原案可決	206
一、文教厚生委員長報告	206
一、第74号議案・原案可決	208
一、文教厚生委員会より、「第74号議案 長崎県子育て条例行動計画の変更に ついてに関する附帯決議案」・動議提出	208
一、上記、動議・可決	208
一、観光生活建設委員長報告	208
一、各議案・原案可決	210
一、農水経済委員長報告	210
一、予算決算委員長報告	212
一、第69号議案・原案可決	213
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	213
一、上記、各動議・可決	213
一、議員派遣第94号乃至議員派遣第96号・決定	213
一、各委員会から、議会閉会中の付託事件一覧表・許可・決定	213
一、知事あいさつ	213
一、議長あいさつ	215
一、閉 会	216

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議席の指定及び一部変更
 - 4 会 期 決 定
 - 5 会 議 録 署 名 議 員 指 名
 - 6 議 長 報 告
 - 7 第 6 8 号 議 案 乃 至 第 7 5 号 議 案 一 括 上 程
 - 8 知 事 議 案 説 明
 - 9 第 6 8 号 議 案 委 員 会 付 託
 - 1 0 委 員 長 審 査 結 果 報 告、 質 疑 ・ 討 論、 採 決
 - 1 1 散 会

令和5年9月12日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 34番 小林 克敏 君
 35番 川崎 祥司 君

36番 深堀 ひろし 君
 37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（1名）

11番 山村 健志 君

説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 前川 謙介 君
 県民生活環境部長 大安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 松尾 誠司 君
 水産部長 川口 和宏 君
 農林部長 綾香 直芳 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 吉野 ゆき子 君
 交通局長 太田 彰幸 君
 地域振興部政策監 渡辺 大祐 君

文化観光国際部政策監 伊達良弘君
産業労働部政策監 宮地智弘君
教育委員会教育長 中崎謙司君
選挙管理委員会委員長 蒼本昭晴君
代表監査委員 下田芳之君
人事委員会委員長 水上正博君
公安委員会委員長 瀬戸牧子君
警察本部長 中山仁君
監査事務局長 上田彰二君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任)
教育次長 狩野博臣君
財政課長 苑田弘継君
秘書課長 黒島航君
選挙管理委員会書記長 大塚英樹君
警察本部総務課長 一瀬永充君

議会事務局職員出席者

局長 黒崎勇君
次長兼総務課長 藤田昌三君
議事課長 川原孝行君
政務調査課長 濱口孝君
議事課課長補佐 永尾弘之君
議事課係長 山脇卓君
議事課会計年度任用職員 天雨千代子君

午前10時0分 開会

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、令和5年9月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、先般行われました県議会議員選挙の繰上補充において、めでたくご当選されました議員をご紹介申し上げます。

長崎市選挙区において、ご当選されました虎島泰洋議員でございます。(拍手)

次に、議席の指定及び一部変更を行います。

議席の指定及び一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定いたします。

次に、知事、並びに公安委員会委員長及び警察本部長より、新任の幹部職員を紹介いたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします - 知事。

○知事(大石賢吾君) さきの令和5年6月定例会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介します。

副知事 馬場裕子君。人事委員会委員 水上正博君。人事委員会委員 安達健太郎君。

次に、同定例会議会以降に発令いたしました幹部職員をご紹介します。

総務部長 中尾正英君。福祉保健部長 新田惇一君。土木部長 中尾吉宏君。農林部次長 松田武文君。

以上でございます。

どうぞ、よろしく願います。(拍手)

○議長(徳永達也君) 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長(瀬戸牧子君) 本年8月18日付の人事異動で着任いたしました警察本部長 中山仁君をご紹介します。

どうか、よろしく願います。(拍手)

○議長(徳永達也君) 警察本部長。

○警察本部長(中山仁君) 本年8月25日付の人事異動で着任いたしました警察本部の幹部職員をご紹介します。

警務部長 中川正則君でございます。

どうぞ、よろしく願います。(拍手)

○議長(徳永達也君) 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より10月6日までの25日間とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、25日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、本多泰邦議員及び中村俊介議員を指名いたします。

次に、委員会の委員選任の件について、ご報告いたします。

虎島泰洋議員を観光生活建設委員会、予算決算委員会及び観光・IR・新幹線対策特別委員会の委員に、長崎県議会委員会条例第4条の規定により、それぞれ選任いたしましたので、ご報告いたします。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、知事より、第68号議案乃至第75号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます - 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 本日、ここに、令和5年9月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る6月29日以降の活発化した梅雨前線や台風の影響により、九州北部地方をはじめ、全国的に記録的な大雨となり、死傷者や行方不明者が相次ぐなど、甚大な被害が発生しました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様には心から哀悼の意を表しますとともに、負傷され、また被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

次に、このたび、県議会議員にご当選されま

した虎島泰洋議員に対しまして、心からお慶びを申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（新型コロナウイルス感染症への対応）

新型コロナウイルス感染症については、本年5月に感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、県においては、この間、県民の皆様が自主的に感染対策の判断を行えるよう、感染の動向や感染防止に効果的とされる対策などの情報発信等に努めてまいりました。

そうした中、7月以降、定点報告による感染者数が急速に増加し、医療のひっ迫が懸念されたことから、去る8月7日に、感染症の専門家や医療機関、高齢者施設等の関係団体で構成する「長崎県新型コロナウイルス感染症流行警戒連絡会議」を開催し、幅広い医療機関による入院の受入や医療機関相互の連携体制等について、改めて確認を行ったところであります。

また、人との接触機会が増加するお盆の時期は、さらなる感染拡大が危惧されたことから、8月8日に、お盆に向けた感染対策として、基本的な感染防止対策や平日の診療時間内での受診など医療のひっ迫を防ぐための取組について県民の皆様にご協力をお願いいたしました。

その後、感染者数は減少し、現在は横ばいで推移しておりますが、引き続き感染状況を注視しつつ、必要に応じて県民の皆様への注意喚起を行うなど、新型コロナウイルス感染症への適切な対応に努めてまいります。

（「新しい長崎県づくり」のビジョン策定及び長崎県総合計画の一部見直し）

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進

していくためのビジョンについては、去る6月定例会において、「未来大国」をコンセプトに掲げるとともに、重点的に注力したい主な分野と共通する視点を盛り込んだ骨子をお示しし、ご議論をいただいたところであります。

その後、県においては、県議会でのご議論のほか、有識者による懇話会からのご意見等を踏まえながら内容の検討を進め、今般、ありがたい姿などをより具体的に整理したビジョン素案を策定いたしました。

ビジョン素案では、新たな社会経済システムへの転換やグローバル化、デジタル化などの時代の潮流を捉えつつ、自然や歴史、文化資源に加え、まちのたたずまいや産業構造が大きな変革の時期を迎えていることなど、本県の優位性を最大限に活かしながら、県民の皆様が未来への期待感と本県への誇りを抱き、県内外に存在感を示す「選ばれる長崎県づくり」を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、「未来大国」のコンセプトのもと、重点的に取り組む主な分野として「こども」、「交流」、「イノベーション」、「食」及び「健康」の5つの分野ごとに、概ね10年後のありがたい姿と、その実現に向けた施策の方向性をお示ししております。

また、それぞれの分野の施策を貫く共通の3つの視点として、「デジタル技術の活用」、「戦略的情報発信・ブランディング」及び「人材確保・育成」を掲げたところであり、こうした考え方に基づき、分野を超えた部局横断・融合的な取組を強力に進め、市町や民間、大学など様々な立場の皆様との有機的な連携を図りながら、ビジョンの実現にかかる具体的な施策を構築してまいりたいと考えております。

一方、全般的な県政運営の指針である「長崎

県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」については、5年間の計画期間の中間年に当たることから、ビジョンの実現に向けた施策の追加等を行うとともに、社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、取組項目や目標値などの一部見直しを行うこととしており、今般、素案としてお示ししております。

今後、「新しい長崎県づくり」のビジョン及び長崎県総合計画の一部見直しについて、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに内容の検討を深めてまいります。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進）

昨年9月23日に、多くの関係者のご尽力により開業した西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）が、まもなく開業から1年を迎えます。

県においては、この間、市町や各種団体等とも連携しながら、新幹線の利用や県内各地への周遊を促進するなど、開業効果の波及・拡大に取り組んできたところであり、JR九州の発表では、開業後約300日間における新幹線利用者数が200万人を超え、順調に推移しております。

こうした中、開業1周年を迎えるに当たり、出島メッセ長崎や長崎駅コンコースにおいて、県や各市町が協力し記念イベントを実施するとともに、諫早駅及び新大村駅においては、沿線各市による催し物が開催されるほか、JR九州との連携により県内の子ども達を対象とした無料乗車会の実施なども予定しております。

県としては、引き続き、市町や関係団体等とも連携しながら、沿線地域を中心とした賑わいの創出とさらなる開業効果の拡大に努めてまいります。

一方、九州新幹線西九州ルートにおける新鳥栖～武雄温泉間の整備の在り方については、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備

新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」等において議論が続けられております。

県としては、こうした動向を注視しつつ、関係者と様々な議論を積み重ねるなど、引き続き、西九州全体の発展に資する全線フル規格での整備の実現に向け、力を注いでまいります。

（核兵器廃絶に向けた取組）

去る7月31日から8月3日まで、核兵器不拡散条約再検討会議準備委員会の開催に合わせ、オーストリア・ウィーン市を訪問いたしました。

現地では、持続可能な世界の実現に向けて、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけることを目指すため、広島県との共催により、国連関係者や研究者等が参加するシンポジウムを開催したほか、次代を担う「ナガサキ・ユース代表団」が主催するイベントに参加し、「長崎を最後の被爆地に」という県民の強い思いを発信してまいりました。

また、ヴィーナネン準備委員会議長や中満国連事務次長などと面会し、国際情勢が厳しさを増す中、被爆地が果たすべき役割や、核兵器廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワーク形成などについて意見交換を行ったところであります。

県としては、今後とも、今回のNPT参加によって得られたネットワーク等も活用しながら、被爆の実相の発信に加え、次代を担う人材育成にも積極的に取り組むなど、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、力を注いでまいります。

（ベトナムとの交流促進）

去る8月27日から9月1日まで、日越外交関係樹立50周年を記念して、徳永県会議長をはじめ県議会、経済界、友好団体の皆様とともに、

ベトナム社会主義共和国を訪問いたしました。

今回の訪問では、ソン外務大臣をはじめ、クアンナム省のタイン人民委員会委員長やダナン市のチン人民委員会委員長など、中央政府や地方政府の皆様とお会いし、本県への優秀な人材の送り出しをはじめ、観光や文化、スポーツ交流などについて支援をお願いいたしました。

また、本県から寄贈した御朱印船の展示や、「日本文化展示の家」における情報発信など、本県の認知度とプレゼンス向上に向けた支援に対する感謝を申し上げ、本県とベトナムとの友好交流関係のさらなる強化等について確認したところであります。

併せて、技能実習生の送り出し機関や本県からベトナムに進出した企業を訪問し、技能実習生の活用における課題等について意見交換を実施いたしました。

今後とも、県議会や関係団体等と連携を図りながら、人材活用や文化など様々な分野において、ベトナムとの交流拡大に努めてまいります。

（赤潮による養殖魚の被害）

7月下旬から橘湾沿岸において大規模な赤潮が発生し、日本一の生産量を誇る養殖トラフグをはじめ約110万尾の養殖魚がへい死するなど、甚大な被害が生じております。

私も去る8月7日に現地を訪問し、被害を受けた漁業者の皆様と直接お会いして被害状況を確認するとともに、できる限りの支援を実施していくことをお伝えしたところであります。

今回の被害の発生を踏まえ、県としては、長崎市や雲仙市及び関係団体と連携しながら、へい死した養殖魚の処理や赤潮の防除剤散布等にかかる経費のほか、代替魚の購入経費や経営再建に向けた金融面の支援等を行うこととしており、緊急を要する経費は予備費で速やかに措置

するとともに、今後必要となる経費について関係予算を本定例県議会に提案しております。

併せて、9月6日には関係省庁を訪問し、今回の赤潮被害の状況や県の対応を説明するとともに、赤潮による損失のうち共済金相当額を超える部分の直接補てんや共済制度の充実、抜本的な赤潮対策に向けた技術開発や地方が行う対策への財政支援措置等について、緊急要望を行ったところであります。

引き続き、地元市や関係者の皆様とともに、本県選出国會議員や県議会の皆様のお力添えを賜りながら、一日も早く養殖産地が復活できるよう全力を注いでまいります。

（中国における日本産水産物の輸入停止措置への対応）

去る7月7日以降、日本のALPS処理水の放出問題をめぐり、中国税関において日本産水産物への放射能検査が厳格化されたことを受け、県では、中国駐長崎総領事を通じて、従来の検査態勢に戻すよう要請しておりましたが、処理水の海洋放出が開始された8月24日から、中国における日本産水産物の輸入が全面的に停止されております。

このような状況を受け、現在、県内の生産者や流通関係者の皆様においては、出荷先の振替などにより対応が図られておりますが、今後、本格的な出荷シーズンを迎える魚種もあることから、今回の輸入停止措置が長期間に渡った場合には、影響のさらなる拡大が懸念されるところであります。

こうした中、国においては、中国政府に対し輸入停止措置の即時撤廃を求めるとともに、新たな輸出先の開拓や国内消費拡大に向けた取組等への支援を行うこととされております。

県としても、9月7日に、改めて中国駐長崎総

領事に対し、本県水産物の安全性について関係機関へ伝えていただくよう要請を行うとともに、県内の水産関係事業者や中国のパートナー企業と連携して、現地における情報収集に努めながら、国の支援策の積極的な活用についても、関係者と協議を進めているところであります。

引き続き、状況をしっかりと注視しつつ、国や関係団体等とも連携しながら、今回の輸入停止措置の影響を可能な限り抑制できるよう、全力を尽くしてまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、湯水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があります。

そのため、工事工程に沿って着実に事業を進めていくことが重要であると認識しており、現在、ダム本体の掘削工事や付替県道工事の進捗を図っているところであります。

こうした中、去る7月20日に実施した佐世保市長との意見交換において、石木ダムの早期完成を図るため、生活再建に向けた基金の創設などについて認識が一致したところであり、現在、川棚町とも連携しながら、実施に向けた協議を進めております。

県としては、石木ダムの早期完成に向けて、工事工程に沿って着実に事業を進めつつ、引き続き、川原地区にお住まいの皆様のご理解とご協力をいただけるよう、努力を重ねてまいります。

（特別支援教育の推進）

県では、障害のある子どもの教育の充実を図るため、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、中長期的な観点から計画的に特別支援教育を推進しております。

こうした中、今般、実施計画に基づき、令和9年4月から対馬市立巖原中学校内に県立虹の原特別支援学校の小・中学部を新たに設置し、既に対馬高校内に設置されている高等部と併せて分校化することといたしました。

これにより、障害のある子どもたちが、居住地に近い地域で専門的な教育を受けることが可能となるほか、小学部から高等部までの一貫した教育活動のさらなる充実につなげてまいりたいと考えております。

引き続き、市町とも十分連携しながら、特別支援教育を推進してまいります。

（離島留学制度の見直し）

県では、本年3月に離島留学制度を活用して県立壱岐高校に進学していた生徒が亡くなったことを重く受け止め、事案の検証や今後の再発防止策とともに、生徒の皆様が安全かつ安心して生活を送ることができるよう、離島留学制度の見直しについて検討を進めてまいりました。

検討に当たっては、本年4月に地元市や学識経験者などで構成する「これからの離島留学検討委員会」を設置して協議を重ね、去る9月3日に実施した最終の第3回検討委員会において、報告書（案）が示されたところであります。

報告書（案）においては、今回の事案に係る検証結果のほか、生徒や里親に対するサポートの強化、受入体制の見直しや生徒に対する地域全体での見守りの強化など、今後の離島留学制度の運用における具体的な対応策が盛り込まれております。

県としては、今後、報告の内容を踏まえつつ、県議会のご意見等をお伺いしながら、関係市町等とも連携を図り、より魅力的で持続可能な離島留学制度となるよう改善に努めてまいります。

（デジタル化やDXの推進）

去る9月7日及び8日の2日間、出島メッセ長崎において、県内外の企業が有するソリューションや先端技術の普及と企業間のマッチング等を行う産業展示会「ながさきデジタルDEJI-MA産業メッセ2023」のほか、本県初となる「ドローンサミット」等の各種イベントを、国や民間との連携により開催いたしました。

このうち、デジタル技術に関する展示会には、海上や水中用など多種多様なドローンや空飛ぶクルマのほか、先端ICT技術の紹介など、全国から約80の企業や団体が出展し、県内外から多くの皆様にご来場いただいたほか、併せて開催したシンポジウムにも多くの自治体や企業等にご参加いただくなど、2日間とも盛況のうちに終了したところであります。

今回のイベントを契機として、県内外の企業における新たなネットワークの構築等が期待されており、県としては、今後とも、こうした取組等を通じて、本県を新たなソリューションが創出されるフィールドとしてさらに活用いただくなど、デジタル化やDXの推進に力を注いでまいります。

（幹線道路の整備）

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、高規格道路など幹線道路の整備を進めております。

こうした中、去る9月2日、西九州自動車道の松浦佐々道路において、当区間では初めてとなるトンネルの貫通式が松浦2号トンネルで開催されるなど、整備促進が図られております。

また、県道佐世保世知原線の板山工区2.1キロメートルが8月19日に開通したところであり、今回の整備により佐世保市の中心部と世知原町とのアクセスが格段に向上するものと期待して

おります。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

（スポーツの振興）

この夏、本県の中・高校生が各種全国大会において、見事な活躍を見せてくれました。

去る7月16日に開催された全日本ライフル射撃競技選手権大会女子チームピストルで長崎東高校の横川香菜選手が優勝し、7月26日及び27日に開催された全日本高校生ピストル射撃競技選手権大会では、男子エアピストル及び男子チームピストルで長崎北高校の内田 翼選手が優勝を飾りました。

また、7月22日から8月21日まで北海道を主会場として開催された全国高等学校総合体育大会では、ソフトボール競技男子で島原工業高校が優勝するなど、団体・個人合わせて39の入賞を果たしました。

さらに、8月17日から26日まで四国4県で開催された全国中学校体育大会では、ソフトボール競技男子で島原JHS男子ソフトボールクラブが優勝するなど団体・個人合わせて11の入賞を果たしました。

このほか、8月18日から21日まで開催された第50回全国中学生テニス選手権大会男子シングルスにおいて、長与町立長与中学校の太田周選手が優勝を飾りました。

一方、成年競技では、7月30日に開催された第52回全国選抜社会人相撲選手権大会において、団体の部で長崎県教職員クラブが優勝を果たしました。

選手並びに指導に当たられた関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、今後とも、世界で活躍できる選手の発掘や育成・強化に取

り組み、県民に希望と活力を与えるスポーツの振興と競技力の向上に力を注いでまいります。

次に、議案関係についてご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、国庫補助事業の内示等に伴う事業費の追加、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計68億2,007万2,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,675億5,356万5,000円となり、前年同期の予算に比べ、132億3,565万9,000円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明いたします。

第70号議案「少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例」は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第72号議案「契約の締結について」は、一般国道251号道路改良工事（6号橋上部工）の請負契約を締結しようとするものであります。

第74号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」は、国が定める基本指針等を踏まえ、計画の一部を変更しようとするものであります。

第75号議案は、長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、石橋龍太郎君、川端辰長君、宮崎英樹君、予備委員といたしまして、堺 賢作君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、収用委員会委員を退任されます。三浦

純一君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（徳永達也君）ただいま上程いたしました議案のうち、第68号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」につきましては、お手元の議案付託表のとおり予算決算委員会に付託いたします。

予算決算委員会での審査が終了するまでの間、しばらく休憩することにいたします。

午前10時31分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（徳永達也君）会議を再開いたします。

これより、午前中に、予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました第68号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

吉村委員長 29番。

○予算決算委員長（吉村 洋君）（拍手）〔登壇〕予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、本日、本委員会に付託されました、第68号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、異議なく、原案のとおり、可決すべき

ものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

養殖魚赤潮被害緊急対策事業費について、今回の赤潮被害において、養殖共済制度からの補償が約3割しか受けられないとのことである。

共済制度の見直しについて、今後、関係機関と連携し、漁業者に寄り添った対応をしてほしいと考えるがどうかとの質問に対し、関係機関との連携については、過去の被害をもとに、しっかりと構築していたところであったが、今回の被害については、過去に経験したことのないものであった。

また、共済制度については、現在の制度では満足な補償が受けられないことから、国に対して見直しを強く要望したところであり、今後も引き続き要望をしていきたい。

まずは、今回の代替魚購入支援等により、産地が復活し、事業者が希望を持って事業を継続できるよう力を尽くしたいとの答弁がっております。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第68号議案は、原案のとおり、可決
されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から9月18日までは、議案調査等のため
本会議は休会、9月19日は、定刻より本会議を
開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時34分 散会

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和5年9月19日（火曜日）

出席議員（44名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君

37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（2名）

11番 山村 健志 君
 34番 小林 克敏 君

説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 前川 謙介 君
 県民生活環境部長 大安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 松尾 誠司 君
 水産部長 川口 和宏 君
 農林部長 綾香 直芳 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 吉野 ゆき子 君
 交通局長 太田 彰幸 君
 地域振興部政策監 渡辺 大祐 君

文化観光国際部政策監	伊 達 良 弘 君
産業労働部政策監	宮 地 智 弘 君
教育委員会教育長	中 崎 謙 司 君
選挙管理委員会委員	久 原 巻 二 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	辻 良 子 君
公安委員会委員長	瀬 戸 牧 子 君
警察本部長	中 山 仁 君
監査事務局長	上 田 彰 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	狩 野 博 臣 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	一 瀬 永 充 君

被害がありました。そして、また、直近では、赤潮の被害対策、そして、子牛の価格の下落による支援策、迅速に知事部局等、対応いただきまして、本当にありがとうございます。

私自身も、五島市の繁殖農家の生産者の若い方たちと会ってきましたけれども、本当にこの苦境を乗り越えなければいけないですが、その先に、改めて、またしっかり頑張りたいという意欲みなぎる顔を見た時に、何とかこの生産者たちを守っていかなければいけないというのを気持ちを新たにしたところでありまして、特に、離島地区においては、1次産業は基幹産業でありますので、しっかりと私たちも党として、これからもまた要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速質問に入りたいと思ひます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)新しい長崎県づくりのビジョンについて。

知事に就任し、一年半がたとうとしております。県勢推進のため、山積する懸案課題の解決はもちろんです。自身の掲げた選挙公約の実現への道筋が求められるところでありまして。あくまで一期4年の任期の中で何をなせたのかを問われます。

しかし、一方で、中・長期的な視点も大事であり、今般、「新しい長崎県づくり」のビジョンを策定されていますが、ビジョンでは、重点的に取り組む主な分野として、子ども、交流、イノベーション、食、健康が示されていますが、ありたい姿をどのように描こうとしているのかをお尋ねいたします。

(2)最重点事業(新幹線、石木ダム、IR)の進捗と今後の取り組みについて。

新幹線、石木ダム、IRは、本県の最重要事

議会事務局職員出席者

局 長	黒 崎 勇 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議事課長	川 原 孝 行 君
政務調査課長	濱 口 孝 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議事課係長	山 脇 卓 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

午前10時 0分 開議

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

前田議員 - 40番。

○40番(前田哲也君)(拍手)〔登壇〕皆さん、おはようございます。

自由民主党、長崎市選出、前田哲也でございます。よろしくお願ひいたします。

質問に入る前に、今年のはじめ、びわの寒害

業であり、これまでの歴代の知事からバトンを引き継ぎ、その実現に向け、取り組んでいる事業であります。

本会議においても毎回質疑がなされ、今年度2月定例会でも、新年度予算編成に伴い、事業の推進に関して「粘り強く取り組んでいく」旨の決意が示されておりますが、この半年を見る限り、この3つの事業に関し、むしろ、時間的制約の中で、残念ながら懸念材料が増した状況であると思われま。

九州新幹線西九州ルート、石木ダム、IR誘致について、これまでの取組と、それぞれ厳しい現況の打開に向けて、今後どのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

（3）地場企業の資金繰り・物価高対策と厳しさを増す県民生活への支援について。

コロナ禍での経済の停滞を脱しつつあるとはいえ、まだ完全復調とは言えず、そうした中で、コロナ期のゼロゼロ融資の償還も本格的にはじまる中で、依然として企業の経営、資金繰りは厳しく、かつ不安定な世界情勢等の影響もあり、昨今の物価高は、ダブルパンチとしてじわじわと企業の体力を奪っている現況であります。

また、県民生活も全世代で厳しさを増しており、特に、高齢者やひとり親世帯の日常生活の困窮は想像に難い状況であります。

もっと積極的な支援を求めるものでありますが、知事は、県内の経済状況、県民の暮らしをどのように認識し、対策を講じようとしているのか、お尋ねいたします。

2、本県の財政状況について。

（1）中期財政見通しを踏まえた県の財政運営について。

県においては、去る9月12日に、令和6年度から5年間の「中期財政見通し」を策定、公表さ

れましたが、それによると、令和10年度末の財政調整基金の枯渇という状況は避けられる見込みであり、大石知事の下、これまで取り組んでこられた財政健全化の取組の成果であるものと評価しております。

しかしながら、今回の中身を見ると、歳出面において、社会保障関係費の継続的な伸びに加え、令和7年度以降については、公債費負担の増加により再び財源不足が生じるなど、厳しい財政状況が続く見込みとなっております。

また、併せて策定された実質的な公債費の長期シミュレーションにおいて、令和15年度は、現在より約68億円負担が増加する見込みとなっており、中・長期的な公債費負担の増加が懸念されるところであります。

今後、エネルギー、食料品価格等の物価高騰のほか、本県の重要課題である人口減少対策や産業の振興、頻発化、激甚化する自然災害への対応など、本県が直面する様々な課題の解決に必要な事業に取り組むためにも、歳入・歳出両面からの収支改善の取組を着実に図り、財政の健全化を確保していく必要があるものと考えております

そこで、今回の「中期財政見通し」の策定を踏まえた本県の財政状況の認識と今後の財政運営の考え方について、知事にお尋ねいたします。

3、人口減少対策について。

（1）減少に歯止めがかからぬ中での今後の取り組みと市町との連携について。

県においては、県政の最重要課題である人口減少を抑制するために、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各種施策に真摯に取り組んでおられることは十分に理解しています。

しかしながら、直近の長崎県異動人口調査に

よると、令和4年の1年間で約1万4,000人が減少しており、前年と比較すると、減少数は若干改善されているものの、残念ながら、本県の人口減少に歯止めがかかるまでには至っていない実情となっています。

そのような状況であるならば、私は、これまでの手法と違った新たな施策に取り組むことが必要であり、その際には、県が取り組むのではなく、住民にとって一番身近な存在である市町と十分に連携することが非常に重要ではないかと考えています。

そこで、県として、今後、人口減少対策にどのように取り組んでいこうとされているのか、特に、市町との連携について、以前より連携の見える化、手法の検討の意見を述べてきましたが、どのような検討を行い、どう展開しようと考えているのか、お伺いします。

（2）各産業別の産業振興における課題の認識と人材確保について。

人口減少対策は多岐にわたりますが、最も重要な課題は、安定した雇用下の中で所得向上を目標とした各産業の振興だと認識しています。

1次産業の農林水産業については、同僚議員からも同趣旨の質疑が挙がっておりますので省略させていただき、2次産業の製造業、3次産業の観光業における課題の認識とそれに対する取組、人材確保対策について、お尋ねをいたします。

4、新型コロナウイルス感染症、健康寿命延伸について。

（1）5類移行後の対応と現況を踏まえた、これからの取り組みについて。

新型コロナウイルス感染症については、7月以降、急速に感染が拡大し、5類感染症への移行後、最初の感染拡大の波を迎えました。

5類への移行により、週に一度の定点報告となり、感染対策が個人、事業者の判断が基本となるなど、コロナに対する対応が大きく変化した中での感染拡大となってきましたが、知事は、感染拡大を防ぐためにどのように対応してきたのか、まずお尋ねします。

そして、県は、5類移行後、9月末までの移行計画を策定し、確保病床によらない体制への移行を進め、10月からは、通常の医療提供体制へ移行することとしております。先日、政府において、冬の感染拡大に備え、9月までの移行期間を3月まで延長することが発表されましたが、これまでの移行計画の進捗状況と今後の対応について、お尋ねをいたします。

（2）健康寿命延伸を目指した各種医療保健計画の成果と次期計画の策定について。

今年度は、16本にわたる各種医療保健計画の次期計画の策定の年度となっており、担当部署においては、まさに計画の策定中ではありますが、その際に重要なことは、現計画の成果を検証し、課題をしっかりと認識して、メリハリを持った次期計画を策定することであり、全国に先んじて高齢化が進行し、医療費も高い状況にある本県の現状を見た時に、より挑戦的な計画とすることが求められると思います。

厚生労働省から新たな福祉保健部長を迎える中、策定に当たっての部長の認識と決意を確認いたします。

5、子ども子育て支援施策の充実について。

先般公表された厚生労働省の人口動態統計（概数）によると、全国の2022年の出生数は、過去最少の77万747人、合計特殊出生率は1.26と、過去最低の水準となっています。

予想を上回るペースで進む少子化の背景に、国では、これまで各省庁でばらばらに行われて

きた子どもに関する施策を一元化して実施する組織として、本年4月に、「こども家庭庁」が発足したところであります。

こうした中、国においては、少子化トレンドの反転に向け、今後3年間を集中期間として、次元の異なる少子化対策に関わる方針が示されたところです。

本県においても、子どもたちへの投資を未来への投資と捉え、子育てを中心とする「子ども施策」を県政の機軸、県政の一丁目一番地として大石知事は位置づけられています。

急速に進行する少子化、人口減少の反転、若者や女性、子育て世帯から選ばれる、魅力ある長崎県の実現のためには、子ども子育て支援施策の充実強化がこれまで以上に必要と考えますが、来年度当初予算編成に向けて、どのような考え方で子ども子育て支援施策を検討しようと考えているのか、お尋ねします。

6、教育行政が解決すべき課題と解決に向けた方向性について。

少子化、人口減少、社会のつながりの希薄化、グローバル化の進展など、子どもたちを取り巻く環境は複雑化しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定さなど、将来が予測困難な時代と言われております。

このような社会情勢において、教員のなり手不足や不登校児童生徒の増加など、様々な問題があると思いますが、教育に関わる課題解決のために、県教育委員会が中心となって解決の方向性を示していく必要があると考えます。

県教育委員会として、どのような課題があるかと認識しており、その解決に向けては、どのような方向性を示そうとしているのか、お尋ねします。

7、土木行政について。

県民の安全・安心、また県内経済を支える意味において、建設業の果たしている貢献は非常に大きいものがあります。

今回は、国土強靱化に絞り、質疑をします。

近年、気候変動による災害が激甚化、頻発化する中、本年度も全国各地で台風や大雨などによる大きな被害が発生しています。

本県でも、8月に台風6号が最接近するなど、頻繁に洪水、浸水被害や土砂災害が発生したところであります。

特に、本県は、土砂災害警戒区域の指定数が全国2番目に多く、このような地形的、地理的な条件から、風水害による危険が常に潜んでいます。

また、県土の多くを半島・離島地域が占める本県においては、島原や西彼杵などの半島地域において、高規格道路のミッシングリンクが存在し、地域の活性化はもとより、災害時の交通ネットワークの多重化や救急医療施設への搬送などの強化が課題となっており、早急な対策が望まれるところです。

さらには、これまで整備してきた多くの社会インフラの老朽化が進行しており、事故を未然に防ぎ、県民サービスの低下を招かないための戦略的な維持管理、更新が求められます。

このような中、国においては令和3年度から、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として15兆円の予算を措置し、強靱化に向けた取組を加速させているところです。

そこで、本県においても、県土のインフラ整備、災害時などの道路ネットワークの機能強化、老朽化対策の促進のために、積極的に予算を獲得し、県土の強靱化を図っていく必要があると考えます。

併せて、令和7年度までとされている加速化対策後においても、必要十分な予算を確保し、この特段の取組を継続すべきと考えますが、知事の見解をお尋ねします。

8、長崎市のまちづくりについて。

選挙区で長崎市について、1つだけ質問をさせていただきます。

（1）長崎駅周辺整備に伴う人流の変化と交通利便性の向上について。

駅前が大きく変わろうとしている中、以前より、この再開発による経済活動の拠点の変化により、中心市街地や周辺の商店街等への影響が大きく、また求める雇用の人材の取り合いが懸念されると私は意見をしてきました。

現在の状況を見ると、公共交通の結節点としても利便性が高くなったとは言えず、むしろ、逆に高齢者の移動も距離が延びて苦労をしていると聞きます。

さらに、整備後の交通渋滞も危惧され、改善を求める声が既に出ています。

整備後の影響や人流の変化、公共交通の利便性の向上について、県としてどう考えているのか、お尋ねいたします。

（2）旧県庁舎跡地整備の進捗について。

早いもので、平成30年の1月に県庁が江戸町から移転して既に5年半超が経過しました。

この間、旧県庁舎の解体や跡地の発掘調査、それと並行した整備内容について、県議会でも熱心な質疑があり、また昨年1月には、長崎商工会議所から県への提言がされるなど、多くの意見をいただき、様々な議論を経て、昨年7月に、「県庁舎跡地整備基本構想」が取りまとめられました。「広場」、「情報発信」、「交流」という基本的機能を定められています。

ただし、県民、市民の感覚は、まだ具体のイ

メージが持てず、そのために活用の機運が盛り上がり欠けているように感じています。

そのうえで、それぞれの機能の具体的内容についても、早期に配置も含め決定を行い、整備年度も示す中で、できるところから前倒して整備に取りかかるべきであり、特に、県警跡地は、遺跡等の発掘調査もない中で、長期にわたり何も手をつけず放置している状態は、当時、県庁移転について苦渋の了解をした周辺の地域から見れば、許されることではないと私は思います。

また、整地が進んだ中で、旧第3別館の建物については、基本構想の中では、安全性の面等から慎重に検討が求められるとされていますが、耐震性が極めて低く、景観上も、今後の設計上からも、保存する価値があるのかを再度確認し、否であるならば解体すべきと考えます。

以上、述べたことについて、見解を求めます。

9、行政課題のDX活用による解決への取り組みについて。

県政課題をデジタル活用で解決する取組が必要なことは言うまでもなく、離島を多く抱え、本県こそ先進的な取組が求められます。

ちょうど先日、「ながさきデジタルDEJI-MA産業メッセ2023」が出島メッセで開催されましたが、その実績について、また知事も開会式で挨拶され、会場も視察されておりますので、デジタルでの行政課題の解決に対しての期待や今後の取組について、所見を伺います。

そして、私自身も先進地を視察した中で、行政課題解決のDX活用は、県自らの取組もですが、むしろ、基礎自治体の市町でこそ積極的に取り組み、県は、それを支援するという役割分担が望ましいと思っています。そのためにも、まずはデータ基盤の構築が肝心であり、今回は、そこに絞って質問をいたします。

まずは、本県が市町とデータ連携基盤を開発した経緯並びに県と市町がどのようにつながるイメージを持っていたのか、そのうえで、現状、どのように利活用されているのか、お尋ねします。

本壇からの質問は以上として、対面演壇席から後ほどまた再質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 前田議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、ビジョンにおいて、ありたい姿をどのように描こうとしているのかとお尋ねがございました。

本県においては、人口減少や少子・高齢化の進展に伴う様々な課題が懸念されることに加え、コロナ禍の影響もあり、閉塞感や先細り感が漂っているように感じておりました。

こうしたことから、県民の皆様が将来への不安や憂いを払拭し、未来への期待感や本県への誇りを抱いていただけるような旗印として、「新しい長崎県づくり」のビジョンを策定することとしたところであります。

ビジョンでは、本県が県内外に存在感を示している姿として、「未来大国」をコンセプトに掲げたうえで、ありたい姿においては、「子ども施策」を機軸に、重点的に取り組む5つの分野が相互に絡み合い、連動することが重要であると考えております。

併せて、本県の強みである観光業や農林水産業、製造業などの産業力の強化とともに、最先端のデジタル技術を取り入れながら、全世代の方々が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会を描いてまいりたいと考えております。

そのため、庁内の部局横断、融合的な取組を

一層強めるとともに、様々な立場の皆様と共に共感をいただきながら有機的に連携することで、各分野の施策の相乗効果を高め、県民の皆様と一緒に、複雑かつ多様化する課題を乗り越え、ビジョンの実現に全力を尽くしてまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートについて、これまでの取組と今後どのような取組を考えているのかとお尋ねがございました。

間もなく開業一年を迎える西九州新幹線は、開業後約300日間における利用者数が200万人を超え、好調に推移しております。

また、開業に伴って、駅周辺では商業施設やマンションの建設が進み、まちのたたずまいも大きく変わるなど、沿線市を中心に、その効果は着実にあらわれてきております。

県では、西九州新幹線の利用促進や開業効果の拡大が将来の全線フル規格の実現につながるものと考え、市町等と連携し、県内の魅力発信や周遊促進などに取り組んでいるところでございます。

一方、新鳥栖～武雄温泉間は、いまだ整備方式が決まっておらず、国土交通省と佐賀県の幅広い協議や与党PT西九州ルート検討委員会など、関係者間で議論が行われております。

県としては、政府・与党をはじめ、関係者に対して、議論の進展や地域課題の解決について働きかけるなど、引き続き、全線フル規格での整備の実現に力を注いでまいります。

次に、石木ダムについて、令和5年度におけるこれまでの事業の進捗と今後どのように取り組むのかとお尋ねがございました。

石木ダムについては、現在、工事工程に沿ってダム本体の掘削工事及び付替県道工事等を進めているところですが、事業に反対されている方々による座り込み等の妨害が依然として続い

ております。

そうした中であって、今年度は、これまで工事に着手できなかった付替県道の一部区間や収用地を含む迂回道路の盛土工事に着手をしております。

引き続き、現場の安全に配慮しながら、工事工程に沿って切れ目なく工事を進めてまいります。

また、今後、事業を円滑に進めていくためには、川原地区にお住まいの皆様のご理解とご協力をいただくことが重要との考えに変わりはございません。

現在、話合いに応じていただけない状況が続いておりますが、職員による毎月の訪問等により話合いをお願いしてきており、今後も努力を重ねてまいります。

県民の安全・安心を確保するためには石木ダムが必要であり、一日も早い完成に向け、事業の推進に全力を注いでまいります。

次に、IR誘致について、これまでの取組と今後の取組はどうかとお尋ねがございました。

IR区域整備計画については、昨年4月に国へ認定申請を行い、現在、国が設置した審査委員会において審査が行われております。

この間、県においては、国の審査に適切に対応してきたところであり、大阪の区域整備計画が認定された本年4月以降においても、国との具体的な協議を継続しております。

県といたしましては、IRがもたらす高い経済効果を九州全域へ広く波及させるため、これまで、九州の経済界や行政、議会が一体となった「オール九州」の取組を推進してきたところであります。

こうしたことから、一日も早い区域認定の獲得に向け、国における審査の進捗が図られるよ

う、引き続きしっかりと対応してまいります。

次に、物価高騰の中、県内の経済状況、県民の暮らしをどのように認識し、対策を講じようとしているのかとお尋ねがございました。

県内経済情勢は、緩やかに回復しつつとされる一方で、エネルギー価格の高騰や生活必需品の度重なる値上げが企業活動や県民の日常生活に大きな影響を与えるなど、依然として厳しい状況であると認識しております。

県としましては、今年1月から県内中小事業者に対し、借換えにも対応できる制度融資を設けたほか、6月補正予算による省エネ設備等の導入支援、子ども食堂及びフードバンク活動団体を通じた支援等、各分野の物価高騰対策に全力で取り組んでいるところであります。

多様な事情により経済的に困窮している方々に対しましても、個々の相談に応じ、自立した生活に向けた就労支援や生活福祉資金貸付けなど、きめ細やかに対応しております。

今後も、県内情勢及び国の政策を注視しながら、事業者や県民の皆様に対し確実に必要な支援が届くよう、各関係機関とも連携のうえ、各種事業に取り組んでまいります。

次に、「中期財政見通し」を踏まえた本県の財政状況の認識と今後の財政運営の考え方について、どのように考えているのかとお尋ねがございました。

今回策定いたしました「中期財政見通し」においては、物価高騰による本県財政への影響は不透明なものの、国の財政措置や継続的な収支改善対策等により、令和5年度と令和6年度は財源不足が生じない見込みとなっております。

しかしながら、令和7年度以降は、社会保障関係費の伸びに加え、大型事業の償還開始に伴う公債費の増加等により財源不足が生じ、基金

の取崩しを余儀なくされる見通しであり、厳しい財政状況は続くことを認識しております。

そのため、今後の財政運営に当たっては、物価高騰などの社会経済情勢を注視しつつ、引き続き、着実な収支改善に取り組むほか、将来の公債費負担の抑制に向けた対策を継続して実施することが重要であると考えております。

また、国に対しては、全国知事会とも連携しながら、地方税財源の充実・強化を強く要請してまいります。

県としては、こうした取組を通して、新しい長崎県づくりの実現に資する持続可能な財政運営に力を注いでまいります。

次に、今後、人口減少対策にどのように取り組んでいくのか、特に、市町との連携について、どのような検討を行い、どう展開しようと考えているのかとのお尋ねがございました。

人口減少対策については、これまでの取組に加え、「新しい長崎県づくり」のビジョンに掲げた施策の方向性に沿って、最先端技術を活用した地域課題の解決や産業構造の変化を捉えた施策構築などにより、選ばれる長崎県づくりの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市町との連携については、県・市町連携会議等において、各市町長との意見交換を実施しているほか、県職員の市町への訪問等を通して、直接、地域の課題や施策の方向性をお聞きしながら、産業振興をはじめとした地方創生に係る事業構築の検討を行っているところであります。

今後は、市町ごとの産業構造も含め、それぞれの特性や課題、対策等を整理するとともに、県と市町の役割分担を踏まえながら、市町のニーズに基づいた施策構築についても検討を行ってまいりたい

と考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症について、感染拡大を防ぐためにどう対応したのか、また移行計画の進捗状況についてのお尋ねがございました。

7月下旬の感染拡大期には、県民の皆様に対して注意喚起を行い、8月上旬には、「長崎県新型コロナウイルス感染症流行警戒連絡会議」において、幅広い医療機関による患者対応と相互連携体制の強化に関し、改めて関係団体と認識の共有を図りました。

さらに、定点報告数が30を超えたことを踏まえ、お盆を迎える前に臨時の記者会見を開き、私から県民の皆様へ、基本的な感染対策等へのご協力をお願いしたところであります。

今後も、県ホームページやSNS等を活用して感染動向を周知するとともに、感染の動向に応じた注意喚起に努めてまいります。

また、通常の医療体制への段階的移行については、移行計画に基づき、7月から、重症と中等症の患者用に確保病床を重点化しており、現在、入院患者の8割近くが通常の病床で受け入れられております。

今後は、国から移行期間延長の方針が示されたことを踏まえ、感染拡大時に病床を確保しつつ、さらに幅広い受け入れが進むように、医療機関の理解促進に努めてまいります。

次に、子ども子育て支援施策の充実について、県では、来年度当初予算編成に向けて、どのような考え方で、子ども子育て支援施策を検討しようと考えているのかとのお尋ねがございました。

本県においては、これまでも、こども政策局を中心に、県民の皆様が希望どおりに結婚、妊娠、出産、子育てできる社会の実現に向けた各

種施策に取り組んでまいりました。

こうした中、国においては「こども未来戦略方針」が示されたところであり、これらの国の施策と整合性を図りながら、県の施策を構築することが重要であると考えております。

また、県内の子どもや関係者のご意見をお聞きする機会を設けるほか、市町や関係団体との意見交換も積極的にいながら、本県の課題の克服に向けて必要な施策の検討を進めてまいります。

さらに、「新しい長崎県づくり」のビジョンの子ども分野でお示した、ありがたい姿の実現のために必要な予算についても、部局横断で議論を重ねてまいりたいと考えております。

今後とも、様々な声に耳を傾け、大胆な視点と細やかな視点を組み合わせながら、県政の機軸である子ども子育て支援施策の充実・強化に全力を注いでまいります。

次に、国土強靱化5か年加速化対策の予算獲得と5か年加速化対策後の必要な予算確保についてのお尋ねがございました。

現在、5か年加速化対策の3年目を迎え、道路ネットワークの機能強化や流域治水対策、土砂災害対策、インフラ老朽化対策などを着実に進めているところであります。

しかしながら、現在、高規格道路の供用率は依然として約61%にとどまり、また砂防関連事業の整備率も約26%と低い状況であることなどから、必要な対策は、まだまだ道半ばであると考えております。

このため、激甚化、頻発化する自然災害から県民の命や暮らしを守り、地域の産業を支えていくためにも、今年度の補正予算を最大限確保することに努め、強靱な県土づくりにしっかりと取り組んでまいります。

また、5か年加速化対策後も必要な予算を別枠で確保し、継続的、安定的に取組を進めていくことは極めて重要であると認識しており、今後も引き続き、国に対して、しっかりと働きかけてまいります。

次に、ながさきデジタルDEJIMA産業メッセ2023についてのお尋ねがございました。

9月7日と8日の2日間にわたり開催された産業展示会、「ながさきデジタルDEJIMA産業メッセ2023」では、併催した「第2回ドローンサミット」を含め、約3,900名の来場があり、ドローンのデモフライト等も多くのメディアで取り上げられるなど、盛況のうちに終わることができたと考えております。

本県は、離島・半島地域を有し、物流や交通、医療等の地域課題への対応などを要することから、先端ICT技術や次世代モビリティ等の新技術の積極的な活用により、様々な課題解決が図られることを期待しております。

そのため、今後、AI等の最先端技術を活用した産業振興や次世代モビリティ等の社会実装を推進するとともに、医療、福祉、子育て支援等の分野のデジタル化を進めるなど、個人のニーズに応じた最適なサービスが提供される豊かな県民の暮らしの実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

残余のご質問については、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（松尾誠司君） 製造業振興における課題の認識とそれに対する取組、人材確保対策についてのお尋ねでございます。

本県製造業の振興につきましては、造船業に次ぐ基幹産業の創出に向け、今後とも市場拡大が見込まれる半導体関連産業や航空機関連産業

などの誘致、育成に取り組んでいるところであります。

基幹産業化に向けては、県内サプライチェーンの形成が課題であることから、誘致企業を含めた県内企業の企業間連携による事業拡大や参入に必要な認証取得などを支援しております。

具体的には、半導体製造装置について、県内での一貫生産を目指す取組や航空機エンジンの主要部品の増産に向けた新たな連携などを支援しております。

また、必要な人材については、産学官で連携を図りながら、企業のニーズを踏まえた確保に努めているところであります。

今後とも、県内経済を支える製造業の振興に力を注いでまいります。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（前川謙介君）観光・宿泊業界についての県の課題認識と人材確保の取組についてのお尋ねでございます。

国の毎月勤労統計によりますと、本県の宿泊業、飲食・サービス業の賃金は、他の業種と比べると低い方になってございまして、観光・宿泊業界での生産性や収益性を高め、従業員の所得向上につなげていく必要があると認識いたしております。

このため、県におきましては、宿泊事業者が実施するDX化や業務効率化への取組を支援いたしております。生産性の向上を促しているところでございます。

事業者においても、国の補助事業を活用した施設の高付加価値化に取り組まれ、収益力を高める努力をなされております。

また、観光・宿泊業界における人手不足の解消に向けましては、外国人材の受入れも含めまして、事業者のご意見を伺いながら、必要な支

援を実施してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）福祉保健部が今年度行う医療・保健・福祉各分野の16本の計画策定に係る認識と決意について、お尋ねがございました。

各種計画の策定期間が重なりますことは、本県の福祉保健政策の諸課題につきまして、各分野の垣根を越えて議論し、連携、調和を図る大きなチャンスであると認識しております。

各種計画の策定に当たりましては、関係者の方々と議論を重ね、本県の現状や課題を認識したうえで、「新しい長崎県づくり」のビジョンのコンセプトである「未来大国」を具現化すべく、いつでも、どこでも、誰でも医療・介護サービスが受けられ、全ての世代の方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現に向け、本県の医療・保健・福祉行政の礎となる計画の策定を目指してまいります。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君）教育行政が解決すべき課題と解決に向けた方向性についてのお尋ねでございます。

教育におけます課題は多様化、複雑化しており、支援を必要とする児童生徒への対応に加えて、新たな資質、能力の育成など、学校だけでは解決が難しい課題が増えてきております。

このような現状を踏まえまして、令和6年度からの5年間で期間とします「第四期長崎県教育振興基本計画」におきましては、「つながりが創る豊かな教育」をテーマに作成を進めているところでございます。

例えば、地域とつながった、ふるさと教育を推進しましたり、遠隔教育センターと離島の小規模校とをつなげ、専門的な教育を提供するな

ど、「つながり」を柱にして課題解決に向けた方向性をお示ししたいと考えております。

今後は、これまで以上に学校が家庭や地域をはじめ、行政や企業などとも「つながり」を深めながら、地域を担う子どもたちを地域総がかりで育てる機運を醸成し、諸課題の解決に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎駅周辺整備後の影響、人流の変化、公共交通の利便性の向上について、お尋ねをいただきました。

長崎駅周辺整備により駅が西側へ150メートル移転し、利用者にご不便をおかけしている状況などは認識しております。歩行者の移動支援として、国道横断デッキや動く歩道の設置を、国、県、市で検討してまいりたいと考えております。

また、新幹線開業後、人流の変化が生じていると思われるため、今年度、調査を実施したうえで、新幹線利用者の利便性や元船地区等へのアクセス性の向上の観点から、歩行者動線の強化など、検討を進めます。

公共交通の利便性向上については、昨年、県と市で設置したエレベーターやエスカレーターに加え、バスターミナルの再整備やバス停の集約などの検討を行い、多様な交通手段の結節機能の向上を実現してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 私の方から、県庁舎跡地整備の関係で、3点答弁をさせていただきます。

まず、基本構想に掲げる機能の具体的な内容や配置を早期に決定し、整備年度を示すべきとお尋ねでございますが、「県庁舎跡地整備基

本構想」においては、利活用の基本的な考え方と、そのために必要となる機能を示し、議論の中でいただいた具体的な例を取りまとめており、建物等の規模や配置などは、利用状況等の検証結果を踏まえ、検討することとしております。

基本構想に基づき、現在は、整地を行い、オープンスペースとして暫定供用することで、にぎわいの創出を図りながら、実際に跡地を利用したプレーヤーやイベント参加者のご意見をいただき、利用状況の検証を進めているところであります。

今後は、暫定供用時の利用状況の検証を行いながら、現時点においては、令和6年度から、整備内容や機能、配置等の具体化を進めてまいりたいと考えております。

次に、県警本部跡地は、前倒して整備に取り組むべきではないかとお尋ねでございますが、県警本部跡地につきましては、産学官等の連携によるオープンイノベーションを推進することを基本構想に定めており、企業向けオフィス等も入居する民間開発を基本として、県庁舎跡地全体の最適な機能配置を見定めつつ、計画等を精査したいと考えております。

コロナ禍によってリモートでの働き方が定着し、また長崎市内において、駅前や駅の北側でのオフィスや商業施設の開発が見られるなど、社会経済の状況が変化しております。

県警本部跡地の効果的な利活用を図るためには、こうした状況の変化を踏まえる必要があると考えております。

そのため、今後、周辺民有地との調整や利用用途、開発規模などの意向等を把握したうえで、早期の民間整備につなげてまいりたいと考えております。

次に、旧第3別館については、保存する価値

がないなら解体すべきではないかとのお尋ねでございますが、旧第3別館については、第2回跡地活用検討懇話会の提言において、「取り壊すことを前提とせず、保存、顕在化等についても検討すること」との意見をいただいたことなどから、様々な要素を総合的に勘案して方向性を決定することとしております。

今後、安全性や耐久性を確保するための費用負担、利活用ニーズや跡地活用全体の機能配置、分担などを具体化していく中で、旧第3別館の方向性を整理してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） データ連携基盤の利活用状況について、お答えいたします。

行政等が保有するデータの利活用を進め、県民生活の質の向上などを図ることを目指して、令和3年度に、「つながる長崎・データ連携基盤」を構築し、県及び市町等の各種データがインターネット上で広域的につながり、利活用が行われるイメージの下、取組を進めております。

その機能には、防災や観光、公共施設の情報を地図上で確認できる地図ダッシュボードがあり、県民を含め、幅広く閲覧されているほか、民間企業向けの機能として、登録されたデータを抽出できるツールもあり、現在、防災や交通分野での活用が検討されているところであります。

○議長（徳永達也君） 前田議員 - 40番。

○40番（前田哲也君） ご答弁ありがとうございました。

多岐にわたったため、答弁が大変だったと思いますけれども、今日は多くの方も傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。これからしっかり、残った時間で再質問をさせていただきたいと思います。

まず、知事から、ご答弁いただいた「新しい長崎県づくり」ですけれども、知事が就任した時点で、現総合計画がもう展開されていたので、ここで改めて知事の思いを含めて、今回、ビジョンをつくったことは、非常に評価されるものだと思います。

ただし、現計画が進む中での整合性を整えることと、併せて、そこまでのビジョンを立てたのであれば、内容を見ると、令和7年度の目標の数値も入っておりますので、そういう意味で言えば、あまり時間がない中で、その目標値をクリアするためには、やはり事業の施策展開の財源の確保をしていくことが大事だと思います。

今年度の予算を組む中でも、4割シーリングの活用の中で大変ご苦労した跡が見られますが、改めてこのビジョンをまた一つひとつ達成しようということになれば、財源をどうやって確保するかということについては、新たな知恵を出していただきたいと思っておりますし、この幾つかのテーマの中に、交流というものもありますけれども、その中で言えば、再来年、全国の文化祭、ピースながさきですが、行われますので、そういう意味でいけば、できるところから、すぐ文化の振興等、取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、最重点事業の進捗と今後の取組についてですが、1点、九州新幹線だけについて、ご質問を再度させていただきたいと思っております。

私たち自民党としても、しっかり佐賀県の理解を得るべく、フル規格に向けて取り組んでいるところで、いかんせん、なかなかハードルが高い状況の中で、知事自身もご苦労されていることだと思います。

改めて、佐賀県知事とのまた協議の必要性というものも感じているところですが、私たちが

感じるところで、まずは佐賀県にご理解いただく中で、こうやって1年を経過した中で、新幹線の効果も出てきています。それを目の当たりにする中で、佐賀県知事に少し気持ちを変えていただく中では、やはり佐賀県の負担軽減をいかにして図っていくことが大事ではないかというふうに私は考えておりますけれども、知事においては、これから佐賀県の理解を求め、今後どのように取り組んでいこうとしているのかをご答弁いただきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 全線フル規格による整備に当たっては、本県だけの考えでは、やはり実現することはできません。佐賀県の理解を得ることが不可欠であると考えております。

そのため、まずは人流の増加やまちづくりなど、新幹線効果が具体的にあらわれている沿線地域の状況について、西九州地域全体で共有することが重要であると考えております。

県としては、こうしたメリットを西九州地域全体で享受できるような環境づくりに努めて、佐賀県の考えを十分にお聞きしながら在来線などの課題に取り組むとともに、政府・与党をはじめ、関係者への働きかけを行うなど、全線フル規格の早期実現に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 前田議員 - 40番。

○40番（前田哲也君） ぜひ、私たち議会もしっかり頑張っていきますので、ともに取り組めたらなと思っております。

先ほど知事の方から、新幹線の開業効果の方のご答弁もありましたけれども、直近のニュース等では、既に新幹線の開業効果にも落ち着きを見せてきていると、長崎県の8月の宿泊稼働指数は前年同時期を下回っているというような

報道もあっておりますので、一過性のものとして捉えることなく、時間を置かずに取組というものを期待しておきたいと思っております。

次に、地場企業の資金繰りと県民生活支援についてですが、るる知事の方からご答弁いただき、それに対して、特に異論を申すことはないんですけれども、きめ細かさという点でいけば、もう少し施策展開があってもいいのかなと思っております。

次に、ちょっと順番が前後しますが、子ども支援施策の中で、今年度当初予算の中で、補正も含めて、子どもにお米を配るということで、そこに12億円ですか、財源を費やしました。そして、マイナンバーカード、18歳以下のマイナンバー取得は、これはマイナンバーカード取得の促進もありますけれども、物価高対策ということも含めて11億円の予算で、これは6月の先議という形で私たち、議決をさせていただきました。

お米については、12億円かけたことがどうかというのは別に置いておいて、今現在、進捗率として、実績は65%。そして、マイナンバーカードの方は、実績はまだゼロですね。まだこれから業者に公募をかけるという段階で、ゼロとなっていて、そういうことを考えた時に、本当に県民生活が物価高の中で困窮する中での行政の支援のあり方としての手の差し伸べ方のスピード感というものが少し足りてないと思うのと、また、もう少しきめ細かなものがあるべきだと思っていて、企業に関して言えば、資金繰りも、そういった制度もつくりましたので、令和5年1月から3月の2か月間で57億円の借換えがあったのが、令和5年4月から7月までの同じ3か月間で、当初の2.62倍の501件の相談で、10億円近くの保証承諾実績というふうになっ

ています。

そして、なおかつ、県民生活を見ると、生活福祉資金特例貸付事業、これは厚生労働省の特例貸付けですが、これがR4年で終了してしまっていて、実は、実績として2万8,414件、約107億円の貸付事業が行われております。

併せて、感染症生活困窮者自立支援金としても、令和4年がこれは終了で、2,985件、約6億円の貸付事業の実績があったのですが、これが令和5年度、全く国の制度としてはないという状況の中で、周囲を見渡した時に、かなり経済的にも、生活的にも困窮している企業や県民の方が多と思われる中で、ぜひ、国の対策も今後訴えていきますけれども、さっきおっしゃったような大胆かつきめ細かな展開というものを、これは子育て支援だけではなくて、県民生活全般に打っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、人口減少の中で、市町との連携については、先ほども知事の方からご答弁がありましたけれども、一番には、やっぱり市町とどう連携するかということが大切だと思う中では、知事が先ほど言ったような県・市町の連携会議というのが大事だと思います。お忙しい中で、昨年度の実績が2回、今年度、近々行われるというふうにお聞きしておりますけれども、ぜひ、この人口減少というところに焦点を絞って、県、市町で役割分担であったり、何ができるかということを十分協議いただき、答弁の中では出てきませんでした。やはりそこは常々連携している、連携していると言いながらも、どのように連携しているかというものを議会に対しても、県民に対しても示していただき、そして、そのことに対して、県が金太郎飴的な予算の支援ではなくて、各市町の状況において、メリ張りの

ある支援を、財源的な支援というものをさせていただきたいということを要望しておきたいと思っておりますし、今後さらに研究を深めていただきたいと思っております。

次に、人口減少対策については、私も、多分知事も認識は同じだと思いますけれども、やはり産業の振興に尽きるんだと思っております。

そこで、今回、少し県の資料の方から抜粋をさせていただいて、（パネル掲示）議員のお手元、そして理事者のお手元にも配らせてもらっていますけれども、本県の現状ということで、少しこの点を確認しながら質疑をさせていただきたいと思っています。

本来ならば、上段だけの長崎県だけでご説明しようと思ったんですけども、近い県ということで、熊本県との比較ということで資料を出させていただいております。

本県の特徴として、右上を参照していただくように、意外に製造業が伸びているというのが実績としてわかります。そして、一番の特徴として、熊本県と比較すると明らかであります。建設業が本県の経済を支えてもらっている。それは雇用という意味だけではなくてですね。ですから、先ほども質問しましたけれども、国土強靱化について、しっかりと展開しておきたいということを質疑したわけでありました。

そして、もう一つ、これからは課題が見えてくるんですけども、これは熊本県とも共通であります。意外に宿泊とか飲食の観光分野というものが給与がなかなか伸びないということと、併せて、伸び率がこの10年間、上回っていないということが一つ現状としてあります。

そして、その宿泊、飲食が伸びないことによって、小売・卸業というものが、まだ、このぐらいの位置で多分停滞しているんだろうなとい

うことを分析として思われます。

そして、熊本県も長崎県も共通することなんですけど、やはり製造業であったり、情報通信産業の就労を伸ばすということと、その所得を増やしていくことが大きな課題だという認識があって、その中で特に注目されるのは、情報通信業における熊本県の伸び、今は0.8万人となっていますけれども、これから、さらにここの裾野が広がり、そして所得が多分増えるんだと思った時に、長崎県としても、ここの伸びしろがあるということと、製造業をさらに伸ばしていくことの重要性が、この資料からわかります。

そして併せて、県の方では令和3年度に、本県の人口減少を分析するという意味で、実際に転出した県民の移動理由アンケート調査というものを見せてあります。21市町で実施したということで、その中で、転出をする大きな一番の理由は、やっぱり離職を理由とする割合が一番大きくて、男性で転出理由の2番目、25.7%、女性も2位で24.2%です。要は、就職を求めて県外に出るということ、そして、就職を理由とした男性の転出者の転出業種の1位は製造業であり、2位は情報通信業という結果が客観的な調査で確認をできました。

まさに、先ほどのデータと一致することであり、本県の産業振興の、当然1次産業とかは振興してもらわなければいけませんけれども、2次産業、3次産業における振興の優先的な課題が見えてきているんだろうと思います。

そのうえで、産業労働部長が先ほど答弁しました半導体関連、航空産業の成長分野というところを伸ばしていきたいということですが、私自身、正直言って、この分野について、九州の中で長崎県が本当に優位性があるのかということが少し疑問に感じていたのですが、今回のレ

クを受ける中で、その分野が本当に九州の中で優位性を保っているのかということをお聞きしたいのと、成長分野における人材確保をどう考えているかということについて、改めて質問をしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（宮地智弘君） 長崎県の成長産業であります半導体、航空機につきましては、県央の大手半導体メーカーを中心に、九州でも製造品出荷額が上位に位置するなど、効果的な取組ができております。

航空機につきましても、三菱重工航空エンジンが長崎県内に工場を立地する、また地場企業も20社を超える企業が参加するなど、サプライチェーンが形成されつつございます。

併せて、成長分野の人材確保でございますが、それにつきましても、私ども重要と考えておまして、半導体関連につきましても、「ながさき半導体ネットワーク」において、企業と学生を交流させるイベント等を実施しております。

また、航空機関連につきましても、去る8月、航空機学科を有する久留米工業大学と連携協定を締結するなど、県外大学との連携も含めた専門人材の確保を強化してまいります。

さらに、市場が急拡大しているIT関連につきましても、長崎大学におきまして、インドの指定校からIT関連の学生を招聘する動きもございますので、大学等と連携した外国人の活用も含めまして、人材の確保を検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 前田議員 - 40番。

○40番（前田哲也君） 成長分野における人材確保はぜひ、外国人材も含めて、鋭意進めていただきたいと思います。本県学生のインターンの充実ということで、長期有償型インターン

シップ促進事業、かなり好評ですので、ぜひこの分野においても予算を大幅に増やして、地元企業のインターンというものを積極的に展開してほしいということを要望しておきたいと思えます。

次に、5類移行後の対応についてですが、先ほどご答弁がありましたけれども、長崎県においては、移行については順調に推移しているということで認識をしました。

ただ、やっぱり昨今のニュース等を見る中で、病院の方というのは大変危機感を持っていて、コロナもですが、インフルエンザが流行する中で、今後、移行した時に、本当に果たして、それは経営的にもですが、患者の受入れも含めて、しっかりやれるのかというような危機感を持っていると思えます。

ですから、数字上は移行がうまくいっているとなっていますけれども、来年3月に延長したということも含めて、国が支援する制度以外で、県として、医師会とも協議しながら、今、クラスターという言葉は使いませんが、各医療機関の中で、そういうことが発生した時に、どうフォローしてあげられるかということは、きめ細かな対応ということを要望しておきたいと思えます。

次に、子ども子育て支援施策の充実についてですけれども、先ほど、お米とマイナンバーのことは言いましたけれども、経済的負担だけではなくて、もう少し幅広に支援を展開していくという中で言えば、私自身としては、一番はやっぱり保育士の確保であったり、処遇の改善だと思っていますので、この点について、来年度を含めて、どのように考えているのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） お答え申し上げます。

本県では人口減少が急速に進んでおりまして、今ご指摘があった保育士の確保については、大変重要な課題であるというふうに認識しております。

また、国において、保育士の配置基準の改善等が検討されておりまして、保育士確保について、地域間競争の激化なども懸念されるところでございます。

そのため、本県の保育の職場に魅力を感じていただけるような独自の施策が必要であるというふうに考えておりまして、現在、施策の具体的な内容につきまして市町と協議を行い、検討を進めているという状況でございます。

○議長（徳永達也君） 前田議員 - 40番。

○40番（前田哲也君） ぜひ、国の制度だけではなくて、県としてもしっかり取り組んでいただきたいと思えますけれども、財源が厳しい中で、全てが全て行政の財源だけでできるのかというと、そこには無理があると思えますし、民間と一緒に子ども子育て支援をやっていくということ言えば、子ども基金等の創設等についてもご検討、研究をいただきたいと思えます。

次に、教育行政について1点だけ、るる答弁がありましたけれども、学校に出てこれる子どもたちについては、私はそれでいいと思っているのですが、私、今、多分最優先でやるべき課題としては、不登校児童に対する対応だと思っています。2,000人規模の方が毎年毎年不登校という数が挙げられていく中で、なかなかこれが解消しないことについて、非常に危機感を持っております。

中・長期的にというか、取り組んではいるん

でしょうけれども、子どもたちにとっては、その時期だけが自分たちの子どもの時期ですから、一年でも早く改善に努めてほしいと思うんですけれども、不登校児童のいる家庭の公費助成的なものも検討してほしいと思う中で、これは大村市の調査ですが、不登校児童生徒のうち、一人親家庭は小学校で28%、中学校で39%というデータが出ていて、一人親家庭は全国的に貧困率が50%と言われております。そういったことを考えた時に、不登校児童生徒が、学校に行けなくても、例えばフリースクール等で学びたいと思っても、そういった経済的な負担もある中で、なかなか行けない状況があるんだと思っていて、現に、2,000人弱のうちのフリースクールに通っている子は1割弱しかないという現状を見た時に、関係者との会議も持たれていますので、ぜひその辺の会議を進めていただきながら、有効的な施策を早く打ってあげないと、なかなか今、県がやっているようなところでは、不登校児童の解消というのは時間がかかるんだなと思っていて、これは知事の方も、総合教育会議の座長でもありますので、座長自らそういうことも問題意識を持っていただいて、関係者の意見も聞いていただきながら改善に取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思えます。

ほか、るる質問したいこともあったんですけども、駅周辺については、懸念された事項が改めてやっぱり顕在化してきたということの中で、今後、人流の変化も含めて、しっかりした対応をしていただきたいということと、バスセンター、バスタですね、部長、そちらの方もきちんと見ていただいて、前倒しの取組をお願いしたいと思っております。

県庁跡地については、旧第3別館がそういう

形で、今後また検討するということですので、その結果を待ちたいと思います。

以上で、終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開をいたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（徳永達也君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

溝口議員 - 45番。

○45番（溝口芙美雄君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、溝口芙美雄でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、石木ダム建設促進について。

近年、気候変動の影響により、全国各地で甚大な自然災害が頻発する中、川棚川流域において洪水被害を軽減するとともに、佐世保市に安定した水源を確保するための石木ダムの必要性は、より一層高まっており、地域住民の皆様の安全・安心を守り、県北地域の発展を考えるうえでも、早急にダムを完成させなければなりません。

令和5年2月定例会において、私は、令和7年度のダム完成予定に向け、今後、どのように事業を進めていかれるかとお尋ねし、知事は、「工事工程に沿って切れ目なく工事を進め、令和7年度のダム完成に向けて努めてまいりたい」と答弁されましたが、改めて現在の工事の進捗状況と、令和7年度の完成見込みに変わりはない

のか。

また、現地では、いまだ事業に反対されている方々による座り込みなどの妨害行為が続いていますが、今後、本格的に事業を進めるためには、反対住民に対し、団結小屋などを明け渡すよう強く求めるべきではないかと考えます。

併せて、知事は、住民の生活再建に向けて基金を創設する旨の発言をされましたが、基金を創設し、どのような事業を行うのか、財源はどうするのか、どのような手続きを経て、いつ創設するのか、お尋ねいたします。

2、特定複合観光施設（IR）の実現について。

IRの認定については、国において慎重に審査が行われているところですが、必ず実現させなければならない、悲願であります。

このIRの実現において、ギャンブル依存症対策に取り組むことは、県民の理解を得るうえで重要であると考えております。

これまでの一般質問においても確認してきたところではありますが、ギャンブル依存症対策に関連する県の取組と佐世保市との連携について、お尋ねいたします。

また、IR開業による高い経済効果があることは、私自身の様々な活動の中において、地域住民の皆様に伝えてまいりました。

近隣のホテルに宿泊する消費額等も含めると、年間約3,000億円を超える経済波及効果が見込まれており、地元経済界の皆様も大いに期待しているところであります。

また、経済効果のうち、とりわけ雇用効果に関しては、IR周辺地域を含め、約3万人の雇用が見込まれており、地域経済に大きな効果があると考えております。

これだけの人材確保は、IR事業者だけでな

く、県とも一体となった取組が重要だと考えますが、人材の確保や育成をどのように行う計画となっているのか、お尋ねいたします。

3、人口減少対策について。

本県においては、離島・半島地域を多く有し、人口減少や少子・高齢化が全国よりも早く進行しているという厳しい状況が続いております。

直近では、令和4年に生まれた日本人の子どもの数が、はじめて80万人を割り込むなど、少子化の加速が進んでいるとの報道もあっていることから、本県においても自然減が拡大しているのではないかと危惧しているところであります。

また、社会減についても、コロナ禍の影響がやわらぎ、移住施策をはじめ、全国各地で人口の取り合いの激化が予想されることから、その中で、本県が厳しい地域間競争を勝ち抜けるのか、心配しているところであります。

そこで、まず、本県の現状を踏まえた人口減少に対する認識を知事にお尋ねいたします。

（1）自然減対策について。

少子化の現状と対策について。

人口減少の大きな要因の一つとして、自然減が進んでいることが挙げられます。

全国に先んじて人口減少が進んできた本県は、他県に先駆けて少子化対策を進めておりますが、自然減の状況は年々悪化しております。

そのような中、国では、少子化トレンドを反転させるため、「こども未来戦略方針」を策定し、今後、3年間を集中期間として、次元の異なる少子化対策に取り組むこととしております。

本県においても、子育てしやすい長崎県を進めていくことにより、少子化に歯止めがかかることが期待できるのではないかと考えておりますが、本県の少子化の現状と今後の少子化対策

について、どのように考えているのか、知事にお尋ねいたします。

結婚支援の取組状況について。

少子化の主な要因としては、未婚化、晩婚化が進んでいることにあると考えております。

8月末に厚生労働省が発表した人口動態統計によると、今年1月から6月までの婚姻数は24万6,332組と、対前年度比で7.3%の減という過去最低水準となっております。出生減が、一段と進む可能性があります。

本県は、これまで、婚活サポートセンターの運営をはじめとした様々な結婚支援に関する取組について、国の交付金を活用しながら、市町とも進めてきたところだと認識しております。

出生数の減に歯止めをかけるためには、結婚支援の充実についても大変重要であると考えておりますが、本県の結婚支援について、どのような取組を進めてきたのか、お尋ねいたします。

（2）社会減対策について

企業誘致について。

県におきましては、様々な社会減対策に取り組まれているところでありますが、私は、産業振興を図ることが、新たな雇用の受け皿を創出することや、企業の雇用力を高めることにつながるなど、重要な社会減対策の一つであると考えております。

県では、企業誘致を積極的に推進しておりますが、企業誘致により、新たな雇用の受け皿が生まれることから、人口減少対策として非常に有効な施策であると認識しております。

今年4月には、半導体大手である京セラとの立地協定が締結されるなどの成果も出ており、多くの雇用が創出されるとともに、地場企業との取引拡大も検討されていると聞いているところであります。

今後も、これまで以上に積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますが、現在の製造業の企業誘致への取組状況と企業誘致を継続している既存の工業団地への対策も含めた今後の取組について、お尋ねいたします。

中小企業支援について。

社会減対策においては、企業誘致だけでなく、地場の中小企業、特に、製造業への支援も重要であります。

県では、企業の成長や新規分野への進出を促すうえで、設備投資等への支援を積極的に取り組まれていますが、これらに加えて、人材育成や技術力向上などに対する支援を行うことで、企業の成長に加えて雇用力が高まり、人材確保につながっていくものと考えております。

そこで、県では、地場の中小企業、特に、製造業の人材育成を踏まえた企業の成長に向けて、どのような考え方で支援を行っているのか、お尋ねいたします。

4、農林水産業の振興について。

（1）「チャレンジ園芸1000億達成計画」の取組状況について。

離島・半島、中山間地域が多い本県では、地域の特色を活かした多様な農林業が営まれており、野菜、果樹などの園芸作物が地域の主要農産物として生産されております。

しかし、近年、不安定な国際情勢などによる農業資材等の高騰や労働力不足のほか、台風や豪雨などの自然災害等により、農業経営は全般的に厳しい状況にあります。

こうした状況の中、県では、「チャレンジ園芸1000億達成計画」を策定し、園芸産出額1000億円達成に向けて、スマート農業の推進や産地の維持・拡大等に取り組んでいるところと認識しておりますが、これまでの取組実績と、今後、

どのような取組を進めていくのか、お尋ねいたします。

（2）水産業の振興について。

本県水産業は、令和3年の漁獲量が27万トンで全国3位、産出額は936億円で全国2位を維持しており、輸出も堅調に増加するなど、明るい兆しも見える一方で、依然として就業者の減少や漁業資源の低迷など、多くの課題を抱えています。

さらに、先般、橘湾で大規模な赤潮が発生し、養殖業において大きな被害を生じたところですが、このような自然環境の変化や、また近年の燃油・資材価格の高騰などの社会経済環境の変化に伴い、漁業経営は大変厳しい状況にあります。

こうした中、県においては、「長崎県水産業振興基本計画」に基づき、環境変化に強い持続可能な水産業を目指して、収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成や、養殖業の成長産業化、県産水産物の国内外での販売力強化などに取り組んでいると聞いております。

そこで、このような近年の環境変化を踏まえ、水産業の振興に向けた県の主な取組の状況について、お尋ねいたします。

5、教育行政について。

（1）県立大学第4期中期計画について。

長崎県立大学では、6年間で達成すべき新たな第4期中期計画に令和5年度から取り組まれております。

この第4期中期計画では、「新しい社会、企業のニーズに柔軟に対応するとともに、長崎県の発展に寄与できる人材育成の観点や、大学間の連携等の視点を含めて、大学の今後のあり方について検討する」とされています。

平成28年度における学部学科再編では、佐世

保校においては、これまでの経済学部を経営学部と地域創造学部の2学部へ再編し、シーボルト校においては、全国初の情報セキュリティ学科を設置して、高度専門人材の育成に取り組んでおります。

しかしながら、前回の学部学科再編から7年が経過し、社会環境が大きく変化する中において、私は、令和5年2月定例会において、文部科学省の支援制度を活用して、デジタル化や脱炭素など、成長分野の人材を育成する理工農系学部を県立大学に設置することを提案いたしました。

この提案は、第4期中期計画の趣旨とも合致していることから、県立大学において、新たな学部学科を設置する検討が必要ではないかと考えております。

そこで、今後の大学のあり方について、現在の県立大学における検討状況をお尋ねいたします。

（2）学びの多様化学校について。

不登校特例校については、去る8月、「不登校」との言葉が子どもの意欲をそぐおそれがあるといった意見を受け、国において、「学びの多様化学校」に名称が変更されました。

学びの多様化学校については、令和5年2月定例会において一般質問を実施いたしました。増加する不登校児童生徒への対応は喫緊の課題であると考えており、今後も、さらに増加していくのではないかと心配しております。

また、教室に入れず、保健室等で過ごしている子どもの保護者の方からは、「出席扱いとはなるが、勉強ができない」との声もお聞きしているところであります。

友達と会って会話を楽しむのはとてもいいことですが、教室で一緒に授業を受けることが難

しい子どもがいることも事実であります。

このような学校へ行けない児童生徒にとって、学びの多様化学校は、大きな選択肢の一つとなるのではないかと期待しております。

また、学びの多様化学校では、オンラインでの学びについても、よりやりやすくなるものとお聞きしております。

このような中、現在、佐世保市では、学びの多様化学校の設置に向け、前向きに検討していると聞いております。

県としても、設置を検討していくべきではないでしょうか。県として設置しないのであれば、設置する市町に対する支援を検討すべきではないかと思えます。

国におきましても、「全国で300校の設置を目指す」と表明しているところですが、県として学びの多様化学校の設置に向け、どのような姿勢で臨んでいくのか、お尋ねいたします。

6、佐世保警察署の移転建て替え等について。

佐世保警察署につきましては、現在、旧市民会館跡地へ移転・建替えの方向で進められていると承知しています。

この佐世保警察署の移転につきましては、本年6月に佐世保市から提出された長崎県議会への要望におきましても、佐世保警察署の早期建替えが要望されているところであります。その必要性や緊急性については理解しております。

また、本件は、現佐世保警察署の移転のみならず、相浦警察署の統合を見据えたものであるとお聞きしております。

県警察は、相浦地区をはじめとした管轄区域の住民に丁寧の説明してきたところであり、おおむね地元の理解も得られていると認識しております。

一方で、相浦地区の住民からは、佐世保、相

浦両警察署の統合後における相浦地区の治安対策を望む声も出ております。

このような状況を踏まえ、佐世保警察署移転・建替えにかかる経緯と現在までの進捗状況について、また、佐世保、相浦両警察署の統合経緯と統合後における相浦警察署管内の治安対策について、警察本部長にお尋ねいたします。

7、道路行政について。

（1）西九州自動車道の整備促進について。

地域の振興や将来の発展におきましては、やはり地域間の人や物の移動を支え、災害時には、緊急搬送や物資の輸送に不可欠となる道路、特に、高規格道路の整備が重要な課題であります。

県北地域においては、西九州自動車道がその役割の大きな部分を担うものであり、沿線地域の方々も、一日も早い完成を待ち望んでおります。

現在、県内で唯一の未整備区間として残っている松浦佐々道路については、着実に整備が進められており、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の4車線化工事についても、目に見えて進捗が図られております。

この西九州自動車道の2つの事業については、早期の完成に期待をしているところでありますが、現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

また、暫定的に2車線で整備されている武雄南インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間におきましては、福岡県をはじめ、九州各県から数多くの来訪者を想定しているIRの誘致、実現に向けて、その4車線化が不可欠であると考えておりますが、いまだ事業化をされていない状況となっております。

つきましては、未着手となっている武雄南インターチェンジから佐世保大塔インターチェン

ジ間の4車線化について、現在の状況をお尋ねいたします。

（2）東彼杵道路の早期事業化について。

ハウステンボス入口交差点から、東そのぎインターチェンジ間の国道205号につきましては、県北地域と県央・県南地域を最短で結ぶ道路であることから、一日の交通量は容量を超えており、朝夕には慢性的な交通渋滞が発生するなど、経済活動や観光振興の支障となっているところであります。

今後、ハウステンボス周辺地域へのIR誘致が実現いたしますと、長崎空港とIR施設をつなぐ重要な路線ともなることから、今以上に東彼杵道路の整備の重要性が高まっていくものと考えております。

沿線地域でも早期事業化に大きな期待が寄せられているところですが、現在の東彼杵道路の事業化に向けた手続きの状況について、お尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、以後は、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 溝口議員のご質問にお答えいたします。

まず、はじめに、石木ダムについて、現在の工事の進捗状況と令和7年度の完成見込みについて変わりはないのかとお尋ねがございました。

石木ダムについては、現在、ダム本体の掘削工事や付替県道工事などを進めているところでございます。令和4年度末時点での進捗率は、事業費ベースで約69%となっている状況です。

一方、先日、県内でも発生いたしました線状降水帯がございました。大雨が降りましたけれど

も、こうした気象状況に変化がある中で、県民の皆様の安全・安心を確保するためには、石木ダムの日も早い完成が必要だという認識に変わりはございません。

工事の発注時期や進め方を工夫をいたしまして、令和7年度の完成に向けて、最大限努力を継続していきたいと考えております。

次に、少子化の現状と対策について、本県の現状を踏まえた人口減少に対する認識はどのお尋ねがございました。

本県の人口減少の要因のうち、自然減については、未婚化や晩婚化の影響等により、出生率、出生数の減少が死亡者数の増加を上回って推移をしており、令和4年には1万1,000人を超えております。

また、社会減についても、新型コロナウイルス感染症による移動制限が緩和されたことにより、外国人は転入超過となったものの、若者や女性の転出超過により、令和4年において約3,000人となっている状況です。

こうしたことから、依然として人口減少は厳しい状況であると認識をしており、結婚、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援や、若者、女性が魅力を感じる仕事の創出、子育て世代をターゲットとした移住促進など、自然減、社会減の両面から施策を充実・強化し、選ばれる長崎県の実現に向けて取り組む必要があると考えております。

次に、今後、少子化対策について、どのように考えているのかとお尋ねもいただきました。

本県の令和4年の出生数につきましては、約8,300人で、ピーク時の昭和24年と比べますと、約7分の1となるなど、子どもの数は年々減少が続いている状況です。

また、合計特殊出生率も、令和4年は1.57とな

っております。全国的に見ると高い水準にはありますが、県民の希望出生率を見ますと、2.08となっており、依然として大きな開きがあるという状況です。

少子化対策については、結婚支援の充実と、安心して子育てできる環境の充実を両輪として進めていく必要があると考えており、今年度においては、お見合いシステムの改修による利便性向上や、不妊治療にかかる先進医療費の一部助成、子どもの医療費助成制度の創設など、関連施策を積極的に講じてきたところでございます。

本県では、婚姻後の夫婦の出生力を示します有配偶出生率は比較的高い一方で、未婚率の上昇に歯止めがかかっておらず、その対策が特に重要と考えてございます。

今後とも、今般、国において取りまとめられました「こども未来戦略方針」も踏まえながら、引き続き、市町や関係団体等との連携を図りまして、県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産、子育てできる社会の実現に向けて、必要な施策について検討してまいります。

残余のご質問につきましては、関係部局長から、答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 私からは、4点お答えさせていただきます。

まず、1点目、石木ダムの事業を進めるためには、反対住民に対して、団結小屋など明渡しを強く求めるべきではないかとのお尋ねをいただいたところでございます。

川原地区にお住いの皆様には、収用地の明渡し期限を過ぎた後、毎月、土地の明渡しを求める文書をお送りさせていただいております。

また、工事工程上、施工が必要な収用地につ

きましては、本年2月以降、ダム本体左岸頂部の掘削工事や、現県道と接続する迂回道路部の盛土工事に着手しているところでございます。

今後とも、団結小屋を含めた収用地の明渡しに応じていただけるよう、努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、石木ダムの基金の創設の手続きなどについて、お尋ねをいただいたところでございます。

現在、県、佐世保市、川棚町の3者で協議している新たな基金につきましては、関係住民の皆様のご生活再建とダム周辺地域の振興を図るために創設したいと考えております。

その財源といたしましては、平成7年に、県、佐世保市、川棚町が共同で設立し、平成25年11月末に解散した「財団法人石木ダム地域振興対策基金」の残余財産約10億円を活用したいと考えております。

この旧基金は、現在、創設を検討している基金と同様の事業を行うことを目的としておりましたが、当時の公益法人制度改革によりまして解散したものの、残余財産の配分先が決定していないことから、現在も清算中の状態でありませ

す。新基金設立の手続きといたしましては、今後、旧基金の清算人会において、残余財産を県へ全額寄附していただくことを決議いただいた後に、現在の一般財団法人の設立に必要な定款の作成等の手続きとともに、県議会において、予算等の関係議案をご審議いただき、新たな基金を創設したいと考えております。

次に、西九州自動車道の松浦佐々道路、佐々ICから佐世保大塔IC間の4車線化の進捗状況について、お尋ねをいただきました。

西九州自動車道の松浦佐々道路につきまして

は、今年度は92億円の予算が確保され、今月2日には、松浦佐々道路で最初の貫通となる松浦2号トンネルの貫通式が開催されるなど、着実に進捗が図られております。

佐々ICから佐世保大塔IC間の4車線化事業においても、先月22日に天神山トンネルが貫通するなど、完成に向けて順調に工事が進められております。

一方、武雄南ICから佐世保大塔IC間の4車線化につきましては、国の優先整備区間に選定されておりますが、いまだ未着手となっております。

このような中、国において高速道路の更新や4車線化などの進捗に必要な財源の確保を目的として、料金徴収期間を延長する法改正が今年6月に行われたことから、当該区間の4車線化への早期着手を期待しているところでございます。

引き続き、西九州自動車道の整備促進について、国へ働きかけてまいりたいと思います。

次に、東彼杵道路の事業化に向けた手続きについて、進捗状況についてのお尋ねがございました。

東彼杵道路につきましては、これまで国において計画段階評価手続きが進められ、昨年12月に開催された「社会資本整備審議会九州地方小委員会」におきまして、海側ルートでの別線整備が了承されました。

今年1月からは、環境影響評価手続きが進められており、県としましても、現地への立ち入り調査や地元説明会など、今後、想定される手続きが円滑に進むよう、積極的に支援を行ってまいります。

引き続き、東彼杵道路の早期事業化に向け、関係自治体とも連携して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 私から、特定複合観光施設（IR）の実現について、2点お答えいたします。

まず、ギャンブル依存症対策に関連する県の取組と佐世保市との連携についてのお尋ねであります。

県の取組としましては、ギャンブル等依存症対策の充実を図るため、県民向けのシンポジウムやセミナーを開催するなど、依存症に関する理解促進のための啓発等を進めております。

また、IRの区域認定を見据え、県北地域では、依存症対策に取り組むNPO法人の協力を得て、相談支援体制の充実を図っております。

さらに、佐世保市と連携して、ギャンブル等依存問題で悩まれているご本人やご家族等の集いの場である夜間ミーティングを実施しているほか、区域認定後は、地元の地区自治協議会や医療機関及び行政、IR事業者等で構成する「九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会」を発足することとしております。

県としましては、これらの施策が依存症対策の先進モデルとして確立できるよう、引き続き、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

次に、人材の確保や育成についてのお尋ねであります。

統合型リゾート施設として整備されているシンガポールの事例では、多様な職種において、質の高い雇用が実現しており、本県においても、IR関連産業が多くの方々にとって魅力ある就職先となるよう取り組むことが重要であると考えております。

そのため、国際観光人材をはじめとした幅広い人材の確保・育成に向けて、IR事業者と地

域の大学等が連携し、専門性の高いI R産業教育プログラム等の実施を計画しているほか、UIターン就職の促進や、企業と留学生との交流等による外国人材の就職・定着支援などに取り組むこととしております。

県としましては、区域整備計画に基づき、「新卒、第二新卒」や「キャリア人材」、「外国人」等の分類に応じて、各種施策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 私から、結婚支援の取組状況について、答弁させていただきます。

本県の結婚支援について、どのような取組を進めてきたのかとのお尋ねでございますが、県における結婚支援につきましては、これまで、長崎県婚活サポートセンターにおける「お見合いシステム」の運用や、地域における婚活支援の充実など、市町とも連携しながら、未婚者のニーズに応じ、出会いの機会を幅広く提供してまいりました。

また、スキルアップセミナーや専門的知見を有する婚活アドバイザーによります相談会の実施等により、会員の活動を支援し、マッチング率の向上に努めてきたところでございます。

また、このほか、従業員の結婚の後押しをする企業の登録制度や、若年層のライフデザイン実現に向けた情報発信などに取り組んでまいりました。

これらの取組によりまして、令和4年度には98組が成婚されるなど、一定の成果が出ておりますけれども、目標としております成婚数150組には届いていない状況でありますことから、今後も、結婚を希望される方への支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（松尾誠司君） 私から2点、企業誘致と中小企業支援について、お答えいたします。

まず、企業誘致に関しまして、現在の製造業の企業誘致への取組状況と企業誘致を継続している既存の工業団地への対策も含めた今後の取組について、お尋ねでございます。

製造業の企業誘致につきましては、県内企業とのサプライチェーンの構築、強化につながる半導体、航空機、医療等の成長分野を主なターゲットとしております。

現在、これらの分野の製造拠点の誘致に向けて、各工業団地の特徴を踏まえた提案や現地視察への誘導などを実施しており、引き続き、早期の立地決定を目指して、地元市町や産業振興財団と一体となって取り組んでまいります。

特に、他県との厳しい競争を勝ち抜き、アンカー企業を誘致するには、工業用水を備えた大規模な工業団地の整備が急務であることから、今年度においては、市町が実施する工業団地の整備に向けた調査等を支援しているところであります。

今後とも、人口減少対策につながる企業誘致に全力を注いでまいります。

次に、中小企業支援の関係でございます。

地場の中小企業、特に、製造業の人材育成を踏まえた成長に向けて、どのような考え方で支援を行っているかとお尋ねでございます。

製造業は、他産業と比較しても雇用規模が大きく、所得水準が高いことから、雇用創出や県民所得向上に与える影響が大きいものと考えております。

県内製造業の成長のためには、企業の技術力の向上が重要であることから、教育機関とも連

携して、技術力のある人材の育成等に取り組んでいるところであります。

具体的には、海洋エネルギー関連においては、産学官連携により、企業社員向けの知識や技術の習得を行う長崎海洋アカデミーでの専門人材の育成や、航空機関連においては、市場参入に必要な認証取得に向けた支援を行っているところであります。

今後とも、企業の技術力向上に向け、産学官連携による人材育成など、効果的な支援を行い、県内製造業の成長分野への新規参入を図ることで、力強い産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 「チャレンジ園芸1000億達成計画」のこれまでの実績と今後の取組についてのお尋ねですが、県では、これまで、農地や園芸用ハウス、集出荷施設といった生産基盤の整備などにより、規模拡大や多収化、高品質化、低コスト化の取組を支援してきた結果、いちごやブロッコリー等の優良な産地化が進み、令和3年の園芸産出額は865億円と、10年前から45億円増加をしております。

県としましては、令和7年の園芸産出額1000億円の達成に向け、環境制御技術やドローンなど、スマート農業技術の導入による品質や生産性の向上、外国人材の活用等による労働力の確保、輸出先国の基準に適合した産地の育成、出荷予測や品質保証による消費者に選ばれる産地づくり等について、市町、関係団体と一体となって取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（川口和宏君） 私から、1点お答えいたします。

水産業の振興に向けた県の主な取組の状況は

とのお尋ねでございます。

県では、環境変化に強い水産業の振興に向け、今年度は、特に、新漁法導入などにチャレンジする漁業者の取組支援や養殖業の沖合進出、国内外での新たな販路開拓等による消費拡大、AI、IoT機器の導入による加工業の生産性向上などに力を入れております。

特に、計画的で安定的に生産できる養殖業について、輸出が堅調に伸びているブリ等を対象に、長崎大学と連携して、沖合に設置可能な大型生けすや、監視機器等の導入実証を進めているところでです。

引き続き、環境変化を注視しつつ、水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 今後の大学のあり方について、県立大学における現在の検討状況はどうかのお尋ねでございます。

デジタル化の加速度的な進展により、成長分野における高度専門人材の育成の必要性は増しておりまして、県立大学では、情報セキュリティ人材の需要拡大を見据え、平成28年度の学部学科再編により、全国に先駆けて「情報セキュリティ学科」を新たに新設しております。

今後の大学のあり方を検討するに当たり、本年4月から学長をサポートし、実質的な実務を担う担当の学長補佐を新たに選任しておりますが、まずはこの平成28年度に実施した学部学科再編についての点検・検証が必要であると考えております。現在、その取組を進めているところでございます。

併せまして、議員ご指摘がございました国の支援制度につきましても、選定された大学の申請内容等の情報収集を行っているところでございます。

○議長（徳永達也君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君）県として、「学びの多様化学校」の設置について、今後、どのような姿勢で臨んでいくかとお尋ねでございます。

「学びの多様化学校」につきましては、少人数指導や授業時数の緩和など、柔軟な教育活動が可能となりますことから、様々な事情を抱える不登校児童生徒にとって、有効な学びの場の一つと考えています。

設置につきましては、不登校は義務教育段階からの早期の支援が重要であること、また、現在、不登校児童生徒を受け入れています教育支援センターの所管が市町であること、さらには、通学の利便性の観点などからも、市町が設置することで支援の継続性や高い教育効果がより担保できるものと考えております。

このような中、今般、佐世保市が設置に向けた研究を進めることを表明されたところでありますので、今後、県といたしましても、佐世保市が行う検討の場に積極的に参加しまして、教育課程や教員の養成等について、助言や支援を行うなど、市町の主体的な取組に対してバックアップしてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君）私から、2点お答えいたします。

まず、佐世保警察署の移転・建替えにかかる経緯と進捗についてのお尋ねでございます。

現在の佐世保警察署は、昭和46年8月に建設され、既に築52年が経過しており、県下22警察署の中で最も古い警察署となっております。

経年に伴う老朽化、施設の狭隘化のほか、耐震性能の不足などの問題に直面しており、早期建替えが県警察の重要な課題となっているとこ

ろでございます。

このような状況から、県警察といたしましては、整備方針を移転・建替えと決定し、佐世保市花園町所在の旧佐世保市民会館跡地を予定地として事業を進めております。

現在、佐世保市と協議を重ね、間もなく用地の売買契約締結に至る予定でございます。

また、令和5年中は、実施設計を進めているところでございます。

新庁舎の完成時期は、令和9年度中と見込んでおり、今後も関係機関等と連携しながら、早期建替えに向け、取り組んでまいります。

次に、佐世保、相浦両警察署の統合経緯及び統合後における相浦警察署管内の治安対策についてのお尋ねでございます。

最近の治安情勢につきましては、二セ電話詐欺やサイバー犯罪などの取扱いに見られるように、犯罪が複雑かつ高度化しており、このような情勢の変化に的確に対応するためには、捜査体制や専門性の強化などに取り組んでいく必要があります。

こうしたことを目的として、佐世保、相浦両警察署の統合方針を決定したものでございますが、相浦警察署管内の住民の方々が、統合後における継続した治安対策を求めておられることは承知をしております。

したがいまして、多方面から伺ったご意見、ご要望を踏まえつつ、県有地の管理や予算措置を担当する県関係所属とともに、相浦警察署庁舎の継続活用について前向きに検討するとともに、統合後は、パトロールをはじめとする警察活動などにより、住民の方々の安全・安心の確保に努めてまいります。

○議長（徳永達也君）溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君）大石知事をはじめ、

執行部の皆さん、答弁誠にありがとうございました。残った時間、幾つかの項目について、再質問をさせていただきます。

まず、石木ダム事業につきましてですが、もう既に、先ほどの答弁の中で69%の予算を執行済みだと聞いております。残りの事業費で足りるのか、また、見直す必要はないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 石木ダムについては、事業の進め方などを工夫しながら、総事業費285億円で令和7年度完成に向けて努力していくことに変わりは、まずございません。

しかしながら、人件費や資材価格の高騰が事業費等に影響する可能性があることは認識をしております。

加えて、週休2日制の導入など、建設業における働き方改革への取組、そして、反対されている方々による妨害活動が依然として続いている状況などもございます。

県においては、そうした状況を踏まえながら、今後の事業の進め方を検討し、技術面や財政面の観点から、国ともよく相談をしてみたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君） なかなか事業費は、本当に大分足りないんじゃないかと私は思っているんですね。だから、そのことについては早く見直しをして、平成7年度完成に向かうなら、やはりそれに向けて努力をしていただきたいと思います。

ただ、平成7年度に完成ということであれば、本当はもうダム本体の中にかかっていけないといけない部分があるんじゃないかと思うんですね。だから、前回は今回と同じ答弁だったと思

うんですけれども、工事工程に沿って事業を進めていくということですが、現在、本当にこの進捗状況の中で、残り2年でダムが完成していくのかどうか、このことについて知事の答弁を求めたいと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほどからご質問いただいて、答弁をさせていただいたとおりでございます。やはりこういった気象状況に大きな変化が見られる中で、県民の安全・安心を守るといった観点からは、一日も早い石木ダムの完成がまず必要だというふうに認識をしております。厳しい状況もございますけれども、総事業費285億円で、令和7年度の完成に向けて、しっかりと努力をしていくということについては変わりはございませんので、県としてもしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君） 私としては、なかなか難しい問題ではないかなと、このように思っているんですけれども、先ほど部長の答弁の中で、団結小屋については、今、一生懸命、返還を求めて交渉しているということですが、どのような交渉をしているのか、ただ、手紙でやっているのかどうか、その辺についてはどのようにしているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 手紙を送るだけでなく、個別にお会いするチャンスがある時には、個別に話を聞いていただいて対応しているところでございます。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君） ただ、会った時に言うということですが、そうじゃ

なくて、積極的に出向いて行って願います。なかなか、反対の人たちも難しいかもわかりませんが、やはり話し合うことによって先に進んでいくのではないかと思いますので、特に、部長は新しくまいりましたので、ぜひ今回、これを機会に川原地区の皆さん方と、出向いて行って話し合いをしていただければと、このように思っております。そのことについては、要望としたいと思っております。

次に、教育行政についてですけれども、先ほど、答弁では、総務部長からいろいろと検討しているということでしたがけれども、私は、やはり今、近隣県においても大学や学部学科の新設、再編が予定されております。国の支援制度の対象になる大学もあると聞いておりますので、今後も少子化の進展により、先ほど「選ばれる長崎県を目指して」という言葉もありました。長崎県が選ばれるためには、やはり教育の充実というのは大変重要なことではないかと私は思っております。

他大学との競合はますます激しいものとなっていくことが予想されていることから、県立大学においても、国の支援制度を活用した新たな理工・農系学部を新設することにより、大学の魅力をより高めていくことが必要であると考えております。

しかしながら、文部科学省が令和5年7月21日に公表した当該支援制度の初回公募選定結果によりますと、想定されている選定総数250件のうち、既に118件が選定されていることから、スピード感を持って検討すべきと考えますが、知事の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 新たな学部の設置につきましては、今後、県内から求められる人材や、

近隣県における大学の新設、学部学科再編の動きなども踏まえながら、分野を限定することなく検討する必要があると考えております。

そのうえで、これからの時代に県立大学が担う役割を改めて整理をいたしまして、大学と新たな学部の設置や再編について、国の支援制度の動向も注視しながら議論してまいりたいと考えてございます。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口英美雄君） せっかく国の支援ができる学部なので、ぜひ私は県立大学に設置してほしいと思うんですよ。やはり県立大学が魅力ある学校になるためには、いろいろな生徒が選べるような、そういう学部がなければ人が集まらないのではないかと。先ほど言ったように、近隣にそういう大学ができてくるんですよね、もう。そうしたら、長崎県は、そこら辺について後れをとることになるんじゃないかと思うんですよ。部長は、新しく国から来たので、部長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 今ほど知事からも答弁がございましたけれども、新たな学部の設置について、今後、どのような県内の必要となる人材があるかということは、当然ながら精査しないといけないということでございます。

ただ、選ばれる大学ということになるという観点では、幅広く学部学科の再編について、平成28年度に行いましたものも踏まえて検討する必要があるというふうに思います。その中の検討の一つとしまして、議員からご指摘もございました国の支援制度というものもございまして、そうしたものを総合的に加味しながら考えて、選ばれる大学になるように、県立大学とも協力して取り組んでまいりたいと考えており

ます。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君）もう既に半数近くが予約済みになってきているということであれば、もう第2回公募選定になると、ほとんどもう決定していくのではないかと思うんですね。だから、スピード感を持って検討していかないといけないと思うんですけども、大体この検討について、どのくらいの時間をかけてやろうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君）今、県立大学で第4期中期計画が策定されております。この中では、大学の今後のあり方について検討するという事になっておりまして、まずは、本年度において、その検討をどうするかということについての考え方というものを整理する組織を立ち上げるということになってございます。ですので、スピード感を持ちつつも、ただ一方で、教育ということもございまして、どういった学生さんに新たな提案というものをらせるかということも含めながら検討を進めたいというふうに思います。決して座して待つということではございません。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君）わかりました。ぜひ、スピード感を持って検討していただきたいと、このように要望しておきたいとします。

次に、IRですけれども、ギャンブル等依存症対策について、ギャンブル等依存症対策に関しましては、IR事業者、県、佐世保市と各協議会が連携し合いながら、IRを契機として既存のギャンブル等も含めた依存症対策を行うことは有意義であると考えております。

このことに加え、先進事例なども参考に、依

存症の実態把握も必要であると考えておりますが、これまでの県の取組やその活用について、お尋ねしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君）ギャンブル等依存症については、早期支援や適切な治療に向けて、相談体制や医療体制の充実を図るとともに、県民の方々が依存症に関する理解を深め、その予防を図ることが重要であります。

ギャンブル等依存症の実態調査は、県民の意識や潜在的な依存症の人数、属性等を把握するため、長崎大学と連携し、令和4年度に実施したところであります。

こうした実態調査は、IR開業前のデータとして、開業後との比較に用い、各施策の定期的な効果測定や改善を図るなど、切れ目のない依存症対策に活かしてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君）長崎大学が大体中心になっていくのかなという感じはするんですけども、やはりこの依存症は、IRだけじゃなくて、パチンコにしても競馬にしても競輪にしても、それぞれあるんじゃないかと思うんですね。まず、その実態を把握することは大事なことだと思うんですよ。だから、令和4年度に把握した中で、大体どのくらいの数があったのかどうか、その辺については把握しているんでしょうか。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君）令和4年度に調査いたしました結果については、現在、全ての集計というものを取りまとめて、分析というものについては、その都度行う予定で、現在考えているところでございます。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君） やはりIRも、誘致するには、このギャンブル等依存症対策をしっかりとしなければいけないと、そういうことを私は前回も言ったんですけども、そう言われているんですね。だから、このことについては、IRが来るから、来ないからじゃなくて、やはり現在の依存症対策、ギャンブル依存症になっている方々の対策をしっかりと検討して考えていく必要があると思うんですよ。だから、今回、実態把握を一応しているということでございますけれども、ぜひ、はっきりした数値を実態としてつかんでいただきたいと思いますが、このことについて、もう一度お考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） ギャンブル等依存症対策については、佐世保市とも連携しながら、現在取り組んでいるところでありまして、議員ご指摘の具体的な対策、調査に基づくものについては、今後、どのような手法でできるかというものについては、大学とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君） 佐世保市が、IRが来るから佐世保市ということになるかもわかりませんが、私は、この実態把握をするのは県全体の問題だと思うんですね。だから、佐世保市だけじゃなくて、県全体でどのような人たちが依存症になっているのかどうか、それを把握しないと、大学の方も、治療をするにしても、その治療ができないんじゃないかと思うんですね。だから、県全体として実態把握をして、その治療に努めていかなければいけないのではないかと考えております。一応要望としておき

たいと思っております。

次に、農林業の振興ですけれども、農業経営における資材や燃油高騰について質問したいと思います。

「チャレンジ園芸1000億達成計画」に向けた取組につきましては理解いたしました。

近年の不安定な国際情勢の影響により、資材、燃油価格は依然として高止まりしております。農業経営が圧迫され、厳しい状況が続いていることは先ほども述べたとおりであります。農業経営が不安定になれば、県の目標達成に影響があるのではないかと考えております。

目標達成のためにも、特に、燃油高騰の影響に対してしっかりと取り組むべきと考えますが、県におけるこれまでの対策の状況と今後の対応について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 燃油高騰対策としては、燃油価格上昇分を直接補填する国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入を推進した結果、加入者数は昨年度より52名増加し、燃油高騰の影響が大きい農家の全員が加入しております。

また、長期的な影響緩和策として、令和4年度の補正予算により、施設園芸における重油使用量の低減に効果が高いヒートポンプや二重被覆資材等を導入する農家を支援したところであります。

加えて、本年6月補正予算で、製茶工場の省エネ機器類の導入支援を新たに開始したところでございます。

今後とも、県内の農業者が将来も安心して営農を継続できるよう努力してまいります。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君） 次に、水産業の振興

ですけれども、ALPS処理水の海洋放出の影響について。

8月24日から、中国で日本産水産物の輸入が全面的に停止されました。今日の新聞にも載っておりますけれども、67%から68%輸出が減になったということでございますけれども、県漁連としては、福岡市場を通じて中国輸出の多かったレンコダイ、マナガツオ等では、国内相場が大きく下落したほか、中国向けに大型魚を生産していた養殖マグロでは、今後、国内市場の方は価格の下落が懸念されております。輸入停止が長期化すると、影響は全国に及ぶうえ、県単独の取組には限界があることから、国が打ち出す対策をしっかりと活用すべきと考えますが、県はどのように対応していくのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（川口和宏君） 現在、県内水産関係事業者や中国のパートナー企業と連携しながら、中国輸出に関する情報収集に努めているところであります。

このような中、国は、9月4日、風評被害や輸入停止措置への対策など、水産業支援策を公表いたしました。

県としましては、輸入停止措置の影響を最小限に抑えるため、国内消費拡大の取組や、新たな輸出先の開拓等について、既存の県単事業に加え、国の支援策を積極的に活用するよう、県内関係者と協議を進めているところであります。

○議長（徳永達也君） 溝口議員 45番。

○45番（溝口芙美雄君） 赤潮対策についてですけれども、発生メカニズムの解明や抜本的な防除策の開発、実用化が求められておりますけれども、国への働きかけや国との連携について、これまでの経過と今後の方針について、お尋ね

いたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（川口和宏君） これまで、県では、国、大学、関係県と連携して、新しい技術開発に努めているところでございます。

また、今般、国に対して、赤潮発生メカニズムの解明等について要望を行っているところであり、引き続き、国等と連携して取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時17分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、長崎市選出、浅田ますみでございます。

5期目最初の、この議会での質問の機会をいただきましたことを、多くの皆様に心から感謝を申し上げ、気合いを入れて質問をさせていただきたいと存じます。

大石県政、大石知事には、今回で2回目の一般質問となります。前回、残念ながら、あまり熱量を感じる答弁が得られませんでした。今回は、ぜひとも、長崎県のリーダーとして、熱く熱く答弁をいただきますようお願い申し上げます、私からの質問へと移らせていただきます。

前回も、マニフェストを中心に確認をしながら質問をさせていただきましたが、今回も盛り込みながら質問をさせていただきます。

1、世界に発信する長崎の取り組みについて。

（1）One Young Worldの長崎開催について。

最近、私が、わくわくする取組だなと思ったものが、先日、「One Young Worldの開催を長崎で」というニュースがございました。

このOne Young World、皆さんはご存じない方も多いかもしれません。これは、次世代リーダーの育成、交流を目的とした、若者のダボス会議のようなものと言われているものであります。200近い国々から2,000人近い多くの若者が集まり、その時々々の社会問題に関して議論をする国際会議でございます。

先日行われました産学官7団体のトップリーダーが集まる長崎サミットにおいて、このOne Young Worldの分科会、平和をテーマとした分科会を、この長崎市に誘致し、それを支援するということが表明されました。その時には、もちろん知事もいらっしゃいました。これは、毎年開催を続け、300人近い若者を、毎年この長崎に世界から誘致をしていくというものです。

知事に対しまして、私は、これはすごく若者の長崎へのシビックプライドを上げるものでもありますし、長崎自体のブランドも向上するものだと思っております。しっかりとした支援をしていただきたいと思っておりますけれども、具体的に、具体的にどのような支援をなさるおつもりか、お聞かせください。

これ以降の質問に関しましては、対面演壇席から質問をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部政策監。
○文化観光国際部政策監（伊達良弘君）長崎ピースサミットの開催により、次世代リーダーの育成や、世界に向けた被爆地長崎からの平和発信、地域経済の活性化、シビックプライドの醸成など、様々な効果が本県にもたらされるもの

と期待をいたしております。

また、ピースサミットは、経済界を中心に民間主導で運営され、参加費やスポンサー企業からの協賛金などを財源とし、地元負担が生じない形で実施されますことから、継続性の観点からも非常に望ましいものと考えております。

こうしたことから、県としては、運営経費そのものを負担することは考えておりませんが、参加者に本県の魅力を体験してもらうためのエクスカージョンの企画や、来県する要人の対応をはじめ、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、多くの若者が参加しやすい環境を整えることも重要な視点であり、今後、産学官で構成いたします協議会において検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君）知事、私は、いつも知事からは「新しい発想」という言葉をよく耳にします。その意味において、このOne Young World、先ほど政策監答弁で、参加費から賄われるとおっしゃいました。参加費だけで賄われるから、それでいいということではなく、エクスカージョンをするから、それでいいということではなく、多くの国々から一人でもたくさんの世界の方々に来ていただくことが必要なのではないかと思えます。

そういう意味においては、参加費で賄われるから、経済団体がついているからいいではなくて、私が一番最初に申し上げましたのは、長崎県として、どういう支援をするのかということをお尋ねを繰り返させていただきたいと思えます。

なぜかといいますと、知事は、この日の長崎サミットにおいて、次世代のリーダーが一堂に

会することに対し期待をし、これからももっともっと、これが一度で終わることなく定着し継続できるよう、できる限りの協力をしたいと、力強くその場でおっしゃっていました。

そして、次世代の長崎のリーダーの伸びゆく力というものも、ここでまた培われるのではないかと、そして創造的破壊、社会として持続性を持つには変化が必要、ここまでのことを知事はおっしゃった。

ですから、私は、あくまで参加費で賄えるからいいではなくて、もっと多くの方たち、若者を呼び込むために、しっかりと長崎県としては予算を投じるべきではないかということで、知事にお伺いをしましたが、もう一度、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、参加しやすい環境をつくるということは、まさに大切なことなんじゃないかなと思います。

参加費につきましては、One Young World側から、ほとんどの参加者について、スポンサー企業等から金銭的支援を受けて参加をすることですので、大きな自己負担は生じないというふうに聞いています。

ですけれども、先ほど、参加費だけではなく、エクスカージョンであったり、市町とも、そのほかの参加しやすい環境整備について、そういった視点を重要視しながら、今後、産官学で協議会も構成しますので、そういったところで検討を深めていければというふうに思っています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 多分、経済界の方も、長崎県がもっともっとしっかりとした形で支援をすることを望まれているかと思います。多く

の方々にお話を伺いました。

知事自身が、マニフェストの中で、世界や地域を越えた積極的な平和教育をやりたい、このことも述べています。これは、平和教育にも準ずるものでもあろうと私自身は感じております。

そして、先ほどからおっしゃっているように、知事自身が、もっともっと積極的に関わっていただきたい。なぜかという、知事が掲げています今回のビジョン、新しいビジョンの「未来大国」、これの中にも、明るい未来を築いていくために子どもへの投資は未来への投資と捉える、そして世界中から国際都市として認知され、観光客や留学生を呼ぶ、そしてまちが活性化する、そういう意味においてもですね。

たくさんのお子もたちにスポンサーがつくから、それでいいではなくて、長崎県がスポンサーとなって、もっともっとたくさんの方を呼ぶ、それぐらいの気概を持って、このイベントに取り組んでいただきたいなというふうに感じております。

ならば、視点を変えて質問をさせていただきます。

（2）NPT再検討会議 準備委員会 参加について。

NPT再検討会議準備委員会に知事は参加をしました。長崎県知事としては、今回2回目になり、これまでは、どの知事も参加をしていませんでした。知事が、2回目の今年の準備委員会に参加したことも、昨年参加したことによって多くの方たちと仲間ができ、そのネットワークを活かしていきたい、そして被爆県としてアピールをしたいというようなことを述べておられました。

これまでは長崎市が多くそれを担ってきたわけですが、長崎市と切り分けたというか、長崎

市とすみ分けた感じで、平和教育、ここにも含まれてくるとは思うんですけども、若い人たちをたくさん連れて行って行っていましたので、では、どのような形で県としては動いていくおつもりなのか、いま一度お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 平和教育に限った話ではございませんけれども、核兵器廃絶の実現に向けて、被爆地長崎が果たすべき重要な役割の一つは、被爆の実相を世界に広く伝えて、「長崎を最後の被爆地に」という強い思いを世界の人々と共有することであるというふうに認識しています。

これまで県と長崎市は、連携あるいは相互に補完をしながら、被爆地の大きな役割である被爆の実相の伝承などに取り組んできた経緯がございます。

しかしながら、核兵器廃絶を取り巻く世界情勢といたしますのは、現在、極めて厳しい状況にあって、また、国際社会における核軍縮の動きといったものは停滞している状況かと存じます。

国際社会が核なき平和に向けて歩み出せるように、県は、従来の施策に加えて、同じ被爆地である広島県と連携をしまして、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけるための取組を進めているところでございます。

この取組によって、気候変動問題などと同様に、私たち一人ひとりが、まず核兵器廃絶を自分ごととして取り組む機運を醸成すること、これで核軍縮に消極的な国々の考え方を変えていきたいと思っております。

このように、被爆地の自治体それぞれが、「長崎を最後の被爆地に」という切なる願いの実現に向けて、必要な役割を果たしていくことが重要であると考えております。

私としても、引き続き全力で核兵器廃絶に向けて取り組んでいければと思います。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 多くの方々に、世界中に、この長崎から被爆の実相を伝え、そして、ここが最後の被爆地としてということを強く訴えていきたいというお話だったかと思えます。

じゃ、ここで一つお伺いしたいのが、国内向け、国内に対しての知事の動きはどうなのか。

知事の名前で、大石賢吾長崎県知事という名前で、昨年と今年、例えば8月9日の前に、「黙祷をしましょう」ということを全国都道府県にアンケート調査をしております。この中で、黙祷をしてくださいというのを市町村にさらに投げかけてくださいというお願いの文章なんです。

これに関して、実は全くしていないというところは、47都道府県の中で5県しかありませんでした。しかし、これを多いと思うか、少ないと思うかなんですけれども、その5県が、そしてまた、やられたという42県のうち多くのところで、実は、サイレンを鳴らして黙祷まで促すところはないわけです。

私が、100人近い学生に対して個別でアンケートをとらせていただいたんですけども、やっぱり地域によっては、サイレンも鳴らないから、黙祷をしたことがないという学生も多数見受けられました。

国内においてもですね。NPTでそれを訴えることも結構なことではございますが、やはり国内に向けても、長崎のあり方ということ併せて訴えていく必要が今一度あるのではないかと、戦後80年を迎える今だからこそ、改めてお伺いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 当然、国内での動きも非

常に重要だというふうに思っています。特に、広島県、長崎県、この2つは、世界を見ても被爆をした2つだけの場所でございますので、国際の場に出ても、やはり特別なオブリゲーションがあるんだというお話もよくいただきます。

そういったところも知事としてしっかりと、特別な祈りの日でございますので、国内でもそういった環境を醸成していく、機運を醸成していけるような取組についても、今後、検討していきたいと思えます。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） しっかりそちらもやっていただきたいと思えますが、先ほどのNPTの中で知事が、これからは何度も何度も行きたいというようなことを記者会見でも述べておられました。その中で気になったのが、ポストSDGsにこの核兵器廃絶を入れてほしいから。

しかし、SDGsのバッジもなさっていないですね、いつも知事は。これは波佐見焼のSDGsのバッジなんですけれども。

ポストSDGsに入れたい、それは国連が考えることだと思うんですけれども、その国連に対して、ポストSDGsにこのことがしっかりと入るといってお約束などはできているのでしょうか。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（伊達良弘君） これまで国連は、2000年に、2015年を終期とするミレニアム開発目標を、そして2015年には、2030年を終期とする現在のSDGsを制定しており、今後、後継目標の具体的な検討が始まるものと考えております。

今年は終期までの中間年に当たり、今後、後継目標の検討が本格化していくため、今の段階

から、ポストSDGsに核兵器廃絶を位置づけることの必要性を訴えていくことが重要であると考えております。

また、国連の中満事務次長からも、本県と広島県の取組について、ご賛同をいただいたところであり、引き続き、国連加盟国への働きかけを積極的に行ってまいります。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 知事、現場でそのようなお話をなさってきた流れの中で、このポストSDGsの動きは本格化をしていて、どのような形で、今説明がありましたけれども、これまでのSDGsの発展途上国のあり方、そして先進国が加わったSDGsのあり方、そしてその先ということになります。このあたりのこと、今の中ではちょっとわかりづらかったんですが、知事の体感としては、国連の中でどのような感じでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私の所感になりますけれども、まず、この核兵器廃絶に関する議論というのは、非常に大きな関心事になっていると認識をしております。その中で長崎県、広島県、長崎市、広島市の活動というのは、非常に期待されているところだと思います。

ポストSDGsのグローバルアジェンダについては、先ほど政策監が答弁しましたとおり、今後、具体的な検討が深まっていくという段階にあると認識をしています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 国連のグローバルアジェンダが深まる前に、まずは動いていっちゃるということ、ということは、これから、まだ準備委員会は、あと3回ほどありますね。そういったところにも毎回毎回、知事は参加をし

て、これを深めていくということだろうかと思うんですけれども。

先ほどの話に戻りますが、One Young World、私は、それを後押しすることにもつながるのではないかと。次世代のリーダーたちがここには集結するわけでございます。そういう意味において、知事が積極的にこのOne Young World、若い人たちを下支えしていくということを長崎県自身が表明することによって、産学官だけのサミットだけではなくて、長崎県としてやるんだという強いリーダーシップを持っていただきたいということで、この質問を繰り返させていただいております。

この間、One Young Worldに参加したことがあるという長崎大学の学生が、「核兵器の問題は、決して意識高い系だけの問題ではないんだ」ということを強くおっしゃっていた時に、知事もいらっしゃいました。そういう意味において、これから、この核兵器廃絶のことを訴えたいのであれば、こういう若者たちの声というものが非常に重要であるかと思えますし、また、私は、One Young Worldこそが、このポストSDGsに向けた後押しにもつながるかと思えます。

そういう意味において、この両方を重ねて質問するということが恐縮なんですけれども、知事の熱き思いというか、One Young World、予算があるからいいですよということ、エクスカッションがあるからいいですよということではなくて、長崎県として、もっと踏み込んだ支援がないのかなのか、いま一度お聞かせいただければと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） One Young Worldにつきましては、先ほどから答弁させていただいているとおり、今後しっかり検討していきたいと

思っています。

ただ、このOne Young Worldが長崎県で行われるということに関しては、非常に意義が深いものだというふうに思っています。平和に関した議論もされるということですので、そこは平和のまち長崎ということも踏まえて、そことしてしっかり連携を取っていく、可能な形で連携を取っていくことは重要だと認識をしています。

もう一つ、ポストSDGsの話ですけれども、先ほどお話にあった「核兵器廃絶は意識高い系だけではない」という言葉がございましたけれども、ポストSDGsに位置づけることをなぜ我々が取組を進めているかということは、クライメート・チェンジのような、今のSDGsのようなもの、進んだものということを見ますと、やはり一人ひとりの方々が、自分ごとの問題なんだと、問題が自分ごとなんだということ意識された、これは非常に重要な進歩であったというふうに認識をしています。

ですので、今度、SDGsの後に出てくるグローバルアジェンダに、核兵器廃絶が世界中に暮らしている方々の一人ひとりの課題なんだということ、これを意識していただくためにも、この取組は意義が深いのではないかと考えております。そういった意義を含めて、今後もしっかり対応していきたいと思えます。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） しっかりと力を入れて、若い世代の後押しをしていただけてますことをお願い申し上げて、次の質問へ移ります。

（3）長崎県と中国の今後について。

今、中国が、日本産の水産物の輸入を全面禁止している、これは水産県の長崎としても非常に由々しき問題だと感じております。

このことに関しましては、水産部も総領事館

にお訴えをしに行ったということは伺っております。

それはそれとして構いませんけれども、明日、日中平和友好条約締結45周年の式典があるかと思えます。部長が総領事館に行ってお話をしたことにとどまることなく、長崎のトップリーダーとして、ここでしっかりと中国への要望をなさるのかどうなのか、知事にお伺いしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 中国駐長崎総領事に対しましては、我が国のALPS（アルプス）処理水の放出に伴う中国税関による放射能検査の厳格化や、日本産の水産物の輸入停止措置に伴う事業者への影響を把握したうえで、速やかに本県の思いをお伝えするために、副知事から要請をしたものでございます。

引き続き、県としては、本県水産物の安全性を訴えるとともに、速やかな輸入停止措置の解除を求めることを本国にお伝えいただけるようお願いしたいと考えています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 私は、知事に、明日、その要望をしますかという質問をしました。

今、知事は、これからも要望していきたいとおっしゃったものと受け取らせていただいて、明日、そのことを多くの皆さんの前でしっかりと発言していただけるものだと思ひまして、この質問は終わらせていただきます。

（4）長崎県と台湾について。

歴代の長崎県知事のトップリーダーとしてのセールスはありませんでした。そういう意味において、これから、どのような形で台湾と関係を築いていこうと知事自身は今お考えなのか、お聞かせいただけますか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 台湾は、直近の延べ宿泊者数を見ても、韓国に次いで多い状況です。また、輸出についても拡大傾向で推移している状況でございまして、東アジアにおける経済交流において非常に重要な地域であると認識をしています。

このために、観光や県産品輸出等の経済活動にかかる取組につきましては、民間事業者ともしっかり連携しながら、他県に後れをとることがないように取組を進めていきたいと思っています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 民間事業者を中心に台湾とは取組を進めたい。

民間では60年前から、これは民間と言っているかどうかは別ですが、長崎県の貿易公社ができた60年前から、バナナはこの長崎に台湾から輸入した、そういった意味で相互関係は、そのころから民間ではできておりました。

私が伺っているのは、トップとしてどうかということでございます。長崎県以外は、九州の全知事は、台湾にトップセールスマンとして伺っております。そして今年も既に4県の知事たちが伺っております。

私は、これまでと違うリーダーシップを持った知事、若い知事だからこそ、あえて、今までとは違う形での動きというものが必要なのではないか。知事自身がおっしゃったように、韓国と変わらぬ、たくさんの方々から台湾からは来ていただいております。台湾から選ばれる地域となるためにも、知事自身に動いていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 近年、台湾からの観光客

の誘致であったり、エアラインの就航、台湾への県産品輸出の拡大などに対する県民、事業者のニーズは高まりを見せている状況です。県に対しましては、これまで以上に、こうした経済活動を後押しすることが期待されているものと認識をしています。

一方で、本県においては、これまで築いてきた中国との特別な関係性もございますので、トップセールスにつきましては、こうした事情を踏まえて総合的に判断をしていきたいというふうに考えています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 総合的に、今後ともいろいろ取り組んでいただきたいと思いますが、聞くところによると北海道の知事は、観光振興機構の顧問として行かれたことがあるというふうに聞きました。

そういう意味においては、今まさしく知事がおっしゃったように、エアラインの就航を進めていきたいというのがございます。長崎県知事は、空港活性化期成会の会長でもあります。そのような立場で行くことも、ぜひご検討をいただければと思います。これは要望にかえさせていただきます。

2、長崎を守る取り組みについて。

（1）重要土地等調査法について。

知事は、五島出身ということもあって、離島振興を掲げていますが、振興させるには、やはりここは安全・安心が重要だと思います。

国において決まりましたこの調査法は、防衛施設、国境付近の安全保障を脅かす、その地域の土地利用を制限するものであります。その中には2つ、注視区域、そして特別注視区域というものが定められております。全国の中で12都道府県、219が今、指定をされているんです

が、長崎県は、その中で31の指定となっております。さらに、一番気をつけなければいけない、機能が非常に重要である、国境離島の中で認められているものが、鹿児島に次いで長崎が第2位なんです。

そういう意味において、指定地域が多い県の知事として、こういったことを今後どのように取り組んでいくのか、どう考えているのか、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 重要土地等調査法は、防衛関係施設であったり、国境離島など国内における安全保障上重要な土地及び建物の利用状況を国が調査をしまして、不適切な利用行為を規制することを可能とする新たな法制度でございます。

昨年9月の法施行以降、これまで2回にわたって、全国で219か所が区域指定されております。本県においても、対馬市、壱岐市、五島市の防衛関係施設の周辺など計31か所が区域指定されたところでございます。

本県は多くの有人国境離島を有しています。また、領海等の保全及び安全保障の観点のほか、県民の安全・安心を図るうえでも、こうした動きは非常に重要であると認識をしております。

県としましても、状況に応じて、調査への協力や関係市町との情報共有を図るなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） これだけのところが指定をされているということは、今、知事もご答弁いただいたとおり認識をさせていただいております。こういったところに指定をされている地域住民がどのように考えているか。

この土地は、ほとんどが民間の不動産会社が

保有していると同っております。そういう意味において、不動産の皆さんに対する指導などはどうなっているのか。また、この地域に認定をされている対馬、五島、壱岐、こういった市町の皆さんと一緒に今後備えるために、連絡会議とか協議会、そういったものを具体的に動き出しているのかどうか。

昨年から始まっている問題ですから、スピード感を持ってどのようにやられているのか、お答えください。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 「重要土地等調査法」に基づく注視区域などの区域指定に当たっては、国から直接、県及び地元市町に対して意見照会が行われているほか、利用状況の調査や不適切な利用行為に対する規制など、国において一元的に管理されることになっております。

しかしながら、県としては、これまでも、国からの意見照会に対する区域内に対する公共事業などの事業計画等に係る情報については、地元市町とも情報共有しながら取り組んでいるところであります。

県としては、地元市町との情報共有は重要と考えておりますので、今後、どのような情報共有が可能なのか、国や市町とも具体的に協議してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 私は、スピード感を持って、今なさっているのか、どうなのかを聞いて、今みたいな答弁のところは、残念ながら全く質問していなかったかと思えます。

確かに国に情報提供をしなければならない。かつ国からもしっかり情報をもらうような施策をしっかり打っていかなければ、国土を守るといふような思いを、私は知事に持っていただき

たい、国境離島の知事であるという認識をしっかりとさせていただきたいということで、もう認定された時点で、指定をされた時点で、首長の皆様方は知っているわけですから、そういうふうな動きをすべきかと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） ご質問の趣旨を十分に理解していないかもしれませんが、議員おっしゃるとおり、国境離島を多く抱える県の知事として、そこに暮らしている方々の安全・安心を守るということは重要な責任だと思っております。

その制度の中で、国が直接、県と地元市町に意見照会を行うということ、その中でも県として、どういった役割を担っていくのかということは、常にアンテナを高くしながら、何ができるのか、市町とも意見交換をしながら検討していきたいと、対応していきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） ここは国の方も、やはりしっかりと地域の方でも対応をとということがございますので、協議会などをつくり取り組んでいただければと思えます。

（2）フェムテック政策における進捗。

長崎を守る取組ということで、私は、2年ほど前に、未来を守っていくためには多様性のある方々、そして女性の活躍が重要であると、その観点から、フェムテックと女性活躍推進について質問をさせていただきました。

フェムテックというのは、本日、新聞にも大きく掲げられておりました。厚生労働省が、働く女性の健康問題を把握する、そして、その中にはフェムテックも取り入れたいということが書かれていたんです。フィーメールとテクノロ

ジー、これを合わせた造語でありまして、女性特有の健康課題について、テクノロジーを用いて解決をしていくというものであります。

私が2年前に質問した際には、県としても、何ができるか積極的にこれを研究していきたいというお話がございましたが、この2年間でどのような進捗状況があったのか、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 議員からご指摘がありましたフェムテックの目的である、女性の健康課題の解決につきましては、女性活躍を推進する取組の中で意識啓発を行っております。

具体的には、令和4年度から、経営者向けセミナーにおいて、ライフサイクルに応じた女性特有の健康課題と対処をまとめた冊子を紹介したり、女性社員向けの人材育成支援講座では、メンタルヘルスとともに当該冊子を説明するなど取り組んでおります。

女性の健康課題の解決を図り、女性活躍を推進していくためには、企業などとの連携も重要なことから、今後は関係部局と情報共有を強化し、取組を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） それまでは、県の中でもこの女性特有の健康課題というものに関して取り組んでいなかったというふうに伺いました。そこから2年がたっているわけです。

知事のマニフェストの中には、実は女性活躍推進といった具体的な言葉はなかったんですが、唯一、それに匹敵するのかなと思ったのが、女性副知事登用というものでございました。それがこの夏にやっと、知事にとっての念願がかなって女性副知事が初ということで誕生したわけ

です。

副知事として、どのように女性活躍を、この長崎として、企業、そして県庁内で推進していきたいと思っているのか、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 馬場副知事。

○副知事（馬場裕子君） 職場や地域など様々な場所におきまして女性が活躍していくことが、活力ある地域社会を築いていくうえで不可欠であり、本県にとって女性活躍の推進は重要な課題でございます。

そのため、女性の意思決定への参画を増やし、女性が個性と能力を發揮できる環境づくりに向けて、企業や社会の理解促進、それから女性のキャリア形成と意識改革などを進めていく必要があると考えております。

先ほど、フェムテックというお話がございました。私自身も、そのような女性特有の毎月の体調の波とは無縁ではございませんし、知人含めて、更年期への不安とか、そういったところをこれまでも、かつての職場でも女性職員同士で話したこともございました。

そのように私としましても、これまでの経験を活かしつつ、様々な方々とコミュニケーションを取りながら、県職員を含めて、長崎の女性が伸び伸びと仕事ができる環境をつくることに力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 馬場副知事の記念すべき、初めての答弁だったかと存じます。ありがとうございます。女性として、そこに座られていて、これから多くの皆さんを引っ張っていただきたい、そのように感じておりますが。

知事、私は、議会の中での答弁って、すごく

重いなと思うんです。2年前にこの場で、研究をし、進めていきたいというふうに言われていたんですが、実のところ、あまりフェムテックに対する研究とか研修とかはなかったというふうに、部署の方から伺っております。

ただ、唯一できたのが、今年から県庁の中の女性の管理職員に対しては、女性の健康課題に対してのテーマを設けている。しかし、実は、男性の管理職員に対してはないということなんです。

しかし、こういう県庁においても、企業においても、やはり女性が活躍しやすい環境をつくるというのは、男性の理解が非常に必要なのではないかと思っております。フェムテックという言葉を知らない男性職員もまだたくさんいらっしゃいます。

そういう意味において、知事自身が、こういう管理職の研修においても、この女性の健康課題を取り入れていくべきだと私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 先ほど、議員のご指摘の中でもあったように、やはり相互理解が重要なんだと理解をします。

これは女性に限った話ではなく、男性にもそうですけれども、そういった相互理解が深まるような取組といったもの、どんなことができるのか、それは常に、しっかり検討はしていきたいというふうに思います。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 検討、検討も構いませんが、「しっかりとやっていく」というような答弁がなかなかないなということも気がかかりますけれども、この件に関しましては、馬場副知事もいらっしゃいますので、しっかりと取

り組んでいただければと思います、次の質問へと移らせていただきます。

3、長崎市の都市計画の取り組みについて。

（1）長崎市のグランドデザインについて。

これは、賑わいのある長崎県を目指すという知事のマニフェストにもつながるものだと思います。長崎市のグランドデザインについて、お伺いをいたします。（パネル掲示）

大きくしていただければわかるんですが、今、長崎市内は非常に様々な、知事自身もおっしゃるように、たたずまいが大きく変わるプロジェクトが山積しております。その中において、これだけたくさんの、スタジアムシティ、長崎駅周辺、松が枝、そして県庁舎跡地、市役所跡地というものがあります。

こういったビッグプロジェクトに関して、市長が替わった後に、県知事と市長と、このグランドデザインについてのトップ会談があったのかどうなのか、そこからまずお聞かせください。
○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） グランドデザインに限った対談といったことは、今のところ実施はされておられません。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） そこは非常に重要なところだと思います。今まで、なぜ、知事がそういったことを、例えば市長から言われなくとも、これから長崎を賑わせたいと思うのであれば、積極的に市長に、私は、トップ会談として、長崎のまちづくりをどうするかというような話し合いがあってもしかりかと思えますけれども、知事は、そのあたりは「ありません」の一言で済ませてもよろしいのでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 県全体の発展を図るため

に、地域課題の克服に向けて、住民に最も身近な市町と思いや力を合わせて、一緒に取り組んでいくことは非常に重要だというふうに思います。

特に、長崎市は県都でございます。また、中核市として様々なまちづくりの権限等も有していますので、やはり長崎市との連携というものは大切になるというふうに認識をしています。

そのために個別分野の課題につきましては、現在でも、先ほどランドデザインに限った対談といったものは行われていないと言いましたけれども、各部局において、必要に応じて長崎市の関係部局と協議を行っている状況でございます。

私と長崎市長との意見交換につきましても、先方のご意向もしっかりと踏まえ、また、何が具体的に協議内容となるのかといったところも踏まえながら、今後に対応していきたいと思えます。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 早急にやっていただきたいと思えます。なぜなら、佐世保市長とはトップ会談をやったと伺っております。そういう意味においては、知事がおっしゃったとおり、県都長崎だからこそ、やる意義、そして、この長崎市から様々なところに人流、波及をさせていくということが必要だと思えますので、これはぜひとも、年内ぐらいにはやっていただきたいと思えます。

それはなぜかといいますと、（パネル掲示）これが、今まで長崎県の都市計画の変遷であります。これはどういったものかといいますと、もともと長崎市におきましては、長崎市は戦後、ここをどうやっていくのか、戦後から復活させるために国際観光文化都市として指定をされて

おります。そして、それをさらに、もっともっと活力に満ちた地域にするためにということで、県が中心となって、昭和61年にアーバンルネッサンス構想ができ、それが今のこの県都長崎市の基盤となっております。

その後、国から、長崎市、もっともっと協力していただく、観光立国として、さらに牽引していく、日本の中でも牽引していく地域となるためにということで、駅周辺とかまちづくり、都市、居住空間、そして松が枝、まちなかエリアということで、この4つのエリアでランドデザインを市と県で、ずっとこれまでも掲げ、やってこられた、こういった歴史があります。

そういう意味において、今、長崎市が、長崎都心まちづくり構想というのを掲げ、来年3月にこれを公表すると言っています。これまでも県と市でランドデザインを描いておりますが、来年の長崎都心まちづくり構想、これ自体が県と市の総意であるというふうに知事がお考えなのかどうなのか、ここをお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎都心まちづくり構想についてでありますけれども、これは県と市で総意でつくるものと認識しております。

長崎市の方で、「長崎都心まちづくり構想検討委員会」をつくって検討を進めておりますけれども、これまでのまちづくりの経緯とか考え方を尊重しながら、全体を俯瞰した将来のまちづくり方針を示そうとしているものであります。県と市、総意のものだと認識しております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 来年3月の長崎都心まちづくり構想、これが県と市の総意ということでお伺いをいたしました。これは、これからも大きな意味をなすものだろうなと思えます。

（2）長崎駅周辺について。

詳細について、これから少々、いろいろお伺いをしていきたいと思いますが、午前中にもありました、長崎駅周辺に関してです。

ここは、私は昨年12月に、もっともっと人を回遊するために、駅前商店街側にもエスカレーターを造るべきではないかという質問をしました。その時に知事は、先ほど見せました表にもありました、「長崎市中心部の交通結節機能強化基本計画、これに基づいてしっかりと合意形成がなされた」という答弁があったんですが、合意形成にならなかった様々な、まだ積み残しの課題があるからこそ、回遊性の問題とか、不便である、バリアフリーになっていないというようなことから、自治会とか、そういったところから要望が県にも上がっているわけです。

そういうことを考えると、この問題は、バスターミナルの整備がまだ決まっていない、バスターミナルが整備されたらという言葉、この時にも知事はおっしゃっていました。ただ、これには時間を要すともおっしゃっていました。そして、商店街などの個別に関しては「市が主体であり、市から相談があった時には、人の流れを検討し取り組む」という答弁をいただいたんですけれども、非常に時間がかかっている案件なんです、このバスターミナル問題というのは、その最初の基本計画、令和2年に決めた時から既に3年がたっているわけです。その間に初動の基本計画はできていなければならなかった。それが既にもう3年がたっている状況の中で、このバスターミナルの決定がなされないと、様々な回遊性に基づく、今朝も質問がありました動く歩道だったり、エスカレーターはできないのかどうなのか、ここをしっかりとご答弁いただければと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 県としましては、バスターミナルと周辺建物の共同建替えの検討を進めながら、並行しまして、駅前広場や路面電車の電停へのエレベータの設置によってバリアフリー化などの取組を進めています。

また、地元の「長崎駅前地区のまちづくり協議会」にも職員が参加をしています。こちらで意見交換を行っているところです。

議員のご指摘にもあったとおり、商店街の活性化を含めた個別のまちづくりというものは、市が主体となって検討する課題と考えておりますけれども、引き続き、市と連携、協力しながら、県としても、市との役割分担の中で、できることを継続しながら、まちづくりを進めていければと思っています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） もちろん市と県の役割がそれぞれあるということは私も存じあげておりますが、ここは陸の玄関口にもなり、ここから様々な地域に人が回遊していくというようなところでもあります。多くの方々が、今現在、迷われている、その状況の中で、バスターミナルが設置、整備が決まるまでといっても、10年ぐらいかかってしまうわけです。そこから先ということになると、それまでに長崎という観光都市がどのようなまちなのか、都市としてのランドデザインとしてもどうなのかということを感じます。

そういう意味においては、スピード感と新たな視点、発想をいつもおっしゃる知事だからこそ、ここは市だから、県だからではなくて、観光客にとって、どのように便利、住んでいる人や県民にとって、どのように波及効果があるかと、そういう視点を持って取り組んでいただき

ますよう要望したいと思います。

（3）旭大橋について。

これも平成20年からずっと私は質問をしているんですが、私が過去に質問をした折には、「ここは浦上川線側を真ん中に両サイドにおいて、一体化して活性化をさせるために低床化をする」と言っておりました。

それが平成30年になると、「低床化には膨大な費用がかかる。そして、長崎市の中で東西の西側の土地利用が不明確であるために、まだどうなるかわからない」というようなことがありました。

しかし、先ほど見せた都市計画の中でも、何度も何度も、平成22年、平成25年にも、長崎市周辺のエリアの中でも、そして都市移住環境整備基本計画の中においても、旭大橋は低床化ということがなされました。

しかし、何が何でも、それがならないのであれば、どれくらいこの橋を、耐久性をもたせて、どれくらい低床化しないのか、ここをしっかりと、年数的にご答弁を一度いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 旭大橋の低床化につきましては、「長崎駅周辺エリア整備計画」に位置づけられております。

しかしながら、旭大橋につきましては、適切な維持管理を行っており、40年以上が経過した現在でも健全な状態であることから、低床化は長期的な取組になるものと考えております。

なお、低床化のためには、先ほど議員もおっしゃいましたように、浦上川西側地区における土地利用計画の具体化が必要であると考えておまして、今後、まちづくりの主体である市と連携して、低床化の実現について検討してまい

りたいと思います。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 40年が既に経過をしていると、私がお聞きしたかったのは、これからどれくらい、この橋をもたせるつもりなのか。

土地利用をしたい方々にとっては、ここが10年なのか、20年なのか、30年なのか、それによって、これから未来が変わってくるわけです。そのあたりをある一定述べないと、ぼやっとしたままでいては、この土地を利用したい人たちもそのままなんです。そのあたりをしっかりと答弁いただけますか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 旭大橋につきましては、現状の状態でどれだけでもたせるかにつきましては、5年ごとの定期点検の状況を踏まえながら見据えていく必要があると思っております。

一方、旭大橋の下の利活用につきましては、現在、パークアンドライド駐車場として暫定的に利用を許可しておりますけれども、まちづくりや賑わい創出の観点から、有効活用すべきと考えております。

利活用に当たりましては、まずは公共的、公益的な利活用策について、長崎市や関係部局と連携して検討を進めているところでございます。

公共側での利活用の可能性がない場合には、民間事業者による、通常5年、最長20年の利活用を視野に入れた検討も必要であると考えております。引き続き、旭大橋下の有効活用に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 多分、今まで5年ごととか、そういった感じでの答弁ってなかなかいただけなくてですね。

これから民間の方が、5年ないし20年の中でここで何かをやりたいと言え、それも可能であると、ある一定考えてもいいということですか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 先ほど申し上げましたとおり、まずは公共的、公益的利活用について検討したうえで、それがなければ、民間による利活用について検討していく流れになると認識しております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 民間であろうが、県であろうが、行政であろうが、様々な形でしっかりと利用することによって利を生んでいくというような観点を、知事、持っていただきたいと私は思います。

ここも、先ほど言ったグランドデザインの中でいうと「川辺のエリア」というところに指定をされています。そういう意味においても、積極的に、市は、来年の3月にそこを、基本構想を考えていきたいというふうに言っておりますので、時間はそうないんです。先ほど、総意であるとおっしゃったのであれば、やはりそこをもっともっと詰めながら、それを県民に、そして私たちにも報告をいただきながら、ここを進めていただくことをご要望させていただければと思います。

（4）長崎港元船地区整備について。

今回、このブランディングの一つに入っております長崎港の元船地域の整備、これは今、県が中心になってやっていただいているわけですが、昨年12月に知事に私が、長崎港のグランドデザイン、ブランディング、これをどう考えていますかと聞いたところ、その時に知事は、このブランディングの絶好のチャンスだと、港の

ことをおっしゃっていただきました。

価値を高め、玄関の港づくりとして、ただ、海にとどまらず、交流の場となるまちづくりの帯が必要であるというふうに考えているので、ここもまた長崎市と連携をして取り組んでいきたい、そして、全国、世界に選ばれる長崎を目指す効果的な施策を進めていくというふうにおっしゃっていました。

そういう意味においては、（パネル掲示）この元船町の今のターミナルのところ、ここからは駅の方、県庁を通過して駅、駅なかの方、そしてこれからどうなるかわかりませんが、県庁舎跡地の方、まちなかの方にも回遊をさせるという意味において、非常に重要な土地であろうかと私は思っております。

ここは、過去に1回、PFI事業をしようとしてとん挫した経緯があるんですが、今回もまたPFIで検討ということですが、そのあたりは大丈夫なのかどうなのか、お聞かせいただけますか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 元船地区では、港湾機能の再編と併せまして、港の賑わいを創出するための「長崎港元船地区整備構想」の策定を進めております。

策定に当たりましては、市と意見交換や情報共有を行い、市が検討している「長崎都心まちづくり構想」と整合を図っております。

また、PFIによる事業につきましては、引き続き、民間事業者との意見交換を重ね、事業者が参入しやすいスキームを検討し、その実現性を高めてまいりたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 実現性を高める、多分、前回もそういう感じでPFIに取り組んだ

と思うんです。そういう意味では、実現性を高める、どうやってというところを聞いたかったんですが、もうここでは求めませんけれども、そういう意味で質問をしたつもりでした。

そして、この地域も、資料などを見ると「賑わいのゾーン」ということが書かれております。この地域一帯全部が「賑わいのゾーン」と示されていることが非常に多いんですけれども、近い場所において機能の重複とか、周辺のあり方として、そういったところもしっかりとランドデザインで描いていただく必要があるかと思っております。

そのあたりは今、既にお話し合いはされていますでしょうか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 今ご指摘いただきましたように、元船の港まちづくりの中でも、海の運送、陸に係る運送、これのやりとりをする場所の機能を持たせる場所もあれば、賑わいを創出する場も考えていく、同じ港の中でも役割分担をして考えていく必要があると思います。

あと、背後のまちづくり、今、話の中心になっている港まちづくり、これの連携も必要であると考えておまして、どのように回遊性を実現させていくか、長崎市と一緒に連携して考えているところでございます。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） ありがとうございます。ここはしっかりとやっていただきたい。

そして、一つ要望になるんですが、もともと長崎駅に南口をつくりまして、そこから、こちらにも回遊させるというような話がありました。しかし、ここもなかなか、駅の利用状況などによって進んでいないようなところがございます。

こういったところも知事、全体的にどう回遊

させるかということを考えながら、ここが最適かというのであれば、JR側にも要望していただく、そういったこともしっかりと考えて進めていただければと存じます。

（5）長崎県庁舎跡地について。

これもずっと質問をしていることではございますけれども、今ずっと、雨の日も暑い日も寒い日もずっと県の職員が常駐していただきまして、多くの市民や県民の皆様と対話をしながら、アンケート調査をしていただいているところでございます。

これはなぜかということ、知事自身が対話を大切にしたいということで、ここから新たな多彩な発想とか視点を取り入れるためというご答弁をいただいております。それから10か月間、ここでやられてきたわけですがけれども、新たな発想とか多彩な考え、何か浮かんだことがありましたら教えていただけますか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 議員ご指摘のとおり、県政運営や諸課題の検討に新たな発想と視点を取り入れるためには、やはり県民の皆様との対話が大切であるという考えから、昨年10月末から、県庁舎跡地の暫定供用においては、職員を常駐させて、実際に活用いただいたプレーヤーの方々、また活動に意欲的な方、そして地域の方のご意見、意見交換を行ってきたところでございます。

このように職員が現地の活動に伴走することで、人とのネットワークが広がって活用意欲も高まっている。また、それによってナイトマルシェであったり、県内外の5つの大学の学生が参加した新歓イベントなど、跡地での多様な利活用につながっているものと考えております。

今後、暫定供用の際にいただいた多彩な発

想、あるいは新たな視点などのご意見を踏まえ、利用状況の検証を行いながら、今後の取組を進めていきたいと思っています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 私は、しっかりと質問通告をさせていただいているところでございます。私が質問していることをオウム返ししていただきたいわけではなくて。

様々な方が、この10か月間、ここでアンケート調査をし、いろんなご意見を聞いた中から、知事が、新たな発想は生まれたのかということ聞いたんです。これ自体が12月に知事の答弁だったわけですから、そこから進んで知事は、今の答弁では何も新たな視点や発想がなかったんだと、また、これから、それを生み出すためにやっていくんだと、非常にスピード感のない、この体制にがっかりいたしましたけれども。

ここ自体は、ずっと様々な案件を語られてき、そして多くの予算をかけて提案をなされた地域でございます。そこにおいて、また新たな、新たなと、毎回、毎回新たな、新たなと、新たなを聞きたいから聞いているのに、新たなが返ってこなければ、ずっとこの問答を繰り返していかなければならないということが非常に残念かなと思いました。

そして、このことに関して、もう1点お伺いしたいんですが、今、長崎市が、県庁につくってほしいというホールを、なかなか県庁の中で、埋蔵文化財などがあったので、市役所の跡地に新しいホールを造ることがございました。しかし、それが一旦停止を、この間、6月定例会で市長が、もう一回再考したいというようなお話がありました。

その中で多くの県民の皆さんから、また、県

庁舎跡地でホール建設が持ち上がったたりしないのかというような意見があるんですけれども、そこに関しては知事、どうでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 県庁舎跡地の活用につきましては、過去に長崎市から「文化・芸術ホール」の提案がございまして、「県庁舎跡地整備方針」を一旦まとめたものの、ほかの候補地での整備に変更された経過がございます。

そのうえで、県議会をはじめ県民の皆様、また経済界など多数のご意見を伺いまして、長崎市とも調整を図ったうえで、昨年7月に基本構想を取りまとめております。

現時点において、長崎市の文化施設に関する相談を受けていない状況にございますので、仮定の話に予断を持ってお答えすることは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、これまでの経過や関係者の皆様とのご議論については最大限尊重をする必要があるものと考えています。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） まだ市からはそういった相談はないということでした。

私が気になっているのは、午前中にも答弁がありましたけれども、この整備基本計画、6年以降にと言いながら、なかなかその先がよく見えていない状況の中で、今、長崎市の長崎都心まちづくり計画の方も、来年3月に、どういった状況か、ランドデザインを市と県とで協議をするというお話がございましたので、これから、また降り戻ることがあるのかなというふうに考えたんですけれども、今の答弁では、それはないと受け取ってもよろしいでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 現在、そのご相談がない

という状況にあって、繰り返しになりますが、仮定でのお答えは控えたいと思いますけれども、これまでの決定してきた議論につきましては、しっかり尊重しなくてはいけないというふうに考えております。

○議長（徳永達也君） 浅田議員—41番。

○41番（浅田ますみ君） 今、あの跡地は整備をされておりますが、整地をされて、また新たな発想がどんどん、どんどん生まれればありがたいと思いますし、来年公表されます長崎のまちづくりのランドデザインというものも県と市でやられているということですから、しっかりやっていただければなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、知事は今回、新しい長崎県のビジョンとして「未来大国」ということを掲げています。

この「未来大国」って、最初、すごいなと思ったんです。大国というのは、ある分野において国際的な大きな力を持ちながらということでもありますので、未来に、長崎県の知事として、長崎が、長崎や国や世界に対して大きな思いをもって、大志を抱いて、これから取り組んでいくというビジョンを掲げられたんだと思うんですが、今日の答弁を聞くと、なかなか、さすがラグーマンだなと、敵をかわしながらずっと前に進んでいくという感じで、もっとしっかりと受け止めて答弁をしていただく必要性もあろうかと思うんですが。

今日もあまり熱を感じる事がなかったんですが、最後によければ、未来大国でも構いませんが、長崎に対する熱量というものが、今日も私には全く感じられなかったもので、何かあれば、お伝えいただければと思います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 長崎県の未来を、明るい未来を県民の皆様と一緒につくっていければというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（山本由夫君） 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

山口議員 37番。

○37番（山口初實君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

本日、4番目の質問に登壇させていただきまず、改革21、諫早市選出の山口初實でございます。

本日は、地元諫早市をはじめ、県内各地から皆様方に貴重な時間を割いていただき、議会傍聴においでをいただきました。ありがとうございます。

このように一般質問に登壇する機会をいただきましたが、副議長を務めさせていただいた関係もありまして、令和2年2月定例会以来、3年半ぶりの登壇となります。久々の登壇となり、この場に立つことが何となく新鮮に感じられ、若干の緊張感も感じているところでございます。

知事、教育委員会教育長をはじめ、関係部局の皆様のわかりやすい明確なご答弁をよろしくお願いをいたします。

1、政策評価制度について。

私は、皆様のご指導、ご支援をいただきながら、県議会議員4期目の活動を展開していますが、町議会、市議会を経て県議会議員として務めています。

振り返ってみますと、平成から令和へと時代は移り、その間に市町村合併もあり、日本の人口も2010年をピークに減少に転じており、そして、2025年問題、2030年問題、2040年問題を抱え、日本の将来にとっても、当然、自治体としても、各種課題を抱えている状況でございます。

私も、現状をしっかり認識し、新たな未来に向かい、地方議員、県議会議員としての役割を果たしていかなければならないと強く思っています。

さて、県は、中村前知事から大石知事に引き継がれ、行政の継続性を考えると、前知事の政策を引き継ぎつつ、大石カラーを新しく導入し、注入して、県政を前進、発展させていかなければならないと思いますし、そのように取り組まれていると認識をしているところであります。

県としては、思いつくままに申し上げますが、「総合計画」、「行財政運営プラン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして「地球温暖化対策実行計画」などを策定し、鋭意、政策が進められている状況にあります。

（1）政策評価制度活用について。

前知事の政策を受け、どのような視点で新たに政策を展開されているのかについて伺いますが、そのためには中村前知事の3期12年の県政運営、行政、政策に一定の点検、評価を行い、新たな行政政策の展開がなされているものと思っておりますが、どのような手法で、どのような考え方で取り組まれているのか、知事にお伺いをいたします。

以降の質問は、対面演壇席から一問一答方式で行いますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 山口議員のご質

問にお答えいたします。

中村前知事におかれましては、企業誘致による雇用の確保や移住者数の増加、2つの世界遺産の登録など、様々な分野で成果を上げられており、県勢の発展に多大な貢献を果たしてこられたものと認識をしております。

私は、中村前知事が築いてこられた県政運営の方向性について、継続すべきものは継承しつつ、新たな視点、発想を取り込みながら、「新しい長崎県づくり」の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

そのためには将来を担っていく人材を育てることが最も重要なテーマであると考え、子どもたちへの投資を未来への投資と捉えたうえで、子ども施策を県政の基軸に位置づけたところであります。

また、現在、子ども分野を中心に重点的に注力する分野のおおむね10年後のありたい姿と施策の方向性を示したビジョンの策定を進めているところでございます。

県民の皆様と一緒に、多方面から選ばれる長崎県の実現を目指してまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君）（2）本県の政策評価制度の歴史と現状について。

日本における行政評価のスタートは、平成8年、およそ27年前に三重県で事務事業評価の導入が行われスタートしているわけでありまして。その後、静岡県は業務棚卸、平成10年には北海道で時のアセスメントが開始され、その後、現在においては、63%の自治体で導入されているようでありまして。県レベルでは100%、全県で

導入されておりますが、長崎県内各自治体の導入状況はどのようになっているのか、行政評価、政策評価は、制度として27年前から行われていることですが、政策評価の現状について、お尋ねをします。

また、政策評価を導入していない県内市町については、次の質問とかぶるところもありますけれども、事業の成果をどう検証し、予算編成にどのように反映しているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 県内の状況ということで、まず、長崎県における状況について、ご説明させていただきます。

平成13年度に成果を重視した行政運営の実現に向け、当時の長期総合計画のスタートと合わせて個別の事務事業を対象とした評価制度を導入しております。

また、平成18年度には、「長崎県政策評価条例」を制定し、政策評価の根拠を明確にするとともに、評価結果の公表の義務化を行い、政策評価の信頼性、客観性、透明性の一層の向上を図ってまいりました。

平成28年度からは、個別の事務事業単位で行っていた評価を、総合計画に位置づけられる事業群単位で評価する「事業群評価制度」に見直しを行い、関連する複数の事業を並べて評価することで、中核となる事業の見極めや類似事業の整備・統合等に活用できる仕組みになっております。

○副議長（山本由夫君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 県内においては、21市町のうち18市町が政策評価を導入しており、導入率は85.7%となっております。

政策評価制度が導入されていない3市町につ

いては、政策評価に代わる手法として、総合計画や個別計画の進捗管理などの実施・検証を行うことで予算編成等へ反映させております。

また、このうち一つの町については、令和6年度予算編成に反映することを目指し、今年度中に政策評価制度を導入する予定と伺っております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 政策評価と決算審査、予算編成、予算執行についての連動性について、お尋ねをしますが、政策評価と決算審査と予算編成と予算執行については、当然、連動性が必要となりますが、政策評価と決算審査は一年遅れで、これから長崎県も決算審査が行われるということになるわけでありますが、予算編成は一年前倒しになるわけであります。

評価が適正に予算に反映されにくくなっているというふうに判断をしているわけでありますが、どのような工夫をしているのか、お尋ねをします。

○副議長（山本由夫君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 長崎県政策評価条例において、「知事は、政策評価の結果を予算の編成や施策等の企画・立案等に活用するものとする」と規定されております。

事業を所管する各部局は、先ほど申し上げた事業群を構成する個別事業の前年度の実施状況や目標の達成状況等の検証を行います。そして、成果や課題を踏まえたうえで、その評価が行われた年度の事業の実施を行ううえでの見直しをいたしております。

さらに、次年度に向け、評価結果に沿った新規・拡充事業の立案や既存事業の改善、見直しを進め、施策効果の高い事業へ選択と集中を図るなど、予算要求への反映、活用を行っておる

ところでございます。

今後とも、政策評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら、制度の適切な運営に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） この件は、いろいろと議論したいところですが、今回、たくさんの質問を通告してますので、次に進めさせていただきます。

2、2030年問題、2040年問題、2050年問題について。

私は、令和元年6月定例会で、2025年問題について質疑を交わしています。

2025年問題とは、戦後の第一次ベビーブームで生まれた団塊の世代が75歳以上になります。高齢化社会を迎えることで生じる諸々の課題が2025年問題であります。

2025年問題の、まさにまっただ中であるんですが、この問題の検証も大事なことでありますが、2025年問題を踏まえて、今日は2030年問題、2040年問題、さらに2050年問題と、これからの日本がどのようになっていくのか。そして、長崎県がどのようにこの問題に取り組み、対策を行っていくべきかについて理解を深めておきたいと思っております。

（1）2030年問題の課題と対策について。

2030年問題とは、2030年には人口の3分の1が高齢者になる、労働力人口の減少が懸念されている問題でございます。日本の65歳以上の人口は、2010年17.4%、2020年28.9%、2030年31.6%と内閣府は人口推移を予測しております。2030年を迎える頃には、2010年に約1億2,800万人だった日本の総人口が1億1,900万人まで減少し、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると予測しています。このことによって、日

本は深刻な人手不足、いわゆる労働人口が644万人の人材不足になると予測しています。

そこでお尋ねしますが、全国的に様々な業種、航空、IT、観光、介護業界等々の労働力不足が顕在化するとされています。

そこで、本日は、長崎県としてコロナ禍の影響も踏まえて、特に、観光業界、そして介護業界について、どのような対応策を取るのか、お聞きをいたします。

○副議長（山本由夫君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（前川謙介君） 将来にわたって本県への誘客や観光消費額の拡大を図っていくうえでは、安定的な受入れ体制の整備が必要となります。

そのため、県におきましては、人手不足が課題となっております宿泊業界のDX化や、あるいは業務省力化を促進しているところでございます。

また、県内の高校生等を対象といたしまして、宿泊業に関する講座を開催するなど、将来の業界を担う人材育成にも取り組んでいるところでございます。

今後、観光業界の人材確保に向けましては、外国人材の受入れ等も含めまして、関係事業者及び市町と意見交換を十分行いながら、必要な支援を検討し、実施してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 2030年には本県は、生産年齢人口の減少がさらに深刻となりますため、若い世代の担い手の確保、外国人材の活用、そして介護現場の生産性の向上が重要であると考えております。

このため、県が認定いたしました若手介護職員、「介護のしごと魅力伝道師」による講話、

職場体験バスツアーで中高生に対し、介護の仕事の理解促進を図るほか、ベトナムの学生とのマッチングや留学生への修学資金の貸与などによる外国人材の確保に取り組んでいるところで

す。
また、生産性の向上につきましては、介護ロボット、ICTの導入支援、テクノロジーを活用できる人材の育成などを実施しており、今後とも、こうした施策を重点的に取り組み、関係機関や市町と連携しながら、介護人材の確保に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） それぞれにしっかり取組をしなければならない課題であります。

次に、住宅問題、空き家の増加と対策について、お尋ねをしますが、2030年には多くの空き家が発生すると予測されています。現状を見ても、地域によって、あちこち空き家が目につきます。

人口減少対策の一助としても、空き家の有効活用を図り、地域の活力を維持していかなければ、地域はしぼんでしまいます。活力をなくしてしまうことにつながっていきます。

長崎県としての対策をどのように考えられているのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 県における空き家対策といたしましては、先進事例の紹介など、市町等への技術的な助言、そして、子育て世帯や移住者向けに空き家を活用する市町への支援、そして、住まいに困っている方向けの民間賃貸住宅への登録の推進などに取り組んでおります。

一方、空き家は、所有者が自らの責任により管理することが原則であり、今年6月には「空家法」が改正され、空き家の早めの活用を促す

措置が盛り込まれたところでございます。

県といたしましても、所有者が空き家を放置せず、早めの意思決定を行えるよう、行政書士等の専門家と連携し、普及啓発を図るなど、空き家の発生抑制にも努めてまいりたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 次に、空き家の増加に関して各地域で加速化しております。決して望むべきことではありませんが、結果として小中学校、高校の統廃合も余儀なくされるのではないかとと思いますが、7年後の長崎県として、また、各市町の状況として、どうなるのか、手を打つべきところは手を打っておくべきだと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 学校の果たす役割といたしますのは、一定の集団規模の中で行う授業や学校行事を通しまして児童生徒が切磋琢磨し、個々の資質や能力を伸ばし、人間性や社会性、規範意識などを身につけさせることにあります。

そのための適正規模の学校を維持するという観点から、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校の統廃合や再編は進めていく必要があると考えております。

その中で、小中学校におきましては、設置者である市町が統廃合等の判断を行うものでございますが、教育課程の編成方針、小中一貫や中高一貫の先進事例の紹介、さらには、統廃合の加配教員の配置等につきましては、市町からの相談に丁寧に対応しているところでございます。

一方、県立高校におきましては、少子化を踏まえた学校の適正規模を考慮しつつも、学校の存続は、地域の存続にも関わる課題であります

ことから、今年度、地元市町と連携し、魅力ある高校の学びの創出と地域の活性化を連動させる取組をはじめましたほか、小規模校におきます学びの充実を図るため、遠隔教育センターの設置に向けて準備を進めているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 今、取り組んでいます離島留学制度等々をちゃんと充実させて、いわゆる高校生を離島に呼び込んで地域の活性化を図るといことも併せて考えていただきたいと思っております。

（2）2040年問題の課題と対策について。

団塊の世代が75歳以上となる2025年、その先にあるのが2040年問題であると言われております。2040年に日本の人口は1億1,000万人となります。一人の高齢者を1.5人の現役世代で支える形になり、2025年問題では、高齢者の増加が課題でしたが、2040年問題の大きな課題は、現役世代の急減にあると言われております。

2040年の社会保障給付費は190兆円となり、2018年の121兆円の1.6倍にもなると予測されております。

そういうことで、県として、健全で活力ある長崎県を維持していくためには、どのような施策を訴えていくのか、あるいはやっておくべきだと認識をしているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 離島や半島地域を多く有し、人口減少や少子・高齢化が全国よりも早く進む本県においては、2025年頃に高齢者人口がピークを迎え、さらに、2040年頃には生産年齢人口が県人口の5割を切ることが予想されており、深刻な事態に直面するのではないかと強い危機感を抱いております。

そのため、県では、こうした課題を先送りすることなく、有効な対策をいち早く講じることが必要であると考え、令和元年度には官民で構成される「長崎県2040年研究会」を設置のうえ、検討を重ね、令和3年度に喫緊の課題と施策の方向性として整理を行ったところであります。

具体的には、集落・地域コミュニティ、医療・介護、労働力、インフラ、防災の各分野において、現行の総合計画に必要な対策を盛り込みながら、デジタル化、DXや外国人材の受入れ促進などの取組を進めているところであり、引き続き、持続可能な社会の構築に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） ちょっと視点を変えて、長崎県におきましても、道路、橋、下水道などのインフラが老朽化して維持管理費の増大が懸念されているというふうに思います。

どのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 現在ですが、県管理の国県道で橋梁2,124橋、トンネル143本を管理しておりますが、2040年には橋梁1,530橋、トンネル59本が、建設から50年が経過し、老朽化の進行による維持・更新コストの増大が懸念されております。

このため、県では、従来の対処療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図るため、全国に先駆けまして「維持管理計画」を策定し、健全度が低い施設から計画的に修繕を行ってまいりました。

今後とも、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減並びに予算の平準化をより一層図るため、予防保全的な維持管理に努めるとともに、

必要な予算を安定的に確保できるよう、国に強く働きかけ、訴えてまいりたいと思います。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君）（3）2050年問題の課題と対策について。

2040年問題は、近々の課題として極めて重要であります。2050年問題について、お話をさせていただきます。

この議場におられる方の半分以上の方が2050年には後期高齢者になる、そういう時ではあります。2050年には地球環境問題が悪化し、世界の10億人以上が避難民として暮らすことになると言われてしています。

日本は、超高齢化社会で、いよいよ人口が1億人を切ります。減少の一途をたどると予測されているところです。

地球温暖化が進み、環境問題が顕在化してまいります。水不足、食料問題、インフラの老朽化、AIによる雇用減少等が生じてまいります。そして、そこに備えていくことは、極めて重要であり、3つのことが言われています。

医療技術を強化し、健康寿命を延ばす、コンパクトシティーによるインフラ老朽化のストックを図る、リカレント教育を活発化する等々であります。エネルギー問題は、果たして2050年までに解決するのか、極めて大きな課題でもあります。

そういう状況であります。お尋ねをします。

30年後の長崎の姿を少しでもよいものにするために、今できることを検討していくことは、未来の長崎を背負っていくうえで極めて重要であります。ご見解を賜りたいと思います。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 議員ご指摘のとおり、この先2050年となりますと、本当にどういった世

界になっているのか、地域をはじめ、国内、国外でどんな議論がされているのか、しっかりとアンテナを高くしながら検討を進めていく必要があるというふうに思っております。

本県の将来を見通すと、人口減少や少子・高齢化が進展する一方で、様々な新しいテクノロジーが確実に進捗するものと考えます。現代よりも県民の生活の質や利便性の向上がそれによって図られていくものと認識をしています。

そのため、「新しい長崎県づくり」のビジョンに沿って、最先端のデジタル技術を先駆けて実装するなど、課題解決に取り組んで、全世代の方々が未来への期待感と本県への誇りを抱いて、住み慣れた地域で生き生きと暮らせる長崎県の実現に向けて今後も力を注いでいきたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 知事にご答弁いただきましたが、このことは知事ひとりの課題ではないわけです。各部局、そして、我々、議会議員としてもしっかり受け止め、日常活動に活かしていくことが重要だと思っているところでございます。

3、国道207号改良促進について。

（1）佐瀬地区、堂崎地区の進捗状況及び全面改修2車線化の目途は。

まず、諫早、多良見、佐瀬地区の進捗状況と見直しについて、お尋ねします。

国道207号は、佐賀市を起点に、有明海沿いに諫早市に入り、小長井、高木を経て諫早市中心部を縦断して、大村湾沿いに多良見、長与から時津に至る112キロメートルの、沿線住民にとりましては生活道路として、また、産業道路として極めて重要で、必要不可欠な幹線道路でございます。

国道207号には、極めて憂慮すべき国道としては普通には考えられない欠陥がございます。それは道路幅が狭く、センターラインも設置されてなく、カーブが多く、見通しがきかない、離合もままならない極めて危険な状況にある国道ということでもあります。

このような状況を一刻も早く解消してほしいと、諫早市が、長与町側の沿線住民の皆様が「国道207号改良促進期成会」を結成され、県や市町へ改良改修に向けた要望活動を展開されているということでもあります。本日、傍聴席にもお見えになっておられます。

このように、地域の皆さんの熱い思いもあり、県当局により改良を進めていただけていますが、諫早市側は、越首から崎辺田までの2.5キロが昨年、供用開始されたところではありますが、残り5キロメートルの未改良区間が残っています。現在、崎辺田から長与方面に向けて800メートルの改良工事に着手し、用地買収が行われている状況にあります。

現状と今後の見通しについて、お伺いをいたします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国道207号の佐瀬地区につきましては、令和2年度から佐瀬拡幅として事業化し、これまでに測量、設計が完了しており、今年度から用地取得に着手しております。

完成の見通しにつきましては、用地取得が完了し、工事の円滑な実施環境が整った段階でお示しできるものと考えております。今後も早期の完成を目指し、取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 積極的に対応していた

ただくようにお願いしておきます。

もう一つ、長与町の堂崎地区の進捗状況と見通しです。

この国道207号は、諫早市側からも、長与町側からも改良することを今進めていただけております。長与町の岡郷、塩床、堂崎地区においても800メートルの道路改良工事が進められているところではありますが、いずれにしても、早期に改良を進めていただきたいという地域の願いがあります。

長与町側からの改良に向けた現在の進捗状況について、そして、見通しについて、お伺いをいたします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国道207号の堂崎地区についてですが、今年度から堂崎拡幅として事業に着手したところであり、現在、用地測量を進めております。

堂崎拡幅につきましては、用地取得にも着手していないことから、完成の見通しをお示しする段階にはありません。

県としましては、まずは用地取得に着手するため、用地測量の進捗を図りたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 残り3キロメートルの改良見通しの関係です。現在、取組中の諫早市からの800メートル、長与側からの800メートルの改良を早期に進めていただきたいと強く要望するところではありますが、残り3キロメートルについて、早期に計画に着手していただき、予算を確保していただかなければなりません。

私は、この国道207号の改良促進につきましては、過去、何度も一般質問に取り上げさせていただきましたが、大石知事になられて一般質

問に初めて登壇させていただきますので、これから話をさせていただくことは、過去に申し上げたことと重複することがありますが、交代され新たに着任されている土木部長にも状況をわかっていただくために申し上げさせていただきます。

大村湾を一周する沿岸道路は、約129キロメートルあります。これは私の車で実測した値ですから、公表された値と同じであるのかは確認をしていないところでありますが、諫早市、多良見町、国道207号をスタートして、時津、205号、西海橋を越えて202号、そして大村市の34号、諫早市の207号に戻ってきて大村湾を一周する道路となりますが、この大村湾を一周する国道の中央線がなく、離合がままならない区間、先ほどから申し上げておりますが、残念ですが、国道207号の諫早市と長与町を結ぶ残り5キロメートルになっております。具体的なルートと工期が決まっていない未整備区間が3キロメートルあります。

一刻も早く改良を望むところでありますが、現状と見通しについて、お伺いをいたします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 残り3キロメートルの事業未着手区間につきましては、測量や設計を行っていないことから、整備に要する費用を含め、今後の見通しをお示しできる状況にはございません。

ただ、県といたしましては、まずは事業中である佐瀬拡幅及び堂崎拡幅の進捗に鋭意努め、未着手区間については、事業中箇所を進捗を見ながら検討を進めていきたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） この改修の関係ですが、知事の思いの中には大村湾の横断道路、いわゆ

るクロスロードの構想もあられるというふうに伺っておりますけれども、このクロスロードの前に、まず大村湾を一周する産業道路、観光道路、生活道路の207号を、日常生活において安全に、安心して活用できる、中央線があって見通しがきき、自由に行き来、往来ができる道路に改良していただくことを切望いたしております。

（2）長田地区の改良について。

国道207号は、佐賀県太良町を経て、諫早市、小長井町、高木町から長田地区を経て市中心部を縦断します。新幹線の開通に伴い、並行在来線とともに佐賀方面に向かう国道207号の利用価値は高まっているものと認識をしています。利便性を上げる意味においても、未改良区間の改良拡幅は重要になっております。

現状と見通しについて、お伺いをいたします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国道207号の長田地区では、朝夕の混雑解消を目的に、平成27年度から東長田拡幅として現道拡幅による4車線化を進めているところでございます。

現在、用地につきましては、約6割を取得し、工事につきましては、正久寺町側の地盤改良工事を進めております。

引き続き、予算の確保に努め、用地取得と工事の進捗を図ってまいりたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） しっかり進めていただくことを要望しておきます。

4、県立公園眺望改善について。

（1）琴ノ尾岳展望台からの眺望改善について、要望書提出後の対応状況は。

琴ノ尾岳展望台からの眺望改善について要望書が提出されております。その後の対応状況に

ついて、お伺いをしますが、県立公園琴ノ尾岳頂上からの眺望改善につきましては、諫早市多良見町の西地区自治会から10名の自治会長の連名で要望書が提出されています。概略、ご紹介いたします。

県立公園頂上展望台からの眺望改善について。

琴ノ尾岳は、諫早市と多良見町と長与町の境界にまたがる山で、標高は451.3メートル、頂上に琴ノ尾神社、展望台、運動広場が設置されている。展望台から長崎方面は一望できます。しかし、大村方面を見渡すと、大村市、長崎空港の全容を眼下に間近に見ることができておりましたが、近年、展望台傍らの杉の木が大きく成長し、眺望を遮り、全く見渡せない状況になっています。

それぞれドライブに来られる方、徒歩で登られる方など多くのにぎわいを見せていますが、展望台に上がられると期待外れで、がっかりたされている状況にあります。

そういうことで大きく成長した杉の木を伐採し、早急に眺望改善を図っていただき、県民の憩いの場として整備していただくことを要望いたしますという要望書が、昨年10月に提出されているところでございます。

その後の状況について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 大村湾県立公園内にあります琴ノ尾岳は、諫早市と長与町にまたがり、諫早市、長与町が駐車場、広場等を整備した後、地元の要望を受け、昭和60年度に県が展望台を整備しております。

近年、頂上にあります展望台付近の樹木が成長し、大村湾方向の一部の眺望が阻害されている状況にありましたが、諫早市側の支障木については、市が県の補助金を活用して伐採を行い、

昨年度末に一定の眺望改善がなされたところで

す。一方、長与町側につきましては、支障木が民有地にあることから、町が用地取得を行う場合の後押しとして補助対象に用地費及び補償費を加える改正を行い、町へ話をしているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君）（2）該当自治体の対応は。

この該当自治体というのが、諫早市と長与町になるわけですね。視界を遮っている杉の木の地籍は長与町にあり、地権者の方も長与町の方です。

長与町との連携が極めて重要になってきますが、現在の進捗状況について、いまひとつご報告をいただきたいと思います。

○副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 長与町とは、これまでも眺望改善について協議を重ねてきており、改正しました補助対象経費の拡大につきましても、先月末に説明を行いました。

長与町からは、用地取得のためには予算の確保のほか、取得後の用地の活用など、検討すべき課題があり、用地取得以外の解決策も含め、検討が必要と伺っております。

県としましては、眺望の改善に向けて、引き続き長与町と協議をしまいたします。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 長与町と積極的に話を進めていただいて、早期に眺望改善が図られますことを心からお願いをいたしておきます。

5、原爆被爆者認定について。

（1）被爆者とはどのような人をいうのか。

戦後78年、長崎へ原爆が投下されてから78年

が経過しています。一発の原子爆弾で長崎のまちは廃墟となりまして、7万4,000人の犠牲者を出して、今なお、被爆の影響を受けて多くの人々が苦しんでいる状況にあります。

そういう状況の中で、被爆者と認められた人は、平成4年3月31日現在、全国で11万8,938人となっています。被爆者と認められた人には被爆者健康手帳が交付され、被爆者援護施策が制定されておりまして、毎年2回の健康診断が無料で実施されます。そして、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、各種手当が支給されています。

このように、被爆者の方に対しては、一定、施策が施されておりますが、中には、この救済制度の恩恵を受けられないで苦しんでいる方もおられます。

具体的に話をさせていただきます。

私の地域にお住まいの方からの相談です。被爆者認定ができないのかということでありまして。本件につきましては、担当課にお話をさせていただいたところですが、県内には類似の悩みをお持ちの方がおられるのではないかと思いますので、関係の皆様のおい知恵をお借りできないものかと思い、あえて一般質問に取り上げさせていただいております。

私の地元のNさんより、ご相談をいただきました。

84歳の男性です。原爆投下時は6歳で、母親と自宅の前の田んぼで原爆投下の状況を見た。原子爆弾が投下されたということは、当然わからないわけでありましてけれども、長崎の上空に棒のような雲、いわゆるきのこ雲が発生した、そのことはよく覚えているとのことでした。

数日後、すごい爆弾が投下され、長崎のまちはものすごいことになっているということで、

母親の兄弟の安否を気遣い、母親と一緒に母の兄弟の住む正覚寺を目指し、道ノ尾まで車で行き、そこから母親の兄弟の住む正覚寺まで歩いて行かれました。その途中、西北町の親戚に寄られたとのことでした。大橋あたりで電車が屋根がない土台だけで横たわっている、馬が死んだままの状態です。馬車につながれている、三菱製作所の工場の屋根が曲がってしまっている、そういうことをよく覚えていると。正覚寺近くの浜の町あたりの様子は、特に変わったようには見えず、特に、印象に残るような記憶がないと言っておられます。正覚寺の母親の兄弟の家に3日間泊まれたそうです。

その後、何年かして被爆者手帳の申請の話があったようですが、母親が、「原爆手帳を持ったら家族に嫁のきてがなくなるし、嫁にも行けなくなる」ということで、かたくなに原爆手帳、いわゆる健康管理手帳の申請を拒まれたとのことでした。

30年ほど前にNさんも母親と同じ時期に再生不良性貧血と診断され、入院しました。母親は入院中に亡くなられたそうでありまして。その時の状況もお聞きしましたが、ここでは控えさせていただきます。

Nさんは、その後、退院され元気に生活されておりますが、毎週1回、輸血をしなければならなくなったとのこと、病院通いは、その後ずっと続いているとのことでした。

そこで、お尋ねをしますが、被爆者とはどのような人をいうのか、お聞きをいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） お答えいたします。

被爆者とは、被爆者援護法におきまして、原子爆弾が投下された際、当時の広島・長崎市内、

またはこれに隣接する一定の地域内におられた方、また、原資爆弾投下後2週間以内に救護活動や親族探し等のために爆心地から約2キロメートルの区域内に立ち入られた方、あるいは被災者の救護や死体の処理に当たるなど、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった方及びこれらの方々の胎児であった方とされております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君）（2）被爆者健康手帳の申請について。

被爆者健康手帳の申請をしたが、母親の兄弟も亡くなられており、証明をしてくれる人がいないということで、今日に至っているようです。何か手だてはないかと相談を受けているところではありますが、被爆したことを証明するものは、どのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 被爆者健康手帳の申請に当たりましては、被爆を確認できる書類といたしまして、当時の罹災証明書などの公の機関が発行した証明書、当時の書簡や写真等の記録書類、三親等以内の親族以外の方2名以上の証明書のいずれかを提出いただくこととなっております。

なお、これらの書類がない場合につきましては、親族の証明書や本人が当時の状況を記載した申述書などを提出していただき、事実関係を確認させていただくこととしております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） もう一つお聞きます。

その証明人の年齢制限であります。当時11歳だったところがおられるようであります。現在89歳、年齢制限があるのか。そしてまた、当

時11歳という年齢は適用されるのかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 被爆者健康手帳の申請を行う際の証明人につきましては、当時の状況を証言できるということであれば年齢による制限はございません。

原子爆弾投下から78年が経過してございまして、証明書や証明人を得ることが年々困難になっているという状況ではございますが、本人の申述等をもとに、客観的な情報をできるだけ収集、調査したうえで審査を行ってまいります。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） そういう客観的な証拠を提出される方であれば、極めて証人になり得るというふうに理解をいたしました。

（3）病気と被爆者健康手帳交付との関係について。

再生不良性貧血は証明にならないのかという疑問であります。

令和4年4月1日より造血機能障害を伴う疾病、再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血が、これは黒い雨の関係で適応されるようになっているわけですが、このことについて、どうお考えなのか、お伺いをいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 被爆者健康手帳の交付要件は、被爆者援護法等で規定されてございまして、第一種健康診断特例区域内での被爆などを除きまして、基本的には特定の病気に罹患していることは、手帳交付の要件とはなりません。

したがいまして、今回の事例は、入市被爆ということでございますので、特に、再生不良貧血につきましては、被爆者健康手帳交付の要件

にはならないということにはなりません。

なお、手帳の交付の審査に当たりましては、提出された書類の審査にとどまらず、証明人からの事情聴取でございますとか、公的機関が保有する記録、申請者の家族や関係者の手帳交付申請内容等との突合を行いながら、事実確認を行っているところであり、引き続き、様々な情報を活用しながら適正な審査に努めてまいりたいと存じます。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） わかりました。被爆された方々は、年々高齢になっておられます。いわゆる適切なお配慮をいただいて安心して老後の生活が暮らせるように被爆者の救済が行われることを強く要望しておきます。

6、最低賃金制度について。

（1）最低賃金地域別改定について。

まず、九州各県の状況について、お尋ねすることになります。令和5年度の地域別最低賃金の答申状況を見ますと、Aランク、Bランク、Cランクとランク分けがされております。Aランクは、答申された決定額が1,000円以上で6都府県あり、Bランクは、897円の愛媛県から1,008円の兵庫県まで28県あります。Cランクは、893円の岩手県から900円の山形県と佐賀県まで13県にランク分けがされているようです。

ランク分けの基準、根拠はどうなっているのか、お尋ねをしたいところではありますが、厚生労働省の中央最低賃金審議会で審議されており、県としては細かくはわかりづらいということでありましたので、お聞きしたいところではありますけれども、具体的にわかっている次の2点について、お伺いをいたします。

まず1点目、九州各県を見ると、福岡県が941

円でBランクであります。その他の7県はCランクであります。これは納得するところですが、その中で前年まで長崎県と同額の佐賀県が長崎県を2円上回り900円となっています。長崎県、熊本県、大分県を抜き九州で2番目に突出した結果となっているわけではありますが、長崎県の決定額について、県としてどう評価をし、佐賀県との2円の差について、どのように思われているのか、まずお尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（宮地智弘君） 県としては、持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上を図るとともに、その成果を労働者の処遇改善という形で分配することが必要であると考えております。

今回、長崎労働局により決定された本県の最低賃金898円は、国の中央最低賃金審議会から示された目安を6円上回る過去最高の45円の引上額となっており、県としても、賃金の上昇などを通じた成長と分配の好循環をつくっていくうえで、これを評価するところでもあります。

また、佐賀県の最低賃金900円につきまして、佐賀県の最低賃金審議会において、労働者の賃金や企業の賃金支払い能力などを考慮して定められたものであり、地理的に近い福岡県の賃金体系なども影響したのではないかと考えております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 福岡に近いこともあるわけではありますが、最低賃金が上がるということは、県の活力のパロメーターでもあるというふうに認識しているところでもあります。

（2）中小企業に対する影響について。

最低賃金が上がると中小企業の経営に大きく影響することが、いわゆる経営が行き詰まらな

いようにするということが極めて重要であります。

何か手だてが必要ではないかと考えるところではありますが、どのように県として考えられているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君）産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（宮地智弘君）県としては、原油価格をはじめとする物価高騰の影響や、最低賃金の引上げにより、県内中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

そのため、県内中小企業の省エネ設備導入を支援しているほか、生産性向上や業務効率化に向けた取組、経営多角化や業態転換など、事業再構築に向けた取組などについて支援を行っております。

さらに、賃上げ機運の醸成などを図るため、国や県内経済団体等で締結した「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」を通じ、処遇改善に向けた環境づくりにも努めております。

引き続き、県内の経済情勢を注視しながら、必要に応じ対策を検討してまいります。

○副議長（山本由夫君）山口議員 37番。

○37番（山口初實君）マスコミでは1,500円問題ということも俎上にのっているわけですが、ちょっと議論が長くなりますので、今回は控えさせていただきます。

7、航空路線、バス路線の利便性向上について。

（1）長崎空港国際線の再開について。

長崎県は、日本の最西端に位置しておりまして、当然、大陸に最も近く、江戸時代の鎖国時代においても、唯一、西欧諸国との往来が許された出島を有するなど、日本の窓口として役割を果たしてきた地域であります。

その長崎県におきまして、昨今のコロナ禍の影響もありまして、長崎空港の国際線が閉ざされている状況にあります。韓国、上海、香港など、外国人観光客などの往来が消え、寂しい状況になっています。

また、韓国等へ仕事で行きたいが、行き来が必要な皆さんも福岡経由となるなど不便な状況が続いています。その中でもソウル便の再開を早急に望んでおられる人もいます。

現状と見通しについて、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君）文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（伊達良弘君）コロナ前、長崎空港には、上海線と香港線の2つの定期路線が運航しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれ令和2年から運休となり、令和5年10月28日まで運休の予定となっております。

運航再開に当たりましては、空港カウンターや航空機誘導等を行うグランドハンドリングの人員不足が課題となっております。県としては、一日も早い国際線の再開に向けて航空会社やグランドハンドリング事業者、国の空港事務所、空港会社等と連携し、協議、検討を進めてきたところでございます。

その結果、10月末からの定期便の一部再開に向けての受入れ体制は調整可能な見通しであり、現在、具体的な再開日程等について航空会社等で調整が進められております。

一方、長崎 ソウル線は、平成28年からエアソウル社により運航されておりましたが、路線の収支赤字等により、平成31年3月から運休し、事実上、撤退となっております。

路線の再開に向けては、まずはグランドハンドリングに係る受入れ体制の整備を進めつつ、誘致にも積極的に取り組み、早期の再開ができ

るよう、取組を進めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） できるだけ早急に、3万人から4万人の利用客があったわけでありますから、いわゆる経済効果も消滅しているわけです。早急な回復をお願いします。

（2）県営バス路線改善について。

高齢化社会の中でのバス路線のあり方についてであります。

本件は地元の市民の方の要望をもとに質問しておりますので、諫早市を例に各県下に相通ずるものがあると思いますが、質問をさせていただきます。

諫早市では、人口減少とともに高齢化が進み、今後約20年間で総人口は約16%減少し、一方で、高齢化は、令和2年の30.6%から39.4%まで上昇すると予測されています。

この高齢化の進行に伴い、65歳以上の高齢者がいる世帯の割合が、近年、増加傾向にあり、令和2年には全世帯の約25%を占めることになっておりまして、高齢者のみの世帯も増加しています。

こうした状況下において、移動サービスの重要性、いわゆる県営バスの果たす役割は増大していると考えておりますが、高齢者に対する取組について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 交通局長。

○交通局長（太田彰幸君） 交通局では、利用しやすい定額で乗り放題となるフリーパスにより、高齢者等の外出支援に取り組んでおります。

運転免許証を自主返納した方を対象とした「免許返納パス」や、65歳以上を対象とした「プラチナパス65」を発売しております。

また、高齢者を含めて利用できる昼間の時間帯に路線バス全線が乗り放題となる「昼間全線

フリーパス」を本年7月から10月の間、期間限定で発売しております。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 高齢化が進んでまいります。先ほどご紹介がありましたように、運転免許証を返納する、その結果、公共交通に頼らざるを得ない状況になっていくということであります。

そういうことで高齢者の日常利用は、買い物利用が主体になると思われます。こうした状況を踏まえまして、商業施設やショッピングセンターなどにバス停をつくるなど、始発、バス停の変更等によって利便性の高いバス路線にしていく必要があるのではないかと考えておりますが、どういう努力、工夫をしていくのか、お聞きをします。

○副議長（山本由夫君） 交通局長。

○交通局長（太田彰幸君） 諫早市につきまして、ご説明いたしますと、諫早市におきましては、本年3月に「諫早市地域公共交通計画」を策定いたしまして、まちづくりと連携しながら、バスを含む多様な公共交通手段による一体的な移動ネットワークの構築を目指して、地域の公共交通の維持、確保や利便性向上に取り組んでいくこととされております。

交通局といたしましては、停留所や路線等についても諫早市と連携しながら検討を重ね、利便性の高い移動サービスの構築に向けて取り組んでまいります。

○副議長（山本由夫君） 山口議員 37番。

○37番（山口初實君） 急ぎ足になりましたが、終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本由夫君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を
続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時47分 散会

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和5年9月20日（水曜日）

出席議員（44名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君

37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（2名）

11番 山村 健志 君
 34番 小林 克敏 君

説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 前川 謙介 君
 県民生活環境部長 大安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 松尾 誠司 君
 水産部長 川口 和宏 君
 農林部長 綾香 直芳 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 吉野 ゆき子 君
 交通局長 太田 彰幸 君
 地域振興部政策監 渡 辺 大祐 君

文化観光国際部政策監	伊 達 良 弘 君
産業労働部政策監	宮 地 智 弘 君
教育委員会教育長	中 崎 謙 司 君
選挙管理委員会委員	堀 江 憲 二 君
代表監査委員	下 田 芳 之 君
人事委員会委員	安 達 健太郎 君
公安委員会委員	森 拓二郎 君
警察本部長	中 山 仁 君
監査事務局長	上 田 彰 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田 中 紀久美 君
教育次長	狩 野 博 臣 君
財政課長	苑 田 弘 継 君
秘書課長	黒 島 航 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	一 瀬 永 充 君

議会事務局職員出席者

局 長	黒 崎 勇 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議事課長	川 原 孝 行 君
政務調査課長	濱 口 孝 君
議事課課長補佐	永 尾 弘 之 君
議事課係長	山 脇 卓 君
議事課会計年度任用職員	天 雨 千代子 君

午前10時 0分 開議

○副議長（山本由夫君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ごう議員 31番。

○31番（ごうまなみ君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

自由民主党、長崎市選出のごうまなみでございます。

改選後、初の一般質問であります。

「ダイバーシティとインクルージョンで持続可能な長崎県」をテーマに、ご支援をいただいている皆様へ感謝し、県民の皆様からお寄せいただいている声を反映させながら、暮らしの一助となるように質問をさせていただきます。

本日、10年にして、はじめて、多くの傍聴の皆様方にお越しいただきました。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問を行います。

1、働きかた改革について。

（1）男性の育休取得率向上について（県庁・民間）。

男性の家事・育児参画の促進は、少子化対策において重要な課題の一つであり、男性の育児休業取得を推進することが、家族のあり方を変え、共働き・共育てを定着させることにつながります。

2022年の日本の合計特殊出生率は1.26、それに対し、フランスは1.80であります。合計特殊出生率は、社会の機能具合のバロメーターであり、子どもが生まれにくいということは、社会に問題があると言えると思います。

人口減少が著しい本県において、官民間問わず、県全体で男性の育休取得を促進することは、子育てしやすい県としてアピールすることになり、人口減少対策にもつながるものと思います。

大石知事におかれましては、子育てを中心とする「子ども施策」を県政の基軸、一丁目一番地に位置づけて取り組んでおられるところで、県全体の男性育休取得率を上げていくことは、まさに方向性と合致するものであります。

まずは、県庁が、これまで以上に、男性職員の取得を促進する必要があると思います。

なお、国においては、令和5年6月に「こども未来戦略方針」を決定し、男性の育休取得率の目標の引き上げがなされており、地方公務員に対しても目標値の引き上げが要求されると聞いております。

まずは、県が高い目標を掲げ、これまで以上に思い切った取組を進め、民間を牽引していく姿勢を示すことが大変重要だと考えますが、県における男性の育休取得の現状と、さらなる取得率向上に向けた考えをお尋ねいたします。

民間企業の男性育休取得促進について。

最近の就活生や若者は、ワークライフバランスを重視していて、子どもが生まれた時には育児休業を取得したいと考えている男性社員が8割に上るとの調査結果も出ており、男性の育児休業取得は、少子化対策だけでなく、企業の人材確保、ひいては経営上の問題となっています。

しかしながら、本年3月の国の調査によりますと、「職場が育休を取得しづらい雰囲気である」、「会社や上司の理解がなかったため、育児休業を取得しなかった」との回答もあっており、企業の風土や経営者の意識を変えることなどにより、育児休業の取得向上を図る必要があると考えます。

経団連の調査によりますと、2022年の男性の育休取得率は、47%と大きく向上しました。しかしながら、企業規模によって進捗にばらつきがあり、従業員300人以下の企業では低く、5日未満の割合が46%余りに上っていて、中小企業への広がりが今後の課題であります。

県内企業の取得率も伸びてきており、その点は一定評価するものでありますが、国の目標も引き上げられている中、民間企業においても、さらなる取得率向上が求められています。

人口減少が激しい長崎県では、男性の育休取

得についても大胆な施策が必要だと考えます。

愛知県では、男性育休を推進する中小企業に、最大100万円の県独自の奨励金を支給する制度をスタートいたしました。

そこで、民間企業の男性育休取得促進のためにどのような支援を行っているのか、お尋ねをいたします。

また、深刻な少子化を食い止めるために注目されているのが、男性の家事・育児参加時間です。

8月に公表された「第7回全国家庭動向調査」によりますと、夫婦の家事と育児の分担に関して、妻の担う割合がそれぞれ8割を占めており、妻の分担割合が夫を大きく上回っている結果が出ています。そのことは、女性の離職につながり、企業にとっても大きな損失であります。

また、過去に厚生労働省が公表した資料によりますと、夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高くなることが報告されています。

男性の育児休業は、男性がより積極的に家事・育児に参加するための重要なスタートに位置づけられます。

政府は、2022年10月から、「産後パパ育休制度」を施行し、妻の産休期間に、4週間まで、2回に分けて取得することが可能になっています。

このことで、生まれた時からしっかりと家事・育児に関わることができるので、少子化という課題を解決することや、女性の活躍を進めることにもつながります。

社会全体として女性の活躍を進めるためには、女性に偏っている家事・育児の負担を軽減し、男性も当たり前のこととして行う必要があると思いますが、県は、このことに関してどのような取組を実施しているのか、お尋ねをいたしま

す。

（2）Nぴか認証企業制度の現状と今後について。

現在、少子・高齢化が進み、社会の形が大きく様変わりしてきました。ひとり親家庭も増え、晩婚・晩産化も進み、育児や介護と仕事との両立が以前よりも一層難しくなっていると感じます。

誰もが働きやすい職場づくりは、働く側だけでなく、企業側にとっても、企業の存続や人材確保のためにも、大変重要だと思っています。

国においては、出産・子育て支援などの支援体制がある企業を「くるみん」、女性の活躍推進を行う企業を「えるぼし」として認定する制度を導入していますが、私は、以前より「くるみん」や「えるぼし」は大企業向けであり、長崎県では該当する企業も少なく、取得することが難しいので、長崎県版くるみん認定をつくるべきと訴えてまいりました。

その後、長崎県は、平成29年に、年齢や性別に関係なく、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む県内企業を優良企業として認証する「Nぴか認証制度」を創設、「Nぴか」は、長崎県内の企業に適した認証制度だと思います。

しかしながら、現在までの認証企業は140社程度であり、まだまだ広がっているとは言えない現状であります。

そこで、県内企業の職場環境改善を促進するため、「Nぴか」について、今後、どのように取り組まれていくのか、お尋ねいたします。

2. 医療的ケア児の通学・通園支援について。

（1）特別支援学校に通う医療的ケア児の通学支援について。

我が国では、少子化が進む一方で、医療技術の進歩により救える命が増えたことで、医療的

ケア児が増加している傾向にあります。

本県では、令和4年3月に、「長崎県医療的ケア児実態調査」が行われ、18歳未満の医療的ケア児が197名という結果が示されました。

長崎県内には、現在、分校、分教室まで含め23の特別支援学校があり、知的や肢体不自由、盲・ろうなど、障害の特性によって設置されています。

医療的ケアがある児童は、スクールバスに乗車することができません。現在は、保護者が自家用車で学校まで送っている現状です。

医療的ケアの必要な子どもたちは、夜中にたんの吸引などの処置が必要なことも多く、保護者、特に、母親は、毎日、寝不足な状況の中で学校まで送って行っています。安全確保の点からも、保護者が送るのではない通学方法が必要です。

そのような中、令和5年6月に、教育委員会教育長が長崎特別支援学校の医療的ケア児の通学状況を視察してくださいました。はじめてのことでしたので、保護者の皆さん、大変喜んでおられました。

保護者の負担を軽減するための通学支援の実現に向けて、どのように検討を進めていくのか、お尋ねをいたします。

（2）保育園入園の現状と課題について。

令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関わる法案、いわゆる「医療的ケア児支援法」が成立し、医療的ケア児及びその家族に対する支援を切れ目なく行わなければならないと基本理念に明記され、保護者が安心して子育てできる環境の整備が必要とされました。

医療技術の進歩によって助かる命が増えたことは喜ばしいこと、しかし、助かったから、それで終わりではありません。在宅生活をはじめ

る子どもと家族は、退院した瞬間から、様々な困難と対峙します。ケアが必要なため、離職を余儀なくされ、孤立し、経済的な不安も生まれます。

このような家族を社会全体で支える仕組みをつくるために整備されたのが、「医療的ケア児支援法」です。法整備されたことで、医療的ケア児への支援が、国、地方公共団体の責務となりました。

大きな目的の一つが、家族の離職防止であります。保護者の皆様は、保育園へ入園できることを大変期待しておられます。

そのような中、本年度の本県の保育所等での医療的ケア児の受入状況は、どのような状況なのか、お尋ねをいたします。

また、保育所等に入所を希望するも、入所できない方もまだまだ多いと聞いています。受入れに向けての課題は何か、お尋ねいたします。

3、医療的ケア児等レスパイト支援事業について。

（1）医療機関におけるレスパイト及び訪問型レスパイト事業の現状と課題について。

令和5年度、新規に医療的ケア児等レスパイト支援事業が事業化され、およそ1,900万円の予算が計上されました。

この事業は、医療的ケア児等の家族の負担軽減を図るため、医療機関で実施するレスパイトサービス及び医療保険適用対象外となる訪問看護にかかる費用を支援するもので、これまで、なかなか受入れが進まなかった県北地域の医療機関でのレスパイトが実現したり、自宅以外で訪問看護師を利用できることで保護者の負担が軽減されると、大変注目をしております。

特に、訪問型レスパイトは、学校でも利用できることで、保護者の期待はかなり大きな

ものとなっております。

はじまったばかりの事業ではありますが、現在どのような状況なのか、また、今後、どのように事業を展開していくのか、お尋ねをいたします。

4、ケアラー支援条例施行後の取り組みについて。

（1）本年度の取り組みと次年度の取り組みについて。

年々深刻化するケアラーが置かれる状況を受け、昨年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が全議員の提案により成立し、本年4月に施行されました。今回、条例ができたことで、関係者はケアラー支援が進んでいくことを大変期待をしています。

在宅で家族を介護・看護している皆様は、介護のために離職を余儀なくされ、経済的な問題が発生したり、兄弟児と呼ばれる障害のある兄弟の世話をするヤングケアラーや、親の介護をしているヤングケアラーには、学習の問題や孤立・孤独の問題があり、一日も早い支援の仕組みが必要であると思います。早急に目に見える支援の形を示していくことが大切ではないでしょうか。

当初予算でおよそ1,700万円が計上されました。実態調査や計画策定、広報啓発、有識者会議の設置などを行う予定とのことですが、4月の条例施行後の県の取組状況と今年度の取組を次年度にどのようにつなげていくのかをお尋ねいたします。

5、ひとり親家庭の支援について。

（1）母子・父子福祉団体の活性化について。

最近、若い女性から、離婚についての相談やDVについての相談を受けることが多くなりました。

これから先の生活についてや、長期休暇中の食料支援についてなど、内容も多岐にわたり、相談先がわからないということで、県が設置する長崎県ひとり親家庭等自立促進センター「YELLながさき」におつなぎをいたしました。

一方で、県内16の地区には、ひとり親家庭等の自立支援や福祉の増進などを目的とする母子・父子福祉団体が古くから活動を行っていますが、県内の母子・父子福祉団体が構成する「長崎県母子寡婦福祉連合会」においては、近年のインターネットの普及などにより、行政サービスや支援情報が誰でも容易に入手できるようになったことから、新規の入会者が減少している状況にあると聞いています。

しかしながら、母子・父子福祉団体は、共助の精神を養うことにより、家庭生活の安定を図るため、ひとり親同士が集い、悩みを打ち明けたり、相談をし合う交流会や情報交換を開催するなど、横のつながりという大きな強みがありますが、近年は、会員の高齢化や若年層の加入が進まない状況にあり、今後の体制維持を危惧しているところであります。

ひとり親家庭の親子を身近な場所で支援をしていくことは、大変重要なことだと思います。

また、相談先がわからないという声を多く聞きますので、市町と母子・父子福祉団体がしっかりと連携をし、情報を提供していくべきではないかと思っています。

そこで、長崎県母子寡婦福祉連合会の現状と体制を維持していくための県の見解をお聞かせください。

（2）養育費の確保について。

厚生労働省が2022年12月に公表した調査データによりますと、母子家庭の平均就労年収は

236万円、父子家庭は496万円と、母子家庭は相対的に厳しい経済状況であることがうかがえます。

また、DV等により、相手に関わりたくないといった理由から、養育費の協議すら行われていないケースも多いと聞いています。

本来、養育費は、子どもはこれまでと同じ水準で生活できるよう、双方の親が負担するものであり、養育費の支払いは、親として子に対する最低限の義務であります。本県においては、離婚夫婦のおよ半数以上が養育費の取り決めを行っていないと聞いています。

子どもの健やかな成長を支えるため、養育費の確保はとても重要であり、養育費確保のための支援について取り組んでいる自治体も増えていると認識をしています。

本県においても、養育費を確保するための何らかの取組が必要であると考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

6、健康長寿日本一への取り組みについて。

（1）健康づくりアプリの活用状況について。

長崎県は、「健康長寿日本一」という大きな目標を掲げ、様々な取組を行っています。

県民の総合健康計画「健康ながさき21」の最終評価報告によりますと、健康寿命は、男性が69.14歳から72.29歳に、女性が73.05歳から75.42歳に延伸したとのことで、健康づくりを目的とした活動に主体的な人が増えてきたことは、一定評価をいたします。

しかしながら、生活習慣病の人口当たりの患者数が、全国と比べ高い傾向にあり、令和元年の県民一人当たりの医療費は、全国ワースト2位であります。

原因としては、あまり歩かないことや野菜の摂取不足、塩分の摂りすぎなどが指摘されてい

るところであります。

生活習慣病の予防のためにも、県民一人ひとりが意識して運動するよう促していくことが必要と考えます。

そこで、ながさき健康づくりアプリが導入されていますが、現在の登録状況はどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、アプリには、ランキング機能があり、その機能を活用して企業等が競い合うことは、歩くことの促進に効果的と考えますが、企業等への働きかけはどのように行っているのか、お尋ねいたします。

（2）健康経営の現状について。

県では、従業員の健康は会社の財産と捉えて、従業員の健康のために積極的に取り組む事業を増やすため、健康経営宣言事業を行っています。従業員への健康投資を行うことは、生産性の向上など、組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価の上昇にもつながります。

人材不足が顕著になっている今、長崎県内の企業が健康経営に取り組んでいくことは重要だと考えます。

また、近年では、女性従業員の数も増え、女性特有の健康問題にも高い関心が寄せられるようになってきました。女性特有の月経随伴症状による労働損失は、4,911億円と試算されています。女性に対する相談窓口の設置や、女性特有の病気に対する健診の実施など、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、現在の健康経営宣言事業の登録状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

7、子ども医療福祉センターの虐待疑いの事案について。

（1）子ども医療福祉センター職員の虐待への認識について。

8月2日、長崎県は、県立子ども医療福祉センターの看護職員が、センター利用の児童らに虐待をした疑いがあると発表いたしました。

子ども医療福祉センターは、障害のある子どもたちと家族にとっては、一番信頼を寄せている重要な施設であります。

そのセンターにおいて、このような事案が生じたことは、大変残念であり、憤りを感じております。子どもたちのことを考えると、本当に悔しくてたまりません。

これまで、センター職員が虐待疑い事案を見聞きしていたにもかかわらず、虐待防止委員会の俎上に上がってこなかったのは疑問に感じております。

職員の虐待に関する知識やセンターの研修は十分であったのか、虐待防止委員会は機能していたのかについて、お尋ねをいたします。

（2）今後の調査及び再発防止について。

保護者への説明会でも、対応が遅すぎるといった意見も出ています。今後の調査について、どのように進めていくのか、いつまでに結果を出すのか、また、二度とこのようなことが起きないように、どのように再発防止策を講じていくのかをお尋ねいたします。

8、日本一のトラフグの赤潮被害の対応と今後について。

橘湾で大規模な赤潮被害が発生しました。トラフグやシマアジなど、およそ110万匹がへい死、被害総額はおよそ13億円と過去最大規模であります。

県においては、今議会でおおよそ4億円余りの補正予算を可決いただき、産地の漁協はじめ、業者は大変感謝しております。

50年に一度とも言われる規模の災害が、数年ごとに発生するなど、近年、自然災害のリスク

は高まっています。

若い経営者は、未来が見えなければ、養殖事業を続けることができません。また、養殖業者だけにとどまらず、餌の業者、また、トラフグを取扱う飲食店への影響も広がっています。

養殖形態を大きく転換するなど、万一、再び災害が起きても乗り越えられるために、何か産地としての新しい仕組みづくりや強みが必要であると考えます。

今回の赤潮被害に対する県の認識と当面の対策、産地強化に向けての方針について、お尋ねをいたします。

9、重要土地等調査法について。

（1）地域住民や不動産事業者への制度周知について。

昨年9月20日、「重要土地等調査法」が施行され、これまで、昨年12月及び今年7月の2回にわたり、県内においても、国による注視区域及び特別注視区域にかかる区域指定が、対馬市、五島市、壱岐市の地域で行われたところであります。

この重要土地等調査法は、国民生活の基盤維持や領海等の保全及び安全確保の観点から制定されたものであり、県庁内部でも、自衛隊等の基地対策部局や国境離島担当部局、あるいは指定区域内の土地取引の担当部局など、部局横断的な情報共有が欠かせないものと思います。

また、この重要土地等調査法では、特別注視区域の取引に当たっては、事前届け出が義務づけられています。この法律の実効性を高めるためには、区域指定や土地等の利用状況調査、あるいは土地取引に当たっての事前届け出を受理する国のみならず、内密な取引を防止するうえでも、基礎自治体である地元市町や地域住民、並びに土地取引を仲介する不動産事業者への制度

周知及び情報共有が重要ではないかと考えます。

法施行以降、市町による地域住民や不動産事業者への制度周知がどうなっているのかをお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問はこれにてとどめ、以降は対面演壇席にて再質問を行います。

ありがとうございました。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 　　ご議員のご質問にお答えいたします。

県庁における男性の育休取得の現状と、さらなる取得率向上に向けて、どう取り組んでいくのかのお尋ねをいただきました。

私は、子育ての期間を、かけがえのない、とても大切な機会であると受け止めております。

そのため、職員には、家事や子育てを分担し、家族で支え合いながら絆を深め、職員自身の成長にもつなげてほしいと考えております。

男性職員の育休取得については、これまでも私からメッセージを発信するなど、様々な取組を進めてきたところ、令和4年度の知事部局における取得率は39.8%となっております。

これは、県の目標値である30%を上回っている状況にはありますが、県が、さらに高みを目指して取組を進めることは、県内民間企業の取組を加速させることにもつながり、男女共同参画社会の実現に向けて大きな意義があると考えております。

今後は、これまで以上に職場を挙げて子育てを応援する雰囲気づくりや、育休取得に対する業務支援の充実などに努め、「男女を問わず、育休取得は当たり前」という風土をより一層定着させていきたいと考えており、年度内のできるだけ早い段階に、具体的な取組を実現できるように検討を進めてまいりたいと考えておりま

す。

残余のご質問については、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○副議長（山本由夫君）産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（宮地智弘君）私より、2点ご答弁申し上げます。

まず、民間企業の男性育児休業取得促進のためにどのような支援を行っているのかとのお尋ねでございます。

県では、これまで、職場環境改善に関する研修会を実施するとともに、企業訪問の際には、ワークライフバランスの重要性を、直接、企業経営者にお伝えするなど、民間企業の男性育児休業取得を促進してまいりました。

この結果、令和4年度の男性育児休業取得率は、全国が17.1%に対して、本県は16.3%となっており、令和元年度で5.4ポイントあった全国との差は0.8ポイントに縮小してきております。

従業員29人以下の中小・小規模事業者については、全国の取得率が、令和4年度で11.2%に対して、本県は17.9%であり、全国を6.7ポイント上回っております。

今後とも、研修会の開催や、企業訪問時の説明会を行うとともに、社会保険労務士など、専門家を今年度から県内企業へ派遣するなど、民間企業の男性育児休業取得を促進してまいります。

次に、県内企業の職場環境改善を促進するため、「Nぴか」について、今後どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

「Nぴか」は、誰もが働きやすい環境づくりに取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度であり、これまで147社を認証してまいりました。

県内企業からは、「学生が安心して応募して

くれている」、「企業のイメージ向上につながり、中途採用の応募者が増加した」など、一定の評価をいただいております。

一方で、認証に当たっては、中小企業を中心に、「審査項目が多いなど、事務的負担が大きい」との声が挙がっていることから、他県の制度や企業の声を参考に、審査項目の簡素化などを検討してまいります。

併せて、認証企業について、ホームページや合同企業説明会などで、働きやすい企業として紹介するほか、県内外の大学における就活イベントなどでも周知を図ってまいります。

今後とも、「Nぴか」の制度普及を図ることにより、県内企業の働きやすい環境づくりを支援してまいります。

○副議長（山本由夫君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君）私から、女性活躍推進に関して、お答えいたします。

女性活躍を推進するための男性の家事・育児参加について、県はどのような取組を行っているのかとのお尋ねでございます。

女性活躍を推進するには、男性の育休取得等を促進し、男女がともに家事や子育てを担い、家庭と仕事の両立を図っていくことが必要と考えております。

そのため、県では、県内企業を対象に、男性育休取得について、先進企業の取組等を紹介するセミナーの開催や、子育て世帯を対象に「パパ検定シート」の配布、イベントの開催などを行っております。

今後も、男女がともに家庭と仕事の両立を図られるよう、職場の理解促進と住民の意識醸成に取り組んでまいります。

○副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君）医療的ケア

児の通学支援の実現に向けて、どのように検討を進めていくのかとのお尋ねでございます。

医療的ケア児の通学につきましては、これまでの長崎特別支援学校の視察や保護者の皆様との意見交換を通しまして、毎日の運転や付き添いが保護者のご負担になっているということを感じたところでございます。

このため、今年度、保護者の方を対象にしました通学支援のニーズ調査を行いますとともに、通学支援に必要となります医療人材と車両の確保策について、調査、検討を行ってまいりました。

その結果、保護者に代わって通学時の医療的ケアに協力できる訪問看護ステーション、これが十分に確保できないということが明らかになりましたので、まずは登校時における福祉タクシー利用による支援ができないか、検討を進めているところでございます。

併せまして、福祉保健部と連携して、医療的ケア児に対応できる看護師等の養成や確保に努めますとともに、保護者の負担軽減につながるような支援の充実を国に要望してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 私から、3点ご答弁させていただきます。

まず、医療的ケア児の通学・通園支援について、今年度の本県の保育所等での医療的ケア児の受入状況、並びに受入れに向けての課題は何かとのお尋ねでございます。

保育所等における医療的ケア児の受入状況について、今年度は23施設で計32名の受入れとなっております。昨年度の20施設、計24名の受入れと比べて増加している状況であります。

医療的ケア児及びその家族への切れ目ない支

援の観点から、県では、保育所への看護師配置等に対する国の補助制度の活用を促しながら、受入促進に努めているところでございます。

一方、受入れの課題としましては、実施主体の市町から、「必要な人材の確保が難しい」との声が寄せられておりまして、受入れの不安感などが背景にあるものというふうに考えております。

そのため、福祉保健部と連携しまして、保育所等に勤務する看護師や保育士等に対し、医療的ケア児の受入れに必要な知識等習得のための研修の実施などに努めているところでございます。

今後とも、保育所等における必要な受入れが図られるよう、市町とも連携を行いながら、受入促進に取り組んでまいります。

次に、長崎県母子寡婦福祉連合会の現状と体制維持に向けての県の見解についてのお尋ねでございます。

長崎県母子寡婦福祉連合会は、離別などでひとり親になられた方の早期自立に向けた相談支援等を行っており、共助の精神に基づく意義深い活動であると考えております。

しかし、全国同様の課題といたしまして、活動を担う人材が不足しておりますほか、連合会から独立して活動する団体も出てきておりますことから、同連合会の現在の会員数は、10年前の3割程度となる約900人に減少しているところでございます。

一方で、同連合会の中には、会員数の維持や増加を実現している地域もありますことから、こうした団体の活動内容を好事例として他団体と共有することや、若手リーダーの育成等が重要であり、県においては、研修会開催等への支援を通じて後押しを行っているところでござい

ます。

こうした中、本年11月には、佐世保市で全国母子寡婦福祉研修大会が開催されることとなっておりまして、活動内容を広く知っていただく絶好の機会と捉えて、県としても広報等に力を入れるなど、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ひとり親家庭の支援につきまして、本県においても、養育費を確保するための何らかの取組が必要であると考え、県の見解はとのお尋ねでございます。

夫婦の離婚によって、親権者でなくなった親であっても、養育費の支払義務を負うものとされておりまして、県では、ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、養育費の取決めや履行の確保等に関する無料の弁護士相談を定期的に行っているところであります。

一方で、県内の児童扶養手当受給者を対象に、昨年度実施したアンケートによりますと、養育費を受け取っている母子世帯は、全体の約3割にとどまっている状況でございます。

養育費に関する取決めを促し、また取決めを確実に履行させることが重要でありまして、そのためには、公正証書など、強制力のある書面による取決めも有効な手段と捉えまして、その周知促進に努めていく必要があるというふうに考えております。

県としましては、こうした手続きに対して何らかの支援ができないか、他県の取組なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 私から、6点ご答弁させていただきます。

まず、現在、医療的ケア児等支援事業を実施

している市町は何市町か、また、今後どのように事業展開していくのかとのお尋ねでございますが、現在、レスパイト支援事業を実施している市町は、医療機関におけるレスパイトが5市町、訪問型レスパイトが4市町となっております。

市町が事業を実施するためには、医療的ケア児等の短期入所を受け入れる医療機関や、訪問介護を行う事業所の社会資源を確保することが必要でございます。

そのため、県といたしましては、各医療機関へ受け入れ協力の働きかけや訪問看護ステーションへの周知、協力依頼を行うとともに、訪問型レスパイトに関する事業所調査を行うなど、課題の把握に努めているところでございます。

今後、医療的ケア児等に対応可能な医療機関や訪問看護ステーションの増加を図るため、人材の養成や受入体制の整備に努めるとともに、県医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携し、事業の周知や市町への働きかけを行ってまいります。

次に、ケアラー支援条例のことでございます。

条例施行後には、県はどのように取り組み、次年度にどうつなげていくのかとのお尋ねでございますが、本年度の取組といたしましては、まず、広く県民の皆様へケアラーについて知っていただくことが重要でありますことから、ポスター、リーフレットの作成やシンポジウムの開催による広報・啓発を行うこととしております。

また、5月には「ケアラー支援に関する有識者会議」、こちらを開催しておりまして、支援に携わっておられる方々から貴重なご意見をいただきましたところで。

併せまして、ケアラー及びヤングケアラーの

現状把握のための実態調査を実施しておりまして、現在、その調査結果の取りまとめ作業を行っております。

こうした有識者の意見や実態調査の結果を十分に反映し、他県の先進的な取組も参考にしながら、本年度末までに施策推進の指針となる「ケアラー支援推進計画」を策定することとしており、来年度は、この計画に基づいて、市町や関係機関等との連携をさらに強化し、効果的な施策を推進してまいります。

次に、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の登録状況はどうか、企業へのアプリ活用の働きかけはどう行っているかとお尋ねでございますが、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の登録者数は、令和5年2月のリリースから7か月が経過した時点で3万7,000人を超えたところでございます。

アプリを活用した健康づくりに関する民間企業への周知啓発につきましては、長崎県労働基準協会や商工会議所等の皆様にご協力をいただきながら、チラシ配布をはじめ、説明会や定例会などの場を活用し、発信をしております。

また、今年度は、働き盛り世代への取組を強化するため、今月、新たに「企業・団体対抗歩数競争」を開催しているところであり、11月1日には、参加していただいている33団体のうち、1位の企業を「健康長寿日本一長崎県民会議総会」において表彰する予定としております。

次に、健康経営宣言事業の登録状況についてのお尋ねでございますが、健康経営宣言事業所は、今年8月31日現在で1,108社であり、このうち、特定健診受診率や特定保健指導の利用率など5つの基準を満たした健康経営推進企業は、今年9月の認定で計368社となっております。

事業所が従業員の健康増進に積極的に取り組

むことは、企業の生産性やブランド価値の向上にもつながることが期待されておりますことから、今後も、こうしたメリットの発信や優良事例の紹介に努めるとともに、商工会議所、商工会等にも協力をいただきながら、認定企業の増加を目指して取り組んでまいります。

次に、こども医療福祉センター職員の虐待に関する知識やセンターの研修が不十分ではなかったのかとお尋ねでございますが、センターでは、「虐待防止対策委員会」、こちらを設置してありまして、虐待防止のための研修を行ってまいりましたが、入院、入所者への看護や支援を実施するうえで、こういった行為が虐待に該当するののかについて、周知徹底をさせるには不十分であったと認識しております。

今回、確認いたしました虐待疑いの事案の一部につきましては、不適切な行為であったと考える職員はいたものの、虐待についての正しい知識と、虐待発見時の対応、手順の認識が不十分であったことから、虐待防止対策委員会への報告がなされておりました。

これらを踏まえまして、具体的な虐待の事例、虐待事案が発生した場合の手順や対応について、改めてセンター全職員への周知徹底を図ったところであり、今後とも、職員の意識改革に取り組んでまいります。

次に、今後の調査をどのように進めていくか、また、再発防止策について、どのように検討していくのかとお尋ねでございますが、現在、センター職員及び利用者、保護者への聞き取りやアンケート調査による事実確認を慎重に進めており、今後、できる限り早急に調査結果を取りまとめる予定です。

また、弁護士や医療・福祉の専門家等、外部の有識者による検証委員会を立ち上げ、虐待疑

い事案が発生していたにもかかわらず、法令に基づく通報や、是正の措置といった適切な対応がなされていない背景等についても検討をいただいているところです。

今後、「虐待防止対策委員会」に、教育、医療、福祉の各分野の第三者委員を加え、ご意見を伺いながら、研修手法等について見直しを行うとともに、検証委員会からいただく提言も踏まえ、効果的な再発防止策、こちらを講じてまいります。

こども医療福祉センターが、県の医療や療育の拠点施設として、安心してご利用いただけるよう、一日も早い信頼回復に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 水産部長。
○水産部長（川口和宏君） 私から、1点お答えいたします。

今回の赤潮被害に対する県の認識と当面の対策、産地強化に向けての今後の方針はいかにとのお尋ねでございます。

今回の赤潮につきましては、水温、塩分、風向きや潮流など、複数の要因が相まって、これまでに経験したことがないような高密度の赤潮が継続し、養殖業に大きな被害をもたらしたことは非常に残念に思っております。

県では、被害に遭われた養殖業者の早期事業再開を目指し、地元市や関係団体と連携して、へい死した養殖魚に代わる代替魚導入や、金融支援の枠組みを整えたところです。

また、これまで以上に、早期防除を可能にするため、大学等と連携した赤潮の移動予測や遠隔自動顕微鏡システムなど、最先端技術を活用し、赤潮監視体制の強化に取り組んでおります。

今後は、これまでのトラフグ養殖で培った高い技術力と、経営者や従業員の若さなど、地域の強みを活かしながら、新魚種導入による魚種

の多様化や赤潮多発期を避けた短期養殖など、新たな取組を進め、産地の復活・強化に力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 私からは、重要土地等調査法について、お答えさせていただきます。

地域住民や不動産事業者等への制度周知等が、現状どように行われているのかとのお尋ねですが、庁内における情報共有については、地域振興部において、土木部や水産部など、関係部局による区域内の開発行為や事業計画などの情報を把握しながら対応しているところであります。

また、地域住民や不動産関係事業者等への周知・広報が重要となってくることから、これまでに区域指定が行われた対馬市、壱岐市、五島市においては、市の広報誌やチラシ等を活用しながら、地域住民に対して、区域の指定状況や、特別注視区域において200平方メートル以上の土地・建物を売買する際には事前届け出が必要な旨の広報が行われております。

また、不動産関係事業者に対しては、業界関係団体の会員向けのホームページを通じ、事前届出等の制度周知や、区域の指定状況にかかる情報提供が行われているところであります。

県としては、今後も引き続き、関係市町や業界関係団体とも積極的に情報を共有しながら、制度の周知・広報に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） ごう議員 31番。

○31番（ごうまなみ君） 知事、そして教育委員会教育長、そして関係部局長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の再質問ですが、医療的ケア児の保育所への通園についてです。

保育所における医療的ケア児の受入れの課題として、医療的ケアができる人材の確保ということが挙げられておりました。

これまで、県は、医療的ケア児の支援を行う看護師の研修、それから保育士への喀痰吸引研修に取り組んでられておられますが、この受講の状況について、お聞かせください。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） お答え申し上げます。

まず、医療的ケア児が、自宅で必要な医療、福祉サービスを受け、安心して暮らすことができるよう実施している訪問看護研修につきましては、令和4年度は6回開催させていただいておまして、延べ221名の方に参加いただいております。

また、介護職員等が特定の者に対してたんの吸引を行うなどの基本研修を実施しておまして、令和4年度は延べ19名の方にご参加いただいております。このうち保育士の方々が4名ご参加いただいているという状況でございます。

また、ケアが必要な子どもの支援ができるよう、今後も市町等を通じて研修の周知に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） ごう議員 31番。

○31番（ごうまなみ君） 看護師の研修が令和4年度で6回、221名が受講、そして痰の吸引の研修が19名、うち保育士が4名というご答弁でございました。

県は、医療的ケア児の支援のためにこういった研修をずっと取り組んでくださっております。事業化して、しっかりと予算をつけて研修を行ってくださっているんですが、私が思う

に、これが関係する人にこの情報が届いていないと思っています。そしてまた、何回研修を行って、何人受講したかが目的ではないんですね。その先です。この看護師が、実際に医療的ケア児に関わることができるようになって、はじめて成果が出たと言えると思います。ですから、そのしっかりとした仕組みづくりです。それぞれに研修を行っても、それが実を結ばなければ意味をなさない。だから、実を結ぶような仕組みづくりに、今後は取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、私の友人の訪問看護に携わる人が、自分は子どもに関わりたいたいけれども、どうすれば関わられるんだろうという相談を受けたことがあります。ということは、その人にはこの情報が届いていないんですね。

一方で、足りないんですよ、足りないのに、やりたい人のところに届いていない、これがあるということをしっかり検証していただければと思います。

次に、ケアラー支援条例について、再質問です。

次年度からケアラー支援計画に基づいて取り組んでいくということでございますけれども、有識者の意見などを踏まえて、どのような取組が必要と考えているのか、お聞かせください。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県といたしましては、ケアラー支援条例に施策の柱として掲げられました、広報・啓発、支援を担う人材の育成、多様な主体による連携、支援体制の整備、民間団体等による支援推進のサポートにつきまして、具体的な取組を進めることが重要であると考えております。

また、有識者会議、こちらにおきまして、企業における介護離職防止、こちらに向けた取組への支援、ケアラー支援に取り組む民間団体との連携、支援を担う専門職の対応力向上、市町における子どもから高齢者まで世代を超えた相談機能の強化などが必要である、こういったご意見もいただいております、さらに実態調査の結果も踏まえながら、効果的な施策を検討してまいります。

○副議長（山本由夫君） ごう議員 31番。

○31番（ごうまなみ君） やはり人材の確保とか、連携というものが鍵になってくるのではないかと考えております。

そしてまた、今後、企業における介護離職の問題というのは、非常に大きくなっていくと思います。今、ビジネスケアラーというふうに呼ばれておられて、多くの方々がこのことで悩んでおられる状況がありますので、この企業における介護離職を防止するためにも、しっかりと情報を共有し、そしてまた、実態の調査をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、健康長寿についてです。

健康長寿延伸のためには、運動だけでなく、バランスのとれた食事を摂ることというのも大変重要であります。

ほかの自治体では、塩分摂取を減らすための具体的な取組を行って効果があったという事例もございますので、長崎県において、このような同様の取組があるのかどうかについて、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県といたしましても、健康を増進させるためには、減塩と野菜摂取の促進が重要であるというふうに考えて

しております、昨年度、毎月8日を「減塩・野菜の日」といたしまして制定をさせていただいております。

そして、飲食店や県内スーパー、こちらと連携をいたしまして、店頭でのPRブースの設置でありますとか、チラシの掲示、こういったようなものを行っております、広く周知を図っているところでございます。

また、令和3年度からは、各市町の食生活改善推進協議会と連携をして実施させていただいております「プラス野菜一皿・マイナス食塩1グラムチャレンジ事業」におきまして、食生活改善推進員によりまして、食生活に関するアドバイスをを行ったうえで、県民の皆様方が個々に設定いたしました野菜摂取でありますとか、減塩に関する目標、こちらの達成に向けて取り組んでいただいているというところでございます。

令和3年度は3,068人、令和4年度は3,494人の方々が参加をされまして、食生活を改善する機会としていただいているところでございます。

○副議長（山本由夫君） ごう議員 31番。

○31番（ごうまなみ君） 毎月8日が「減塩・野菜の日」ということで周知をされているということでした。より具体的なことをやっていく必要があると思います。

他県では、企業と連携をしまして減塩の商品、その県独自の商品の開発とかをやって一緒に進めていくようなこともございました。本当に具体的に進めていただけて、ワースト2位でございましたよね、それを改善していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、育休取得でございますが、先ほど知事から、年度内に具体的な取組を行うという前向きなお話をいただきました。ありがたいと思います。

やはりいろんな他県の事例を見ても、こういった県独自の奨励金を出していたりとか、また、2024年度から、厚生労働省が育休の代替職員を入れた場合の助成額を10倍にしていくといった事業が来年からはじまることになっております。こういったことをしっかりと取り込んでいながら、やっていただきたい。

フランスでは、育休を取得するのが当然だというような認識でございまして、そして育休を取った時に、その夫が「私は、何をすればいいんですか」と質問した際に、「あなたは、授乳をする以外は何でもできますよ」というふうに言うそうです。そうですね。おっぱいは出ないかもしれないけれども、それ以外のことは妻と同じことができるわけです。これを育休の間に習得をしていただくということが非常に重要だと考えますので、ぜひとも、このあたりはしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、「重要土地等調査法」について、ご答弁をいただきました。

昨日も浅田議員の質問に対しましての答弁がございまして、市町と連携を取っていくというような答弁でございました。

私は、昨年9月に総務委員会で質問をさせていただいたんですが、この時には、ちょっと前のめりすぎなんですけど、意見書を提出するぐらいの気持ちで長崎の土地を守ってほしいということをお伝えしております。

「重要土地等調査法」が成立したことは、一歩前進なんですけれども、これだけではやはり国土を守ることができないのではないかと。海外では、外国人の土地の所有に対して規制を設けたり、認めていない国もあります。

私が、昨年、なぜ質問したのかといいますと、ハウステンボスが外資に買収されてしまいまし

た。このハウステンボスのすぐそばには、米軍基地の住宅があります。そして、その周辺には県民が生活をしています。この県民の皆様方の暮らしを守るという観点に立った時に、無関心ではだめなんじゃないかというふうに思っております。

また、森林や農地の外資による買収がどんどん増えていて、2010年からの10年間で4倍に増えたという調査結果もあります。こういったことをしっかりと、本県も、森林や農地の買収に向けても、これは全然法の規制はないんですけども、しっかりとアンテナを高くしておく必要があるのではないかと思っております。

5年後に、またこの「重要土地等調査法」の改正が検討されると思いますが、その際には、やはり本県ならではの実情というものをしっかりと把握したうえで、もし、課題があれば、それをしっかりと国に意見をしていける、そのような体制をつくってほしいということ、これを要望とさせていただきます。

最後に、医療的ケア児の通学支援についてでございます。

今日は、実際にケアをしている保護者の皆さん、たくさん傍聴に来ておられます。その保護者から、私はたくさん意見をいただいておりますが、今回、教育委員会教育長が視察をしてくださったこと、非常にありがたいと思っておりますし、また、福祉タクシーの活用を検討してくださっている、これもありがたいです。

しかしながら、やはり課題でありました、乗ってくれる看護師がいないんですね。これが、例えばレスパイト事業を使っても1時間7,500円という単価では乗れないんです。やはりこのあたりをしっかりと再検討していく必要があります。

他県では、この事業に関してのみ看護師を雇っている、訪問看護師からの見積もりをいただいて決めていくというやり方をやっています。ですから、このあたり、予算が結構関係すると思いますので、検討していただきたい。

そして、やっぱりお母さんたちは、何度も事故を起こしそうになりながら、毎日毎日、子どもたちを送って行ってくれています。

仕事を辞めなきゃいけなくなったお母さんもしらっしゃって、やはりそうなるとう経済的に逼迫していく、そうすると、今度は兄弟児の進学とかを諦めなければならない。そのような悲しいループに入ってしまうんですね。これを何とかしても止めてあげなければいけないというふうに思っております。

それから、長崎市の北部に、今、実は医療的ケア児が増えておりまして、北部から長崎特別支援学校まで通学するのに1時間半から2時間、朝の時間はかかります。その間、お母さんが運転をして連れて行くわけなんですけど、遠くても長崎特別支援学校をなぜ選んでいたのかというのは、やはり隣に長崎病院があるからです。この病院があったことによって、何かあった時に命が助かるという思いで、そこに医療的ケアのある子どもたちを連れて行くんですね。

そしてまた、学校の教育が素晴らしい、これもしっかりと理解をしております。でも、今、少子化になって、医療的ケア児が増えているという現状を何度もお伝えしました。もうここにきたら、学校のあり方そのものを考えていくタイミングじゃないかと思っています。

今まで、特別な支援の必要な子どもたちを分けて考えていた。本来ならば、普通ならば、健常児であれば、地元の学校に通えるのが当たり前なんですね。それが、たまたま障害があった

から通えなくなってしまうている。支援学校へ行く、これはその子にとってメリットがあるから行くんですが、でも、やっぱりそこにはいろんな負担がかかっているという現状、であるならば、私は、来年4月に時津の鶴南の分校が、「時和支援学校」に変わります。こういったタイミングで、時和支援学校に肢体不自由の子と知的の子と両方が一緒に行けるような、そんな体制ができないかというふうに思っておりますので、このあたり何とかありませんか。

知事の見解を最後にお聞かせいただければと思います。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 誰もが安全・安心に暮らせる社会といったことは、インクルーシブの達成にもやはり重要な配慮が必要だというふうに考えておりますので、県として何ができるのか、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

○副議長（山本由夫君） ごう議員 31番。

○31番（ごうまなみ君） ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討いただきたい。

五島や壱岐や対馬では、そういったインクルーシブに近い教育体制ができております。これをしっかりと本土にも取り込んでいただきたい。

誰一人取り残さない、そんな長崎県を一緒につくっていければと思います。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本由夫君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 1分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

松浦市選出、自由民主党、石本政弘でございます。

質問に入る前に、今回の県北の集中豪雨によりまして被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の第2次岸田改造内閣において、本県から、加藤竜祥衆議院議員並びに古賀友一郎参議院議員、お二人が同時に大臣政務官にご就任されましたことを心からお慶びを申し上げますとともに、今後、本県はもとより、日本のために、しっかりとご活躍いただきますことを祈念を申し上げます。

それでは、質問に入りますが、知事はじめ部局長の皆様方には、簡潔かつ実のある答弁をお願いしたいと思います。

1、鷹島神崎遺跡について。

（1）国の専門調査機関設置に係る文科大臣要望を終えた知事の所感について。

知事は、松浦市鷹島にある鷹島神崎遺跡を7月14日に視察され、私も同行したところでございます。

この松浦市鷹島における水中遺跡調査は、昭和55年から実施され、元寇に関する4,000点を超える出土遺物や、2隻の元寇船が確認されております。

また、平成20年3月には、水中遺跡としては、国内で初めて「鷹島神崎遺跡」として国の史跡に認定されました。

昨年秋には、740年前の一石型木製いかりが引き揚げられたところであり、松浦市では、

鷹島に、水中考古学の研究拠点となる国の専門的な調査研究機関の設置について、非常に機運醸成が高まっているところであります。

また、去る7月18日に、松浦市鷹島に水中遺跡保護に関する専門調査研究機関を設置することについて、永岡文部科学大臣に対し、大石知事、徳永県議会議長、友田松浦市長、谷口松浦市議会議長連名による要望が行われました。

本要望には、国会議員として衛藤征士郎衆議院議員、末松信介前文部科学大臣、本県の古賀友一郎参議院議員、山本啓介参議院議員をはじめ、県からは、知事はじめ教育委員会、東京事務所、県議会からは、正副議長、文教厚生委員会正副委員長、松浦市からは、市長をはじめ市議会の鷹島神崎遺跡保存特別委員会の委員、市民団体からは、松浦市歴史観光推進協議会の役員、総勢40名を超える方々で要望を行ったところであります。

このように、前文部科学大臣を含む国会議員をはじめ、県及び松浦市の関係者が一堂にそろって大臣要望が実現したことについては、大石知事にも大変感謝をしているところでございます。

そこで、今回、大石知事に鷹島神崎遺跡を現地視察いただき、加えて永岡文部科学大臣に、現地鷹島に水中遺跡に関する専門調査研究機関を設置することについて要望された所感について、知事にお尋ねをいたします。

以降の質問については、対面演壇席にて行います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 石本議員のご質問にお答えいたします。

7月に初めて現地を訪問し、遺跡のある穏やかな伊万里湾を臨むと、約4,000隻の元寇船が押

し寄せてきたことや、引き揚げられた木製いかりに思いをはせて、歴史のロマンを感じることができました。

また、松浦市立埋蔵文化財センターでは、水中遺跡として、日本で唯一、国史跡に指定されていることや、新たな保存処理の技術開発が進められていることなどの説明を受けて、鷹島神崎遺跡は、日本の水中遺跡の調査研究をリードする大変重要な存在であると改めて認識をいたしました。

今回の要望実現に向けては、永岡文部科学大臣から、まずは水中遺跡の保護・保全については、国、県、市で役割分担して取り組んでほしいと、そういったご助言をいただきましたので、今後とも、国と連携をしながら、地元市と一緒に、保護・保全に取り組んでいく必要性を感じたところでございます。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 知事、ありがとうございます。今後とも、しっかり地元とも連携して取り組んでいただきたいと思います。

（2）水中遺跡に係る機運醸成のための県の取組み状況について。

要望当日には、末松前文部科学大臣や本県選出の国会議員の皆様にもご参加いただく中で、知事から永岡文部科学大臣に対し、鷹島に水中遺跡保護に関する専門調査研究機関を設置することについて要望をいただきましたけれども、ご対応をいただいた永岡文部科学大臣からは、水中遺跡については全国的な機運醸成が必要であるため、全国各地での機運醸成に向けた取組が必要との発言があったところでございます。

特に、令和6年は元寇750年、令和7年は国民

文化祭も本県で予定されており、そのような機会を捉えた機運醸成も必要であると考えておりますが、現在の県の取組状況について、お尋ねします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 本年度から、松浦市、対馬市、壱岐市の3市や国と連携しまして、元寇をテーマとしました、我がまちの元寇再発見事業を実施しております。10月からは、長崎市をはじめ県内3か所におきまして、元寇や水中遺跡をテーマにしましたシンポジウムを順次開催することとしております。

また、現地鷹島におきましては、令和3年度から、全国の考古学を専攻します大学生や自治体職員等を対象としました水中考古学体験講座を開催しております。多くの方に鷹島神崎遺跡についての理解を深めていただいているところでございます。

今後は、この元寇に関するコンテンツをさらに磨き上げまして、その成果を観光部局等に提供しまして、県内外で幅広く利活用していただくことによりまして鷹島神崎遺跡の認知度を高め、水中遺跡に関する機運醸成につなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） この水中遺跡については、歴史に興味がある方は認識があるかもわかりませんが、一般的にはまだまだ認識が十分でないという感じを持っております。今後ともしっかり、まずは県下全体、この鷹島神崎遺跡の認知度を深めていただきたいと思います。

（3）鷹島神崎遺跡を活用した県北地域の観光振興と部局横断的な体制づくりについて。

水中遺跡に係る機運醸成の取組については先

ほどご答弁いただきましたけれども、鷹島神崎遺跡の歴史的・観光的価値を県内外の多くの方にもっと知っていただくことが大事であり、同遺跡を活用した県北地域の観光振興につながる取組が必要不可欠であると考えます。

こうした取組を進めるためにも、まずは県庁内における部局横断的な体制づくりや地元自治体等との連携が不可欠であると考えます。

そこで、鷹島神崎遺跡を活用した県北地域の観光振興と部局横断的な体制づくりについての県の考えをお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（前川謙介君）歴史的なできごとの舞台となった鷹島神崎遺跡でございます。その文化的な価値につきましては、観光面におきましても大変重要な地域資源であると認識をいたしております。関係部局とも定期的な情報共有を行っているところでございます。

現在、国の研究機関の設置に向けた機運醸成の動きと併せまして、松浦市が実施されています元寇を活かした観光コンテンツの開発、あるいはガイドの育成、こうした取組に支援をいたしているところでございます。

引き続き、県北地域への観光客の誘客と観光消費額の増加に向けまして、松浦市や関係機関等としっかり連携をしながら、鷹島神崎遺跡を活用した魅力ある観光まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）この鷹島遺跡については、現在、2隻の船が見つかっておりますけれども、ひょっとすると、来年にはまた新たな発見があるかもというような話も聞き及んでおりますので、こういった機会を捉えて、しっかりと県も地元自治体と連携をして、また観光協会

とも連携をして、この際、県北の観光振興、地域の活性化にしっかりと取り組んでいただきたいとお願いしておきます。

最後に、8月末に知事とともに長崎ベトナム訪問団の一員としてベトナムを訪問した際に、在ベトナム日本大使の山田大使から、かつてベトナムもモンゴルの襲来を受け、2度も首都を陥落されたが、3度目の襲来では、そのモンゴル軍を撃退したと。その時に沈められた軍船には3度目の日本襲来に使う予定のものが多くあったらしく、これをもってモンゴルは日本遠征をも断念したというお話を伺いました。そして、ベトナムの人々も、このことを誇りに思っているということであり、元寇つながりで海外とも連携した取組ができるのではないかと、大いに期待したところでございます。この鷹島神崎遺跡の歴史的価値や水中遺跡としての評価を高めるためにも、県としてしっかり取り組んでいただきたいと考えております。

そこで改めて、鷹島に国の専門調査研究機関の設置に向けた取組や、この神崎遺跡を核とした県北地域の観光振興、地域活性化の取組について、知事の意気込みをお聞かせください。

○議長（徳永達也君）知事。

○知事（大石賢吾君）議員のお話でもご紹介いただいたとおり、確かにベトナムで政府要人と会ったり、様々な方々とお話する中で、歴史的英雄であったチャン・フンダオさんのお話など、本当にベトナムと長崎が元寇を通してつながっているんだと、新たなつながりも認識したところでございます。

先ほど、議員もお話したとおり、永岡文部科学大臣から、認知度を高めていく必要があると、また、水中遺跡については、全国的な機運醸成が必要であるといったコメントもございました。

ご助言もいただきましたので、そういったことも踏まえて、今後とも、鷹島神崎遺跡の魅力であったり、重要性を県内外の方々にしっかり理解していただけるように取り組むとともに、政府施策要望など様々な機会を捉えて、引き続き国に対して要望していきたいと思っています。

それに加えまして県北の地域振興、観光振興にもしっかりとつなげていけるように、地元市、また関係機関等と連携をしながら横断的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）ありがとうございます。力強いお言葉で、大変よかったと思っております。

2、土木行政について。

（1）西九州自動車道の建設促進について。

県北地域にとって、西九州自動車道は、物流はもとより人的交流、救急医療、さらには原子力災害時の避難道として、様々な面で大きな効果が期待される重要な道路でございます。

現在事業中の松浦佐々道路は、本年度100億円近い事業費が確保されるなど順調に進捗が図られていると思っておりますけれども、松浦市はじめ県北地域の皆さんは、佐賀県内及び福岡県内の未整備区間についても、早期の完成を望んでいるところでございます。

県においては、これまでも国への要望活動や建設促進大会を開催するなど、建設促進の取組が、これまでの予算の確保につながっているものと思っております。

そこで、県内の松浦佐々道路及び福岡・佐賀県内の区間を含めた西九州自動車道全体の進捗状況、並びに早期完成に向けて、県として今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君）西九州自動車道の松浦佐々道路につきましては、7月末時点での用地取得が9割を超え、今年度は江迎3号トンネルに着手されるなど、着実に整備が進められております。

特に、用地取得が完了している松浦から平戸インターチェンジ間におきましては、今月2日に松浦2号トンネルが貫通するなど、目に見えて進捗が図られております。

佐賀県内の伊万里松浦道路、そして伊万里道路におきましては、今年度は合わせて約20億円の予算を確保して用地取得や橋梁工事などが進められており、福岡県内の今宿道路におきましても、高架橋などの本格的な工事に着手されております。

整備促進のためには、議員がおっしゃっていただきましたように予算確保への取組が最も重要でありまして、今後も機会あるごとに国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

また、今回で5年連続となりますけれども、本県が主体となって取り組んでいる3県の沿線の自治体による東京大会を11月に開催したいと考えております。

引き続き、西九州自動車道の早期完成に向け、全力で取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）西九州自動車道の早期完成については、県北地域のみならず、長崎県下全般についても大きな効果があるものと考えておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、今回、幸いにも加藤竜祥衆議院議員が国土交通省の大臣政務官となりましたので、併せてしっかりと、そういった要望も含めて取り組んでいただきたいと思っております。

す。

（2）棕呂路トンネルの早期着工について。

去る8月に板山トンネルが開通したところでございます。次は、棕呂路トンネルの番だと考えております。

大石知事におかれましても、これまで板山トンネルの開通式や西九州自動車道松浦2号トンネルの貫通式に出席された際に、地元住民がいかに棕呂路トンネルの早期完成を望んでいるかということを感じていただいたものと思っております。

これまで幾度となく、「棕呂路・板山トンネル建設促進期成会」による知事並びに議長要望を行ってきたところでございますが、これまで県の方からは、B/Cの観点からして棕呂路トンネルの建設は困難であるとの見解が示されているところでございます。

しかしながら、この県道佐世保日野松浦線はUPZ圏内でもあり、原子力災害時における松浦市民の避難道路に指定されております。また、救急医療を担う命の道路としても、早期の整備が必要な道路と考えております。したがって、B/Cの観点だけで判断されるべきものではなく、板山トンネルと棕呂路トンネルが一体となって初めて建設効果が最大に発揮されるものと考えております。

いわば、この道路は、体で言えば血管と同じで、血管ができるまでは血は通りませんけれども、一度血管ができてしまうと、そこには必ず血が通っていくというようなことが言えると思っておりますので、今後とも、県北地域の活性化はもとより、佐世保、世知原、松浦間の交流促進のためにも、この棕呂路トンネルは必要不可欠であると考えているところであり、地元としても早期完成を待ち望んでいるところでござ

います。

そこで、この棕呂路トンネルの早期事業化について、知事の見解を伺います。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 棕呂路トンネルにつきましては、これまでも棕呂路・板山トンネルの建設促進期成会や関係市によりまして、長年にわたり要望活動が続けられていることを承知しております。

先月19日に開催いたしました板山トンネル開通式の際にも、地元の皆様の棕呂路トンネルの実現に対する思いを認識したところでございます。

棕呂路トンネルの建設につきましては、議員のご質問でもご紹介いただいたとおり、交通量や費用など、実現においての課題もあると考えておりますので、まずは今回、板山トンネルが開通しましたので、開通後の状況を見せていただいて、関係市とともに道路のあり方について検討していきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 棕呂路峠の路線は、玄海原発災害時における松浦市の避難道路に指定されており、通常の道路改良事業での実施が困難であるとすれば、棕呂路トンネル整備を原子力防災に係る事業として実施することにより、国の財源の活用が図れないかどうか、県の考えをお尋ねします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 国の原子力防災に係る避難路の改善事業につきましては、緊急時避難円滑化事業がありますが、その対象としましては、1道府県当たり5億円を上限として、車両のすれ違いを可能とするための道路一部拡幅や、のり面对策などが認められており、トン

ネル整備は事業の対象外とされております。

県としましては、国に対し、避難に係る道路や港湾等の整備のため、原子力防災独自の新たな支援制度の創設や、当該事業の拡充の要望を行っているところであり、引き続き、機会を捉えて国へ要望してまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 今の答弁にもありましたように、原子力防災独自の新たな支援制度の創設や緊急時避難円滑化事業の拡充を図ることについては、国に対して要望されていますので、引き続き、しっかりとした要望をしていただきますようお願いをいたします。

3. 農林水産業の振興について。

（1）肉用子牛価格下落対策について。

肉用牛繁殖経営においては、これまでも飼料などの生産資材価格高騰により、利益の確保が困難な状況が続いておりますが、本年7月以降、子牛価格が急激に下落しており、今後においては、さらに厳しい経営状況となることが予想され、肉用牛繁殖農家の中には、これを機会に経営をやめようという声も聞かれます。

8月の平戸地方家畜市場の競り状況は、私も参加をしたわけですが、平均取引価格が47万円を下回っており、中には、競り早々、すぐに一桁台で落札されると、そういった子牛も散見されており、私も、目の前で生産者の顔を見るのが大変辛い思いをしたところでございます。

国としても、子牛価格の下落対策として、和牛繁殖農家への補填対策を拡充して支援を実施しておりますが、全国や九州ブロックの平均価格と比較しても、本県の子牛平均価格の下落幅は大きく、本県農業振興の柱の一つである肉用牛の生産基盤を守るためにも、国の支援策の拡

充に加え、本県独自の緊急かつ抜本的な支援策が必要と考えます。

そこで、肉用子牛価格下落に対する今後の県の取組について、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 肉用牛の子牛価格が全国的に下落傾向にあることから、国は、九州・沖縄ブロックの平均価格が60万円を下回った場合に、差額の4分の3を交付する制度を創設しております。県では、この制度の周知徹底を現在図っているところでございます。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、本県の子牛価格につきましては、九州平均を下回って推移をしております。国の価格補填を受けても下落分を補いきれない、大変厳しい状況にあることから、県といたしましては、生産者が安心して経営を継続できるように、早急に必要な対策を検討してまいりたいと考えています。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 本当にこの子牛価格の下落というのは、繁殖農家にとって喫緊の課題であり、また一方、肥育農家にとっても同じ状況であり、やはり肥育農家、繁殖農家がそれぞれ成り立って初めて、子牛の生産というのが成り立ちますので、そこらも併せて、しっかりとした取組を、農林部長をはじめ、お願いしたいと思います。

（2）長崎和牛の消費拡大・輸出対策について。

消費拡大対策について。

肉用牛繁殖経営においては、子牛価格の下落で、経営が大変厳しい状況にあります。

子牛価格が上昇しない原因の一つとして、物価高騰に伴う和牛サーロイン等の高級部位の国内消費の停滞による枝肉価格の伸び悩みがある

と考えられます。

和牛を適正な価格で流通させるためには、まずは国内における積極的な消費拡大が必要であると考えますが、県では、長崎和牛の消費拡大について、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 県では、これまで生産者、農業団体、流通業者、県等で構成する「長崎和牛銘柄推進協議会」において、県内外の主要駅等への広告看板の掲出や販売促進資材の製作・配布のほか、長崎和牛指定店における消費拡大キャンペーンなどに取り組んでまいりました。

今年度は新たに、県内高校生を対象とした長崎和牛調理動画選手権や、インバウンド向けの消費拡大を目的とした旅行企画会社への試食会の開催なども計画しております。

こうした取組を通じまして、長崎和牛の一層の消費拡大に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 今回は質問項目には入れておりませんが、既にご承知のとおり、子牛価格の下落については、このほかに資材高騰等による経営の悪化が、大変厳しい状況を招いた一つの原因であるというふうに考えております。

今後、ぜひとも国内の消費PR対策と、海外における販路拡大に積極的に取り組んでいただきたい。

特に、和牛の消費拡大対策については、本県のみでは限界があり、県としても農業団体と連携して、国に対し、全国的な和牛消費拡大に取り組んでいただきますよう、よろしく願いしたいと思うし、国に対しても、そういった働き

かけをぜひともお願いをしたいと思います。

次に、水産業の関係でございます。

（3）中国の日本産水産物輸入停止の影響と今後の対応について。

去る8月24日の東京電力福島第一原発処理水の海洋放出を受け、中国は、日本水産物の輸入を全面停止する措置を実施しております。

昨日の新聞報道でも、今年8月の中国が日本から輸入した水産物の総額は、前年同月対比67.6%の減少というふうになっております。7月の28.5%の減から、減少幅が倍増しているところでございます。

中国は、本県の水産物輸出先として最も大きな市場であると認識しておりますが、現段階で本県水産関係先にどのような影響が出ているのか、また、今後、県としてどのような対応をしていくのか、さらに、中国以外の国への輸出をどう推進していくのか、県の考えについて、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（川口和宏君） 中国は、本県水産物の国別輸出額の約35%を占める第1位の市場であり、今回の輸入停止措置の影響は大きいと考えております。

これまで中国輸出に取り組んできた漁業者や流通関係者は、国内または中国以外の国に出荷先を振り替える必要があり、今後、輸入停止が長期間に及ぶと、影響はさらに深刻化すると懸念しております。

県といたしましては、国際情勢に伴うリスクをできるだけ軽減できるよう、現在、水産物輸出額全体の65%を占めるアメリカ、韓国、東南アジアなどの販路について、国の支援策を積極的に活用しながら、新規市場開拓や拡大に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君）石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）今回の中国による輸入停止は、逆にピンチをチャンスに変えて、この機会をもとに中国以外の販路拡大に積極的に取り組む、いいチャンスではないかというふうに思いますので、そういう意味からしても、今後しっかりと、海外に向けた販路拡大についても取り組んでいただきたいと思います。

（4）養殖業に係る餌代高騰対策について。

養殖魚の生産コストの7割を占める餌料価格は、世界的な魚粉需要の拡大や急激な円安の影響等に伴って高騰をしております。

餌料価格高騰対策については、水産庁が、養殖業者と国の拠出により、基準価格を超えた時に補填金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業を創設しておりますが、餌料価格の先行きが不透明な今、県内養殖業者の皆様が、この制度のメリットを理解し、しっかりとこの制度に加入していただくことが最も重要であると考えております。

そこで、餌料価格の動向並びに県内養殖業者の加入促進を含めた今後の餌料価格高騰に対する県の取組について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君）水産部長。

○水産部長（川口和宏君）令和5年度第1四半期の配合餌料価格は、1トン当たり約24万円と過去最高値となりましたが、セーフティネットの積立金から約5万円の補填金が支払われ、養殖業者の負担軽減が図られたものと考えております。

県では、令和5年度のセーフティネットへの加入・継続に必要な積立金への支援を行った結果、契約件数では前年度比114%、平均積立額では236%と大幅に増加しており、十分な積立につながったものと分析しております。

県といたしましては、コスト上昇を見据えた十分な予算の確保を国へ要望するとともに、さらなる加入促進を図ってまいります。

○議長（徳永達也君）石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）今回、橘湾等における赤潮の大変な被害がありましたけれども、幸いにも県北の松浦地域の伊万里湾では、主な被害が発生せずに助かったわけでございますが、この赤潮対策についても、併せてしっかりと今後とも取り組んでいただきたいと思いますということを重ねてお願いしておきます。

4、観光振興対策について。

（1）県北地域へのインバウンド誘客について。

本年5月の水際対策撤廃により訪日外国人は増加傾向となっており、令和5年7月の外国人延べ宿泊者数は約1,063万人泊であり、速報値ではありますが、コロナ禍後、初めて1,000万人を超え、大幅に増加している状況でございます。今後も、韓国、台湾、香港などの東アジアを中心に、インバウンドはさらに拡大していくものと考えます。

そのような状況の中で、県北地域においては、豊かな自然を活用したトレッキングコースである九州オルレのほか、歴史的な文化遺産などの観光コンテンツを多く有しており、これらの情報を県内、国内のみならず海外へも発信することで、外国人観光客の皆様にも、ぜひとも県北地域に訪れていただきたいと思いますところでございます。

そこで、県においては、県北地域へのインバウンド誘客を促進するために、どのような取組を実施しているのか、実施しようとしているのか、お尋ねします。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（伊達良弘君） 県北地域は、平戸城などの歴史的な文化遺産や松浦の土谷棚田などの美しい自然景観といった、インバウンド誘客に対しても非常に魅力的な観光資源を有しております。

また、本年3月には、九州オルレ「松浦・福島コース」がオープンし、韓国をはじめ国内外の観光客に訴求する魅力的な観光コンテンツが新たに造成されております。

県では、これまでも海外における認知度向上とインバウンドの誘客拡大を図るため、市町等とも連携し、Web、SNSを活用した情報発信や国際旅行博への出展、旅行会社等へのセールスなどの現地プロモーションを積極的に実施してきたところでございます。

このほか、海外での県産品フェアの実施に合わせて、本県の豊富な海産物を食材としたアジフライをはじめとする食の魅力についても発信してまいりました。

引き続き、九州観光機構や県内市町等と連携を図りながら、インバウンドの誘客促進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 先ほどから話しております鷹島の神崎遺跡も含めた県北一帯の観光ということを念頭に置いて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

（2）新幹線開業を活かした県北地域への誘客について。

昨年9月の武雄温泉 - 長崎間の西九州新幹線開業から、今週末には早くも一年を迎えるところでございます。西九州新幹線の利用者数は、開業から10か月を経過して200万人を突破し、多くの方に利用いただいていると伺っております。

しかし、一方で、沿線都市以外、特に、県北地域では、新幹線の効果があらわれているとの声を聞きません。新幹線がもたらす効果を、沿線都市だけでなく、県内各地にもっと拡大すべきであると考えます。

新幹線効果を高め、県北地域を含む県内各地へ、その効果を波及するために、今後、県は、どのような取組を行おうとしているのか、伺います。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 県では、新幹線の利用と県内周遊を組み入れた旅行商品の造成支援や、JRと松浦鉄道の日乗車券をセットにした企画乗車券の販売促進を行うなど、県北地域を含め県内各地への周遊を促進しているところであります。

また、新幹線開業に合わせて運行が開始された観光列車「ふたつ星4047」は、乗車率が約9割と非常に高く、県北地域や有明海、大村湾沿岸一帯に賑わいをもたらしております。

さらに来訪者を拡大するため、JRや松浦鉄道の沿線にある地域ならではのグルメや観光スポット等の情報について、SNSやホームページなど各種媒体を活用した発信に取り組んでおります。

今後とも、各地域や関係事業者等と連携しながら、県北地域を含め県内各地への周遊促進に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 先ほども申しましたけれども、なかなか県下全体に新幹線の開業効果を広める、及ぼすまでには至っていないという状況にありますので、今後とも、県下隅々までこの開業効果がゆき渡るように、しっかりとした取組をお願いしたいというふうに思います。

5、女性から選ばれる長崎県づくりと結婚支援について。

（1）女性に選ばれる長崎県づくりについて。

女性の転入転出の状況について。

県の重要課題である人口減少対策のうち、社会減対策については、転出超過が顕著である女性の転出抑制が大事であるというふうに考えます。

そこで、女性の転出・転入の現状と、その要因について、お伺いをします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 本県の社会減の現状については、女性の転出超過が男性を上回っている状況が続いており、令和4年は、男性が約2,300人、女性が約3,000人と、女性が男性より約700人多くなっております。

県が市町と共同で実施した移動理由アンケートによりますと、県外に就職もしくは転職した女性の約4割が、「県内に希望する業種、職種がない」、または「知識や技能を活かしたい」という理由で転出されています。

このため、女性が魅力を感じる職場づくりや女性の活躍推進の強化に取り組むとともに、そうした情報の発信、周知に努めているところであります。

今後とも、移動理由アンケートの要因分析等を通し、女性の転出超過対策の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） この質問は、2つに分けて、次に婚活支援についてもお尋ねするわけですけれども、なんで女性から選ばれる長崎県づくりとしたか、男性は違うのかという話があるのかと思いますけれども、まずは結婚支援をするためには、やはりその元となる女性の方に、

できるだけこの長崎県にとどまっていたいて、婚活をしていただく場面が必要ではないかということから、こういった質問になっていることを、まずもお伝えしておきたいと思います。

女性の雇用の場の創出について。

女性の転出超過数が男性を大きく上回っているというお話が今ありましたけれども、県内の高校や大学卒業後に長崎県にとどまり、あるいは一旦県外に転出した後、長崎県へのUターンを選択してもらうためには、女性が働きたいと思う雇用の場の創出、確保が大変重要であるというふうに考えております。

そこで、企業誘致において、女性が働きたくなるような魅力ある雇用の受け皿づくりについて、県としてどのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（松尾誠司君） 女性にとって魅力ある雇用の場の創出に向け、企業誘致においては、ライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるオフィス系企業を主なターゲットの一つとし、積極的に取り組んでおります。

平成25年度から令和4年度までの10年間に立地した企業における現在の女性の雇用数は約3,800人となり、雇用者全体に占める女性の割合は約72%となっております。

また、立地企業の中には、新卒や中途のほか、契約社員やパート社員と幅広い職種での採用に加え、短時間勤務などライフスタイルに応じた働き方を設定する場合や、育児と仕事の両立を図るために事業所内に保育園を設置するなど、女性が働きやすい職場環境を整える事例も出てきております。

今後とも、こうした女性にとって魅力ある雇用の場の創出につながる企業誘致に注力してま

いりたいと思います。

○議長（徳永達也君）石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）今もお話がありましたとおり、やっぱり女性が県内にとどまって、しっかりと結婚をし、子育てをしていく、そういった環境づくりというものが大変大事だというふうに考えます。

女性の身になって、今回、女性の副知事も誕生しておりますので、そこら辺はしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

結びとしまして、女性の雇用の場の創出については、企業誘致ももちろん大事でありますけれども、併せて既存の地場企業における受け皿づくりに対しても、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

女性の活躍推進について。

女性に選ばれる長崎県になるためには、雇用の場の確保に加えて、企業等で働く女性が活躍していくことや、それを若い女性に知っていただくことが重要であると考えます。

そのために、県ではどのような取組をしているのか、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君）本県では、女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図ることを目的として、「ながさき女性活躍推進会議」を設け、企業等における女性の活躍推進に官民一体となって取り組んでおります。

具体的な取組として、経営者向けセミナーの開催や女性活躍推進企業の表彰、女性の人材育成支援などを行っております。

また、女子学生に本県の魅力的な企業を紹介する取組として、企業見学の実施や女性社員との交流、さらには県内企業で活躍する女性を情

報誌等で発信をしております。

今後も、官民一体となって女性の活躍推進に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君）石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）今回、大石知事の公約の一つでもありました本県初の女性副知事が誕生したことは大変喜ばしいことであり、働く女性にとっても大きな支えになるものと考えております。

そこで、馬場副知事からも、女性の立場から、これまでの思いについて、一言伺いたいと思います。

○議長（徳永達也君）馬場副知事。

○副知事（馬場裕子君）女性が活躍していくことが、活力ある経済社会をつくるうえで重要ということは言うまでもないことです。

昨日、浅田議員から健康問題というフェムテックという一面で、先ほど、ごう議員からは男性の育児休暇取得促進というようなところもございました。それから、石本議員からは雇用の場の創出、県から様々な部局の者からご答弁させていただきました。

こうしたように多岐にわたる観点から、部局間連携して取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますし、地場企業を含め官民連携して取り組んでいかなければいけないというふうに、思いを新たにしたところでございます。引き続き頑張っていきたいと思っております。

○議長（徳永達也君）石本議員 23番。

○23番（石本政弘君）それぞれの職場においても、女性の管理職への登用というのも課題になっておりますけれども、県において今回初めて女性の副知事が誕生したことで、ぱっとこの議場を見ても、理事者側に女性が一人おられると、その場の雰囲気も明るくなりますし、やっ

ぱりやわらかい雰囲気が出て、議会もスムーズに運べるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

馬場副知事におかれましても、女性の目線から見た県政の運営について、しっかり意見をいただきたいというふうに思っております。

（2）結婚支援について。

婚活サポートセンターの現状と成果について。

大石知事は、結婚・妊娠・子育てといった子ども施策を政策の基軸に掲げておられますが、子どもの数は年々減少傾向にあることから、子育て支援と併せて、まずは最初のハードルとなる結婚支援が優先されるべきであるというふうに思っておりますし、このことは非常に重要ではないかというふうに考えているところでございます。

県では婚活サポートセンターを運営しておられますが、具体的にどのような取組を行い、その成果がどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 長崎県婚活サポートセンターにおきましては、主な結婚支援として、1対1の出会いをサポートする「お見合いシステム」や、ボランティアによります「縁結び隊」のほか、民間団体によるイベント開催を支援する「ながさきめぐりあい」などの事業を展開しております。

コロナ禍におきましては、縁結び隊の活動やながさきめぐりあい事業のイベントが一部実施できないなどの影響があった中、お見合いシステムの自宅閲覧機能追加等による利便性の向上や、会員のスキルアップのためのセミナー、アドバイザーによる相談会の開催などに力を入れ

て取り組んできたところでございます。

こうした取組によりまして、令和4年度におきましては、お見合いシステムによるカップル数が過去最多の479組となったほか、成婚数も、目標には届いておりませんが、98組と増加傾向であるなど、一定の成果が出ているものと考えているところでございます。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） 今、報告があったことについて、私も前もって目を通しております。この婚活サポートセンター利用者の婚姻数が増加傾向にあることは、非常にいいことだと思っております。しかしながら、令和4年度の実績では98組と、目標の65%にとどまっているところでございます。

また、お見合いシステムの市町村別会員数を見ますと、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市の4市で全体の7割を超えているところでございます。今後、県下全体の均衡的な発展を目指すためには、特に、離島・半島地域における婚活支援活動は喫緊の課題であると認識をしております。

また、郡部におきましては、後継者問題も併せて大きな問題になっているところであり、今後とも、この婚活に係る事業についてはしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

婚活支援について、県の役割と今後の取組みについて。

これまでコロナ禍においては婚活イベントが思うようにできなかった、今後は活発な交流が期待されるところでございます。

婚活イベントというと、参加を躊躇される方も中にはおられると思いますが、交際の機会を求める男女が気軽に参加できるイベントをたく

さん企画することにより、これまでなかなか一歩を踏み出せなかった人への後押しになるのではないかと期待しているところでございます。

この婚活支援については、本県の人口減少対策、とりわけ人口の自然増や出生率の向上を図るうえで、欠くことのできない重要な施策の一つであると考えております。

今後は、各市町や地元団体などと連携し婚活支援の取組を積極的に進めていくことが、県の重要な役割だと考えております。

県の考えを伺いますが、その前に若干、資料の補足をおきますけれど、私も今回、県から提出された資料を見て愕然としたわけですが、ちなみに本県の婚姻数は、ピークの時の4分の1まで減少しており、令和2年度には5,000組を割り込んだ数字であります。

また、本県の50歳時の未婚率の推移で、1980年ごろまでは、ほとんどの男女が結婚をしておりましたけれども、現在では男性の4人に1人、女性の5人に1人が、一度も結婚していないという状況があらわれております。

さらに、未婚者の18歳から34歳までの交際相手がいないという調査については、未婚男性の約7割、女性の約6割が、そもそも交際相手がおらず、その割合は年々増加しているという状況であり、交際相手がいないので、未婚のままの男女が増加しているという状況が見てとれます。

こういった、本当に結婚はしたいけれども、なかなかその一歩が踏み出せない、結婚する相手を探すチャンスがないというのが、都市部以外の離島・半島地域、特に、郡部で多いのではなからうかと思えます。こういったことを解消していくのが、県の今後の大きな役割を占めていると、そうしたことで、この県の人口減少を

少しでも食い止める、そして、できれば人口増加に向けて取り組んでいくと、そういったことが望まれるところであり、そういったことも含めて、県の今後の対応について、お伺いしたいと思えます。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 交際の機会を求める男女が気軽に参加できるイベントの拡大等について取り組むべきではないかというふうなお尋ねだと考えております。

長崎県婚活サポートセンターにつきましては、出会いの機会を幅広く提供するために、これまでもスポーツ観戦やバーベキューといった体験を通じた交流会など、気軽に参加できるイベントの開催に努めてきたところでございます。

現在、県や市町等が開催するこうした出会いのイベントに参加することで、お見合いシステムの登録料が半額となるキャンペーンを行っておりまして、結婚を希望する方にとっても、イベントへの興味を高めて参加の後押しとなるのではないかと期待しているところでございます。

また、市町や関係団体との連携というご質問もございました。こうした市町や民間団体と構成する協議会で、結婚支援に関する事例の共有を行っているほか、各地域で結婚の応援機運を高める役割を担っておりますコーディネーターによりまして、市町等による積極的なイベント開催も促しているところでございます。

今後とも、より一層参加しやすいイベントの拡大に力を注ぎますほか、県と市町の役割分担も踏まえながら、市町等の主体的な取組も促進しながら、県下全域における出会いの機会の創出、拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（徳永達也君） 石本議員 23番。

○23番（石本政弘君） そういった一つひとつの小さな取組が、将来は大きな人口減少の抑制、できれば人口増加につながるように、そういった取組をしっかりとしてもらいたいと思います。

一つは、各地域ではいろんな祭りがあります。この祭りというものは、昔から男女の出会いの場をつくる、本当に大きなイベントではないかと思えますし、私も、こうした祭りを地元でもしっかりと応援していけるような体制をとっていただきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、結婚していただきたいというのは、結婚する、しないは、それぞれ個人の自由がありまして、それを強制することではありませんけれども、本当はしたいけれども、なかなかできない、こういった人を行政が親身になって救うのが重要な役割だというふうに思っていますので、そこら辺をですね、何か何でも結婚じゃなくて、したくてもできない、そのために後継者がいないというのもたくさん声を聞きますので、しっかりとそういったところを腹に据えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

本県の明るく夢のある未来を切り拓くためにも、今後とも、しっかりとこういった取組に力を入れていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、今月14日から15日にかけて県北部で線状降水帯が発生し、松浦市でも観測史上最大となる1時間に84ミリという観測をいたしました。降り始めからの雨量は、平戸で509ミリ、松浦で445ミリに達し、平年の9月ひと月の2倍の降水量があったところでございます。また、一時、県北地域では避難指示も出されたところでございます。

今回の集中豪雨により、一部に土砂災害、農

産物の被害が及んでおりますので、しっかりと復旧についてもお願いして、終わりたいと思います。（拍手）

○議長（徳永達也君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。午前中に引き続き、一般質問を行います。

中村一三議員 24番。

○24番（中村一三君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、南島原市選出、中村一三であります。

今日は、遠いところ80キロをかけて地元からおいでになりました。しっかり頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。知事をはじめ、関係各位のご答弁をお願いいたします。

1、長崎県総合計画の一部見直しについて。

（1）計画見直しの基本方針等について。

県では、県政運営の基本的な方向性を示すものとして、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念とし、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの柱と、それに基づく10の基本戦略を掲げた「長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025」を策定され、県政の各分野における施策の推進に取り組まれているところであります。

この総合計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としておりますが、本年

度が計画期間の中間年に当たることから、コロナ感染症の影響のほか、国の動向など、社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、知事は、本9月定例会の開会日に所信表明において、計画の一部見直しを行うことを説明され、見直しの素案を提示したところであります。

そこで、まず、総合計画の見直しに当たっての基本的な考え方について、知事に総括的にお尋ねをいたします。

（2）計画見直しの具体的な内容・理由等について。

本県の総合計画のように、5年間といった長めの期間となっている計画については、策定した時点と終了した時点で社会情勢の変化もあるものと思っております。

特に、今回の総合計画の期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という世界中の誰も予想し得なかった事態がありましたので、様々な転換があったものと考えます。

このようなことから、私は一旦策定した計画であっても、時代や環境の変化等に応じて柔軟に変更、見直しを加えながら、県政の諸課題に対して、迅速かつしっかりと施策を推進していくことが、総合計画に掲げてある「力強い長崎県づくり」を県民の皆様と一緒に進めていくうえで、最も大切であると考えております。

そこで、今回の総合計画見直しの具体的な内容について、取組項目の変更や追加、新設などの主要な例と、その理由、背景をあわせてお尋ねいたします。

2. 本県財政について。

（1）今後の財政運営について。

基金残高について。

去る8月に公表された令和4年度一般会計決算見込みによると、令和4年度末に財源調整の

ための基金残高は約353億円と、令和3年度から増加し、基金を取り崩さない財政運営を達成しており、これまでの財政健全化の取組の成果が生じてきているものと評価するところであります。

しかしながら、本県財政を取り巻く環境は、少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増加や長引くエネルギー、食料品価格等の物価高騰など、大変厳しい状況が続くものと考えており、先般、公表された「中期財政見通し」においても、令和7年度以降は、再び基金等の取り崩しが生じる見込みとなっております。

今後も、災害をはじめ、県民の生命や財産に関わる緊急的な課題に迅速かつ確実に対応していくためには、基金残高を維持し、確保しながら、安定した財政運営を図る必要があると認識しておりますが、県の見解をお尋ねいたします。

県債残高について。

令和4年度末に一般会計の県債残高は、1兆2,359億円であり、このうち後年度に地方交付税で全額が措置される臨時財政対策債を除いた残高は、8,340億円となっております。

防災・減災、国土強靱化事業債等の活用により、臨時財政対策債を除いた県債残高は増加していると認識をしており、本県財政への影響が懸念されるところであります。

今後の県債残高の見通しと対策について、お尋ねをいたします。

3. アフターコロナ対策について。

（1）新型コロナウイルス対応の「ゼロゼロ融資」について。

県内の倒産状況及び借換需要に対応した県制度融資の実績について。

本県の景気は緩やかに回復しているとのことであるが、新型コロナウイルス感染症に対応するための

実質無利子・無担保融資、いわゆる「ゼロゼロ融資」の返済も本格化している中、支払いに窮する事業者が増加する懸念も言われております。

加えて、原油をはじめとするエネルギーや原材料価格の高騰等の問題が、県民の生活や社会経済活動に依然として影響を与えており、事業者を取り巻く環境は、厳しい状況が続いていると心配しているところです。

県では、令和2年3月からコロナ禍で影響を受けた県内事業者の資金繰りを支援するため、県の制度資金である「緊急資金繰り支援資金」が発動されて以降、随時、必要な対策を実施されてきておりますが、本年1月から新たに借換え需要に対応した制度融資の運用を開始し、「ゼロゼロ融資」の借換えにも対応されているとお聞きをしております。

そこで、倒産件数が全国的に増加傾向にある中において、県内の倒産は低い水準にあると聞いておりますが、実際、県内事業者の倒産件数はどのような状況か。また、借換え需要に対応した制度融資の利用実績について、お尋ねをいたします。

借入金返済に苦慮する事業者への対応について。

県内の倒産が低い水準に抑えられている中でも、事業者の中には長期化したコロナ禍の影響による回復の遅れや、原材料や光熱費の高騰によるコスト増などで業績が振るわず、借入金返済に苦慮する事業者が増えてくると感じていますが、県では、これまでどのように取り組んでこられ、また、今後どのように対応していこうとされているのか、お尋ねをいたします。

（2）生活困窮者への支援について。

コロナ禍の影響を受け、休業や失業等により収入が減少した世帯に対し、令和2年3月から令

和4年9月までの約2年半、生活福祉資金の特例貸付が実施されたところであります。

貸付実績は、最大20万円の緊急小口資金、最大180万円までの総合支援資金を合わせて延べ2万8,414件、約107億円と伺っており、本県においても多くの方が、これらの貸付けにより窮地を乗り越えられ、一定の成果があったものと理解をしております。

一方で、今年1月からは償還が開始されましたが、今なお、再就職や収入の回復が難しく、物価高騰が生活に追い打ちをかけるなどにより、返済が見通せない方もおられるのではないかと推測をしております。

このような中、今回の特例貸付においては、一部償還免除などの救済措置もなされているようですが、現在の償還状況をお尋ねいたします。

4、農業行政について。

（1）南島原市における農業振興について。

南島原市におけるスマート農業の推進について。

南島原市の主要品目であるいちごなどの施設園芸農家から、急激な生産資材や燃油価格等の高騰が続いており、農業所得の確保が以前より厳しい状況であると聞いております。

そのような中、生活現場における生産性の向上や省力化、軽労化を進め、農家所得の向上を図るためには、先端技術を活用したスマート農業の導入が重要であると考えております。

このため、県において、引き続き南島原市と積極的に連携し、スマート農業の取組を進め、産地振興を図っていただきたいと考えています。

そこで、生産性の所得向上に向けた南島原市におけるスマート農業の推進について、県ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

「みどりの食料システム戦略」の推進につ

いて。

南島原市では、ばれいしょ、レタス、いちご、とまとなど、高品質で生産性の高い農業が盛んである一方で、環境に配慮した有機農業の取組が古くからなされており、その支援のため、市と地元生産者による「南島原オーガニック協議会」がつくられたところであります。

国においても、令和3年5月に、「みどりの食料システム戦略」を策定し、生産性を維持しながら、環境に配慮した農業を推進する方向性が示され、その戦略をしっかりと進めるための法が整備されたと伺っております。

この国のみどりの戦略を取り込むことで、南島原市の農業を活性化できないかと考えておりますが、長崎県では、南島原市において、このみどり戦略をどのように進めていこうとしているのか、お尋ねいたします。

5. 水産行政について。

（1）水産業の振興について。

栽培漁業について。

有明海では、一本釣り、刺し網、かご、小型底引き網など、様々な船舶漁業が行われており、また、遠浅の地形を利用して、カキなどの貝類やワカメなどの藻類の養殖が行われています。しかしながら、近年、漁業生産は減少を続けており、漁家経営は厳しい状況であります。

このため、漁家経営の安定に向けて、漁獲を支える水産資源の回復が必要であり、栽培漁業をさらに推進していく必要があると考えております。

有明海では、ガザミ、クルマエビ、ヒラメ、トラフグなどの栽培漁業に取り組みされており、近年、地元漁業者からは、ガザミが増えてきているとお聞きをしております。

そこで、ガザミの栽培漁業について、県の取

組とその成果について、お尋ねをいたします。

藻類養殖について。

南島原市では、ワカメ、ヒジキなど藻類養殖が盛んですが、海藻は食物繊維を豊富に含む低カロリーの健康食材として人気が高く、今後も生産拡大が期待できる地域の重要産品であると認識をしております。

こうした中、今年6月には南有馬町におけるヒジキの養殖試験で、いい成績が得られたとの報道があったところです。

一方で、同じ有明海沿岸であるにもかかわらず、ワカメについては、地域や生産者によって生育不良が発生し、例年より生産が落ち込んでいるとの話を聞いております。

今後も、養殖業者が安心して生産活動を継続し、拡大していくためには、時折発生する生育不良の原因を解明し、対策を講じなければなりません。

そこで、ワカメ養殖で発生する生育不良の原因は何なのか、また、その対策について、お尋ねをいたします。

6. 土木行政について。

（1）深江から口之津間の道路整備について。

島原半島の振興には、道路の整備をはじめとした土木行政の推進が必要不可欠であります。

整備が進められている島原道路では、森山拡幅の一部区間が今年度中に開通予定となり、大きな期待を寄せているところであります。

一方で、南島原市の振興のためには、島原道路につながる深江町から口之津間の道路整備が重要な課題となっております。

さきの南島原市議会において、「島原半島南部地域高規格道路建設促進特別委員会」が新たに設置され、また、先月28日には、市や地元関係団体による「島原半島南部地域高規格道路建

設促進期成会」が開かれるなど、地元の機運も高まっております。

現在、国や地元関係市と検討を進めているとありますが、現在の取組状況について、お尋ねをいたします。

（2）主要道路小浜北有馬線（大亀～矢代工区）の進捗状況について。

県道小浜北有馬線は、沿線地域の生活道路としてだけでなく、雲仙市小浜町と南島原市北有馬町を結ぶ幹線道路として重要な役割を担っております。

整備が進められている大亀～矢代工区においては、昨年度、トンネル工事や橋梁工事が発注され、現在、全面的に工事が進められているところであり、この道路の完成を地元の皆さんは心待ちにしております。

そこで、大亀～矢代工区の現在の進捗状況について、お尋ねします。

7. 河川等の内水氾濫対策について。

（1）河川等の内水氾濫対策について。

内水氾濫とは、大雨により、河川、湖、ダムなどの水位が上昇し、雨水が河川等へ流入できず、周辺地域に水が広がる現象を指します。

また、下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時、雨水が排出できなくなり、浸水することもあります。下水道や水路等から雨水があふれ出し、浸水被害が発生をします。内水氾濫は、豪雨や台風などの大雨が原因であり、適切な対策が必要となっております。

令和に入り、全国各地で豪雨や台風などの影響で内水氾濫による洪水被害が発生しており、今年も線状降水帯が発生し、福岡、京都、大阪、秋田、福島で内水氾濫による被害が発生し、また、長崎も、つい先日、佐々、佐世保、長崎で内水による氾濫が生じたところでもあります。

これまでの常識を覆すような異常気象の影響によるものと推察され、7月末には、「地球温暖化時代は終了し、地球沸騰化時代が到来した」と警告があったところであります。

内水氾濫の重要な要素として、堤防やダムの整備と管理、河川の改修と治水事業、適切な排水施設の確保、リスク評価と避難計画、警報と情報発信が挙げられ、これらの対策を総合的に実施することで、内水氾濫による被害を最小限に食い止めることが可能だと存じます。

県においては、昭和32年の「諫早大水害」、昭和57年の「長崎大水害」による甚大な水害が発生しており、近年では令和元年の江迎川、令和2年には大村の大上戸川、佐奈河内川で河川氾濫が発生するなど、年々、予測不能な大雨が迫っていることを感ずるところであります。

県において、このような予測不能な事態に備えて、どのような想定をもって内水に備えているのか、ご所見を伺います。

また、総合的に実施が必要な避難計画の策定、災害対応訓練、堤防や護岸の整備、河川の維持管理、洪水ハザードマップの作成、災害情報の発信にどのように取り組んでいるのか、併せてお伺いいたします。

8. 教育・文化行政について。

（1）島原半島内における県立学校の今後のあり方について。

近年、島原半島内の県立高校8校の入学者の状況については、人口減少・少子化による生徒数の減少や、半島外の私立高校などへの進学などにより、平成30年度からは全ての学校で募集定員を満たしていない状況であります。

商業、工業、農業、進学校等で特色のある高校については、それ相応の入学者を確保しております。

一方、入学者が募集定員の半数以下の高校も見受けられますが、それらの高校の今後の存続について、地元住民からは不安の声が届いており、関心の高い課題でもあります。

そこで、それらの高校の今後のあり方について、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

（2）世界遺産センターへの支援について。

市においては、平成30年に原城世界遺産センターの整備を計画して以来、文化庁、県を交えた協議が始まり、発掘調査、事業地周辺の調査、文化財に関わる各種計画への事業計画の記載などの調査を実施してまいりました。

そのように事業の推進に格別のご尽力を賜った結果、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備タイプが長崎県下で初めて採択をされたところであります。

この事業は、令和5年から7年の3か年の計画であり、地方創生の推進に資する事業として注目を集めております。

現在、令和8年度の世界遺産センターの開館に向け、設計業務等を進めておりますが、地域の起爆剤と期待をしており、人口減少等で地域の活力が低下している中で、コロナ禍の影響で落ち込んだ来訪者の回復や観光消費を拡大させるためにも、早期の完成を望んでおります。

一方で、遺産センターが原城跡に近接した場所に建設されることから、遺産影響評価が必要と聞いております。

市においては、本年10月中旬に「南島原市世界遺産影響評価委員会」が開催をされる予定で、報告書の取りまとめが完了する見込みであるとお聞きをしております。

報告書は、世界遺産の価値に影響を及ぼさないよう、5年以上の歳月をかけて業務内容を検

討した結果、影響は「ない」、あるいは「軽微」という結論に落ち着くのではないかとお聞きをされているところであります。

この事業を令和7年度までに完了させ、確実に供用開始できるように進めていく必要があると考えておりますが、今後のスケジュールを含めて懸念される点などないか、県の見解をお伺いいたします。

9. 警察行政について。

まずもって、中山 仁本部長、ご着任おめでとうございます。

県民の安全と秩序を維持し、犯罪の防止に努めていただき、長崎の治安や安心・安全を守っていただき、犯罪のない長崎のため、職務に推進していただきたいと思います。

（1）二セ電話詐欺の現状と今後の取組みについて。

近年、全国において広域的な関連が疑われる強盗事件等に関する報道が取り沙汰されており、検挙された犯人の多くは、闇バイトを募集するサイトをきっかけに、強盗や二セ電話詐欺に加担しているなど、インターネット空間を利用した凶悪な事件が増加しているように感じております。

全国の二セ電話の被害額は、2022年は370億8,000万円と8年ぶりに増加、今年も5月末現在、前年同期現在、153億6,000万円と前年の23%増となっております。

長崎県においては、昨年は約2億円、被害件数は113件、本年8月現在認知件数は93件と、前年同期と比べ20件増加しているものの、被害総額1億4,600万円で、前年同期と比べ2,100万円減少しております。

県内では、貴金属店等を狙った強盗詐欺事件の凶悪事件は発生していないものの、二セ電話

詐欺で検挙された者の中には、ネット上において、「闇バイト」等と記載された情報に応募した者がいたと聞き及んでおります。

毎日のように、ニセ電話詐欺被害の新聞記事を目にするなど、改めて、県民一人ひとりが防犯意識を高め、真に安全で安心な長崎県の実現に向けて取り組む必要があると考えております。

県警察では、「身近に迫るニセ電話詐欺」、「だまされないで 長崎！」と工夫を凝らした広報啓発活動や、県内各地における各種防犯活動を展開され、被害を最小限に抑えられ、大変心強く思っております。

そこで、2点お尋ねします。

ニセ電話詐欺の県内における犯行手口等の特徴、ニセ電話詐欺の現状を受けて、今後どのように取り組むのかをお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、以降は、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 中村議員のご質問にお答えいたします。

総合計画の見直しに当たっての基本的な考え方はとのお尋ねをいただきました。

今般の総合計画の一部見直しについては、現在、策定を進めている「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現に向け、より重点的に注力したい分野の施策の追加を図るとともに、計画策定後に生じた新型コロナウイルス感染症の影響のほか、社会経済情勢の変化などに適切に対応することとしております。

具体的には、現行の総合計画に記載がない取組項目と、その成果を測定する数値目標の追加、または変更を行うこととしております。

また、本年度は、5年間の計画期間の中間年

に当たることから、数値目標の進捗状況を踏まえ、既に目標を達成したものは上方修正を行うなど、総合計画を推進していくために必要な見直しを行っており、今後、県議会のご意見等を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 私から、総合計画見直しの主な内容と、その理由、背景のお尋ねについて、お答えいたします。

総合計画見直しの具体的な内容としまして、「新しい長崎県づくり」のビジョンの実現に向けた施策の追加においては、健康分野における遠隔医療の推進のほか、イノベーション分野において、ドローンの利活用の促進や次世代モビリティにおける実証実験等の推進の項目を反映しております。

また、社会経済情勢の変化などに伴い、中学校部活動の地域移行などについて、事業群の新設や取組項目の追加等を行うとともに、最終目標を達成した各項目の成果指標の上方修正等を行ってまいりたいと考えております。

一方で、コロナ禍の影響により、目標の達成時期を後ろ倒しする必要性が生じたことから、国際定期航空路線の利用者数等について、令和7年度の目標を下方修正することとしております。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 今後の財政運営について、2点お答えを申し上げます。

まず、基金残高を維持・確保しながら安定した財政運営を図る必要があると認識しているが、県の見解をとのお尋ねでございますが、本県は、自主財源に乏しく、脆弱な財政構造にある中、

令和4年度は、新型コロナや物価高騰への対策などに力を注ぎつつ、県税収入の確保や地方交付税の増額等により、財源調整のための基金を取り崩さない財政運営を達成し、残高も地方交付税精算分を除き、353億円を確保することができました。

しかしながら、本県の財政を取り巻く環境は、実質的な公債費の増加等により、令和7年度以降は基金の取り崩しが見込まれ、さらに厳しさを増していくものと考えております。

そうした中で、災害等の突発的な事象や様々な行政課題に対応していくためには、一定規模の基金が必要と認識しており、引き続き、歳入・歳出両面からの収支改善や、将来の公債費抑制に向けた対策のほか、施策の一層の重点化等にも取り組み、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の県債残高の見通しと対策についてのお尋ねがございましたが、今般、策定した「中期財政見通し」において、令和10年度の臨時財政対策債を除く県債残高は8,888億円となり、令和4年度末の8,340億円と比較して548億円の増加を見込んでおります。

そのため、引き続き、公債費と県債残高を適正に管理していくことが重要と考えており、具体的には、公債費の実質負担に係る長期シミュレーション等も踏まえながら、地方交付税措置率の高い有利な県債の活用や、各年度の公債費負担の平準化などに力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 産業労働部長。

○産業労働部長（松尾誠司君）私の方から、「ゼロゼロ融資」に関連しまして、2点お答えさせていただきます。

まず、県内の倒産状況及び借換需要に対応し

た県制度融資の実績についてのお尋ねでございます。

県内における負債総額1,000万円以上の倒産状況につきましては、本年1月から8月までで25件となっており、同じ期間で比較いたしますと、昨年の33件、また、コロナ禍前の令和元年の27件と比べても低い水準となっております。

また、借換需要に対応した県制度融資につきましては、本年1月から新たに「緊急資金繰り支援資金（伴走支援・借換）」の運用を開始したところであり、本年1月から8月末時点で814件、184億円が活用されている状況であります。

次に、借入金返済に苦慮する事業者への対応についてのお尋ねでございます。

県では、これまでも金融機関に対して、事業者からの返済条件の緩和や借換えの相談等に迅速かつ丁寧な対応を図られるよう、定期的開催しております「中小企業経営安定対策連絡会議」の場などにおいて、適宜、要請を重ねてきたところであります。

今後、機会を捉えて、ご理解とご協力をお願いしてまいりますとともに、引き続き、商工団体等との意見交換を通じて、事業者の状況把握に努め、関係機関と連携しながら、適切な資金繰り支援に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）生活福祉資金特例貸付の現在の償還状況についてのお尋ねですが、生活福祉資金特例貸付の償還については、資金の種類や貸付けの申請の時期により開始時期が異なっており、今年1月からの償還対象は、緊急小口資金と総合支援資金を合わせ、2万783件、約69億7,000万円となっております。

そのうち本年7月末現在で218件、約5,000万円の償還が完了しており、8,814件、約30億

2,000万円については、住民税非課税世帯のほか、生活保護の受給等一定の要件に該当し、償還免除が決定しております。

残る約39億円については、償還が未了のものでありますが、病气療養中や、失業、離職中である場合など、償還が困難であると認められる借受人等891件に対しては、原則一年間の償還を猶予しており、今後も貸付けの実施主体である県社会福祉協議会において、借受人の個々の状況に応じた適切な対応を実施してまいります。

○議長（徳永達也君） 農林部長。
○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、農業振興について、2点お答えをさせていただきます。

まず、南島原市におけるスマート農業の推進についてのお尋ねですが、スマート農業技術の導入は、生産性の向上や省力化につながることから、県では、南島原市においても、実演会や研修会の開催、いちごでのICT機器の実証などに取り組んでまいりました。

その結果、長崎型統合環境制御装置が、いちごの収量向上に大きく貢献することが明らかになり、令和4年度には、その成果を見た若手の施設園芸農家20戸が、同じ装置を導入するなど、スマート農業が広がり始めております。

今後も、引き続き、南島原市と連携し、機器の導入支援やデジタル人材の育成等を進め、快適で、もうかる農業の実現に向け、スマート農業を推進してまいります。

次に、南島原市における「みどりの食料システム戦略」の推進についてのお尋ねですが、令和3年に策定された国の「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための戦略であり、具体的な目標として、2050年までに化学農薬の使用量を50%、化学肥料の使

用量を30%低減させることなどが掲げられております。

南島原市においては、本年3月に、本県初となるみどり戦略に基づいた「オーガニックビレッジ宣言」を行い、「南島原オーガニック協議会」を設立するなど推進体制を整備し、6月には有機野菜を使用したカレーが、市内の全小中学校の給食に提供されたところです。

県といたしましては、引き続き、南島原市と連携しながら、有機や特別栽培を实践する農業者の「ながさきグリーンファーマー」認定や、新たに学校給食向けに有機米を栽培する農業者への技術支援などに取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（川口和宏君） 私から、2点お答えいたします。

まず、ガザミの栽培漁業について、県の取組とその成果についてのお尋ねでございます。

有明海におけるガザミの放流は、沿岸4県が協調した取組を進めております。

これまで実施したDNA標識を用いた放流効果の検証により、放流場所を湾奥部とすることで高い効果が得られることが判明し、昨年は4県合わせて870万尾の稚ガニを湾奥部中心に放流をしたところでございます。

また、卵を持った親や小型個体の再放流試験を行うなど、効果的な放流技術の開発にも取り組んでおります。

このような取組により、南島原市内主要2漁協のガザミの漁獲量は、平成30年の8トンから昨年は15トンと増加傾向にあり、漁業者の方々も、その効果を実感されております。

県としましては、引き続き、ガザミをはじめ、それぞれの魚種に応じた栽培漁業を積極的に推進し、有明海の水産資源の回復を図ってまいり

ます。

次に、ワカメ養殖で発生する生育不良の原因は何か、その対策にはどういったものがあるかとお尋ねでございます。

これまで行ってきた現地調査の結果、10月から1月の高水温による影響やクロダイによる食害が、ワカメ生育不良の原因だと考えております。

生育不良の対策として、種糸を適宜追加できるように、種の安定培養技術を漁業者に指導するとともに、高水温に強いワカメの選抜育種に取り組んできたところであり、今年度からは、防除ネットの設置期間や規模の検討など、食害を軽減する技術開発にも着手しております。

今後とも、漁業者と連携し、ワカメ養殖の安定生産に向けた対策を講じてまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 私から、3点お答えさせていただきたいと思います。

まず、土木行政についての中で南島原市深江町から口之津町間の道路整備に関する検討状況について、お尋ねをいただいたところでございます。

この区間を含めました島原半島地域の幹線道路網につきまして、今年1月から、国、そして地元関係市との検討会を行っております。

現在、沿線地域や道路の状況等につきまして整理するとともに、まちづくりや産業・観光など道路整備を必要とする地域の活動について、情報収集を行っているところでございます。

このうち、深江町から口之津町間を含む半島の南部地域につきましては、令和3年度から調査を行っておりまして、物流や混雑状況など地域や道路の課題につきまして、先行して整備を進めてきております。

引き続き、地域の意見をしっかりと聞きながら検討を進めてまいりたいと思います。

次に、土木行政の中で小浜北有馬線（大亀～矢代工区）の進捗状況について、お尋ねをいただきました。

この大亀～矢代工区につきましては、トンネル896メートルと橋梁1橋で構成されており、今年度は令和4年度の補正予算と合わせて約20億円を確保し、整備を進めているところでございます。

このうちトンネル工事につきましては、今年5月に掘削を開始し、8月末時点では140メートルまで掘り進んでおります。

また、橋梁につきましては、これまでに橋脚の施工を終えており、今月から橋桁のコンクリート打設に着手したところでございます。

令和7年度末ごろの開通を目標に、残る工事の進捗に努めてまいりたいと思います。

次に、河川等の内水氾濫対策のための総合的な取組について、お尋ねをいただきました。

現在、県管理の32河川におきまして、河道拡幅を目的とした堤防や護岸の整備を進めており、また、河川の維持管理の面からは、河道内のしゅんせつ、伐採等によりまして、流下断面の確保に努めております。

これらのハード対策によりまして、出水時の河川の水位上昇を抑え、内水氾濫対策にも寄与できるものと考えております。

今度は、ソフト対策の面からですけれども、県におきまして、今年度末までに全ての管理河川の「洪水浸水想定区域図」を作成し、その後、これをもとに各市町におきまして、洪水ハザードマップ整備を予定しております。

また、県では、水防活動や避難活動の支援のため、河川水位等の防災情報を提供するシステ

ムを運用してきておりまして、昨年は、スマホでも閲覧しやすい環境を整えております。

引き続き、関係部局及び市町との連携を図りまして、総合的な防災・減災対策に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君）私の方から、内水氾濫対策について、お答えさせていただきます。

県はどのような想定をもって内水に備えているのかとのお尋ねですけれども、下水道における対策につきましては、排水施設を管理している市町が主体で行っており、過去の浸水被害などを踏まえて、排水ポンプ場、雨水貯留槽等の整備が進められております。

また、令和3年7月には「水防法」が改正され、想定し得る最大規模の降雨を踏まえた雨水出水浸水想定区域の指定が、地下街に加え、浸水被害が想定される住宅街等へ拡大されました。

現在、対象となる11市町のうち指定が完了した市町はありませんが、5市町については、指定時期を定めたうえで取組が進められております。

県では、今後とも、市町への必要な助言や国の予算確保に努めるとともに、内水ハザードマップ作成における先進事例の紹介など、支援をしてまいります。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君）私からは1点、河川等の内水氾濫対策について、避難計画の策定、災害対応訓練にどのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

大雨による災害については、河川の氾濫や土砂災害など様々ですが、危険な場所から速やかに避難することが重要であることから、県、市

町が連携しながら、各防災計画に基づき、避難指示等の実施要領やハザードマップの作成、防災行政無線等を活用した情報発信、防災訓練の実施など、住民の意識啓発や関係機関の連携強化、対応力向上に努めてきたところです。

また、「水防法」には、市町村は、雨水出水浸水想定区域を指定した際には、内水氾濫に備えた避難計画や避難訓練について、防災計画に定めることと規定されております。

県内の市町においては、令和3年の法改正に伴い、区域指定を進めていくという段階であり、その後の防災計画の見直しに向け、先進自治体の取組など、情報収集を行いながら市町を支援してまいります。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君）島原半島内の高校の今後のあり方について、どのように考えているかとお尋ねでございます。

少子化の進行によりまして、島原半島など離島・半島地域の県立高校では小規模化が進んでおり、市町の首長からも、学校を維持できなければ地域の活力低下につながるのではないかと危惧する意見をいただいているところでございます。

また、国におきましても同様の問題意識から、高校を地方創生の核として位置づけ、地域人材との交流や、地域と密着した小規模校ならではの取組を進める方策が検討されているところであります。

これらを踏まえ、今年度から市町と連携して、高校の魅力化と地域の活性化を一体的に進めていくこととしておりまして、人や産業など地域の資源を活用した学びを推進するための新たな取組をスタートさせたところでございます。

これから10年後、あるいは15年後におけます

島原半島内の高校のあり方を考える時は、学校の適正規模を考慮しつつ、時代や地域のニーズに合った未来の高校の姿を、地域の方々と一緒に描いていきたいと考えております。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（前川謙介君）原城跡世界遺産センターの令和7年度完成に向けて、懸念される点はないのかとのお尋ねでございます。

この世界遺産センター整備事業に関する遺産影響評価につきましては、文化庁との協議の結果、「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づきまして、報告書をユネスコへ提出する必要があります。

この提出した報告書に対しまして、回答があるまでの間は、工事等による事業地の改変を避ける必要がございます。これによりまして事業スケジュールの再検討が必要になるものと考えております。

県といたしましては、市による事業スケジュールの再検討に当たりまして、遺産影響評価報告書の取りまとめに関する支援、ユネスコへの報告書提出のための関係委員会の迅速な開催など、一刻も早い報告書の提出につなげられるよう、最大限の協力を行ってまいります。

○議長（徳永達也君）警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君）私から、2点お答えいたします。

まず、県内における二セ電話詐欺の犯行手口等の特徴についてのお尋ねでございます。

ご指摘いただきましたとおり、本年8月末現在の二セ電話詐欺の認知件数は93件ですが、このうち未払いの料金があるなど、架空の事実を口実として金銭等をだまし取る架空料金請求詐欺が65件で最も多く、全体の約70%を占めております。

中でも、パソコンでインターネットを閲覧中に二セのセキュリティ警告等を表示し、金銭等をだまし取ろうとする、いわゆるサポート詐欺の認知件数が31件で、架空料金請求詐欺全体の約48%を占めております。

また、犯人への金銭等の交付形態は、コンビニエンスストアでの電子マネーカードの購入を促されたうえ、購入したカードの番号を伝えさせてだまし取る電子マネー型が49件となっており、全体の約53%を占めております。

次に、二セ電話詐欺の現状に対する今後の取組についてのお尋ねでございます。

県警察では、これまで二セ電話詐欺被害防止対策として、警察官による高齢者宅訪問、新聞やテレビなどのメディアやSNS、防災行政無線など、あらゆる手段を用いて注意喚起及び広報を行ってまいりました。

今後も、県民の皆様が被害に遭わないために、二セ電話詐欺等被害防止広報大使の前川 清さんを起用した「サポート詐欺被害防止」をテーマとするCM広報や、二セ電話詐欺被害防止コールセンターからの電話による注意喚起など、県民の皆様一人ひとりに防犯意識を高めていただくための取組を推進していくことといたしております。

特に、本県は、電子マネー型の被害が多いことから、電子マネーカードを販売するコンビニエンスストアを対象とした研修会を開催するなど、関係者の方々と連携した被害防止対策を進めております。

県警察といたしましては、引き続き、こうした関係者の方々や関係機関と連携をして、被害防止のための取組を推進してまいります。

○議長（徳永達也君）中村一三議員 24番。

○24番（中村一三君）ご答弁ありがとうございます。

いました。再質問を何点か、残った時間、したいと思います。

総合計画の一部見直しについて質問をいたしますけれども、本定例会には、総合計画の一部見直しの素案とともに、「新しい長崎県づくり」のビジョンの素案についても、お示しをされているところであります。

このビジョンの素案については、県民の皆様と一緒に「新しい長崎県づくり」を推進していくため、重点的に取り組む分野として、「子ども」、「交流」、「イノベーション」、「食」及び「健康」の5つを掲げられ、分野ごとに概ね10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性が示されているところであります。

そこで、お伺いをいたしますが、県では、県政の基本的な計画である総合計画に沿って一部見直しを図りながら、取組を進められている中で、このビジョンが総合計画とどのような関係になるのか、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 企画部長。

○企画部長（早稲田智仁君） 総合計画につきましては、県政の概ね全分野を網羅する県政運営の基本的な計画となっております。

一方、今般のビジョンは、重点的に取り組む5つの分野に特化して、ありたい姿と施策の大きな方向性をわかりやすくお示しし、様々な立場の関係者が思いを一つにして有機的に連携しながら、取組を進めるための旗印としたいと考えております。

なお、ビジョンの実現に向けては、総合計画に取組の記載があるものは、その方向性に沿って、さらに力強く推進することとし、総合計画に反映すべきものは、今回の一部見直しに盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中村一三議員 24番。

○24番（中村一三君） 財源、財政について、要望いたしたいと思います。

先ほど、財源調整のための基金や県債残高について、お尋ねをし、答弁をいただきました。

私は、この基金や県債残高は、本県の財政状況を示す大きなバロメーターの一つであり、その状況をしっかりと注視していくことが、安定的な財政運営を行っていくうえで極めて重要なことだと考えております。

県におかれては、引き続き、こうした状況に留意しながら、収支改善や施策の重点化などに着実に取り組み、持続可能な財政運営の実現に力を注いでいくことを要望し、次の質問に移りたいと存じます。

次に、生活福祉資金に関して、再度お尋ねをいたします。

先ほど、償還免除や償還猶予の現状について、お答えをいただきましたが、そういった要件に該当しないもの、再建のめどが立たない借受人もいるのではないかと思います。

そのような方々に対して、きめ細やかな配慮をしていく必要があると思いますが、どのように対応されるのか、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） お答え申し上げます。

借受人の中には、収入の減少等により日常生活に困難を抱えている方もいることから、県社会福祉協議会において、償還開始後も免除や猶予等の案内を行うほか、借受人に対しアプローチをしていく中で、継続的支援が必要とされる場合には、自立相談支援機関における就労や家計改善などの支援につなげております。

今後も、引き続き、県社会福祉協議会や相談窓口となる市町社会福祉協議会と連携しながら、

借受人の生活再建に向け、積極的にフォローアップ支援を実施してまいります。

○議長（徳永達也君） 中村一三議員 24番。
○24番（中村一三君） 農業行政について、2点お尋ねをいたします。

農地の基盤整備についてであります。担い手への農地集積による規模拡大や大型機械の導入等による生産向上を図るため、農地の基盤整備を進められております。

そこで、現在、南島原市で進められている農地の基盤整備事業実施地区の進捗状況と、今後の新規地区の予定について、お尋ねをいたします。

また、農地の基盤整備を計画的に進めていくには、何よりも農業農村整備事業予算が確保されることが最重要だと思っております。

そこで、令和6年度に向けた国の概算要求の状況と、本県の予算確保に向けた取組状況について、お伺いいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。
○農林部長（綾香直芳君） 南島原市における農地の基盤整備の昨年度末時点の進捗でございますが、空池原地区95%、見岳地区83%、馬場地区18%、津波見地区2%となっており、今後の新規地区として2地区の予定で早期の事業着手に努めてまいります。

また、国の令和6年度概算要求額は、対前年度比120%の5,338億円となっており、県といたしましては、今後も政府施策要望等あらゆる機会を通じまして、予算確保を国に強く要望してまいります。

○議長（徳永達也君） 中村一三議員 24番。
○24番（中村一三君） しっかりと予算確保に向けて、頑張ってくださいと思います。

次に、いちごの輸出促進について、1点お尋

ねをいたします。

市においては、いちごを中心に施設の環境整備技術導入が進められており、導入された農家は、収量が増加するなど効果が出始めております。そしてまた、本年度の11月18日に行われる長崎県農林業対象の農林水産大臣及び県知事賞は、南島原市のいちご農家が受賞されています。

こうした農業の効果を農業所得の向上につなげていくためには、販売先の確保・拡大が必要かと思いますが、今後、人口減に伴う国内需要の減少を考慮すると、海外における販売先の確保を図っていくことが重要になってくると考えます。

そこで、南島原市におけるいちごの輸出の取組状況と、県として今後どのように輸出拡大に向けて取り組もうとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。
○農林部長（綾香直芳君） 南島原市のいちご産地では、平成29年に香港、シンガポール向けの輸出が開始され、令和2年にはタイ向けの輸出に必要な梱包施設の認証を取得されました。

さらに、今年度からは新たにマレーシアへの販路開拓を図るなど、積極的に輸出先国、輸出量の拡大に取り組まれております。

県といたしましては、南島原市のいちご産地の優良事例も参考に、本県農産物のさらなる輸出拡大を図るため、現地商社や販売店等に対するトップセールスや、長崎フェアの開催などに取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 中村一三議員 24番。
○24番（中村一三君） よろしく願いをいたしておきます。

いちごの産出額は、南島原市においては31億円と、全国でも5位を、そして、県内において

も2位というすばらしい成績を残しております。ほかの品目においても、南島原市だけでなく、本県の農産物のさらなる輸出拡大を目指していただきたいと思います。

次に、藻場の必要性については、再質問を割愛させていただきます。

次に、海底耕うんについて、質問させていただきます。

平成26年度から30年度にかけて5年間、また、令和2年度から現在まで、漁場の環境改善を目的とした海底耕うんの事業が実施されております。

この事業は、令和6年で終期を迎えると聞いておりますが、漁業者は、この事業終了により、再び漁場環境が悪化することを懸念しております。

有明海沿岸での漁業を支える事業として、これまでの取組の効果が軽減しないようにするためにも、事業の継続が必要と考えておりますが、県は、今後、その事業実施について、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（川口和宏君） 有明海沿岸で実施している海底耕うん事業につきましては、海底の攪拌により酸素が供給され、底質のCODの低減や底生生物の増加など漁場環境の改善が図られており、種苗放流の効果と相まってガザミの漁獲量の増加などにつながっているものと考えております。

県としましては、依然として低い水準にある有明海の漁獲量の回復・増大を図るためには、漁場環境の改善に継続的に取り組む必要があると認識しており、今後、現行事業の効果の検証を行いつつ、事業の継続に向け、国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 中村一三議員 24番。

○24番（中村一三君） 土木行政について、再質問いたしますが、夏吉地区の災害復旧と山口南有馬線の整備については、割愛をさせていただきます。

次に、完成した堂崎港の埋立地について、お伺いをいたします。

堂崎港埋立地については、全体の約22ヘクタールのうち7ヘクタールは、令和2年度に埋立てが完了し、現在、南島原市やJA島原雲仙に払い下げられ、活用されており、残り15ヘクタールは、今年度の埋立て完了が予定されているところであります。

残る埋立地においても、企業誘致として活用することで新たな産業や雇用が生まれ、南島原市の活性化につながる重要な用地と考えております。

そこで、埋立地の完了後の手続等について、お尋ねをいたします。

また、埋立地内の道路整備の予定について、お伺いをいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 堂崎港埋立地につきましては、今年度、県において竣工手続を行います。その後、市議会の議決を得まして、来年秋頃に登記が完了し、企業用地としての活用が可能となります。

埋立地内の道路についてですが、幹線となる道路につきましては県で、周回道路等の支線は、南島原市で整備する予定でございます。

○議長（徳永達也君） 中村一三議員 24番。

○24番（中村一三君） 河川等の内水氾濫対策について、お尋ねをしたいと思います。先ほど答弁をいただきましたが、その中で排水施設を管理している11市町の全てが、まだ雨水出水

浸水想定地域の指定を完了していないとの答弁がありました。つまり指定が進まないと、避難計画の策定や避難訓練ができないということになると思いますが、「水防法」が令和3年7月に改正され、2年経過しておりますが、その間、全国各地で大きな内水氾濫被害が発生しており、危険と隣り合わせの生活が続いている地域が数多く存在しているというふうに感じております。

先ほど答弁で、5つの市町については、指定に向けた検討が進められているとお話でしたが、残りの市町についても、一刻も早く指定がなされ、県民の安全が確保されるように、県も市町に寄り添って進めていただきたいと思います。この5つの市町においては、長崎、あるいは佐世保等は、このような計画を今進められているんですか、その点、1点だけお願いします。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 指定時期を定めて取り組む5市町でございますけれども、その中に長崎市、佐世保市は入っておりません。

状況としまして、両市からは、指定に向けた準備段階として、斜面地が多い地形上の特性から雨水出水浸水想定区域は、既に作成済みの洪水ハザードマップにおける浸水想定区域と大部分が重複すると想定されて、その取扱いの検討などに時間を要しているというふうに聞いております。

県としまして、早期に雨水出水浸水想定区域の指定がなされるよう、市町に対して必要な助言等を行ってまいりたいと思います。

○議長（徳永達也君） 中村一三議員 24番。

○24番（中村一三君） しっかりと長崎、佐世保等の都市部においては、その計画を早く進め

ていただきたいと思います。

次に、県立高校における今後の取組について、要望しておきます。

高校の魅力化と地域の活性化を一体的に進めていく答弁がありました。これも一定は理解はできますけれども、南島原の場合は、特に、人口の減少が著しく、中学生の生徒も非常に少なくなっております。

私は、特色のある学校としては、現在でもトップクラスの国見高校、後で、委員会で、これについては言います。時間がございません。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（山本由夫君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

堤議員 19番。

○19番（堤典子君）（拍手）〔登壇〕皆様、こんにちは。

佐世保市・北松浦郡選出、改革21、社会民主党、堤典子でございます。

今日は、多くの皆さんに傍聴いただいております。ありがとうございます。

それでは、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行ってまいります。理事者の皆様、ご答弁よろしくお願いたします。

1、パートナーシップ制度の導入について。

同性パートナーシップ制度、パートナーシップ宣誓制度など、幾つか呼び方はありますが、いわゆるパートナーシップ制度は、自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、

証明書を発行する制度です。

LGBTQのカップルに対して、今年の5月末現在、全国で328自治体が導入し、人口カバー率は70.9%に上ったと報じられています。

本県では、この10月から長崎市に続いて大村市でも導入されるということで、制度がさらに進むこととなります。九州では県単位で、佐賀県、福岡県で既に導入をされています。

このパートナーシップ制度について、私を取り上げるのは今回がはじめてですが、これまで何度となく一般質問で取り上げられてきました。これまでの答弁で、市町との意見交換、先進自治体の情報などの検証、課題や問題点等について整理していきたいとありましたが、導入に向けての残された課題はどういったことなのか、お尋ねします。

以下の質問は、対面演壇席より行います。

○副議長（山本由夫君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） パートナーシップ制度につきましては、制度を導入した場合の制度の適用範囲、利用者に提供する行政サービスの内容や市町との連携、民間事業者のサービス提供への影響など、様々な課題を検討する必要があります。

具体的には、制度の適用範囲では、対象者の範囲をどこまでとするか、また利用者に提供されるサービスがどこまで可能かなどが整理すべき課題であります。

また、市町との連携につきましては、現状において市町の意見として、提供するサービスにばらつきが生じない方がよいとの考えが多い一方で、県が制度を導入した場合の市町の取扱いについて具体的な検討が進んでいないといった課題がございます。

このため、今月には、改めて市町担当課長会

議を実施し、情報共有や意見交換を行ったところですが、引き続き、市町や関係団体等に意見をお聞きしながら検討を進めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 佐世保市の人権施策審議会は、昨年も一昨年もパートナーシップ制度に関して、委員で意見交換をしています。いわく、本県では長崎市がはじめたが、その後にくるところがない、佐世保市もその後について同じような取組ができたと思う、性的少数者から訴えがないから困っていないのではなく、世界じゅうどこでも性的少数者が一定数いることは自明のことである、佐世保市が人権を大事にする市として名乗りを上げて、誰にとっても住みやすい市だと取組を早急に進めてほしいという意見、また、去年は、市議会議員や行政の部長職とかで意見交換を行っているようですし、県で制度導入を行うことができれば、県内の住民全てがその制度を利用できるということになるのではないかとといった意見が出されていました。

昨年、性的少数者の若者支援に取り組んでいる団体が行った調査では、この一年で自殺を考えた20代の性的少数者LGBTQなどは48%、自殺未遂を凶ったのは14%だったという結果が報告されています。一般的な自殺意識調査と比べたところ、この一年で自殺を考えた割合、自殺未遂をした割合は、いずれも性的少数者の方が3、4倍高かったということです。

LGBTQといわれる性的少数者に関して社会の認知度が一定程度上がってきた現在でも、当事者がなお、自殺や孤独・孤立の高いリスクを抱えている状況に変わりありません。

この数年、コロナ禍の中で孤独・孤立や不安が深刻化し、日本全体で自殺者が増加したこと

が政府の自殺対策、孤独・孤立支援につながってきました。その中には、性的少数者への支援も取り上げられていますが、都道府県や市町村段階での取組はまだまだ浸透してきていない状況です。支援の手をきめ細かく広げていく必要があります。パートナーシップ制度は、法的な根拠はありませんが、性的少数者とその社会に認められていることを示し、安心感につながり、性的少数者への様々な施策を推進する原動力となります。当事者の皆さんから、制度ができることを待ち望んでいる、県でぜひ取り組んでほしいという要望をいただいています。

大石知事は、パートナーシップ制度について、導入の検討過程や導入後において性の多様性の理解を深めるために寄与するものと考えていると、意義のあるものだとして認識していらっしゃるということですが、本県はなかなか市町へ広がっていない状況です。県は丁寧に慎重に検討されているところかとは思いますが、課題の整理で足踏みをしていると、なかなか一步を踏み出せません。一定の結論をいつまでに出すのか、お示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。性的少数者が生きやすい社会づくりを推進するために、パートナーシップ制度の導入に向けての知事の決意のほどをお伺いします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 私は、県民が多様な性を理解して、互いに認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを目指したいと考えてございます。

パートナーシップ制度は、先ほど議員からご指摘いただきましたけれども、導入の検討過程であったり、また導入後において性の多様性の理解を深めること、これに寄与するものと考えておりますけれども、一方で、整理不足のまま

で制度導入をいたしますと混乱を生じるおそれがございます、いまだ検討すべき課題が残っていると考えています。

今後、首長が参加をいたします県、市町連携会議の議題に取り上げるなど、さらに市町や関係機関等との意見交換を行いまして、丁寧に課題整理を進めながら、制度導入の方向性の検討を深めていきたいと考えております。

次に、導入時期について、ご質問をいただいたかと思えます。

今申し上げたとおり、整理不足のままに制度導入といったものをしますと混乱を生じかねないといった状況にあると認識をしておりますので、現在、丁寧に課題整理を行っている段階でありますので、導入の時期を申し上げることはできませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、今後も市町や関係機関等と意見交換を行いながら、制度導入の方向性を検討していきたいと考えています。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 導入の時期については明言されませんでしたけれども、パートナーシップ制度をつくるということは、性的少数者のことを無視していません、性的少数者も大切な県民、市民だというメッセージを出すことです。その意義をきちんと考えていただきたいと思えます。人権を尊重する長崎県、誰一人置いていかない県政を進めるために、パートナーシップ制度を早急に実施されるよう強く要望して、次の質問に移ります。

2、教育現場の課題について。

（1）教職経験の少ない若い教員の離職。

昨年この問題について、初任者の退職の実態や、職場でのサポートとして新任教員として赴任した学校で一年足らずで退職しているケー

スがあると、一般質問で取り上げましたが、今回、採用3年以内の20代の離職者の状況について、お尋ねします。

以前は、教職の採用倍率が非常に高い中、正規採用になるまで何度も何度もトライして、やっと正規採用をつかみ取るか、受験年齢の制限にかかってあきらめるか、そういう状況が長く続いてきました。長崎県で学校の先生になりたいという夢がかなわず他県を受験して去っていかれたり、年齢制限であきらめて、ほかの職に就いたり、非正規で働き続けたり、そういう例が幾つもありました。

その後、高齢職員の大量退職、それに伴い採用数が増加して志願倍率が下がり、年齢制限も撤廃されて、随分状況が変わってきました。もともと臨時的任用教員として勤務していた人の正規採用が進み、講師名簿の登録者数が減少して、教員の欠員が出て、なかなか補充ができないこと、また教育現場の長時間労働、部活動などの顧問による業務負担、給料などの待遇の問題、保護者や地域住民などとの対応による負担、様々な理由から、教職志望の学生が減少しているといわれています。

それとともに、今の若者気質として、教職に対して夢や憧れを持って就きたいと思う人は以前より少なくなって、何が何でもという強い気持ちはない、仕事がうまくいかなければ自分には向いていないかもと考え、転職サイトの求人情報に目を通し、もっと条件のいい仕事があれば転職を考える、正採用になったから、ずっと働き続けなければいけないとは思わず離職に抵抗がない、そういった若者が増えてきていると聞きます。

ある民間の研究所が、大学で教職課程を履修し教員免許取得を予定していて、なおかつ教職

以外の進路を選択した学生にインタビューした報告書があります。なぜ、彼ら、彼女らは教職から、ほかの職へと志望を変更したのか。それによりますと、特に、教育実習に行ったときに、よくも悪くも学校現場の現実を前にして、子どもと関わる楽しさ、やりがいを感じる一方、自分はこのように一日の全てを仕事に捧げて追い詰められるような働き方はとてもできないと離れていっているというのです。一度は教職を志した若者が夢をあきらめていくのは、何とも残念な、教育現場にとって見過ごせない問題です。

改めて、採用3年以内の20代の離職者の状況について、お尋ねします。

直近の3年間の離職者の数を校種別にお知らせください。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 令和2年度から令和4年度の3年間で、採用後3年以内に離職しました20代の教員の数は、小学校49名、中学校6名、高等学校6名、特別支援学校6名の計67名でございます。これは採用者の全体の職員に対する離職率としては3.3%となっております。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 小学校が採用数が多いですから、小学校の数が多いのは当然だと思いますし、中高、教科ごとに定数を満たす採用数ということなので少なくなるのはわかるんですが、3.3%と今言われましたけれども、民間の離職者に比べると、はるかにこれは低い数字だと思います。

しかし、せっかく教員になっておきながら、やっぱり学校現場を去っていく人がいるというのは、これはどうなんだろうかと思うわけです。

昨今の若者の仕事に対する考え方の変化を見

据えつつ、若手教員を育てる視点を持ち続けていかないと、さらに深刻な事態を招きます。今、高齢、ベテランの職員の大量退職の後、若い人がどっと職場に入ってきて、教職の様々な経験などが若い世代に引き継がれていない、そういう問題も起きているかと思うんですね。そういう中、ずっと働き続けてもらうためのサポートが欠かせないと思いますが、どう取り組まれるのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 若手教員がやりがいを感じて仕事を続けていくためには、何よりも自らの指導力を高めながら自信をつけていくことが大切でありますため、そのサポートとしまして、5年目までの教員に対する研修を充実させていることに加えまして、各勤務校においては、日常の業務を通しまして、先輩教師から学ぶOJTを重視しているところでございます。

また、この7月に開催しました民間有識者で構成します教職の魅力化作戦会議におきまして、実効性のある教員のサポートを行うためには、若い教員の声を聴くべきだという意見がございましたので、先般アンケートを実施しましたところ、その中で、「早く帰ることだけが働き方改革になってしまっている」、あるいは「勤務時間外の電話や学校外のトラブルの対応などに時間を取られてしまう」などの回答も寄せられておりますので、今後、可能なことから、その改善を図って、若い教員にとってもやりがいを感じられるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 若い人たちの声というのは非常に大事だと思いますし、やはりその声

に伝えられるような教育現場をつくっていかねばいけないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

今年採用されたある20代の若者の働き方について、ご紹介します。

4月から7月までの一月の時間外労働は、毎月80時間以上、7月は103時間に上っています。これには、持ち帰り仕事の時間は入っていません。授業の空き時間は、不登校生徒や体調が悪い生徒への対応で、教材研究や新採として指導案づくりをする時間は取れない、部活動は18時終了だが、終わりの方しか行くことができない、こんな毎日だと言います。別の初任者は、病休を取っていて、近々辞めるのではないか、そういうことも聞いています。

これは特別な、特殊な例ではなく、直ちに負担軽減する必要があると思っています。しかし、これについてはここでは取り上げず、別のところで対応を求めることとします。若者気質の変化がある一方で、このような厳しい現実がまた存在しているということは受け止めていただきたいと思います。

今、少子・高齢化、人口減少が進む中で、教育現場にかかわらず、労働市場は空前の売り手市場です。大学で教職課程を履修した学生が教職に就かず、ほかの職種に流れていく、あるいは長崎以外の都道府県を選択するというのは、本県の教育にとって大きな損失です。もっと働きやすい職場にするとともに、本県を受験し、長崎の未来を担う子どもたちを育てるために働いてくれる人を確保することが急務です。長崎県を選んでいただくための本気で強力な手だてが必要だと考えますが、どのように取り組まれるのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君）ご指摘がございましたように、採用倍率が低下しております厳しい現状を打破するには、学校現場で働きます教員の働きがいを高めて元気にする取組を推進し、教職に対するマイナスイメージを払拭していく必要があると考えております。

このため、学期中にはなかなか休暇を取ることのできない教員が、夏休み期間を利用して、しっかりと休養して英気を養うこと、そして専門性や人間性を高める学びを主体的に行い、その成果を子どもたちの教育活動に還元していくことを目的に、「夏休み充電宣言」、これを全国に先駆けて今年度から取り組んでいるところでございます。

また、テレビや新聞、SNSなどの広報媒体を活用しまして、長崎県の魅力ある教員あるいは教職のやりがい等を発信することで、本県の教員を志願する方の増加を図っていきたくと考えております。

○副議長（山本由夫君）堤議員 19番。

○19番（堤典子君）「夏休み充電宣言」については、この後で質問したいと思うんですが、先日は、教員免許は持っているけれども、教職経験のないペーパーティーチャーを対象とした教員のなり手不足解消のためのセミナーを開催されたと同っています。そういった取組も含めて、様々な方法で教員になる人をしっかり確保していただきたいと思っております。

（2）夏休み充電宣言（承認研修の充実）。

今、教育委員会教育長答弁にありましたように、教員のなり手不足解消策として、「夏休み充電宣言」を導入し、夏休み中の年休取得促進と研修見直しに取り組むことを6月定例会において明らかにされました。

夏休み中に勤務校を離れて研修する承認研修

については、私は2021年、令和3年の11月定例会の一般質問で取り上げました。教育公務員特例法第22項2号、教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を行うことができる、これがあまり活用されていないこと、この自主研修の充実が、教員の力量を高め、教員としての幅を広げ、子どもに対する見方、接し方、授業やそのほかの教育活動の改善につながり、子どもたちの学ぶ喜びや学力の向上につながると確信するとして県の見解を求める内容でした。この時の質問がほぼ活かされた今回の提案について、私は高く評価するものです。

この「夏休み充電宣言」、一年目の状況は、まだ夏休みが終わったばかり、これから検証していくことになるかと思っておりますけれども、今の時点で「夏休み充電宣言」の成果や次年度に向けての課題はどんなところにあると捉えているのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君）「夏休み充電宣言」の趣旨の一つは、これまで全国的にも活用されてこなかった承認研修を夏休みの際に充実させることにあります。

はじめての取組となりました今年度は、例えば、県内外の美術館や科学館、博物館での研修あるいは長崎市の被爆遺構を一日かけて見学する研修等が行われておりまして、教員の皆さんからは、「学校以外での研修は刺激的だった」、「学習指導に活かせるものを生で見ることができた」等の感想があったことから、一定の成果があったものと考えております。

一方、課題といたしましては、従来の承認研修のイメージから、ご指摘ありましたように、なかなか今までやっておりませんでしたので、

研修を願い出る教員にとりまして、研修を承認します校長にとりまして、心理的なハードルが依然として高いということも伺っておりますので、承認研修に対する理解を一層深め、積極的な活用を促していくことが必要であると考えております。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 私が知り得た範囲内の現場の反応や意見をご紹介します。

重なるところはありますが、まず、承認研修を取得したかどうかですけれども、一つの職場で1、2名、またはゼロというところが多かったようです。承認研修を取ったことがない教員がかなりの割合を占めているのではないかと思います。

そういう意味では、この承認研修が次年度以降、広くゆき渡るようにする必要があるかと思えます。

それから、この研修に関する現場での説明が夏休みの直前と遅く、既に予定が入っていたり、十分に説明がなかったという声があります。自分を含め、大半の教員は意味をわかっていなかったのではないかと、ほとんどが承認研修を取らなかったという学校、面倒だからと取らない人がいた、部活動がネックになって、なかなか取りづらかったという声も聞きました。

一方、今教育委員会教育長が言われたように、取得した人からは、承認する内容が多岐にわたっていて職員が申請しやすい雰囲気があった、主体的で自由な研修を選べるようになったことはよかった、研修に対する意欲が増したなどの声が聞け、好評だったことがわかります。

しかし、同じ内容の研修が認められる学校とそうでない学校があるというちぐはぐな対応も見られました。

私は、承認研修の充実ということは、一見遠回りのようで、教職の魅力発信、長崎県の学校教育の充実・発展につながるものだと思います。

繰り返しになりますが、強調したいことは、様々な研修に取り組むことで本当に教員自身の視野が広がり、子どもや教育に対する見方が深まり、指導力の向上、心身のリフレッシュ、生き生きと働き続ける、活力を生み出すことにつながると思っています。それがひいては子どもたちの豊かな学び、学力の向上につながることを確信しています。

今、教育委員会教育長が言われたように、申請する側も承認する側も、承認研修の意義とか、なぜ、これを推進するかということが十分に理解されていない。承認研修は、所属長の承認があればできるんですが、そして、申請をして計画書を出して報告を出すことで、どんな研修をしたかということが判断することができます。ところが、あれはだめ、これはだめと入り口のところで縛りをかけている部分が多く見られました。制約を設けることに向かうのではなく、幅広く柔軟に承認研修を拡大していくことが肝要だと思います。次年度は、さらに充実した研修ができるよう取組を強めていただくことを希望します。

今回の「夏休み充電宣言」の中で、現場の教職員から大きく期待されているのが、年休の付与期間の変更です。つまり、年次休暇を1月1日から12月31日までの暦年でカウントするのではなく、夏休み明けの9月1日を起点として、翌年の8月31日までの1年間とする変更です。今の制度では、もしもの場合に備えて年休を残しておく、12月末までに消化し切れず残ってしまうことが多いということです。8月末が期限に

なれば、残った年休を夏休みに使いきることができます。学校現場から期待されている、この付与期間変更に向けて、どのようなスケジュールで進めていかれるのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君）教職員の年休の付与期間につきましては、今お話にありましたように、現行の1月から12月までの取扱いを、来年度以降は9月から翌年の8月までに変更することとしております。

これによりまして、学校の夏休み期間中、教職員が計画的に休暇の取りまとめができるよう見直しを進めておりまして、これは九州では2番目、全国では7番目の導入となっております。

来年の夏休みには、これまで以上に教職員の休暇取得が促進され、心身の休養が実現しますよう、今後、関係規定の改正や制度の周知など、円滑な実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）堤議員 19番。

○19番（堤典子君）本当に制度の変更の周知であったり、スムーズな移行ができて、現場の皆さんからも活用されるように取組をしっかりとお願いしたいと思います。

3、棕呂路トンネル建設について。

この質問は、午前中に松浦市選出の石本議員からありました。私も同じような質問になるかと思いますが、石本議員は松浦市側から、私は佐世保市側から質問をさせていただきます。

先月8月19日に、一般県道佐世保日野松浦線、板山トンネルの開通式が行われました。大石知事にも現地佐世保市世知原町にお越しいただき、県選出国會議員、県議、市議、各自治体の首長や地元の皆さん、工事関係者など、多くの皆さんとともに開通を祝いました。

また、8月30日には、棕呂路板山トンネル建設促進期成会より、知事に対して要望活動が行われたところです。

期成会は、2つのトンネルの名前を掲げて取り組んでいますが、もう一つの棕呂路峠の方は、佐世保市世知原町と松浦市を結ぶ道路です。山間の急傾斜地にカーブが多く、道路が狭く、大型車の通行や離合の妨げになるということ、道路脇に駐車禁止の看板があちこちに立てられています。冬季の積雪や路面凍結、雨の多い時期の土砂崩れなどもたびたび発生してきました。この道路の整備状況について、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君）土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君）県道佐世保日野松浦線の棕呂路峠についてですが、大型車の走行に支障を来している区間の解消を目的といたしまして、稗木場地区で2か所、木浦原地区で1か所の合計3か所において整備を進めておるところでございます。

いずれの工区につきましても用地の取得は完了しております。そして、現在、切り土工事などを鋭意進めているところでございます。引き続き、残る工事の進捗に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（山本由夫君）堤議員 19番。

○19番（堤典子君）地元では、棕呂路トンネル、今、現道の工事の状況について、整備状況について答弁いただきましたけれども、ここに棕呂路トンネルとして早期事業化着手に向けて望む声が高まっているところです。

松浦市、それから佐世保市世知原町の一部は、玄海原子力発電所の30キロ圏内にあります。原発事故の際は、重要な避難道路の役割を果たす道路となります。救急患者の搬送のためにも整備が急がれるところです。また近年、自然災害

が激甚化、頻発化する中であって、災害時等の避難路は幾つか確保しておく必要があると思います。この棕呂路トンネルの事業化に向けた見直しについて、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 棕呂路トンネルの建設につきましては、現状の交通量が少なく、多額の費用が想定されることから、費用対効果の面におきまして課題があると考えております。

このため、板山トンネル開通後の交通状況などを調査したうえで、関係市とともに道路のあり方について検討を行いたいと考えております。

地域でこれから取り組まれる地域活性化の取組、それによりまして道路の使い方が変わってくると思われますので、そうしたところも踏まえて地域と意見交換をして考えていきたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 通行量が今少なくて、そして費用対効果の面が問題になるということを言われましたけれども、道路が改善されれば、当然ながら通行量は増えます。これまでもあちこちの道路で、トンネルが開通したことで通行しやすくなったり、移動距離が短縮されたりして経済面、生活面の利便性が高まったところは幾つもあります。

この早期の棕呂路トンネルの事業着手に向けて取り組んでいただきたいと思っているわけですが、地元との協議をしっかりと進めていただきたい。そして、早期着手に向けた動きができることを期待しながら、強く要望しながら、次の質問に移りたいと思います。

4. 盲ろう者等の選挙権の保障について。

国政選挙や地方自治体の選挙に関しては、選挙のない時期であっても、私たちは現職の議員

や候補者に関して、ポスターやのぼり旗などを目にしたり、演説会の案内を耳にしたりすることはあります。

しかし、視覚や聴覚に障がいがある人は、通常の生活においても様々な情報に触れる機会が圧倒的に多くありません。視覚や聴覚に障がいがある人、盲ろう者もいます。そういった人に政見放送や選挙公報といった候補者や政党に関する情報、また選挙日程や投票所などに関する情報を届けるために、どのような取組をされているのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員（堀江憲二君） 視覚や聴覚に障がいがある方への取組として、県選挙管理委員会では、視覚障がい者の方に対し、国政選挙や知事選挙において、候補者から提出された選挙公報全文を掲載した点字版、音声版、拡大文字版の選挙公報を作成し、要望に応じて配布しております。

また、政党名や候補者名を点字で記載した候補者名簿を作成し、各投票所に備え付けております。

視覚障がい者の方に対しましては、国政選挙や知事選挙における政見放送において、政党や候補者が選挙の種類に応じて、それぞれが手話通訳や字幕を付けることができるようになっております。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 国政選挙では、点字版、それから音声版、また拡大文字版など、そういうことで情報提供されているということですが、そもそも提供されているということすら知らない人も多くいます。テレビやラジオで政見放送はあると言われても、番組表を見ることがすら困難な人がいます。

よく私たちは、詳しくはWebでとか、こちらのQRコードからご覧くださいとか、そういうことは毎日のように聞いたり、目にしたりするわけですが、そういったことが、障がいがあることによって、なかなかすぐにはそういった情報に届くことができない、そういう方もいらっしゃると思います。

したがって、選挙公報や行政無線などで視覚障がい者向けの点字、音声などの公報があることをお知らせするようにしていただきたいと思っています。

さらに、選挙公報の点字版、音声版、拡大文字版は、国政選挙や県知事選挙では用意されていても、県議会、市町議会の議員選挙などではごく一部にしか用意されていないと聞いています。

選挙情報がないので、誰に投票するか決められず、結局行かなかったという人がいました。立候補者が多い自治体は大変だとは思いますが、こんな誰に投票していいか情報がないから決められないというような残念な結果にならないよう、有権者の元に情報を届ける仕組みを今後しっかりつくっていただくことを要望したいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○副議長（山本由夫君）選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員（堀江憲二君）情報をしっかり集めて、そういう届ける仕組みを今後もつくっていききたいと思います。

○副議長（山本由夫君）堤議員 19番。

○19番（堤典子君）やはりそういった選挙の情報になかなか届かない皆さん、声を上げるのもなかなか難しいというか、そういう皆さんのところにもしっかり届けられる仕組みというのをそれぞれの選挙管理委員会で取り組まれる

ことをよろしく願いいたします。

それから、公職選挙法によって、選挙公報は候補者から提供されたものをそのまま掲載しなければならないとされています。公正、公平な選挙となるためには大切なことですが、しかし、これでは、視覚や聴覚、その両方に障がいがある人たちにとっては不便です。また、選挙公報に用いてある用語がわかりにくく、ろう者が理解するのが難しいとも聞いています。これは知的障がい者の中にもそういうことが当てはまることがあるかと思えます。

そこで、聴覚障がい者情報センターなどで、ろう者に対して、立候補者の選挙公報の内容を伝える説明会などがあれば、そういうものを開催していただければ理解を助けることになるかと思っているんですけども、聴覚センターなどに委託してもらうなどの対応を取っていただくことは可能でしょうか。

○副議長（山本由夫君）選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員（堀江憲二君）そういう選挙制度について、視覚障がい者等に対する情報提供、それから仕組み、それをつくったり、説明会をしたりということについても、今後またじっくりと検討していきたいと考えます。

○副議長（山本由夫君）堤議員 19番。

○19番（堤典子君）今後検討していきたいというご答弁ですので、改善されていくことを期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

総務省によると、公職選挙法では、投票所の投票管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、家族や手話通訳、介助員などが投票に付き添うことを認めています。選挙公報の持ち込みも禁じられてはいません。

ただ、第三者による不正な誘導を防ぎ、投票

所で居合わせたほかの人への影響も考慮する必要があることなどから、やむを得ない事情に明確な基準はありません。自治体や投票所によって、まちまちなのが現状だと聞いています。

私が聞いた範囲では、家族や介助者が付き添えることを投票所で言われたことがないという方ばかりです。しかし、当事者から申し出ないことには、そして、投票管理者が認めた場合に限るということですから、恐らく周知されていない、また、このことを投票所の関係者もほとんどわかっているわけではないということなのかと思っています。

視覚障がい者は耳が聞こえるので、誘導したり、点字や代理投票の際の係の人の指示に従うことができます。しかし、盲ろう者は聞こえないので係員の指示を理解することは困難です。普段一緒にいる家族、あるいは移動介助者が投票が終わるまで一緒にいられるようにしていただきたいと思います。このことを全県下で実施、周知されるよう改めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長(山本由夫君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員(堀江憲二君) 公職選挙法第58条第3項においては、「選挙人を介護する者、その他の選挙人と共に投票所に入ることに、やむを得ない事情がある者が選挙人と一緒に投票で入場することができるもの」というふうに規定されております。

この介護者等の入場については、各投票所の投票管理者において個別に決定されるものでありますが、本制度について、関係団体を通じたお知らせやホームページへの掲載などにより周知を図るとともに、市町選挙管理委員会に対して、選挙の際の説明会での注意喚起や事例集を改めて周知するなど、今後とも介護が必要な選

挙人への適切な対応を図ってまいります。

○副議長(山本由夫君) 堤議員 19番。

○19番(堤典子君) 今までなかなかそのことが周知されずに、投票所で非常に困っている方がたくさんいたと思うんですね。今後の選挙については、そういったところで付き添いができるということを皆さんに知らせる、そして説明会のときにも十分そのことをゆき渡らせる、そういったことを通して、一人ひとりの選挙権の保障について取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、全国の5つの県の知事選挙において、投票したい候補者に丸をつける記号式投票制度を導入しているところがあります。障がい者や高齢者、病気などのために候補者の名前を書くことが困難な人にとっては投票がしやすくなる制度だと思いますけれども、全国で5県しか行われていないということは、よい面も不都合な面もあるということかと思っています。記号式投票制度にはどういったメリット、デメリットがあるのか、お尋ねします。

○副議長(山本由夫君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員(堀江憲二君) 記号式投票制度は、県や市町村が執行する地方選挙において、個別に条例を制定することで実施できるものです。ご指摘のとおり、全国の知事選挙では5つの県で導入されております。

メリット、デメリットについてですが、この制度のメリットとしては、「障がい者や高齢者が投票しやすいこと」、「開票の際に疑問票の判定にかかる時間を減らすことができること」、こういうことが挙げられます。

他方で、デメリットとしては、「候補者が多数となる議員選挙での導入が難しいこと」、「首長選挙のみ導入しても、ほかの選挙が全て自書

式であるため、有権者が混乱すること」、「投票者のうち、期日前投票を利用される方が4割近くになっている現状がありますが、記号式の投票用紙は、選挙当日にしか使用することができないこと」などが考えられます。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君）5つの県で知事選挙で導入をされているということなんですけれども、例えば東京都のように、都知事選挙に立候補者がたくさん出るようなところはとてもできませんし、やはり本当にごく少数の立候補者の場合しか適用されないと思いますし、それから立候補を締め切った後でないと投票用紙の印刷ができないとか、様々な制約があるということ、そういったところも広がっていかないことかなと思っています。

今、若い世代の選挙に対する関心の低さ、低投票率が問題になっています。一方で、投票率が高いとされている高齢者が80歳を超えると、足腰の衰えや体の不調で投票率が低下する傾向にあると言われていています。今後、新たな、もっと便利な投票方法が採用されることがあるのかもしれませんけれども、今のこの選挙制度の中で、選挙というのは国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義を支える重要な制度です。市民生活や社会をよりよくするため多くの人が政治や選挙に関心を持つことができるよう、誰一人置いていかない選挙情報の提供、選挙事務の執行に心がけていただくようお願いをして、次の質問に入ります。

5、獣医師の確保について。

昨年は、県内ではじめて佐世保市において高病原性鳥インフルエンザが確認されました。また、2010年、平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫は、30万頭近い牛や豚などの殺処分が行われ、

畜産業だけではなく地域経済や県民生活に多大な影響を与えました。

今年は、佐賀県における豚熱の発生で、本県でも防疫体制の強化が求められています。豚熱は、豚熱の予防ワクチンの推奨地域に九州の7県が追加指定されて、北海道を除く46の都府県が推奨地域となりましたし、県内では昨日から豚のワクチン接種がはじまったことが報道されていました。

家畜の悪性伝染病の発生は、肉、卵、牛乳などの生産量の減少につながり、畜産農家の経営に打撃を与え、加工業者等にも損害を与えることにつながります。食料の安定供給を阻害し、食の安全を脅かし、価格の高騰につながっていきます。

そこで、家畜の伝染病をどう防ぎ、発生した場合にどのように対応しているのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）家畜の伝染病が発生しないように、まず平時の対応でございますけれども、全ての畜産農家に対し、県の家畜保健衛生所の獣医師が車両の消毒や野生動物の侵入防止など、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、指導を行い、そのような指導を徹底することで県内での家畜伝染病の発生予防に努めているところでございます。

それから、昨年12月、本県ではじめてとなる高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、県職員獣医師は、専門的な知見を活かし、発生農場における殺処分等の防疫作業のリーダーとして指揮を執ったほか、発生原因の究明や周辺農場への立入調査などを行っております。

また、先月佐賀県の養豚場で、豚熱の発生が確認された際には、国からの派遣要請に応じて、

本県の県職員獣医師1名が現地での殺処分作業に従事したほか、県内においては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、緊急的な接種対象の約18万頭へのワクチン接種に現在全力で取り組んでいるところでございます。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 佐賀県にも応援に入られたということですが、宮崎県の口蹄疫のときにも全国から応援の皆さんが集まったということをお聞きしています。被害が広がらないように、防疫体制を強化するためということで取り組まれるご苦労というのは本当に大変なことだと思います。

そうした中、以前から県の獣医師が不足しているということをお聞きしています。全国の獣医師全体の数は充足していても、獣医師免許を取得した人が、犬や猫などの小動物を相手にする動物病院に流れ、家畜保健衛生所や食品の安全などに関わる公務員獣医師が不足しているとのことですが、獣医師の欠員の状況、獣医師不足にどのように対応しているのかお尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 県の獣医師についてでございますが、主に家畜保健衛生所や食肉衛生検査所、保健所に配置しており、家畜の保健衛生、防疫や、と畜検査、食品、環境等に関する監視業務などに従事しているところでございます。

数としまして、本年4月1日時点の獣医師職員数は109名でございますが、一方で、16名が欠員となっているところでございます。このことにつきましては、会計年度任用職員や臨時的任用職員などを代替職員として配置し対応しているところでございますけれども、一部の所属においては未配置となっている状況でございます。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君） 109人獣医師がいるところ、欠員が16人、そして会計年度任用職員などでカバーをされているということですが、お聞きしましたところ、県の職員の獣医師のOBの方がそこに回っていらっしゃるということで、本当に専門職ですから、誰でもはできない、そういう中でのご苦労というのは本当に大変なことだなと思います。

今回の豚熱発生ですけれども、そうした様々な、これからも家畜の伝染病がいつ起きるかわからないとか、そういったことを考えますと、本当にこの欠員を補うために確保しておく必要があるかと思うんですけれども、獣医師の不足に対しては、獣医師免許を持つ人の受験者を増やす取組が欠かせないものと思いますけれども、多くの人に本県を受験してもらうためにどう取り組まれているのか、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 県では、全国17の獣医系大学の学生に対し、大学訪問やオンラインでの個別相談会、インターンシップ研修の開催などにより、県職員獣医師の業務内容ややりがい、長崎県の魅力などを直接伝えることで、本県への関心を高め、就職先として選んでいただけるよう取り組んでおります。

また、令和2年度からは、採用試験の受験会場を全国5か所に拡大することで、獣医学生が受験しやすい環境を整えているところです。

さらに、県内の中学生や高校生に対し、県職員獣医師の仕事の紹介や、獣医系大学への推薦制度、獣医修学資金制度に関する情報提供など、未来の獣医師を確保する取組も行っているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 堤議員 19番。

○19番（堤典子君）全国17大学をターゲットにして獣医師受験をしてもらうための様々な取組、全国5か所での受験とか、それからインターンということが今ご答弁でありましたけれども、聞いた話では、五島の方にインターンに来た学生が、離島の豊かな自然環境の中で、すごく感じ入って受けようと思われたとか何とかというお話も聞きました。全てのそういう学生が、県がやっていることに対して、こちらの意図するところに全て届くとは限りませんが、様々な方法でぜひ長崎県を選んで受けていただく、そういうことを今後とも取り組んでいただけたらと思います。

五島のインターンのお話は、本当にいい話を聞いたなというか、そうじゃない、そういうことに、あまり経験しても響かない人もいるかとは思いますが、自然が好きとか、人によってはそういうところで長崎県を選んでくれる人もいるのかなと思いました。

この受験者を増やすだけではなく、やはり公務員獣医師の処遇を改善することが欠かせません。専門職として手厚く処遇する、処遇改善の取組について、お尋ねします。

○副議長（山本由夫君）総務部長。

○総務部長（中尾正英君）議員ご指摘のとおり、処遇改善というのは非常に重要なところでございます。この獣医師の処遇改善については、人材確保の観点から、平成23年4月に初任給調整手当を新設し、これまでの間、手当の増額や支給期間の延長などを行ってきたところでございます。

さらに、令和5年度からでございますが、昨年度の人事委員会の報告を踏まえ、採用1年目の支給月給月額を3万円から5万5,000円へと大幅に引き上げたところであり、その結果、採用

1年目の月額及び支給期間における総額ともに、全国5位とトップクラスの水準となっております。

引き続き、獣医学生等に対し、本県獣医師の仕事の魅力や意義とあわせて、こうした処遇改善の情報も積極的にPRしながら獣医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）堤議員 19番。

○19番（堤典子君）初任給・調整手当の改善ということでご答弁をいただきました。今年から人事委員会の勧告を受けての措置ということで、手当が月3万円から5万5,000円に引き上げられた、聞くところによりますと、それまで全国26位だったのが5位に引き上がったと聞いています。さらにその上に6万円の鹿児島県があると聞いたんですが、鹿児島の方は全ての獣医師、家畜保健所とかそういうところにいる人には6万円だけれども、そうじゃない部署の方にはそこまでは高くない、けれども、長崎県は皆5万5,000円であるというふうにお聞きしています。そういうことから考えると、随分の処遇改善になっているかなと思います。

そういったこともしっかりアピールをしていただいて、今後も獣医師の確保に取り組んでいただきたい。県民生活の安心、安全のためご努力いただきたいと思います。

終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本由夫君）本日の会議はこれにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時46分 散会

第 1 0 日 目

議 事 日 程

第 10 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 上程議案委員会付託

4 請願上程、委員会付託

5 散 会

令和5年9月21日（木曜日）

出席議員（44名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君

37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（2名）

11番 山村 健志 君
 34番 小林 克敏 君

説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 前川 謙介 君
 県民生活環境部長 大安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 松尾 誠司 君
 水産部長 川口 和宏 君
 農林部長 綾香 直芳 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 吉野 ゆき子 君
 交通局長 太田 彰幸 君
 地域振興部政策監 渡辺 大祐 君

文化観光国際部政策監	伊達良弘君
産業労働部政策監	宮地智弘君
教育委員会教育長	中崎謙司君
選挙管理委員会委員	高比良末男君
代表監査委員	下田芳之君
人事委員会委員長	水上正博君
公安委員会委員	安部恵美子君
警察本部長	中山仁君
監査事務局長	上田彰二君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田中紀久美君
教育次長	狩野博臣君
財政課長	苑田弘継君
秘書課長	黒島航君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	一瀬永充君

議会事務局職員出席者

局長	黒崎勇君
次長兼総務課長	藤田昌三君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	濱口孝君
議事課課長補佐	永尾弘之君
議事課係長	山脇卓君
議事課会計年度任用職員	天雨千代子君

午前10時 0分 開議

○議長(徳永達也君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

鵜瀬議員—13番。

○13番(鵜瀬和博君)(拍手)[登壇] 皆さん、おはようございます。

私は、自由民主党、壱岐市選出の鵜瀬和博でございます。

県議会2期目、当選後はじめての一般質問の機会をいただき、我が自民党会派の先輩、同僚議員の皆様には感謝申し上げます。

一般質問最終日のトップを務めるため少々緊張をしておりますが、傍聴者の皆様はじめ、インターネット中継をご覧になっている皆様の温かい応援をよろしくお願いいたします。皆さんの応援を受けて、さらに頑張らせていただきますので、最後までよろしくお願い致します。

質問の前に、度重なる各種自然災害により、お亡くなりになられた方々に心からのご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、橘湾沿岸で発生した赤潮を受けられた方々に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

今後、国、県、市等関係機関と連携し、産地回復に向け、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、質問通告に従いまして、知事はじめ、教育委員会教育長、執行部局の皆様には、大きく4点について、1、離島振興について、2、農林水産業について、3、物流「2024年問題」について、4、県民の安全・安心について、一括質問をさせていただきますので、エネルギー・物価高騰の中、厳しい時代だからこそ、知事はじめ、教育委員会教育長、執行部局の皆様の前向きで夢の持てるご答弁を期待しております。どうぞよろしくお願い致します。

1、離島振興について。

(1) 交通について。

航路・航空路運賃低廉化事業の対象者拡大について、お尋ねいたします。

平成29年に施行されました「有人国境離島法」においては、国境離島地域の住民に対する航路・航空路の運賃の低廉化が図られており、

住民の負担を軽減し、生活を守るという観点から、大変ありがたい制度であると認識をしております。

現在、各離島に実施されている運賃低廉化事業については、航路・航空路事業者と地元市町等が連携し、実施しておりますが、現在、教育旅行やスポーツ・文化合宿等の参加者については、運賃低廉化事業の対象となっております。

離島には、美しい自然景観、独自の歴史文化、新鮮でおいしい食など、様々な魅力があります。例えば、大学のゼミ合宿やスポーツ合宿等を含め、若い世代が様々な形で離島を訪れる機会を増やすことは、将来に向けて、離島振興につながる意義ある取組だと考えます。

また、特に、学生など若年層の呼び込みを考えた場合は、離島への旅行費用の負担軽減を図ることは大切だと考えております。

このような面からも、ぜひ対象者拡大となるよう取り組んでいただきたいのですが、今後の県としての取組をお尋ねいたします。

（2）交流人口拡大について。

インバウンド誘客について、お尋ねいたします。

長崎県における国内観光については、全国旅行支援「ながさきで“心呼吸”の旅キャンペーン」などにより、観光需要が回復しつつあります。

さらなる観光の活性化や交流人口の拡大を図るうえでは、本年5月の水際対策の撤廃以降、また8月10日には中国からの団体旅行も解禁されており、各地で本格的に受入れが再開しているインバウンドの需要回復も重要と考えております。

本県の離島は、豊かな自然や海の幸、山の幸の豊富な食材など、インバウンドが好む魅力が高い観光地であると思います。

特に、地元壱岐市は、九州の玄関口である福岡県、特に、福岡空港からのアクセスも良く、地理的優位性もあることから、今後は、国内観光に加え、インバウンドの取り込みも期待できると考えております。

さらなるインバウンド誘客のためには、市町と連携し、魅力ある体験メニューの開発や知的好奇心を満たすような観光コンテンツの造成、外国人の方に本県の離島を認知してもらうための情報発信は重要と考えております。

離島へのインバウンド誘客について、知事はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

（3）教育について。

高校生の離島留学制度について、お尋ねいたします。

高校生の離島留学制度は、特色ある教育課程の中で、自分の可能性を発見し、希望する進路を実現するとともに、しまの豊かな自然や文化の体験、島民との交流を通して、将来にわたり交流人口、関係人口の拡大にも寄与する事業であり、本年4月施行の「改正離島振興法」においても配慮規定されております。

この離島留学制度を活用し、壱岐市に在住していた壱岐高校の男子生徒が3月に行方不明の後、亡くなったことは非常に痛ましく、残念ではありません。心からのご冥福をお祈りいたします。

本事案を受け、離島留学の現行制度を総括的に検証し、離島留学生在が安心した生活が送れるとともに、制度が持続可能なものになるよう必要な措置を講じるという目的で、これからの離島留学検討委員会を県の教育委員会が設置され、これまで3回にわたり協議されてきました。

去る9月3日に開催した3回目の最後の検討委

員会で、「壱岐事案についての検証結果及び離島留学制度の改善に向けての報告書案」について協議がなされておりますが、これまでの協議の結果を踏まえ、県の教育委員会として、今後どのように制度の改善に向けて取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

次に、キャリア教育の実践及び成果について、お尋ねいたします。

近年、高校では、生徒が自ら考え、地域振興を目指した特色ある活動を行うなど、すばらしい取組が行われております。

それらの取組や成果を幅広く発信し、商品化や実用化に取り組んでいくことで、県としても、将来のしまや長崎県を支える人材の育成を図ってはとありますが、県として、どのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

次に、県内小中学校の離島への修学旅行等推進について、お尋ねいたします。

無人島を含めると971のしまを有する長崎県で育ちながら、しまのことを知らないまま成長する子どもたちも多くいるのではと懸念をしております。

私の地元壱岐は、紀元前に形成された環濠集落である「魏志倭人伝」に記された一支国の王都、国特別施設の「原の辻遺跡」、700年以上も受け継がれている国指定重要無形文化財「壱岐神楽」、持続可能な開発目標（SDGs）の様々な取組をしております。

このように、長崎県のしまには、大陸との関わりなど、古代から続く歴史や伝統、さらにしまじまの織りなす美しさや時間を忘れるほどの景観の中に、再生可能エネルギー、ドローンなど最先端技術に加え、シーカヤックなどのマリンスポーツなど、そのしまならではの体験活動、様々な良さがあります。

ぜひ県内の多くの子どもたちがしまを訪れ、豊かな自然や歴史、文化に触れ、学びを深めてほしいと思っており、そのためにも、しまへの修学旅行等は大変有意義な教育活動であると考えております。

そこで、県内小中学校の離島への修学旅行等の実施状況と今後の取組について、お尋ねをいたします。

（4）小規模離島における配慮について。

本島への車検に伴う車両航送料金について、お尋ねをいたします。

今年の7月に、県、市の職員同行の下、壱岐市の小規模離島である三島地区へ出向き、三島まちづくり協議会の役員皆様と意見交換会を実施し、貴重なご意見をいただきました。

小規模離島においては、小規模離島内でも人の移動や荷物等の運搬など、車は欠かせません。しかし、車検を受ける場合、小規模離島内では車検をしてくれる業者がないため、離島本土へ対象車両を送らなければなりません。つまり、車検代金とは別に、往復の航送料金を払わなければならない、離島本土との車検による負担差が大きいとのことでした。

「改正離島振興法」の中に、小規模離島への配慮が明記されましたが、支援策はないのか、お尋ねをいたします。

（5）エネルギー・物価高騰について。

ガソリン価格の地域格差について、お尋ねをいたします。

資源エネルギー庁の9月11日時点の調査では、長崎県内のガソリン価格は192.5円と、全国平均184.8円より7円ほど高い状況にあります。

国は、令和4年1月から、原油価格高騰を受け、燃料油価格激変緩和事業により、ガソリン小売価格の抑制対策を実施しておりますが、8月28

日の全国平均価格が過去最高値を更新したこともあり、9月末で終了予定のこの補助金を年末まで延長されたところです。

県民生活に直結するガソリン価格の高騰抑制については、国により対策が講じられておりますが、従来から、本土と離島では地域格差があり、離島の価格が高い状況にあります。公共交通手段の少ない離島地区においては、通勤・通学をはじめとした移動は、自家用車に頼らなければいけない部分が多く、一層切実な問題であります。

この格差対策として、国は、離島のガソリン流通コスト対策事業を実施しておりますが、この事業の現状はどのようなものか、お尋ねをいたします。

また、離島のガソリン流通コスト対策事業を実施しても、なお本土と離島では価格格差があり、この価格差を埋める対策が必要と思いますが、県の考え方をお尋ねいたします。

2、農林水産業の振興について。

（1）水産業について。

藻場回復に向けた食害生物の駆除促進について、お尋ねをいたします。

藻場は、「海の森」と呼ばれ、魚類の産卵場や幼稚魚の保護、育成の場であるなど、重要な役割があり、その回復を図ることは、水産業振興のうえでも、積極的に取り組むべきと考えます。

藻場の回復には、食害生物の駆除も重要な要素であり、壱岐においては、民間企業が駆除したガンガゼを有用な資源として捉え、食用や船底塗料の原料として有効活用し、6次産業化し、新たな収益事業として成果を上げた事例もあると聞いております。

SDGsを推進する観点からも、このような

事例を参考に、食害生物を廃棄するだけでなく、有用な資源として積極的に活用する取組を県内に広く展開することが重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

次に、漁村活性化に向けた海業の推進について、お尋ねをいたします。

近年、漁村では、地域の人口減少や高齢化に加え、地球温暖化等の影響を受け、漁獲量の減少や魚価の低迷等により、漁業所得の減少等のため、地域の活力が低下をしております。

そのため、国においては、水産基本計画の柱の一つとして、海や漁村に関する魅力や地域の資源を活用して所得機会の増大を図る、いわゆる海業を振興することとしており、県においても、今年度から海業の推進に取り組んでいるとお聞きをしております。

地元壱岐においても、勝本町漁協では、辰ノ島観光遊覧船やカフェなど、他地区に先駆けて海業に取り組んでおり、雇用も含め、地域の活性化に欠かすことのできない取組として根づいております。

漁村地域の活性化に向け、こうした観光業と連携した海業の取組は大変有効であり、県内各地へ普及させることが重要と考えますが、県における取組状況をお尋ねいたします。

次に、移住を伴う新規漁業就業者の確保対策について、お尋ねをいたします。

近年、漁業就業者の減少が続いており、担い手確保のため、地元出身者だけでなく、I Jターナー者を新規就業者として積極的に受け入れたいと考えている地域が多いと聞きます。

漁業の魅力をもっと幅広く情報発信し、移住を伴うI Jターナー者の確保対策を強化していくべきと考えますが、県の取組をお伺いします。

次に、ALPS処理水放出による影響について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、さきの一般質問もありましたが、改めて質問をさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出を理由に、日本の最大の輸出先である中国が日本の水産物輸入全面停止を含む強硬な対抗策を発動しました。

これまで、日本から中国への水産物輸出は右肩上がりが増えてきておりました。長崎県における水産物輸出総額は目標以上に推移しており、令和4年度、約71億円となっております。中国における取引額と全面停止に伴う風評被害も含め、県内への影響の状況と、国における支援策はどのような取組なのか、お尋ねをいたします。

（2）農業について。

新規就農者に対する支援について、お尋ねをいたします。

壱岐市では、最近5か年で、新たに59名の方が就農し、他産業から農業へ転職した方や県外からの移住者など、多様な人材が地域の担い手として活躍をされております。

しかし、近年、後継者が不在の農家が増加し、世代継承が進まず、産地の先細りが危惧される状況となっております。

J A壱岐市では、産地の担い手を確保するために、就農希望者がいちごやアスパラガスなどの栽培技術を習得するトレーニングハウスを整備し、今年度は、就農時の初期投資の軽減を図るハウスリース事業に取り組むように伺っております。

今後、担い手を確保するためには、壱岐島外から新規参入者を確保する必要がありますが、農業への新規参入に当たっては、栽培技術の習得、施設や機械の初期投資、住居の確保などが

課題と考えております。県として、どのような支援に取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

次に、スマート農業の推進について、お尋ねいたします。

農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化とともに、資材価格等の高騰によるコストの上昇、さらに地域の担い手が不足する中、産地を維持、拡大していくためには、新たな取組が必要であると考えております。そのような中、スマート農業が、それらの課題を解決するため、農業経営の最適化や効率化が可能となる新たな技術として期待をされております。

農業の現場では、現在、ドローンやAI、IoT等の先端技術やデータの活用が生産性の向上や省力化による規模拡大につながるため、県内のスマート農業が広がってきていると伺っております。

そこで、県では、県内農業が抱える課題解決に向けて、スマート農業の活用について積極的な取組を進めておられますが、県として、スマート農業の導入で、具体的にどのような効果が出てきていると考えているのか、お尋ねをいたします。

次に、農産物の海外輸出に向けた取組について、お尋ねをいたします。

我が国では、今後、少子・高齢化の進展に伴う人口減少等により、食の市場規模が減少していくことが予測されておりますが、海外では、新興国の経済成長、人口増加等に伴い、食の市場規模は拡大傾向にあります。

国は、農業生産基盤を維持するためには、輸出拡大を図ることは必要不可欠と考えており、2030年までに農林水産物、食品の輸出額を5兆円とする目標を設定し、海外市場も視野に入れ

た農業、食品産業への転換を図ることとしております。本県としても、積極的に農産物の輸出拡大に取り組む必要があると考えます。そのような中、6月の農水経済委員会において、令和4年度の農産物の輸出額が目標を上回ったとのうれしい報告がありました。

本県は、みかんやびわ、いちご、アスパラガス、長崎和牛といった他県にも決して引けを取らない魅力ある農産物を有しておりますが、それら農産物の輸出の取組状況と円安による海外の購買力向上の追い風により、さらなる輸出拡大に向けて、今後、県としてどのような取組を進めていくのか、お尋ねをいたします。

3、物流「2024年問題」について。

近年、全国的に多くの産業分野において人手不足が大きな課題となっております。中でも、物流の基幹的役割を果たしているトラック輸送を担う運転手の人手不足は、トラック運送業の事業者だけでなく、国民生活や経済活動に直結する重要な課題であり、その対策は、他の産業分野よりも急務ではないかと考えております。

このような中、来年度から、トラック運転手など自動車の運転業務に従事する方の労働時間等についての規制が厳しくなり、その結果、物流の関係で、これまで以上に様々な影響が生じることを懸念する、いわゆる物流「2024年問題」が間近に迫っております。

この問題に対する影響は、当然、県内でも同様であり、壱岐をはじめ、各離島地域では、農林水産物等、本土へのトラック輸送にフェリーによる海上輸送が必要であり、乗船待ちの時間が生じるため、来年4月以降は、離島特有の影響も少なからず、あらわれてくるものと考えられます。

この物流「2024年問題」については、国によ

る十分な対応が期待されているところですが、来年度からは、どのような影響が生じる可能性があるのか、またその対策として、どのような取組がなされているのか、お尋ねをいたします。

4、県民の安全安心について。

東アジアの危機に対する対応について、お尋ねをいたします。

北朝鮮による度重なるミサイル発射や中国による台湾、尖閣諸島への領海侵入により、東アジアにおける緊張が高まっております。

ミサイルが発射された場合の住民への情報伝達方法はどのようになっているのか、また特に、海域で操業している漁業者への伝達は手段が限られてくると思いますが、どのような方法で伝達するのか、お尋ねいたします。

次に、防災・減災に向けた国土強靱化の推進について、お尋ねいたします。

近年、自然災害が激甚化、頻発化し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。

本県においては、急峻な山地や崖地が多く、全国2番目に多い3万5,000か所以上の土砂災害警戒区域を有しており、近年の土砂災害発生件数は増加傾向であると聞いております。

また、8月には、本県にも台風6号が接近し、県民生活に大きな混乱をもたらしました。幸いにも、今回の台風では県内に大規模な災害を招くことはありませんでしたが、いつ、どこで大きな自然災害が発生してもおかしくない状況にあります。

大災害が発生しても、被害の最小化、経済社会の維持、迅速な復旧、復興ができるよう、事前に対策することは重要であり、特に、河川改修事業や砂防事業、道路防災事業などは、県民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保するために、重点的に取り組む必要があると考

えております。

そこで、国においては、平成31年からは「3か年緊急対策」、令和3年からは「5か年加速化対策」として予算を確保し、防災・減災、国土強靱化の取組を加速化させておりますが、県、とりわけ土木部においては、この国土強靱化の予算により、どのような成果があったのか、お尋ねいたします。

また、県議会においても、令和4年7月に「国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書」を国に対して提出したところですが、5か年加速化対策期間中の各年度予算を十分に確保するとともに、5か年対策後においても、引き続き国土強靱化に必要な予算、財源を別枠で確保することは大変重要であると考えます。令和7年度までとなっている5か年加速化対策後の予算確保の見通しについて、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 鶴瀬議員のご質問にお答えいたします。

インバウンド誘客について、本県離島は、観光地としての魅力があり、福岡空港にも近く、インバウンドの取り込みも期待できると思うが、離島への誘客拡大に向けた知事の考えはとのお尋ねをいただきました。

本県は、壱岐、対馬、五島列島など、多くの離島があり、本県の活性化において、離島の振興は必要不可欠と考えております。

離島は、美しい自然や離島独特の文化、歴史、豊富な海の幸、農作物を中心とする食材などを有する魅力あふれる観光地で、交流人口拡大を図るうえでは、国内旅行者の取り込みに加えて、

外国人観光客の誘客も必要と認識しております。

離島へのインバウンド誘客のためには、多言語対応等の受入れ環境の整備や旅行者のニーズに対応した観光コンテンツづくりを進めるほか、デジタル化の進展に伴い、Web、SNS等を活用した情報発信による認知の獲得が有効と考えております。

県では、自然やアクティビティ、異文化体験を組み合わせた旅行形態であるアドベンチャーツーリズムを推進しているほか、国境離島交付金を活用して、欧米豪をはじめ、海外向けの情報発信を専門とするメディア等とタイアップし、Web、SNS等を活用し、離島の多様な魅力について、発信をしてきたところでございます。

引き続き、インバウンドに訴求力のある離島ならではの魅力あるコンテンツの造成支援や離島の魅力を積極的に発信することでインバウンド誘客につなげ、交流人口拡大による離島の活性化を図ってまいりたいと考えております。

残余のご質問につきましては、関係部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（渡辺大祐君） 私から、2点離島振興について、お答えをさせていただきます。

教育旅行やスポーツ・文化合宿などの参加者について運賃低廉化事業の対象に追加できないかとお尋ねでございます。

航路・航空路運賃低廉化事業の対象と認められております、いわゆる準住民につきましては、体験移住や体験就業など、国境離島地域への移住、定住の促進等に大きな効果が期待できるものに限定をされております。

準住民の拡大につきましては、交流拡大や地域経済の活性化が期待されることから、県とし

ましても、国への要望を重ね、令和4年度からは、住民の介護等のために反復・継続的に来島する親族が追加されるなど、対象が拡大されたところでもあります。

県としましては、引き続き、移住・定住促進や交流拡大に資するような対象範囲の拡大を求めるとともに、教育旅行や合宿等で来島される方を含めて、滞在型観光促進事業での割引が受けられるようにするための観光体験メニューの拡充などについて、市町と一体となって国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、小規模離島や二次離島から車検のため車両を航送する際の支援策はないのかのお尋ねでございます。

島内で車検が受けられない小規模離島などでは、車検の際に、車両を島外へ航送する必要があり、負担になっているものと承知をしております。

現在、離島地域で登録されている車両につきましては、その負担軽減策として、車検を受けられる期間の延長や災害特例の柔軟な適用に加え、自賠責保険料の減額措置がなされているところです。

車検のための航送料に係る補助制度の創設等につきましては、これまでも関係都道県で組織する離島振興対策協議会等を通じまして国へ要望を行っております。

県としましては、本年4月に施行されました「改正離島振興法」におきまして、小規模離島に対する配慮規定が設けられたことも踏まえ、関係市町の意見も伺いながら、制度の創設等について、引き続き、国へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 私の方から、

教育行政3点答弁させていただきます。

まず、離島留学制度につきまして、今後どのような制度の改善に取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

3回にわたり実施いたしました、「これからの離島留学検討委員会」の中で、臨床心理士や弁護士等の外部委員の皆様から、それぞれの立場で制度の課題について、ご協議いただき、その改善策の方針を報告書として取りまとめたいただいております。

報告書を受けまして、県教育委員会といたしましては、生徒や里親のSOSに迅速に対応するための組織体制の構築や危機管理マニュアルの整備に取り組みますとともに、専門家を交えた入学前の事前相談の充実や、あるいは地域全体で生徒を見守る環境の整備など、関係市との連携を強化しながら改善を図ってまいりたいと考えております。

今回のような悲しい出来事を二度と起こさないためにも、今後とも、離島留学生が安心して充実した生活を送ることが出来ますことはもとより、卒業後も、関わりのあった方々と温もりのある交流が続いていきますように、より魅力的で持続可能な制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、将来のしまや長崎県を支える人材育成についてのお尋ねでございます。

本県の高校におきましては、生徒が地域の抱える課題解決に主体的に関わる探求的な活動に取り組んでおりまして、その中には、地域の魅力や強みを新たなビジネスに結びつける教育を行っている専門高校や離島の学校もございます。

例えば、壱岐商業高校におきましては、現在、起業家精神の育成を目的に、民間企業と共同で、地元の食材や特産品を使いましたオリジナル商

品の開発や販売などに取り組んでおりますが、年度内を目途に、より実践的に会社経営を学べるように、生徒自身が直接運営に携わる「高校生株式会社」を設立する準備を進めているところでございます。

県教育委員会におきましても、起業家精神を育む「アントレプレナーシップゼミ」などの事業を推進いたしますことで、既存の学校教育の枠組みにとらわれず、しまや長崎県の未来を創造できる人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、県内小中学校の離島への修学旅行等への実施状況と今後の取組についてのお尋ねでございます。

長崎県で育つ子どもたちには、県内の離島のことをぜひ知ってもらいたいという思いから、これまで市町教育委員会や小中学校へのリーフレットの配布等を行い、修学旅行等の行き先の選択肢として離島をPRしてまいりました。

実施状況といたしましては、令和3年度に10校、778名、令和4年度には9校、938名の子どもたちが離島を訪れておまして、事後のアンケートでは、「広大な自然に感動した」、「今まで知らなかった長崎の良さを感じた」などの回答からも、子どもたちがしまの魅力に触れ、充実した教育活動になったのではないかと考えております。

今後は、リーフレット等の周知に加えまして、児童生徒向けに作成しました学習資料「ふるさと長崎県」におきまして、地引き網漁や神楽の体験、遺跡や城跡巡りなど、離島ならではの体験活動を紹介することによりまして、教育活動の場としてのしまの魅力発信に一層努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（大安哲也君） 私から、ガソリン価格に関しまして、2点お答えさせていただきます。

国における離島のガソリン流通コスト対策事業の現状はとのお尋ねでございます。

この事業は、流通経路等により割高になる離島の流通コストに対し、離島ごとに設定された単価により小売店に補助金が支給されるものであります。

県内においては、小売店がある29の離島が対象で、しまごとの補助単価は、1リットル当たり4円から26円となっております。そのうち、壱岐島、対馬島、福江島などについては、現在10円が補助されており、令和4年度の本県全体の支給実績は、約4億円となっております。

次に、流通コスト対策事業を実施してもなお価格差があり、これを埋める対策が必要だと思いが、県の考えはとのお尋ねでございます。

離島地域のガソリン価格は、流通コストに加え、1店舗当たりの販売量が少なく、人件費等のコストが割高になる現状があります。

また、公共交通機関の路線等が十分でなく、主な移動手段が車となることから、ガソリン価格が社会経済活動に与える影響は大きいものと認識しております。

そのため、県といたしましては、これまでも離島地域におけるガソリンの揮発油税減免等の措置を講じるよう国に対し要望を行っており、本土と離島地域の価格差是正に向けて、引き続き国に要望してまいります。

○議長（徳永達也君） 水産部長。

○水産部長（川口和宏君） 私から、4点お答えいたします。

まず、食害生物を資源として活用することについて、どのように取り組んでいくのかとのお

尋ねてございます。

藻場の回復を図るうえで、食害生物の駆除は有効な手法であり、国事業を活用しながら漁業者が取り組む駆除など、地域の藻場保全活動への支援を行っております。

ガンガゼ等食害生物の駆除を実施したことにより、壱岐市の三島地区周辺や五島市の崎山地区など、各地において藻場の回復が確認されております。

議員ご指摘の食害生物を駆除するだけでなく、資源として積極的に活用する事例としては、壱岐でのガンガゼのほか、対馬でのイスズミに関する取組が、地元関係者と行政との連携により成果を上げていると承知をいたしております。

まずは、これらの取組の重要性や効果を他地区にも紹介し、食害生物の資源としての活用を促してまいります。

次に、海業の普及に向けた県の取組状況はとのお尋ねでございます。

県内では、現在、漁師食堂や漁業体験、民泊といった海業が33以上の地区で取り組まれており、さらに充実、拡大させたいという声や今後新たに取組んでみたいとの声も多く聞かれております。

このため、県では今年度から、海業チャレンジ応援事業により、各地域の取組拡大や新たな取組への後押しを進めており、例えば、平戸市館浦地区においては、地域の特徴である定置網を活かした漁師体験や魚料理体験などの観光コンテンツづくりを目指し、地元漁協、市、観光連盟等の関係者とともに協議を重ねているところです。

引き続き、地域資源を活かした魅力あるコンテンツづくりなど、海業の振興を通じて漁村のにぎわい創出に力を注いでまいります。

次に、新規漁業就業者の確保対策を強化するべきではないかとお尋ねでございます。

県では、これまでSNS等による情報発信や就業フェアの開催等による就業希望者の呼び込み、漁業技術習得に必要な研修への支援等と併せ、ながさき漁業伝習所を相談窓口として、新規就業者の確保、育成に取り組んでいるところです。

特に、今年度からは、IJターン者をより円滑に受け入れるために、県北と対馬の2地域において、ベテラン漁業者による漁業技術の指導と併せ、漁協を中心とした生活面をサポートする体制づくりに向けて準備を進めております。

また、IJターン者の定着を確実なものとするため、経営が不安定となる着業直後の2年間、燃油や資材等の漁業経費の支援を今年度から実施しております。

今後も、地元市町や関係団体と連携し、IJターン者の呼び込みや新規就業者の確保、定着に引き続き取り組んでまいります。

最後に、中国における輸入停止の県内への影響や国内消費拡大に向けた取組はとのお尋ねでございます。

本県の令和4年度の水産物輸出額約71億円のうち、約35%が中国向けで、国別では最多となっております。

しかしながら、今般の中国の輸入全面停止により、養殖マグロでは、国内など、中国以外に出荷をする必要が生じており、また出荷シーズンが秋以降である養殖ブリについては、同様に新たな出荷先を確保しなければならないため、影響の拡大を懸念しております。

今般、国では、国内の消費拡大、風評影響への対応、輸出先の転換などを柱とする支援策を公表いたしました。

県としましては、これらを積極的に活用し、販促キャンペーンや学校給食への本県水産物の提供など、長崎県漁連等と連携しながら、各種対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、3点お答えをさせていただきます。

まず、U I ターン者の就農支援について、県はどのように取り組んでいるのかとのお尋ねですが、県では、県内外から広く新規就農者を確保するため、新規学卒者に加え、U I ターン者の就農対策に取り組んでおります。

具体的には、就農を希望する人を対象とした技術習得支援研修の実施やJ A が主体となった生産と経営技術習得をサポートする研修機関の立ち上げを推進しているところです。

さらに、就農時に必要な初期投資の負担軽減を図るため、国の補助事業や県の単独事業等を活用して機械や施設の導入支援を行っており、毎年、県外からのU I ターン者が40名程度、県内で就農している状況です。

また、今年度から、移住によるU I ターン者のさらなる増加を図るため、移住就農希望者向けの総合サイトを開設して、就農や暮らしに関する情報発信やU I ターン者向けにJ A 等が行う園芸リースハウスの整備の支援に取り組んでいるところです。

今後とも、市町や農業団体と役割分担を図りながら、県内外からの新規就農者の確保に努めてまいります。

次に、スマート農業の導入により、県内でどのような効果が出ているのかとのお尋ねですが、スマート農業技術の導入は、生産性の向上や省力化につながることから、県では、各振興局に相談窓口を設置し、環境制御技術の実証や勉強

会、ドローンの実演など、各種取組を進めてまいりました。

その結果、環境制御機器の活用により、いちごの新規就農者が就農当初から全国平均の2倍の収量を上げた事例やドローンの活用により、水稻の防除作業時間が従来の10分の1となった事例、発情発見装置の活用により、繁殖牛の分娩間隔が全国平均より50日短縮した事例など、スマート農業の導入のメリットを実感できるような効果が出てきております。

今後も引き続き、市町や関係団体と連携し、機器の導入支援やデジタル人材の育成等を進め、快適でもうかる農業の実現に向け、スマート農業を推進してまいります。

次に、本県農産物の輸出の取組状況と、今後さらなる輸出拡大に向け、どのような取組を進めていくのかとのお尋ねですが、本県農産物の輸出については、農業者や農業団体、流通関係者及び県等で構成する「長崎県農産物輸出協議会」において、会員への初期商談やテスト輸出支援、県内産地への海外バイヤー招聘、海外での長崎フェアの開催、長崎和牛の指定店拡大などに取り組んでおり、その結果、令和4年度の農産物輸出額は約7億8,000万円と、令和7年度の目標額7億円を上回ったところです。

しかしながら、その輸出額の5割は香港に偏重しており、国際情勢等のリスクを回避するためには、より多くの輸出先国を確保する必要があると考えております。

そのため、今後も需要拡大が見込め、輸出障壁が低いシンガポールやマレーシアを重点国と位置づけ、輸出ルートの定着、拡大に向けて、現地商社や販売店等に対するトップセールスや長崎フェアの開催などに取り組むこととしております。

また、五島地域においては、さつまいもを輸出する取組がはじまっており、こういった自ら輸出に取り組む産地の育成も併せて推進することで、本県農産物のさらなる輸出拡大に取り組んでまいります。

○議長（徳永達也君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 私からは、物流「2024年問題」について、お答えさせていただきます。

物流「2024年問題」の影響と対策についてのお尋ねでございますが、物流分野においては、人手不足等の課題への対応が強く求められている中、来年4月からは、トラック運転手の働き方改革として、時間外労働の上限規制などが強化されることから、物流の停滞が懸念されております。

この「2024年問題」に関する国の検討会では、対策を講じない場合、国内の輸送力が来年度には14%不足し、2030年度には34%不足するとの推計がなされております。

このため、国では、物流分野における商慣行の見直しや物流の効率化、荷主、消費者の行動変容を施策の柱とする「政策パッケージ」を本年6月に取りまとめ、荷主等への国の監視を強化する「トラックGメン」の創設など、解決に向けた取組がはじまっております。

県では、引き続き、トラック運転手を確保する取組などを支援していくとともに、長崎県トラック協会との意見交換などを通じて、まずは県内の輸送力の現状や課題の把握に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 私からは、1点、東アジアの危機に対する対応について、お答えさせていただきます。

ミサイルが発射された場合の住民への情報伝達方法はどのようになっているのかとのお尋ねでございます。

弾道ミサイルなど、対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、事態の内容や避難の呼びかけが、携帯電話等に配信される緊急速報メールや市町の防災行政無線を通じて、国から住民まで瞬時に伝達されます。

また、防災行政無線や携帯電話の圏域外で操業中の漁業者に対しては、緊急的な情報を伝達するため、官邸や水産庁からメールにより漁業無線局に自動送信される情報を自動的に音声変換して、漁業無線情報として発信しております。

こうした情報伝達の仕組みを安定的に運用するためには、日頃からの点検や動作確認が重要であることから、国、県、市町などにおいて、定期的に情報伝達試験を実施しております。

今後も、国や市町との緊密な連携を図り、有事の際に迅速、確実に県民へ情報が伝達されるよう努めてまいります。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国土強靱化の予算による成果、そして5か年加速化対策後の予算確保の見通しについて、お尋ねをいただきました。

土木部では、「3か年緊急対策」により217億円、そして「5か年加速化対策」により、令和4年度補正までの3か年で821億円の予算を確保し、国土強靱化の取組を進めてまいりました。

この取組によりまして、トンネル工事について申し上げます、壱岐市の仮称坪触トンネルを含む県内5か所の同時着手が可能となり、また砂防関連事業について申し上げますと、従前と比べ、工事箇所数が1.5倍となるなど、県民の安全・安心な暮らしの確保に向け、大幅な進捗が

図られております。

しかしながら、強靱な県土づくりにつきましては、いまだ道半ばであると考えており、このような中、国におきましては、本年6月に「国土強靱化基本法」を改正し、今後、「国土強靱化実施中期計画」を定めるなど、国土強靱化を引き続き計画的かつ着実に推進する方針が示されたところであります。

県としましても、国土強靱化の計画的、着実な推進に向けて、国に対して地域の実情をしっかりと訴え、5か年加速化対策後も必要な予算の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（徳永達也君） 鶴瀬議員 - 13番。

○13番（鶴瀬和博君） 知事はじめ、教育委員会教育長、そして執行部の皆様、ご答弁ありがとうございました。

いただいた答弁に対しまして、幾つか意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、航路・航空路運賃低廉化事業の対象拡大及びしまへの修学旅行等推進については、離島は、観光地として、また、様々な体験活動や学習コンテンツが豊富な土壌でありながら、しまへの旅行については、渡航費等が本土に比べ課題となっております。

ぜひ、滞在型観光促進事業等の活用により、観光客だけではなく、教育旅行、スポーツ・文化合宿等利用者へも拡充していただくよう、見方を変え、知恵を出し、時限立法であります「有人国境離島法」の延長を見据え、国へ引き続き強く要望していただくようお願い申し上げます。

2点目は、離島留学制度についてです。

今後、留学生が、「このしまに来てよかった」、「卒業してからも訪れたい」と思ってもらえるような制度にするためには、今回の離島留学生が亡くなるという悲しいできごとを、これから

先も決して忘れないことが何よりも大事なことだと思っております。

また、里親、学校だけではなく、地元の市の教育委員会はもちろんのこと、市の福祉部局や地域振興部局をはじめとして、様々な関係機関がしっかりとスクラムを組み、教育委員会教育長からも先ほど答弁がありましたように、地域全体で離島留学生を見守るような環境を整備することも非常に大事なことだと思います。

これまで、週刊誌などの一部の報道やSNSなどで特定の個人を一方向的に誹謗中傷する記事が多く見受けられましたが、今回の報告書の内容については、様々な関係者からの聞き取りをもとに、公平公正、中立な立場で事実に基づき作成されたものと思っております。

今後も、離島留学生はもちろんのこと、離島留学生を支える関係者に対するフォローアップにつきましても、これまで以上にさらなる注力をしていただきますようお願い申し上げます。

3点目は、藻場回復についてです。

水産部長が答弁されたように、地元壱岐の一部では、食害駆除等により、藻場回復がかなり見られております。

今年度のながさき水産業大賞の長崎県漁業協同組合連合会長賞を受賞された、関係機関で組織する壱岐市磯焼け対策協議会が、回復した藻場をブルーカーボン・クレジット化申請する新たな取組を行うよう準備をしております。

県として、藻場回復支援はもちろんのこと、ブルーカーボンに関連した取組にご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

4点目の農業振興の特に畜産振興につきましては、昨日の一般質問において、子牛価格下落に伴う対策として、県としても、さらなる追加支援に対し検討しているとの知事の答弁があり

ました。

農業生産の過半数を占める若者の就農者も多い畜産業の維持、継続に向けて、早急に支援いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、残った時間、幾つかの項目について、再質問をさせていただきます。

1、インバウンドの誘客について、クルーズ船誘致について、お尋ねをいたします。

さきの一般質問において、運休している長崎航空の国際線については、10月末からの定期便一部再開に向けての受入れ体制は、調整可能な見通しであり、現在、具体的な再開日程について、航空会社側で調整を進めていると答弁がありました。さらなるインバウンド誘客への大きな追い風となるものと考えます。

離島の観光活性化や交流人口の拡大を考えるに当たっては、離島の港を活用したクルーズ船による誘客も重要と考えます。

本年5月に、国内クルーズ船「にっぽん丸」が壱岐へ入港した際は、郷ノ浦港の岸壁において、クルーズ船を出迎えるイベントや壱岐焼酎などの地元産品等が販売されており、クルーズ船の乗客の多くは、上陸後、地元産品の購入や島内観光地の周遊を楽しんでいただきました。

このように、離島におけるクルーズ船の入港は、港のにぎわいを創出するとともに、さらには離島経済を活性化させる効果があると考えております。

県においては、これまでも離島へのクルーズ船誘致に取り組んできたと思いますが、今後、離島へのさらなる入港拡大に向けた県の取組をお尋ねいたします。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（伊達良弘君）令和5年度の離島港へのクルーズ船入港数は、8月末

現在、壱岐をはじめ、合計10回となっており、コロナ前の2019年同時期と比較すると、2倍の入港数となっております。

離島へのクルーズ船の誘致につきましては、コロナ禍においても、運航再開を見据えまして、市町や地元の民間事業者等と連携し、国内外のチャーター旅行会社や小型船を有する海外の船会社などに対する誘致活動等を実施してまいりました。

本年8月には、壱岐にフランスの船会社を招聘いたしまして、離島ならではの観光や食の魅力を紹介するなど、今後のクルーズ船の誘致と併せまして、島内の周遊促進や県産品の消費拡大に向けたセールスも実施したところでございます。

引き続き、入港数のさらなる拡大に向け、地元の自治体等とも連携し、国内外の船会社などへの積極的な誘致活動に加え、周遊促進や寄港時の県産品の消費拡大などに取り組み、クルーズ船の入港に伴う効果を最大化し、離島の活性化を図ってまいります。

○議長（徳永達也君）鵜瀬議員 - 13番。

○13番（鵜瀬和博君）ぜひ今後もインバウンドから選ばれる長崎県として、市町、観光関係機関としっかりと連携して、誘致に向けて取り組んでいただくよう、よろしく願いをいたします。

次に、水産業についてのALPS処理水放出による影響について、お尋ねをいたします。

国内消費の拡大に向けた取組については、水産部長より答弁がありましたが、取組内容の検討が進んでいけば、教えていただけないでしょうか、よろしく願いします。

○議長（徳永達也君）水産部長。

○水産部長（川口和宏君）販促キャンペーンと

いたしましては、お歳暮シーズンに向けたECサイトでの送料無料化への支援や学校給食への養殖ブリの提供、県内外の量販店での水産物販売イベントの開催など、適切な対応策について県漁連等と協議を進めており、引き続き、連携して取り組んでまいります。

さらに、ふるさと納税の返礼品としての水産物の活用や首都圏の量販店における「さかなの日」イベントの開催などについても検討してまいります。

○議長（徳永達也君） 鵜瀬議員 - 13番。

○13番（鵜瀬和博君） ぜひ今後も水産県長崎として、しっかりと取組を進めていただくことをお願い申し上げます。

次に、県民の安全・安心について、東アジアの危機に対する対応について、再質問をさせていただきます。

Jアラートなど、情報伝達手段が整えられていることは理解をいたしました。

弾道ミサイルなど、国民保護事態への対応については、情報伝達に限らず、日頃の訓練が重要だと思います。昨年度、国民保護訓練を離島をも含めて順次実施していきたいとの答弁をいただきましたが、今年度の訓練予定について、お尋ねをいたします。

○議長（徳永達也君） 危機管理部長。

○危機管理部長（今富洋祐君） 国民保護訓練については、来月、五島市において、弾道ミサイルを想定した避難訓練を住民にも参加していただく形で実施する予定としております。

また、来年2月には、諫早市において、域外への住民避難を想定した図上訓練を実施する予定であります。

こうした訓練を県内各地において、国、市町と共同で着実に重ねていくことで、地域住民の

意識や国民保護に係る事態対処能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 鵜瀬議員 - 13番。

○13番（鵜瀬和博君） 行政の最大の責務は、県民の生命と身体、そして財産を守ることだと考えております。防災意識の啓蒙や防災対策の理解を進めるためにも、今後も、しっかりと県、市など関係機関と連携し、県の防災訓練を実施されるよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、先ほど知事の方からも、長崎県の活性化は、離島の振興は必要不可欠であるというご答弁をいただきました。本県は、まさに全国一の離島県でありますし、離島が長崎県の魅力の一つでもあると考えております。つまり、知事が言われたとおり、離島の振興なくして県の発展はないものと考えております。

このたび、「新しい長崎県づくり」のビジョン（素案）の現状と課題の中でも、本県は、離島・半島を多く有し、人口減少や少子・高齢化が全国よりも早く進んでおり、労働力不足や地域経済の縮小、公共交通・地域コミュニティの維持・確保問題など様々な影響が全国に先駆けて顕在化することが懸念されている「課題先進県」と言えます。しかし、見方を変えれば、遠からず同じような課題に直面するであろうほかの地域に先駆けて、課題解決に向けた最先端技術の社会実装などを進めていくチャンスがあると言えます。これこそ、まさに長崎県チェンジ&チャレンジだと思えます。

3年にわたるコロナ禍や円安、物価高騰の影響によりまして、離島においては、本土よりも、さらに厳しく、苦しい状況が続いております。しかし、離島の住民は、そのような中でも、日本の領土・領海をしっかりと守り、食の安定供給等をはじめ、無人のしまにならないよう、しっ

かりと地に足をつけて生活をされております。

今後も、「改正離島振興法」や「有人国境離島法」に基づく国の支援制度を最大限に活用しながら、県各部局はもとより、関係省庁や市町、さらには民間団体等と連携、一丸となって、本県離島のさらなる振興に向けて取り組んでいかれますよう強くお願いをします。そのことが、先ほども言いましたとおり、長崎県の発展につながると私は強く思っております。

どうぞ離島出身である知事のリーダーシップをもって、離島振興も含め、県全体の振興にお力添えをいただきますことをお願いし、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）
○議長（徳永達也君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（徳永達也君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君）（拍手）〔登壇〕皆様、おはようございます。

西彼杵郡の声を県政に届け、長崎のために頑張る自由民主党の富岡孝介でございます。

まずは、こうして、この初質問の場に、健康に立たせていただくこと、質問の機会を皆様からお与えいただいたことを心から感謝申し上げます。

この本会議場にいらっしゃる皆様、傍聴席にいらっしゃる皆様、ライブ配信でご覧になっている皆様、録画でご覧になっている皆様、この一般質問の準備に向けて様々お力添えをいただ

いた皆様、そして、県民の皆様にご心から本当に感謝をしております。

その感謝の気持ちを恩返しという形で、私の政治家としての気持ちは、頑張る人たちが報われる社会、本当に困っている人たち、苦しんでいる人たちが頑張れるように支援が届く社会、そういうものをつくっていくことを目指しております。そして、長崎の発展のため、失敗を恐れず、大胆な発想で政策に、数値やデータ、エビデンスに基づいて取り組んでいくことをここに誓います。

日本国憲法と、今年5月には改正もされました地方自治法、その理念、趣旨にのっとり、西彼杵の地域代表としての性質と、そして、長崎県全体の代表としての2つの性質を有するハイブリッドな存在として全力で取り組んでいく所存でございます。

そうした観点から、今回は質問項目を大きく9つ用意させていただいております。全て長与町、時津町のためになりつつも、長崎県全体のためにもなるという、そういうものでございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1、西彼杵道路及び長崎南北幹線道路について。

（1）西彼杵道路及び長崎南北幹線道路の整備状況について。

これまでのたくさんの先輩方が何度も取り上げられてきた、この道路でございますけれども、やはりその重要性の観点から、私も、そして地元時津町のために取り上げさせていただきます。

さて、西彼杵道路と長崎南北幹線道路は、長崎市と佐世保市を約1時間で結び、交流促進や沿線地域の活性化、周辺道路の混雑緩和などが期待されております。

現在、その事業が進められていますが、まだ未着手の区間もあり、早期の全線開通に向けて取り組んでほしいと考えています。それが私の地元のご要望でもございます。

そこで、両道路の整備について、改めて、その目的と今後どのように進めようとしているのか、国土交通省のご出身でもある馬場裕子副知事にお尋ねいたします。

以下の質問につきましては、対面演壇席より実施いたします。

○議長（徳永達也君） 馬場副知事。

○副知事（馬場裕子君） 本県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向けて、高規格道路の整備を重点的に進めております。

このうち、ご指摘のありました西彼杵道路につきましては、今年2月の時津工区の開通により、周辺道路の混雑緩和が図られたところでございます。現在は、西海市において、大串白似田バイパスの整備を進めております。

また、長崎南北幹線道路につきましては、長崎市内の混雑緩和に大きく寄与するものであり、昨年度、茂里町・滑石工区に着手したところでございます。

この2つの道路は、本県の将来の発展のために欠くことのできない重要な道路であると考えており、全線開通することでネットワークとしての機能を発揮するものであります。このため、国土強靱化関係予算を最大限に活用するなど、しっかりと予算確保に努め、引き続き、早期の全線開通に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 馬場副知事、ありがとうございました。この道路の大切さ、馬場副知事

もよくご存じということで、これからはしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

（2）アクセス道路の進捗状況と今後の見通しについて。

さて、副知事のご答弁の中にもありましたアクセス道路について、道路の混雑が大分緩和されたということでしたけれども、一方で、井手園交差点付近の交通量が増加して混雑する事態も生じております。本日の傍聴席にも井手園交差点のすぐそばにお住まいの新井町議もお越しかと思うんですけれども、当交差点や国道206号の混雑緩和のためには、今年度新規事業化された長崎南北幹線道路のアクセス道路について早期完成が必要であり、地元の皆さんも待ち望んでいます。

そこで、アクセス道路の現在の進捗状況と今後の見通しについて、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎南北幹線道路のアクセス道路につきまして、井手園交差点の混雑緩和、そして、滑石、時津インターチェンジへのアクセス性向上などを目的としまして、このアクセス道路、今年度事業化させていただいております。これまでに、詳細なルート選定を終えておまして、現在、構造物の設計やトンネル建設に向けた地下水調査などを行っているところでございます。これが今の進捗状況でございます。

次に、今後の事業の見通しについてもお尋ねをいただいたところでございます。

今後につきましては、現在進めております構造物の設計に引き続きまして、測量立入りに関する地元説明会を開催したうえで用地測量を行うこととしており、来年度中には用地取得に着手したいと考えております。引き続き、アクセ

ス道路の早期完成に向け、事業を推進してまいりたいと思います。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 緊張のため、せっかくパネルを用意したのに使用しておりませんでしたので、（笑声）今から、先ほどのことを頭に入れつつも、皆さん、なかなか佐世保市の方とか、わからない部分もあるかと思いますので、ちょっとパネルを使用させていただきます。よろしいでしょうか。（パネル掲示）

皆様、ご覧いただけますでしょうか。県民の皆様も、下の紫色の部分、これが国道206号でございます。皆様から見て右側が、すいません、これ北が右側になっていて、南が左側になっております。申し訳ございません。

そして、このアクセス道路というのは、この上の黒い部分見えますか。令和5年2月18日開通、西彼杵道路、大石知事もいろいろな式に行かれていましたけれども、この西彼杵道路は開通して、今後は長崎市の方にビューっと左の方に延ばしていこうとしているんですが、この赤い部分、長崎南北幹線道路ありますね。赤い部分のその真ん中のあたりの滑石から時津の野田郷のあたりまで続くのがアクセス道路と言われるところでございます。本来の長崎南北幹線道路とは別にできるんですけれども、ちゃんと車が乗り入れしやすいような形で、かなり重要な道路でございます。この進捗状況につきましては、先ほどのとおりでございますので、今後、皆様、このアクセス道路について、しっかりと進めていけたらと思しますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2、国道207号の整備状況について。

（1）現在の進捗状況について。

今度は先にパネルをお見せします。（パネル

掲示）

皆様、この左上の地図がわかりやすいかもしれませんが、皆様の地元もあるかと思えますけれども、私の地元、時津町、長与町、このうちの長与町のところに大きく丸がついております。この右側の地図がその拡大した部分でございます。

先日も山口県議の方が、国道207号のこの該当地区について取り上げられておりましたけれども、山口議員は、地元諫早市の方からでした。この右側の青色と赤色の部分を、私は、長与の方の代表として、この左側の部分からのお話をさしあげているところでございます。左の図にもありますように、この大村湾を取り囲む部分の下の南の部分の207号、よく知っていただけたらと思います。これは後ほどの3番目の質問にも関わってくる場所ですので、これを頭に入れておいてください。一旦取り下げます。

大村湾に面する国道207号の長与港から諫早市多良見町佐瀬にかけては、公園、カフェ、温泉などが点在しています。長与シーサイドストリートの名称にて大村湾県立公園に指定されている風光明媚な景観を活かして、長与町が交流人口の拡大を図っております。

この路線に関しましては、長与町岡郷の一本松から塩床方面へと順次整備が進められてきており、今年度は塩床・堂崎間の約800メートル区間が新規事業化されました。生活道路、産業道路、観光道路、そして、緊急道路としての観点から、地域としても、この工区の早期完成を望んでいます。207号のこのところ、今年度の選挙の時もそうだったんですけれども、ずーっときれいな桜の咲いているところがあります。その桜の木への影響も含めて、現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 国道207号の堂崎拡幅におきましては、今年5月に地元説明会を開催したところであります。現在、来年度からの用地取得に向けて、用地測量を進めさせていただいております。

沿線にある桜の木についてですが、34本のうち15本が道路整備による影響を受けます。地元と協議をさせていただいた結果、樹齢50年以上の老木であり、桜の世代交代もある程度必要であることから、新たな植樹を含めた道路計画について、ご理解をいただいたところでございます。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 桜の木については34本中15本ですか、切られてしまうということで残念な部分もありますけれども、地元の皆様のご理解もいただいているということで、進めていただけたらと思います。

（2）事業未着手区間の今後の見通しについて。

先ほどの赤色部分、事業未着手区間3.3キロメートルの堂崎から佐瀬の部分の今後の見通しについて、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 事業未着手区間についてですが、今後、事業中箇所を進捗を見ながら検討を進めていきたいと考えております。

県といたしましては、まずは事業中である堂崎拡幅、佐瀬拡幅、この予算確保に努めまして事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 再度ちょっとパネルの方をお見せしたいと思います。（パネル掲示）

今度は下の方にぐーっと着目してください。左側見えますでしょうか、バスが通っております。山口議員のお話の中にもありましたけれど、ここ国道なんですね。国道207号という割には、ちょっとバスが通ったら、こっちから来る車はもう通れないという大分狭い道で、ちょっと暗いような状況になっております。この未着手の部分についても、町の皆様、そして、後ほど述べますサイクリングロードにもなっておりますので、この部分の早期の事業着手をお願いできればと思います。

3、大村湾を活かした観光振興について。

大村湾は、長崎県の中央部に位置し、緩やかな波が海岸に打ち寄せる様子から琴の湖の別名もあり、沿岸地域は、自然、景観、文化、産業など、地域資源が豊富な地域となっています。

（1）大村湾サイクルツーリズムについて。

近年、自転車を活用した観光に資する施策として、サイクルツーリズムが全国で盛んに取り組まれています。県内では、私の地元時津町、長与町において、関係市と連携し、大村湾南部の沿線で、このサイクルツーリズムに取り組んでいると聞いています。

そこで、その概要と現在の取組について、お聞きしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 長崎県内では、観光施策の一つといたしまして、サイクルツーリズムを推進するため、4つのサイクリングルートを設定しております。

そのうち、大村湾南部地域のルートにつきましては、大村湾沿線の国道34号、国道207号、県道、そして、市町道等で構成されておりまして、大村湾のすばらしい景色を眺めながらサイクリングを楽しむルートとなっております。

これまでに、サイクリストの安全で快適な走行環境を確保するため、ルート上に矢羽根などの路面標示ですとか、案内標識などの整備を実施してきたところでございます。

今年度からは、ルートの魅力をさらに高めることを目的といたしまして、眺望の良さやサイクリストの安全性等を考慮した展望スポットの整備を実施する予定でございます。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君）こちらにつきましてもパネルを用意しておりますので、ちょっと準備させていただきます。（パネル掲示）

皆さん、見えますでしょうか。私の地元、時津町、長与町に関わる部分は、この右の赤色の部分ですね。大村湾南部地域サイクリングルート46キロ、大村市の方までですね。そして、長崎空港のところまで行くと。この議場の皆様には東彼杵郡川棚町出身の議員、佐世保市、西海市出身の議員いらっしゃると思いますけれど、各地域でこうした自転車に乗ることができると、サイクルツーリズムができるということになっております。イメージ湧きましたでしょうか。

（2）大村湾を活かした広域的観光振興（サイクルージング等）について。

県の中心部に位置する大村湾は、時津町や長与町をはじめ、県内9市町が隣接しており、市町などと連携した広域的な周遊対策、周遊というのは、あちらこちらを旅行して回ることで、に取り組むべきと考えておりますが、現在の取組状況について、お尋ねしたいと思います。

特に、私の地元におきましては、サイクルージングという新たな取組がスタートしつつあるようですが、そこを重点的にお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（前川謙介君） 大村湾は、

内海特有の穏やかな海でございまして、湾の周辺には多様な観光スポットも有している大変魅力的な観光資源だと考えております。

議員ご質問のサイクルージングでございますけれども、現在、民間の事業者を中心に、大村湾周辺道路でのサイクリングと湾内でのクルージングを組み合わせた「サイクルージング」として、観光コンテンツの造成に取り組まれております。

県といたしましても、国の補助制度を活用しながら支援をしているところでございます。

この事業には、大村湾周辺の9市町や地元の観光関係団体などが参画をされておまして、沿岸地域におけるサイクルルートの造成や湾内を結ぶ航路の選定、あるいは長崎県産の魚介類やフルーツを活用した食のメニューの開発などに取り組まれているところでございます。

こうした取組によりまして、大村湾周辺地域の広域周遊を促進して観光客の満足度を高め、長く滞在していただくことで、地域の観光消費額の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君）ちょっと質問通告してないこととか、時間の都合もありますので、あまり細かいことは聞けないかもしれませんが、イメージはいかがでしょうか。大村空港の方に着いて、そこからビューっと船で時津港、あるいは長与港の方には今は入ってないかもしれませんが、来て、そこから自転車に乗って、ぐるーっと1周したりとか、あるいはその周辺でご飯を食べたりとかするようなイメージでしょうか。

特に、私の地元の長与町、時津町におきましては、なかなか観光の目玉みたいなのがないも

ので、こういうところをしっかりとっていくと、さらには、皆様の地元でも、先ほどの自転車のルートとかありましたけれども、そういうところと連携してぐるーっと回るような、この大村湾を活用した、知事も、大村湾活用ということは以前もおっしゃっていたかもしれませんが、その大きな取組として、先ほどの207号をしっかりと整備する。桜のところについては、今かなり狭いんですよ。桜の名所でありつつも狭いから、そこを広げていっぱい駐車場もとめられるようにして、そこに一旦自転車を置いて、周りで食べて、また、ぐるーっと皆さんしながら、あとは国内の自転車の乗る人たちとか、できれば海外からも、知事もビジョンの中で書いていましたけれども、海外からもたくさん来ていただいて、長与町、時津町として、長崎市と大村湾周辺として、いっぱいお金を使ってもらえるような、そういうビジョンを皆さんと共有しつつ、先ほどの道路整備と頑張っていけたらと思います。

4. 部活動の地域移行について。

(1) 県内の進捗状況について。

学校部活動は、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しみ、体力や技能の向上に取り組むだけでなく、多くの先輩や後輩と仲よくなったり、達成感を味わったり、責任感を身につけたりと、生徒にとって多くの経験ができ、人間的に成長できる場として大きな意義があると考えます。

私自身、中学、高校の6年間、後ろにいらっしやいます近藤議員の下で柔道部に入り、6年間たくさんのお話を学ばせていただきました。ありがとうございます。（笑声）

しかしながら、現在、部活動においては、少子化による部員不足によって団体でチームが組めなくなるなど、これまでのような活動が難し

くなってきており、学校や地域によっては存続の危機にあるとも聞いております。

このようなことから、部活動の地域移行は、地域移行というのは、学校の先生ではなく、外部の人たちにお任せするということですね。特に、土日みたいなんですけれども、現在は、子どもたちがスポーツや文化活動を続けることができる環境をつくる取組として重要であると考えております。

そこで、まずは県内の部活の地域移行の進捗状況がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 部活動の地域移行でございますけれども、現在それぞれの市町が設置しております協議会等におきまして、競技団体や保護者会等を主体とした運営のあり方など、地域の実情に応じた具体的な移行計画の検討が進められておるところでございます。そのうち、長与町におきましては、もう今年度から休日の全ての運動部活動を総合型スポーツクラブに移行いたします。

また、新たに国の指定を受けました2市3町では、近隣校同士での合同の活動、あるいは既存のスポーツ少年団、吹奏楽団等と連携した実証事業に取り組むこととしております。

引き続き、このような地域移行に向けました土台づくり準備が円滑に進みますよう、市町で開催されます協議会等に積極的に参加いたしまして、実証事業の成果や先進的な取組などの情報を共有するなど、市町と連携、協力して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 各市町で具体的な取組の検討が進められるということですが、引き続き、

子どもたちのために確実に取り組んでいただきたいと思います。

（2）財源確保等について。

さて、こうした部活の地域移行は、地域クラブ活動などへの加入によって参加費用などが必要になるなど、保護者の新たな経済的負担が生じることが予想されております。そのため、子どもたちがスポーツや文化、芸術活動に安心して取り組めるよう、保護者の経済的な負担軽減を図る必要があると考えます。

現に先日は、長与町長、長与町議長、役場の皆様とご一緒に、中学校部活動の地域移行に伴う財源の確保について、大石知事、そして、徳永議長のもとへ要望書に基づき、陳情に伺わせていただきました。

以上、部活動の地域移行に伴う財源の確保、保護者の経済的な負担軽減に関する県のお考えについて、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 地域移行後の部活動を担う地域クラブにつきましては、学校管理下で行います学校部活動と異なりまして、参加者の会費等で運営されるため、運営団体等におきましては、保護者の理解を得つつ、会費の適切な設定をしていただく必要があると考えております。

そのためには、ご指摘ありましたようにできるだけ保護者の負担を多くしないように、市町に対しましては、学校施設の活用や、あるいは公共施設の使用料の減免など負担軽減の取組を促しますとともに、国に対しましては、生活困窮世帯への支援や運営団体等が持続可能な運営を行えるまでの必要な財政的支援について、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） ちょっと、このあたりについては、もう少しお話ししたい部分もありますので、すけれども、時間の都合もありますので、最後時間が余りましたら、お話をさせていただけたらと思います。

5、補聴器購入補助について。

先に忘れないうちに、こちらについては長崎市内で病院を運営されております神田幸彦先生にいろいろアドバイスをいただいて、ご質問をさせていただいております。

神田先生は、これまでも前田県議やごう県議といった皆様と連携しながら、県のために様々な医療的な、特に、耳に関する施策、こういうところを県政に反映させてこられたような、全国でもとても著名な先生でございます。

（1）県の見解について。

今年6月定例会の一般質問において、本多議員が、この補聴器の購入補助について取り上げられました。その際、当時の寺原福祉保健部長からは、以下のようなご答弁がございました。

「補聴器については、日常生活を支援するため、身体障害者手帳交付対象である高度及び重度難聴の方には、補装具費支給制度において購入支援が行われております。一方、対象外となる方のうち、中等度難聴の高齢者に対しては、独自に補助を行っている市町村も確かに一部ございます」と述べられたうえで、「ただ難聴は、認知症をはじめ、様々な病気のリスク要因の一つとは言われてはいるけれども、補聴器の使用が認知機能低下を防ぐ効果があるかどうかについては、国において検証が進められているところであり、県としては、国の補装具費支援対象外の難聴の高齢者に対する補助に関しては、補聴器の認知症予防にかかる効果検証を含め、国や他県の動向を注視していく必要があると考え

ている」との答弁がございました。

要するに、県としては、エビデンスがないから、今はそこまですることはできませんという答弁だったかと思うのですが、そのうえでいかがでしょうか、国の効果検証を注視することでありましたけれども、イギリスに住む44万人のデータを分析し、難聴で補聴器を使わなかった人は、難聴がない人に比べて認知症になるリスクが1.42倍と高く、一方で、難聴の人で補聴器をちゃんと使った人のリスクは、難聴がない人とほぼ同等の1.04倍だったという国際研究チームの研究結果など、補聴器の使用による認知症の予防のエビデンス、根拠、証拠、裏づけは既に示されているところでございます。

これにつきましては、このメールを神田先生に送らせていただいたところ、今朝、神田先生から連絡がきまして、孝介君、あれでは医療的にはなかなかエビデンスとして薄いから、もっとこの論文を使ってくれみたいなお話もあったんですけども、ちょっとそちらについては割愛させていただきます。

そのあたりは福祉保健部長と今後しっかりとやり取りをさせていただけたらと思います。福祉保健部長も先日お会いした際に、「ご提供いただいたあの論文、原文で読みましたよ」というお話もありまして、大変心強く思っております。

私といたしましては、既に示されているエビデンスを踏まえ、特に、今回は高齢者に限定しますけれども、高齢者に対する補聴器購入補助について、長崎県独自の制度の創設を検討すべきと考えていますが、県の見解をお伺いいたします。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）お答え申し上げます。

ます。

難聴は、認知症のリスク要因の一つであるとされておりませんが、補聴器の使用による認知症予防の効果につきましては、現在、世界中で様々な研究が行われているところであり、現時点でエビデンスが確立された状況ではないと認識しております。

補聴器使用の効果が明確に実証されれば、国において、補聴器導入支援の必要性について検討が行われるものと考えておりました。県といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君）富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君）部長の先ほどのご発言ですと、世界中でいろいろ研究があつて、富岡君、あなたは一応ああいうデータを出してきたけれども、まあ、まだ議論があるところだよと、国がしっかりとそれを認めない限りは、なかなか県としても難しいというようなご答弁だったでしょうか。（笑声）大丈夫です。

そうしますと、こちらでも一応神田先生も、その道のかなりトップ何かみたいな感じですので、私もしっかりと勉強させていただきなから、今後もこの部分について、いろいろと資料ご提供さしあげながら、部長も、まあ確かにそうかもしれないなというところまで、これから本多議員とも組みながら頑張っていきたいと思っております。

（2）知事の見解について。

補聴器利用が認知症予防に有効であるという研究結果も、私としてはお示したところですが、それを踏まえて、医師である知事にも改めてご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（徳永達也君）知事。

○知事（大石賢吾君）私の医師としての見解な

のかわかりませんが、認識としては、神田先生が、これで少し足りないかもしれないとおっしゃったと伺っていますが、それと同じでございます。

本当に一般的にお話をしますと、やはりエビデンスというものは、様々なサポート、支持的なもの、支持しないもの、たくさん出てきて、それでコンセンサスを得るかどうかといったものになっていくのが普通でございます。

お示しいただいた論文は恐らく「LANCET(ランセット)」のものだと思いますけれども、私も昨夜ちょっと見させていただきました。後ろ向きの関連性を調査したものですけれども、「LANCET(ランセット)」は非常に優秀な、位の高い論文ではございますけれども、一つのものでやっぱりそのコンセンサスを得るというのは非常に難しいものです。現状を見ますと、「LANCET(ランセット)」は2023年で、WHOが出したのは2019年ですけれども、2019年のWHOが出しているガイドラインの中では、やはり補聴器が認知症のリスクを低下させるというエビデンスとしては不十分であるという見解が示されています。

その後も、日本の国においても、補聴器の装着の有無といったものが認知症の発症率の差に関与するかといった研究もされておりますけれども、いまだ結論には至っていないという認識でございますので、2019年以降もWHOは、その認識における状況については変化がないと認識しておりますので、まだエビデンスとして十分といったものには至っていないかなというのが、私の認識でございます。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） そういうお答えでしたので、ちょっと本会議の議事録にも残したいので、

一応神田先生からのものをお話させていただきます。

アメリカの研究(アルツハイマー病センター多施設研究班)では、補聴器使用者のMCI(軽度認知障害)発症リスクは、補聴器使用をしていない者に比べ50%以上低かった。軽度認知障害から認知症への発症も2倍遅くなった、「Buchholz、2022」、ちょっと後で読み方を虎島議員、教えてください、という確かなデータもありますということを追加されてはどうかということで、これから、この具体的なところは、私自身はやはりこの細かいところわかりませんので、その辺いろんな専門家の先生にお伺いして、知事や部長とこれからお話できたらと思っております。

以上で、補聴器の購入について、一旦終わらせていただきます。

6、長崎県の看護師不足について。

(1) 県内の状況について。

数年前には、看護大学の増設で全国的に看護師不足は解消するばかりか、余るかもしれないとアナウンスされていました。しかし、介護職とともに大変きつい職種であると世間から受け取られ、介護施設の増加、慢性的な都市部の看護師不足により、地方の看護師不足に歯止めがかかっておりません。そればかりか、新型コロナ感染症などによる過労、風評被害で看護師不足にさらに拍車がかかっている状況にあります。

たしか先日のごう議員のお話でしたか、あの中でも医療的ケア児の方の、一緒にタクシーに乗ったりする看護師が足りないというお話もありました。

長崎県においても、看護師不足による病棟閉鎖で、既に救急医療体制に影響が出ており、このままでは医療崩壊すら危ぶまれています。何

らかの即効的な対策が必要なことは明らかでございます。

さらに、医師会立看護学校に目を向けますと、これまで行われてきた医師会アンケートの結果からも、地域の医師会立看護学校の卒業生が地域医療を支えてきたことは明らかでございます。

しかし、近年、幾つかの医師会立看護学校では、経営面や定員の確保に大変苦慮しており、廃校されたところもございます。今後、残された医師会立看護学校の運営が立ちゆかなくなった場合、県内就業率はさらに大きく低下し、新卒者の確保は困難を極めることが予想されています。ひいては、救急医療に限定しない地域医療の崩壊が現実味を帯びてまいります。

このような現状をご理解いただき、また、「新しい長崎県づくり」ビジョンの健康の重点分野においては、我が県としては、いつでも、どこでも、誰でも医療サービスが受けられる環境づくりを全国に先駆けて進めることが掲げられていることから、県には早急に看護師不足対策を行っていただきたく存じます。

以上より、看護師不足に関する（1）県内の状況に対する県のご認識をお尋ねいたします。

また、仮に私の現状認識が誤っているのならば、その点に関するご指摘もお願いいたします。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県の令和2年12月末時点における医療機関などで就業する人口10万人当たりの看護職員数は、全国では1,315人であるのに対し、本県では1,987人と、全国では6番目に多い状況ということになっております。

しかしながら、本県のナースセンターが本年実施いたしました調査の結果によりますと、県下に146施設ある病院のうち、調査に協力いた

だいた134病院の6割近くが「必要な看護職員数を確保できていない」と回答しているところでございます。そして、看護師の不足を理由といたしまして、病棟を閉鎖する病院、こちらも認められているという状況でございます。

したがいまして、本県における医療提供体制を確保するためには、看護師の偏在対策、こちらに早急に取り組む必要があると認識をしております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） ちょっと全てを書きとることはできなかったのですが、足りていないということと、あと最後に偏在対策というお話がありました。偏在はどことどことの偏在ですか。長崎県内なのか、それとも長崎県とほかのところとかと比べてみたいな表現だったのか、そこだけご確認させてください。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 偏在といえますと、こちら、今お話をさせていただきましたとおり、全国と比べますと、長崎県の中の看護師の数は全国の中でも多いというふうになっておりますけれども、病院で勤務する看護師、そちらが不足しているのではないかというところのアンケート結果が見えているというところでございますので、病院とその他の病院ではない医療機関との偏在というところなのかというところが、これまでの結果からはうかがい知れるというところでございます。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） ちょっとそのあたり、私も今後またいろいろと調べさせていただけたらと思います。

（2）看護師不足対策について。

それでは、県全体としては、ほかと比べたら

多いけれども、偏在によって少なくなっている、足りてない病院もたくさんあるし、地域なんかによってもということがございますね。

それでは、その確保対策について、本県の就業されている看護職員は、全国的に多いながらも医療現場では不足があるというご認識はされているということございましたけれども、確保対策について、具体的には 修学資金貸与制度の対象者の拡大、 医師会立看護学校への支援等、 県外看護師のUターン支援、これは学生さんも含みます、 県立大学の定員増、地域枠増や県内の就業促進などについて、前向きにご検討をお願いしたいと考えておりますので、これらに関する県のお考えをお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。
○福祉保健部長（新田惇一君） 本県では、看護師不足による地域医療崩壊を防ぐために、看護師を目指す学生への支援や離職防止を目的とした看護師への支援、こちらなど様々な施策を実施しているところでございます。

ご指摘のございました、県内医療機関等で看護職員として従事しようとする看護学生に修学資金を貸与する看護職員修学資金貸与事業、こちらにつきましては、厳しい財政状況にある中で、これまで貸与枠の拡大を図ってまいりました。この事業の重要性につきましては認識をしているところでありまして、継続に向けまして、今後とも努めてまいります。

また、医師会立の看護師等養成所の強化充実を図るための「看護師等養成所運営等事業補助金」、こちらにつきましても県内就業率を考慮した補助率のかさ上げなどを実施してきたところであり、今後とも支援に努めてまいります。

そして、県外看護師のUターン支援、こちらにつきましては、県外からの移住相談会におい

て、県内への就業勧誘などに取り組んでおりまして、今後はターゲットを広げまして、他県で在学中の本県出身の看護学生の方々などへの就業相談支援といったものについても実施をしていきたいと考えているところでございます。

今後とも、いつでも、どこでも、誰でも医療サービスが受けられる環境づくりを目指しまして、看護職員の確保に力を尽くしてまいります。

○議長（徳永達也君） 総務部長。

○総務部長（中尾正英君） 県立大学の部分について、ご質問ございましたので、お答えさせていただきます。

県立大学の看護学科では、看護師資格取得のため、県内生対象の学校推薦型選抜試験においても、一定の水準を求めているというところでございます。ここ数年でございますが、この水準を満たす合格者は募集定員を下回っているというところでございまして、現状では定数を増やす状況にはないと考えておるところでございます。

また、定数増のためには、教員の確保、それから施設の拡充、これらに伴う財政負担の増という課題もございます。加えて、県内の他大学や看護専門学校等における定員の確保への影響も配慮する必要がありますので、看護学科の定数増については、現状として慎重な検討を要するものではないのかなと考えているところでございます。

一方で、学生の県内の就業を促進するための取組でございますが、こちらにつきましては、県内の病院による学内での合同説明会や、県内病院で既に活躍されているOB、OGとの座談会の開催、県内病院への学内推薦受験、求人情報の提供などを行っているところでございます。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君）4つの対策について具体的に細かく教えていただきました。ありがとうございました。

こちらに関しましては、医療界の方から強いご要望もいただいておりますし、最初に述べました、「新しい長崎県づくり」ビジョンの健康の重点分野においても、先ほどのお話もありましたので、今後しっかりと前向きにご検討いただけたらと思います。

7、子ども医療費の現物給付について。

（1）高校生世代の医療費助成における実施状況について。

本県における高校生世代の医療費については、今年度から新たに助成制度が創設され、県内全ての市町で、乳幼児から18歳まで全ての子どもが医療費助成を受けられる体制が整ったところです。大石知事、ありがとうございます。

そこでお尋ねします。

4月から制度がスタートしましたが、県内市町の申請受付状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（徳永達也君）こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君）お答え申し上げます。

高校生を対象とする県の医療費助成制度は、4月分の医療費から助成対象とすることとして運用を始めておりまして、市町においては準備が整ったところから、順次助成対象の方からの申請受付を開始しているところでございます。

県の制度開始前から、既に高校生を対象に助成を行っていた市町を含めて、現時点で15市町において申請受付を開始している状況でございます。残る6市町においても、11月までに受付開始の予定でありまして、今後とも、円滑に事業が開始できるよう必要な支援を行ってまいり

ます。

○議長（徳永達也君）富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君）申請受付状況については、そのような状況ということですね。

（2）現物給付に対する県の考えについて。

とはいえ、この医療費助成、償還払い方式、つまり医療機関に一部負担金を支払い、後日、領収書等を添付のうえ、市に申請を行い、自己負担額を控除した額を返還する方式での実施かと思えます。

繰り返しになりますけれども、「新しい長崎県づくり」ビジョンの子どもの重点分野においても示されましたように、長崎県の未来のために、長崎県の未来を築いていくために、子どもたちへの投資を未来への投資と捉えたうえで、本県と日本の将来を担う子どもたちが安全・安心に健やかに成長することを積極的に支援していかねばなりません。

そのような中、やはり子ども医療費の現物給付化について、関係団体や市町からご要望が上がっています。この点については、2月の予算委員会においてもご質問があつて、知事も前向きにというお話でしたけれども、改めてですね。

さて、子育て家庭の利便性、助成を受けるには、支給申請書や領収書原本などの提出が必要である点や経済負担の軽減、現物給付ならば病院にかかる時にお財布の中身を気にする必要がなくなるなどを考慮すると、やはり現物給付が望ましいとも考えられます。改めて、県のお考えをお聞かせください。

○議長（徳永達也君）こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君）高校生を対象といたします医療費助成につきましては、厳しい財政状況の中、市町と協議を重ねたうえで今年度から開始したものでありまして、現時点に

おきましては、現物給付の導入は困難な状況でありますけれども、今回の制度が最終形ではないと考えております。

また、本来医療費助成制度は、国の責任において整備すべきものと考えておりました、本県の取組なども示しながら、国に対して、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 最終形ではないということで、完成形に向けて一緒に頑張ってもらいましょう。そして、国への要望については、私も頑張っていきたいと思っております。

8、幼児教育・保育の充実について。

（1）人材確保対策について。

「新しい長崎県づくり」ビジョンの子どもの重点分野においても示されましたように、先ほどのお話と同じですね、子どもたちへの投資を未来への投資と捉えたうえで、本県と日本の将来を担う子どもたちが安心・安全に健やかに成長することを積極的に支援していかなければなりません。将来を担う子どもたちの育成のために、幼児教育、保育施設の担い手となる保育人材の確保は、とても重要なことだと認識しております。

一昨日の一般質問においては、前田議員より保育士の人材確保全般に関するご質問がありました。私からは、保育士を目指す学生さんへの支援につながる保育士修学資金貸付事業について、お尋ねいたします。

これは、修学のための費用の貸付けで、5年間県内の施設に勤務すると、返済が免除される制度だと聞いております。現在の活用状況と必要な貸付枠の維持確保に向けた県のお考えをお聞かせください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） お答え申し上げます。

令和5年度の修学資金貸付者は82名ございまして、前年度と比べ18名の増となり、事業を始めた平成28年度からの累計貸付者は706名となっております。

当該貸付事業の財源には、国費10分の9という大変有利な補助制度を活用しておりました、これまで国に要望を行ってきた中、今年度は国から十分な貸付原資の交付を受けることができたことから、貸付条件を満たす方には全て貸付けを決定することができたところでございます。

本事業は、保育士を目指す方の経済的支援や県内就職につながるものであり、本県の保育人材の確保に大変重要な取組であると認識しております。

県としましては、厳しい財政状況の中、国の有利な財源を最大限活用する観点から、引き続き国に対して必要な予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 私も議員として、引き続き、十分な予算額の確保を国へ要望していききたいと思っております。

（2）幼児教育センターについて。

さて、先ほどは人材確保について、お伺いしましたが、将来を担う子どもたちの育成のため、幼児教育・保育施設の質の向上はとても大切なことだと認識しています。また、子どもたちの育ちを支える保育士の資質向上も重要なことだと考えています。

本県において、今年度より幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上を図る取組が強化されたと伺っております。県民や保育に携わる皆様への周知の観点から、本日取り上げさせ

ていただきましたけれども、幼児教育センターの目的や機能、事業内容や現在の取組の状況について、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 県の幼児教育センターは、幼児教育・保育の質の向上を目的として、アドバイザーによる訪問支援や研修の実施、小学校教育との円滑な接続、また、調査研究等の取組を総合的に実施する拠点として、本年4月に設置いたしました。

このうち、アドバイザーによる訪問支援につきましては、保育所等への個別訪問や市町等が主催する研修会への講師派遣に7月から取り組んでおりまして、8月末で14件の実績となっております。

訪問した園からは、「自らの保育を振り返るよい機会になった」、また「明日からの保育が楽しみになった」などの感想をいただいているところございまして、保育者の専門性や意欲の向上につながっているものと感じております。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続につきましては、県と市町の担当課で構成する「県幼保小連携推進協議会」を立ち上げ、その推進に努めてきたところでございます。

今後とも、市町や関係団体と連携し、本県の次代を担う子どもたちの育ちを支える幼児教育・保育の質の向上を図ってまいります。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） ぜひ、今後も保育に携わる皆様や各園への支援、幼保小の連携の推進、調査研究、情報発信について頑張ってください。

こちら周知についてはしっかりとなされているんですか。そこだけお答えください。

○議長（徳永達也君） こども政策局長。

○こども政策局長（浦 亮治君） 幼児教育センターの周知につきましては、幼稚園、保育所等の関係者が多数出席する会合等の場でご紹介させていただいたほか、県下全ての市町を訪問し、管内の施設に対する事業説明と活用促進を依頼してきたところです。

今後も、センターの活動状況や活動した施設の声などについて、定期的に情報発信するなどしながら、より多くの施設に活用していただけるよう周知広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 9、ベトナムとの交流と未来について。

（1）ベトナム訪問団について。

先月27日から今月1日まで、大石知事や徳永議長、他の先輩議員、同僚議員、職員の皆様とともにベトナムを訪問いたしました。

今年は、我が国とベトナムが外交関係を樹立してから50周年という節目の年でございます。長崎県議会にとっても、クアンナム省人民評議会と友好交流関係を締結してから、5周年の記念すべき年でございます。

本県とベトナムとの関係は、約400年前の荒木宗太郎とアニオー姫の物語の時代に始まりませんが、今年は日越両国間で50周年の記念事業として、この2人の物語をモチーフとしたオペラが制作され、9月にベトナムで、11月には日本での公演が予定されています。知事も見学されました。

ハノイでお会いした在ベトナム日本大使からは、この物語は、長崎とベトナムにとどまらず、日越両国の友好交流の象徴であり、今年は長崎の認知度がさらに高まるだろうと、そういうお言葉もいただきましたね。

長崎では、来月7日から「長崎くんち」が始まります。コロナの影響もあって、今年は実に10年ぶりに、この2人の物語を描いた本石灰町の御朱印船が奉納される予定でございます。

私は、長崎の名前が日越両国で高まるこの時期に、知事や議長がベトナムを訪問したことは非常に意義ある取組であったと考えています。

そこでまず、改めまして今回のベトナム訪問の目的と実際に訪問を終えた今、今回の訪問時の活動内容をどのように評価されているのか、県のお考えをお聞かせください。

○議長（徳永達也君）文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（伊達良弘君）今回のベトナム訪問では、ベトナム政府やクアンナム省、ダナン市や人材の送り出し機関等を訪問し、友好関係や人的ネットワークの強化のほか、人材の受入れ拡大、観光、文化等のさらなる推進に向けた現状、課題の把握を主な目的として実施いたしました。

政府関係者との面会では、外務大臣をはじめ、クアンナム省やダナン市の人民委員会委員長などとお会いし、人材分野での協力関係の強化のほか、観光や文化、スポーツといった分野での交流拡大が重要との認識を共有させていただいたところでございます。

また、人材の送り出し機関や本県からベトナムに進出した企業への訪問では、人材の送り出しや育成、技能実習終了後の活用等における現状や課題について、意見交換を行ったところでございます。

今回の訪問においては、友好関係や人的ネットワークの強化のほか、人材の受入れ拡大に向けた現状や課題の把握、観光・文化等の分野における今後の交流拡大に向けた意見交換など、一定の成果が得られたものと考えてございます。

○議長（徳永達也君）富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君）（2）今後のベトナムとの交流について。

そうしたお話をいただきました一方で、人材を受け入れる事業者の皆様の中には、ベトナムの経済成長や円安の影響もあり、ベトナムの人件費は上昇していることから、より安い人件費を求めて、他の国、地域からの人材の受入れを進めているというお話もお聞きしました。

さて、県内に目を向けると、現在1万人を超える外国人住民の皆様が長崎で生活をされていて、このうち約3,000の方がベトナムの皆様です。長崎には、ベトナム人コミュニティの団体として、(NPO法人)在長崎ベトナム友好協会という組織もございます。そして、私が事務長を務める(NPO法人)在長崎ベトナム友好協会も、こうした(NPO法人)在長崎ベトナム友好協会が、例えば、今年の年明け頃には技能実習生が、ベトナムに帰国できない、ベトナムで旧正月を迎えられないベトナムの方々のために、友人である長崎の人とともに旧正月を一緒に祝うイベントが企画されたりしていますけれども、そういった動きを微力ながら応援しているところでございます。

私自身、今回のベトナム訪問を、こうした50周年を契機とした日越両国の動き、そして、長崎での新たな交流の始まりを県政の課題解決に活かさないかとの強い思いで振り返っているところでございます。

そこで、知事にお尋ねします。

今回の訪問では、ベトナム側から、これまで以上に多くの人材を本県に送り出したいとの強い声があったほか、観光や文化などの分野での連携を期待する声もありました。将来的なベトナムの今後さらなる成長も踏まえて、ベトナム

との交流における将来展望をどのようにお考えなのか、ご答弁いただきたいと思ひます。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 今回のベトナム訪問におきまして、政府や自治体の関係者の皆様、送り出し機関等と意見交換をする中で、議員ご指摘のとおり、ベトナムから本県への人材の送り出しの拡大、また、それも含めた交流の拡大といったところに大きな可能性を感じたところがございます。

現在、本県では、様々な分野におきまして人材不足といった大きな喫緊の課題を抱えてございます。ですが、今後、ベトナムとの信頼関係をさらに強固なものとしまして、優秀な人材の受入れ拡大を進めることで、こうした課題の解決にもつながっていくものと考えております。

そのためには、技能実習生等が安心して、この長崎県で暮らせる環境の整備を図ること、長崎の魅力と共有して発信できる帰国実習生等によるネットワークを構築すること、また、本県で習得した技能を母国に帰ってから活かせるような仕組みづくりなど、これらの取組について、ベトナム側と連携、協力をして取り組むことが重要であると考えてございます。

また、これは展望、期待になりますけれども、ベトナムは、現在、平均年齢が非常に若く、また近年、急速な経済成長を遂げている状況でございます。中・長期的な視点で見ますと、インバウンドであったり、県産品輸出といった分野においても重点市場となる可能性があると考えております。

これらのことから、将来的な観光や経済面での実利の獲得も視野に入れながら、今回の訪問で得られた人的ネットワークであったり、友好関係を活用しながら交流を推進しまして、さら

なる関係強化等を図ってまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） 富岡議員 8番。

○8番（富岡孝介君） 初質問で、私も勉強不足で深い議論がなかなかできなかった部分がございますけれども、これからはしっかりと皆様とともにたくさん勉強させていただいて、これからはこうした議論と、私の場合は西彼杵の声をしっかりと県政に届けながら、長崎県全体の発展のために精いっぱい頑張っていきたいと思ひます。

終わらせていただきます。（拍手）

○議長（徳永達也君） 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開します。

午後零時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○副議長（山本由夫君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

公明党の宮本法広です。

通告に従いまして、一問一答形式で質問をさせていただきます。

1、人口減少対策について。

（1）移住定住Uターン対策について。

人口減少は、本県の最重要課題であり、若者、特に、新規卒業生の県外流出は顕著であります。新卒生の「一度県外に出たい」との考えを尊重しつつ、県外学生に対するUターン対策の強化は重要であります。

本県では、県外大学と就職支援に関する連携協定を締結するなどの取組をされており、一定

評価はしています。

まずは、本県出身の県外大学生のUターン就職の実績と取組について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（宮地智弘君） 県外大学生のUターン就職については、本県からの進学者が多い福岡県と首都圏の86大学に調査をしており、令和5年4月に就職した1,003人のうち、県内へのUターン就職者は232人となっております。

県では、Uターン就職のさらなる拡大に向け、昨年度から福岡県を中心に県外大学4校と新たに連携協定を締結し、学内での企業説明会や県内企業の見学ツアーなど具体的な取組を実施しております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 新たに県外大学4校と連携協定をしたということで、Uターン就職に向けた新たな具体的な取組を確認させていただきました。

一方で、県外進学者の就職者数、直近で1,003人のうちUターン就職者が232人、2割程度ということで、ここは力を入れていくべきところであるというふうに考えております。

引き続き、県外大学との連携などUターン就職対策のさらなる強化に向けて取り組んでいくべきと考えますが、知事の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 本県出身の大学生の県内就職率は、県内大学の約6割に対しまして、県外大学は2割程度となっておりますことから、Uターン対策を強化していくことは重要と考えています。

このような中、連携した大学から県内企業に

Uターンの就職者も出るなど、具体的な成果も出始めているところでございます。

今後とも、県内企業の情報に加えまして、長崎の住みやすさの魅力などを学生に伝えることで、県内企業にUターン就職をしていただけるように、取組を進めていきたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 引き続き、県外大学との連携強化に取り組んでいただきたいと考えております。

私も、高校卒業後、福岡の大学に行きまして、その時に佐世保のCMがテレビで流れまして、佐世保の魅力を改めて感じて戻ってきた一人でありますので、連携強化については引き続き取り組んでいただきたいということと、併せて、福岡に対する取組、具体的な取組を充実させるためにも、長崎Uターン就職支援センターの機能強化も重要になってきますので、この点もご検討いただくように要望をさせていただきます。

（2）移住定住対策について。

社会減対策について、お尋ねいたしますが、まずは、直近3年間の移住に関する相談件数及び移住者数の推移について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 県及び市町への移住相談件数は、令和2年度が8,560件、令和3年度が9,260件、令和4年度が1万1,440件となっており、年々増加しております。

また、本県への移住者数については、令和2年度が1,452人、令和3年度が1,740人、令和4年度が1,876人で過去最高となっており、移住者数についても年々増加している状況でございます。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）相談件数が徐々に伸びてきている現状を確認させていただきました。直近では1万1,440件、それに伴って移住者数も増えていると、過去最高であるということからして、相談窓口の対応とか情報公開がいかにかに重要かということがわかるかと思えます。

それで、移住希望者における移住先の条件といたしましては、雇用の場と住まいの確保対策が重要であります。本県におけるこの2つの取組について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君）地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君）移住希望者の雇用の場の確保については、県と市町が共同運営している「ながさき移住サポートセンター」において無料職業紹介を行っているほか、東京など都市部において、「転職相談会」を開催しております。

また、県移住支援サイト「ながさき移住ナビ」と県内求人や企業情報の検索サイト「ジョブナビ長崎」のシステムの連携を図り、半導体や情報産業などの成長分野をはじめ、魅力的な求人情報を迅速に届けているところでございます。

住まいの確保につきましては、賃貸物件を希望される方に対して、県内の不動産事業者の紹介等を行うほか、市町が運営している空き家バンクの情報を「ながさき移住ナビ」で発信しております。

引き続き、市町や関係団体等と連携し、移住希望者に寄り添った支援を行ってまいります。

○副議長（山本由夫君）宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）雇用の場、住まいの確保対策について、それぞれご答弁いただきました。具体的にいろんなサイト、サポートセンターを使いながら、きめ細やかな対応をいただいております。引き続き、市町と連携を取り

ながら、移住希望者の目線に沿った対応をお願いしたいと考えております。

人口減少対策といたしまして、移住の取組は推進すべきであります。今年度の新たな施策について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君）知事。

○知事（大石賢吾君）本県の人口減少が進行する中で、社会減対策として移住の促進は非常に重要な取組だと認識をしております。

昨年度開催をいたしました「こんな長崎どがんです会」において、私自身が移住者の皆様から直接お聞きしたご意見を反映しまして、移住Webサイトにおいて、先輩移住者の経験を踏まえたQ&A掲載などの情報発信を充実するとともに、移住希望者に対する移住前後の相談対応などのサポート体制を強化することとしています。

また、国の事業を活用しまして、東京23区に在住、または勤務されている子育て世帯の移住を促進するために、移住支援金の子育て加算につきまして、昨年度は18歳未満の方一人につき最大30万円だったんですけれども、今年度からは最大100万円に拡大をしております。

今後も、市町と連携をしながら、さらなる移住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）引き続き、この新たな取組を検証していただきながら、来年度、新しい取組を展開していただくようにご要望させていただきます。

（3）地域おこし協力隊について。

学生に対するUターン対策と社会減対策で人口減少対策を見てきましたが、地域おこし協力隊について、人口減少対策を考えていきたいと

思います。

地域おこし協力隊につきまして、まずは、本県におけるこれまでの採用人数と活動隊員数、そして主な成果について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 平成22年度の地域おこし協力隊の採用以降、これまでに県及び18市町において307名の方を採用しており、本年9月1日時点では65名が現役隊員として県内各地で活動しております。

主な成果といたしましては、例えば、地元食材を活かした特産品の開発や農林水産加工品等のブランド化、販路拡大が図られるなど、地域の活性化につながっております。

また、隊員としての期間中、ジビエ製品等の開発、販売に従事していた方が、任期終了後に当該地域において同種事業で起業するなど、地域活性化に貢献している事例も多く出てきているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 現在、65名の隊員の方々が活動していただいているという状況であります。様々な成果も出ているようですので、引き続き、任務終了後も地域に残って活動していただくため、地域おこし協力隊の皆様方に対する支援及び活動内容などの広報対策、そして応募者の増加対策が重要であろうと考えておりますが、その取組について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 地域振興部長。

○地域振興部長（小川雅純君） 地域おこし協力隊への支援につきましては、県内隊員のOB・OGで構成する「長崎県地域おこし協力隊ネットワーク」と連携して、受入れから育成、定着まで一貫した取組を行っております。

具体的には、研修会の開催や現役隊員とOB・OGとの相互のネットワークの構築、任期終了後の起業や就業についての相談対応などを行っているところでございます。

また、応募者を増やすための対策としましては、市町に対して、元隊員の視点で募集要項の作成段階からアドバイスを行うほか、隊員の活動状況や任期満了後の様子などについてホームページで発信するなど、広報にも力を入れて取り組んでおります。

引き続き、市町等と連携しながら、隊員による地域活性化がさらに進むように取り組んでまいります。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 具体的に地域おこし協力隊の皆様に対する支援、そして広報活動を強化して、さらに長崎の魅力を他県にも伝えていただきたいということを要望させていただきます。

2、福祉保健行政について。

（1）健康長寿日本一の長崎県づくりについて。

この項目につきましては、私が初当選以来、健康寿命延伸への取組として、ずっと質問を続けてきております。

まずは、現状と課題について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 県民の皆様のもが、健康でより長く元気に暮らしていただくことは極めて重要であります。健康長寿日本一の長崎県づくりに向けては、これまで様々な施策に取り組んできたこともあり、健康寿命は着実に延伸しつつあるという状況でございます。

一方で、一人当たりの医療費が全国で3番目に高く、生活習慣に起因する疾病の罹患者が多いという状況は改善されておらず、さらなる健康寿命の延伸には、県民お一人おひとりに、この状況を知っていただき、健康に対する意識を高めていただくことが課題であると考えているところでございます。

令和4年度からは、「長崎健康革命」をキャッチフレーズといたしまして、運動、食事、禁煙、健診を取組の4つの柱といたしまして、県民の健康課題をわかりやすく周知するために、スペシャルサポーターとして大久保氏を起用いたしまして、広報を強化しながら、県民自ら生活習慣の改善に取り組みやすい環境の充実に取り組んでおります。

また、今年の2月には、健康に関心が薄い方が多い若い世代の方々や、働き盛りの世代の方々をターゲットといたしまして、気軽に楽しく健康づくりに取り組めるよう、長崎健康づくりアプリであります「歩こーで！」を導入しております。アプリの活用促進を図っているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 具体的にご説明いただきまして、ありがとうございます。

いろいろ課題も浮き彫りになってきましたが、これらの取組によって、県民への健康長寿に向けた意識醸成が十分に構築できているのかどうか、この点について見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県では、県民の皆様方の主体的な健康づくりを応援するためのアプリ「歩こーで！」を活用いたしまして、1日の運動をプラス10分間行うことなど、県民の皆様が具体的な生活習慣の改善にチャレンジ

していただけるような広報に努めているところであります。

その結果といたしまして、アプリのダウンロード者数は3万7,000人を超えて順調に伸びているところでございます。ユーザーは、健康に関心が薄い年齢層であります40代や50代の方々が多いということもございまして、県民の皆様方の健康づくりの意識は醸成に向かいつつあるのではないかとこのように認識しているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 県民の意識醸成に向けた広報の必要について、まず1点目、お尋ねをいたします。

令和7年、「ながさきピース文化祭2025」が開催されますが、この文化祭を絶好の機会と捉えて、健康県長崎として県民の意識醸成を図るべく、広報活動の強化を提案いたしますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 多くの方々が集まる様々なイベントを活用いたしまして、健康づくりの大切さを広く周知、啓発することは、大変有益であるというふうに考えております。

現在も、民間企業や庁内の関係各課と連携をいたしまして、イベントや会議等におきましてパネルの展示やブースの設置、チラシ配布などを行っておりますところ、今後とも、県内で開催されます各種のイベントなど多くの県民の皆様にお伝えできる機会を捉えて、広く発信してまいりたいと存じます。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） あらゆる機会を捉えて広報の周知をしていただきたいと思います。要望させていただきます。

広報の強化について、もう1点ですが、県民の健康課題の解決についても広報の強化は重要であると考えます。

特に、長崎県の健康課題としては野菜摂取不足が顕著であります。

そこで、長崎健康革命スペシャルサポーターの大久保嘉人さんによる広報は影響力があると考えております。野菜摂取を推進するために、大久保嘉人さんを採用した広報活動が必要かと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 県民の方々の一日当たりの野菜摂取量は、令和3年度に実施しました調査で234.4グラムとなっております、本県の健康増進計画に掲げた目標でございます350グラムには100グラム以上不足しているという状況でございますことから、県民の健康増進のため、野菜摂取促進に向けた対策は大変重要であるというふうに考えております。

そのため今年度は、県内のスーパーと連携をいたしまして、84の参加店舗内で配布する野菜レシピで作った料理をSNSで投稿いただくとプレゼントが当たる企画、「長崎健康革命」夏野菜レシピインスタグラム投稿キャンペーンを開催しているところでございます。

11月には、このキャンペーンと連動したイベントに大久保嘉人氏にご出演いただきまして、野菜ソムリエによるレシピ実演などを行う予定としておりまして、県民の方々の野菜摂取促進につながる効果的な広報となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 詳細なご答弁ありがとうございました。ぜひ、こういった影響力が強い方を起用して、健康課題の解決に尽力してい

ただきたいと考えております。

広報を中心に様々質疑させていただきましたが、今後、健康長寿日本一の長崎県づくり対策、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 全ての県民の皆様が、住み慣れた地域で、いつまでも健康で、心豊かに活躍できる社会の実現を目指しまして、今年度、令和6年度から令和17年度までの12年間にわたる本県の健康増進計画となります第3次「健康ながさき21」を策定することとしています。

本計画におきまして、生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防や重症化予防に加えまして、健康に無関心な人を含め全ての人が、自然に健康づくりに取り組めるような社会環境の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

また、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化していることから、誰一人取り残さない健康づくりにも新たにに取り組んでいきたいと考えております。

今後、計画に基づく様々な予防、健康づくりの施策を推進いたしまして、県民の皆様お一人おひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいただくことで、本県の「健康寿命日本一」につながるように努めていきたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 知事、ありがとうございました。県民一体となった取組をご要望させていただきます。

（2）認知症対策について。

今月9月は「アルツハイマー月間」であり、まさに本日9月21日は、「世界アルツハイマーデー」であります。

先般、国におきまして「認知症基本法」が成

立いたしました。

新法成立を踏まえて、本県においても、認知症の正しい理解を深め、社会全体の意識変革につながることを目的として、早期に「長崎県認知症推進基本計画」を策定することを提案いたしますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）本県では、令和元年に閣議決定されました「認知症施策推進大綱」に基づきまして、県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画に認知症施策の推進を核とする取組として位置づけております、共生と予防に資する施策を推進しているところでございます。

本年6月に公布されました「認知症基本法」におきまして、国は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定すること、都道府県は、国が定める計画を基本として認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないことが定められております。

県といたしましては、認知症の方々の尊厳の保持と共生社会の実現という「認知症基本法」の目的の達成に向け、国の基本計画の内容を踏まえたうえで、できる限り早期に計画の策定に取り組んでまいりたいと存じます。

○副議長（山本由夫君）宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）早期に推進基本計画の策定を要望させていただきます。

次に、認知症に関しましては、早期発見、早期治療が重要であります。

そこで、現状と今後の対策について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）現在、県内全ての市町におきまして「認知症初期集中支援チー

ム」が設置されておりまして、医療、介護、福祉の複数の専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、早期に必要な医療介護サービスにつなげる支援体制が整備されております。

本県といたしましては、支援に関わる専門職の方々の連携及び対応力の向上を図るための研修を開催するなど、市町と協力しながら、認知症の早期発見、早期治療に向けた体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）市町における「認知症初期集中支援チーム」、ぜひとも取組を強化していただいて、多職種の連携が非常に重要になってまいりますので、県としてもしっかりとイニシアチブをとっていただきたいということを要望させていただきます。

もう一方で、若年性の認知症の取組、これも早期発見におきましては非常に重要であります。次期長崎県医療計画におきましても体制強化を盛り込み支援すべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）本県におきまして、平成30年度に独自に調査をしました結果では、若年性認知症と診断された方が、県内で218名確認されているところでございます。

65歳未満で発症した若年性認知症の方々は、働き盛りの世代であるケースも多く、就労ができなくなることで、家庭的、社会的にも大きな影響があると認識しております。

若年性認知症は、発症初期に物忘れが目立たない場合や、うつや体調不良と間違われやすい症状があることから、「認知症初期集中支援チーム」によって、早期に専門の医療機関におけ

る適切な診断と治療につなげることが重要でございまして、その旨は医療計画にも記載されているところでございます。

さらに本県では、本人や家族の方々から相談を受けまして、医療、福祉等関係者間の連携、調整などを行う「若年性認知症コーディネーター」を設置しているところでございます。

若年性認知症の方々とその家族が、地域で安心して暮らせる体制整備に向け、次期医療計画におきましても引き続き若年性認知症の支援について盛り込み、施策の検討を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 若年性認知症、認知症に関わらず、正確な情報提供は認知症対策の基本であります。

そこで、県民に対する意識醸成に向けた講演会、研修会の定期的な実施を提案いたしますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 本県では、これまで認知症についての関心と理解を深めるための様々な施策を行ってまいりました。

具体的には、9月の「アルツハイマー月間」には、認知症の人と家族の会長崎県支部と協力をしながら、パネル展や街頭啓発、「若年性認知症フォーラム」を実施してまいりました。

また、10月には、認知症疾患医療センターである長崎大学病院と共催で、県民公開講座を予定しているところでございます。

さらに、各市町におきましても、オレンジライトアップや広報誌等による普及啓発を行っております。

「認知症基本法」では、9月を「認知症月間」、9月21日を「認知症の日」と定めておりまして、

本県といたしましては、今後とも関係機関や市町と連携をしながら、講演会や研修会などを継続的に実施し、認知症の理解促進に努めてまいります。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） どうか、当事者目線に立った講演会、研修会の実施に努めていただきたいと考えております。

次に、認知症サポーターについて、お尋ねいたします。

地域で認知症の人及び家族に対して手助けをするという非常に重要な役割を果たしていらっしゃるのですが、登録者数と体制の強化に向けた今後の取組について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 「認知症サポーター」の養成講座を受講し、サポーターとして登録されている方は、令和5年3月末時点で県内に約16万人いらっしゃいます。

本県におきましては、認知症サポーターの養成を行うとともに、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等がチームを作り、認知症の人や家族の生活を支援する仕組みである「チームオレンジ」のさらなる整備が必要であると考えているところでございます。

県といたしましては、市町が行う勉強会へのアドバイザー派遣や、関係機関等との連携体制構築などを行うコーディネーターに対する研修を実施しているところであり、引き続き、支援体制の強化に取り組んでまいります。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 現時点で16万人、かなり多くの方々がいっぱいらっしゃいますので、「チームオレンジ」の整備を県としても推進していただき、地域で見守る体制づくりの強化に向け

て取り組んでいただきたいと思います。

認知症対策につきまして、5項目にわたり様々質問をさせていただき、詳細なご答弁をいただきました。

最後に、本県における認知症対策について、知事の決意をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 知事。

○知事（大石賢吾君） 本県は、全国よりも早く高齢化が進んでおります。その中で、国の研究に基づく推計では、認知症の高齢者におきましては、令和12年に約9万人に達すると、県内の高齢者の5分の1と、5人に1人が認知症になられるということが見込まれております。

今後、地域において認知症が身近な存在になることを踏まえ、県民の方々が認知症への理解を深めて、互いが受け入れ、支え合うことができる社会を実現することが非常に重要であると認識をしております。

県としては、これからも県民の皆様の理解と協力をいただきながら、当事者やその家族の方々の意見を伺いつつ、市町や関係機関と連携をしまして、認知症施策の取組を進めていきたいと考えています。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 知事、ありがとうございます。具体的な数字も出てきまして、国が「認知症基本法」を制定いたしましたので、県としても早急に対策を講じていただきたいと思います。このことを要望し、次の質問に移ります。

3、教育行政について。

（1）夜間中学について。

前回に引き続き質問いたしますが、令和5年2月定例会の一般質問では、夜間中学の設置に向けた進捗状況について質問いたしまして、「これまで以上に連携を図りながら、多様な年齢層

における学びの場の実現に努めていく」とのご答弁をいただいたところです。

その後、6月定例会の委員会では、「様々な学びの保障という観点から、不登校特例校を含めた夜間中学の設置について、5月に教育委員会教育長から各市町の教育長に向けて改めて市町での設置のお願いをしており、市町から反応があれば、しっかりと支援をしていきたい」とご答弁をいただきました。

まずは、以上の質疑を踏まえて、その後の県の対応、各市町の反応について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 夜間中学の設置につきましては、本年5月に、学びの多様な学校、いわゆる不登校特例校との併設を含めた設置の検討を、各市町に対しまして改めて依頼いたしました。

8月に入りまして、佐世保市から、設置に向けた研究を進めたいとの意向が示されたところでございます。

現在、佐世保市議会の9月定例会におきまして、設置に向けた研究に係る予算案が審議されておりますので、予算成立後は、佐世保市の取組に対して積極的に協力や助言を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） いよいよ大きな動きが出てきたかと考えております。佐世保市から正式に回答いただいたということであり、夜間中学、不登校特例校との併設という形で、今後、研究が進んでいくということですが、県として、今後、佐世保市とどのように関わっていききたいと考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 今後、佐世保市におきまして、夜間中学と学びの多様化学校の設置に向けたプロジェクトチームを立ち上げるということでございますので、そこに県教育委員会も参加することとしております。その中で、教育課程の編成や教員の配置、あるいは入学希望者のニーズ調査等につきまして、佐世保市と協議しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 佐世保市においてはプロジェクトチームが立ち上がるということ、それに県も加わるというご答弁をいただきました。

やっとなんていいますか、いよいよ大きなプロジェクトが動き出しまして、佐世保市においては併設、どのような形での併設になるのか、今からの検討ではありましようけれども、全国にも夜間中学と不登校特例校との併設事例は幾つかありますので、そういった事例も研究して、佐世保市と協議をしながら進めていただきたいというふうに思います。

併せてニーズ調査もご答弁いただきました。令和2年度に県が行ったニーズ調査におきましては、佐世保市においては非常に高い調査結果が出ておりましたので、詳細なニーズ調査によって、今後いろんなご意見も出てくるかと思っておりますので、県教育委員会としても、しっかり協力を、支援をしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

夜間中学につきましては、引き続き、今後も議会で取り上げさせていただきます。

（2）不登校児童生徒対策について。

本県におきましても、不登校児童生徒数が年々増加している状況であります。未然防止対策を講じる必要があると考えております。

大阪堺市におきましては、睡眠不足が子どもの不登校を招く一因であるということに着目をして、睡眠教育の導入に踏み切り、科学的な知見に基づいた不登校対策として、一定の改善結果が確認されているところであります。

この睡眠教育、教育実践を、本県においても不登校対策の切り札として取り入れることを提案いたしますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 適切な睡眠時間を取りますことは、生活リズムの乱れを改善して、規則正しい生活を送るうえで重要なものと認識しておりまして、機会を捉えて、子どもたちに睡眠の大切さを伝えているところでございます。

ご提案にありました、大阪府堺市が不登校対策として睡眠教育に取り組み、改善が見られたことは承知しておりますので、今後、堺市を含めまして、先行自治体の取組内容や取組の効果などにつきまして、まずはしっかりと情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 睡眠不足は、いろんな体の不調であったり、本来の力が発揮できない、いろんな人間関係の悪化であったりとか、いろんな症状を生みますので、大阪の事例を研究していただいて、本県といたしましても、未然防止対策として睡眠教育を一刻も早く実践していただきたいと思います。

私は子どもが3人おりまして、睡眠不足は本当に朝、バトルであります。本日もバトルでした。やはり睡眠を確保するというのはいかに大切かということ、生活のリズムを見直すという観点からも睡眠教育は重要であると考えておりますので、どうかご対応のほどをよろしくお願

い申し上げます。

もう1点、教育座談会を先日、開催をいたしました。その折、農業従事者の方から、土など大自然と触れ合うことで、人間本来の感性が磨かれ豊かになる、自発的なコミュニケーションが生じる、不登校対策にも有効ではないかと、農業従事者にとっても生徒と一緒に大自然に触れ合うことは有意義であり、相乗効果が期待されるという貴重なご意見をいただいたところであります。

不登校児童生徒を対象とした農業体験の実施についての見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 今お話にありましたとおり、農業体験につきましては、いのちを育むことの喜びを感じたり、行動意欲が向上したり、あるいは他者との作業を通してコミュニケーション力が身につくなど、不登校の児童生徒が自己肯定感や有用感を育むうえでも効果があるものと考えているところでございます。

今年度、県では、不登校児童生徒に様々な体験活動の場を提供する新たな事業を開始したところでございますが、この中で既に複数の市町が、農家の方と連携しながら、いちご狩りや芋掘り体験等を計画しておりまして、今後、こういった先行事例も参考にしながら、さらに多くの子どもたちを対象として農業体験が実施されていくよう、市町に働きかけてまいりたいと思っております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 教育行政について、2点お尋ねをいたしました。

夜間中学、これを不登校特例校との併設で、もちろん不登校対策としても有効であり、学び

の場を確保するという観点からも大切であり、一方で、睡眠教育についても非常に重要な観点であろうかと考えておりますので、教育県長崎として、不登校児童生徒をこれ以上増やさないという観点から、いろんな取組を研究していただいて、それを実践していく努力をしていただきたいということを併せて要望させていただきますので、よろしくお願いたします。

4、産業振興行政について。

（1）水素エネルギー社会の実現に向けた「エネルギー県・長崎」の構築について。

現在、国は、2050年までにカーボンニュートラルを目指すと宣言しており、今、注目されているのが、クリーンな次世代エネルギー、水素エネルギーであります。

本県では、県内企業と高等教育機関が連携して、日夜、研究に取り組みされており、水素の製造や加工技術に関する研究成果も出ているところであります。

また、本県の主産業分野でも、水素の利活用により新たな雇用や経済効果が生じると考えております。

一方で、全国に37か所と設置が進んでいる水素ステーションは、九州におきましては、本県と宮崎県のみが設置していません。燃料自動車などが利用できる環境ではないという状況であります。

行政と高等教育機関、産業界が協力し、水素についての研究成果を、企業や県民へ情報発信していただきたいと考えております。

そこで、企業や県民を対象に、産学官連携による水素エネルギーに関する講演会、研修会の開催、そして、将来的な水素利活用の一つとして水素ステーションの設置を検討していくべきと考えますが、県の見解と取組方針について、

お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部長。

○産業労働部長（松尾誠司君） 議員ご指摘のとおり、2050年カーボンニュートラルに向け、国は、水素社会実現の加速化や競争力強化を図ることを目的に、本年度、「水素基本戦略」を改定していますが、現時点では研究・実証の段階であり、需要と供給が一体となった国内市場の創出に向け取組を行っております。

このような中、県では、県産業振興財団にコーディネーターを配置し、佐世保工業高等専門学校や県内企業との連携により「水素事業化研究会」を立ち上げ、技術開発と実証事業に産学官で取り組んできたところでございます。

今後、産業振興財団と連携して開催しております「再エネフォーラム」において、水素を活用した取組も紹介し、県内企業の新規参入を図ってまいりたいと考えております。

また、水素ステーションにつきましても、設置や維持管理にかかるコストが大きいことから、現在の需給状況では投資回収が困難と見込まれるなど、コスト面で課題があると認識しております。

そのため、まずは先行地域の水素ステーションの運営状況や国の動向等も踏まえながら、本県における水素の利活用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 現在、県では、先ほどご答弁にあったとおり佐世保高専で、水素については全国トップレベルの研究をされています。水素事業化研究会は非常に素晴らしい研究会で、企業もタイアップしながら県内の水素事業化に向けて尽力をしてくださっていますので、県としても、しかるべき支援をしていただきたいと思います。

ということ。

併せて、「再エネフォーラム」において水素分野の取組を紹介していただくというご答弁もいただきました。これは非常に重要であります。これを行うことによって、県内の企業がもっともっと水素に関心を持っていただく機会にもなるかと思っておりますので、どうか時間をしっかりとっていただいて、「再エネフォーラム」の開催をお願いしたいと考えております。

水素ステーションは、3億円から5億円かかると聞き及んでおりますが、今、佐世保高専においては、これを安価でできないかという研究もされています。九州で長崎県と宮崎県のみが設置されていませんので、どうか一刻も早い設置に向けた検討、準備段階を県としても、産業界と連携をして、していただきたいということを要望させていただきます。

（2）企業誘致について。

長崎は、西洋医学・薬学の伝来の地であり、長崎大学医学部・薬学部をはじめ、長崎国際大学薬学部と、学問の伝統は現在に受け継がれています。特に、長崎大学医学部は、感染症に関する最先端の研究で大きな注目を浴びています。

本県のこのような環境の中、私は以前より、高付加価値な製品を製造する製薬企業の誘致を進めていくことが、県民所得の向上にも非常に有効ではないかとの強い思いを持っています。

まずは、誘致活動について、令和4年以降、特に、製薬企業を含む医療関連企業への訪問実績と誘致実績について、お尋ねをいたします。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部長。

○産業労働部長（松尾誠司君） 県では、付加価値が高く、先進的で県内企業への波及効果の大きい企業等を対象とし、特に、国内投資が活発化しております半導体や医療関連分野の企業誘

致に重点的に取り組んでおります。

令和4年4月から令和5年8月までの医療関連分野の企業訪問件数は延べ251件で、このうち製薬企業への訪問件数は延べ104件というふうになっております。

また、医療関連分野の誘致実績としては、令和3年度に医療用滅菌装置で国内トップのシェアを誇り、BSL-4施設にも納入実績のあるサクラ精機が設計開発拠点を長崎市に立地したほか、令和4年度には、分析計測機器や画像診断機器などの製造を手がけ、世界的に活躍する島津製作所が、同じく長崎市に研究開発拠点を立地し、長崎大学と連携して、感染症に関する検査や試験に関する研究開発を行うなど、これまでに5社の誘致が実現しているところでございます。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 令和4年4月から令和5年8月まで、訪問をかなりしていただいている状況を確認させていただきました。251件、そのうち製薬企業は104件ということで、誘致活動に積極的に取り組まれているということ、一定理解をいたしました。ありがとうございます。

それでは、製薬企業を含む医療関連分野での企業誘致を行ううえでの課題と、今後の取組方針について、お尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 産業労働部長。

○産業労働部長（松尾誠司君） 製薬を含む医療関連分野は、製造過程で多くの水を使用することが一般的であり、国内投資が活発化している中、受け皿となる工業用水を備えた工業団地が不足していることなどが課題となっております。

そのため、県では、半導体・医療関連企業誘致可能性調査事業において、市町が実施する水源調査への補助を昨年度と今年度に行っており、

現在、雲仙市、島原市、諫早市での調査が進められております。

一方で、比較的水の使用が少ないと見込まれる医療用装置の製造などは、金属加工の高い技術を持つ県内企業とのサプライチェーンの構築・強化につながることから、このような製品を製造する企業への誘致活動も引き続き並行して行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 水の問題、やっぱりこれは大きいですね。しかしながら、県では昨年度から水源調査を進められているということ、雲仙市、島原市、諫早市、このあたりでどこかに製薬企業が誘致できればと考えているところであります。

先ほど、県民所得の向上にも資するというふうに申し述べましたが、製薬企業の誘致による県民所得向上の効果について、厚生労働省の令和3年「薬事工業統計年報」による年間医薬品生産額の資料をもとに検証した私の案、思い、考えを述べさせていただきます。

お隣の佐賀県には、久光製薬の本社があります。佐賀県の年間医薬品生産額は約960億円で全国26位、佐賀県の人口が約81万人なので、年間約12万円の一人当たりの生産額となり、このうち県民所得に係る付加価値部分が約5割とするならば、毎年約6万円の一人当たりの県民所得向上効果があると考えます。

また、徳島県には株式会社大塚製薬工業の本社があります。徳島県の年間医薬品生産額は約4,000億円で全国8位、徳島県の人口が約73万人なので、年間約54万円の一人当たりの生産額となり、同様の試算では、毎年約27万円の一人当たりの県民所得向上効果があると考えます。

これを本県で見ますと、本県には大きな

製薬企業はなく、本県の年間医薬品生産額は約4億6,000万円で全国47位、何と最下位なんです。よって、県民所得向上効果は皆無であります。

本県は、病院等の医療資源が比較的充実し、年間相当数の医薬品が消費されていますが、年間約4億円の医薬品しか生産されておらず、医薬品輸入県であるという状況であります。

先ほど申しましたが、長崎は、西洋医学・薬学の伝来の地であることからすると、本県こそ薬の地産地消を目指す必要があると考えております。

以上の検証から、県民所得向上対策の一つとしても、安定的な生産額の維持拡大に資する製薬企業の誘致が必要であり、戦略的かつ積極的に進めていく必要があると考えております。

併せて、製薬企業を誘致することによりまして、県内の優秀な薬学生の雇用の受け皿としても絶大な効果が見込まれます。

先ほど訪問件数も確認させていただきましたが、どうか諦めることなく、製薬産業、製薬企業、医療関連分野の企業誘致に努めていただきたいということを要望させていただきます。

5、農業行政について。

（1）有機農業の振興について。

先般、公明党の秋野公造参議院議員と川崎県議と、雲仙市の種取り農家を訪問いたしました。貴重な伝統的野菜の種を保存され、その種から有機野菜を栽培、販売し、さらに、その伝統的野菜を後世につなげるべく、唯一無二の種を収集されている現状を確認させていただきました。

この自家採種からなる伝統的有機野菜は、全国のみシュランガイドに掲載されている有名店からのネット注文が殺到しているということがあります。

健康長寿日本一の長崎県づくりを目指す本県

としては、良質な野菜の摂取と連動した取組は重要であります。さらに、若い世代から、食育や有機野菜を積極的に学校給食に取り入れるべきと考えます。

そこで、有機農業の振興におきまして、オーガニックビレッジの普及推進が必要であると考えますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山本由夫君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 有機農業は、収量や品質が不安定なうえ、生産コストに見合った販路の確保が難しいなどの課題がありますが、環境と調和した持続可能な農業の実現に欠かせない取組であることから、県では、有機農業者のネットワークを構築し、収量確保に向けた栽培技術研修会やオーガニックマルシェの開催などを支援しているところです。

こうした中、国が、「みどりの食料システム戦略」の一環として推進している、地域ぐるみで有機農産物の生産から消費まで一貫して取り組む「オーガニックビレッジ」について、本県1例目として、南島原市が本年3月に宣言を行い、市内の全小中学校を対象に学校給食での有機野菜カレーの提供や土づくり講習会などを実施しております。

さらに、雲仙市においても、伝統野菜の種取り栽培や生産者と消費者の交流・販売拠点の整備などに取り組まれており、本県2例目の宣言を目指し、現在、関係者による協議が進められているところです。

県としては、引き続き、有機農業の推進に向けて、その有効な手法である「オーガニックビレッジ」に取り組む市町を支援してまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君） 宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君） 昨日も、この件につき

ましては質疑が出ておりました。地域ぐるみで有機農業を支援、使用していくというオーガニックビレッジの取組を、県としても支援をしていただきたいと思います。

この雲仙の種取り農家を見た時に、非常に私も驚きまして、全国のみシュランガイドの超一流店から注文が殺到しているという状況でありましたので、こういったところに対する支援も考えていただければと思います。オーガニックビレッジについても支援の強化をしていただきたいと思いますということ併せて要望させていただきます。

6、スポーツ行政について。

（1）スケートボード（スケボー）の振興について。

スケートボード、以後はスケボーと略しますが、スケボーの振興について、お尋ねをいたします。

スケボーの振興につきましては、前回、その前も取り上げさせていただいたところであります。スケボーを活用した若者対策についてであります。

まず、小江スケボーパークの整備につきましては、パークのあり方について、様々ご対応していただいているということ、私自身も確認しております。改めて担当課の職員の皆様方に感謝いたします。

進捗状況につきましては、今後も議会で取り上げるなどして確認をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

令和5年2月定例会におきまして、スケボーに対する知事の所見をお聞きしたところ、知事からは、「スケートボードは、個人や少人数でも楽しめるスポーツであるし、若者文化の発信により地域の活性化にもつながるものとして期待

をしている」と、非常に前向きなご答弁をいただいたところであります。

そこで、改めて、スケボーの振興に関するこれまでの取組と、併せて本県でのスケボー大会の開催実現に向けて、見解をお尋ねいたします。
○副議長（山本由夫君）文化観光国際部長。
○文化観光国際部長（前川謙介君）機運醸成とすそ野の拡大を目的といたしまして、子ども向けのスケートボード体験会を、長崎市と佐世保市におきまして、これまで3回開催をいたしております。

今後も、国際交流の要素など、少し工夫を加えながら市町や関係者と協力をいたしまして、体験会を開催していく予定といたしております。

また、本年3月には、行政や関係団体、企業等を対象に勉強会を開催いたしました。先進地から招いた講師から、大会の開催などスケートパークの活用について紹介をいただいたところでございます。その後、勉強会に参加した市町の中には、大会開催に向けて検討を始められたところもございます。

県といたしましては、県内関係者との橋渡しや先進事例の紹介など、これまでの取組で得たノウハウを活かしながら、市町の後押しをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）ご答弁いただきましたスケートボード体験会、これにつきましては非常に素晴らしいものであったと思います。私も、3月25日に佐世保で開催されたところに行きました。非常に小さい子どもさんが来ていらっやって、一つの技をできると周りが喜んでたええるという非常に素晴らしい光景を見せていただいたところであります。

併せて、その場には、種目別公式戦、小学生

アスリート部門全国第2位、これは前回も紹介いたしました。田島友翔君が来ていて、ものすごい大技を披露して観客を沸かせたということも目の当たりにしたところでもあります。

今年度もまた開催していただくということで、非常にありがたいと考えております。

大会の誘致でございますが、今ちょっと考えているところがあるということです。県としても、対応を積極的にしていただきたいと考えております。

初代スケボー部長、中崎教育委員会教育長からDNAを受け継いだ、前川2代目スケボー部長、すばらしい実績を残しつつあられますが、改めて、スケボーの振興に関する決意をお聞かせください。

○副議長（山本由夫君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（前川謙介君）先ほど答弁申し上げましたとおり、これまで普及啓発や機運醸成を中心に努めてきたところでございます。こうした取組の積み重ねによりまして、大会の開催についても少し機運が出てきたのかと思っております。

今後も歩みを止めないように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山本由夫君）宮本議員 16番。

○16番（宮本法広君）すばらしいご決意をいただき、私も引き続き、スケボーに関する支援に向けて全力を尽くしてまいります。

スケボーには夢があります。愛があります。そして、生きる希望が詰まっています。スケボーを通して不登校を改善した中学生とか、スケボーを通して仲間が増えた事例もたくさん聞いております。

もちろんマナーも大切でありますので、マナ

ーについても研修会とか体験会でしっかりと徹底をしていただいて、若者対策としては長崎には大きなポテンシャルがあると考えておりますので、引き続き取組を推進していただき、2代目スケボー部長の時に大きな実績を残していただきたいということを要望させていただきます。

本日は、6項目にわたって質問をさせていただきました。前回からの引き続いた質問、そして県民の皆様方からいただいた質問、様々ありますけれども、今後も引き続き、県民の皆様方の声を県政に反映すべく、私も全力で頑張る所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本由夫君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（徳永達也君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君）（拍手）〔登壇〕皆さん、こんにちは。

改革21、大村市選出、まきやま大和です。

長崎県民の一公僕として、皆様の暮らしが少しでもよくなっていきますよう、地道に研さんを積み、県政に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、大石知事に質問いたします。

1、新型コロナウイルス感染症について。

（1）新型コロナウイルス感染症対策について。

県民の健康・いのちを守る知事の責務について。

長崎県民の健康といのちを守ることは、知事の最も重要な責務の一つと私は考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

なお、以下の質問につきましては、対面演壇席より実施いたします。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕 まきやま議員のご質問にお答えいたします。

私は、これまで県民の皆様のことを第一に考え、県政の運営に取り組んでまいりました。県民の皆様の健康やいのちを守ることは、何よりも重要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症への対応においても、高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い方への感染防止対策や、救急車の適正利用、重症患者の病床確保など、県民の健康やいのちに直接影響が及ぶ可能性が高い施策には、特に力を注いできたところであります。

今後も引き続き、県民の皆様の健康やいのちを守るため、力を尽くしてまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席から答弁をさせていただきます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） このように県民を中心に置いた知事のお考え、非常にうれしく思います。

これまでのコロナ対応を踏まえた、新たな感染症対策について。

さて、今年5月8日より、新型コロナウイルス感染症は、インフルエンザと同等の5類への移行となり、ようやく県内にも活気が戻ってきたように感じられます。これまでの経験を通して

浮かび上がってきたコロナ感染症対策に関する課題や、新たな感染症に対する方策をお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） ご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、本県では、一部医療機関への入院患者の集中や、外来医療機関の不足など、医療提供体制における課題が顕在化いたしました。

昨年、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえまして、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び蔓延に備えるため、「感染症法」が改正されたところでございます。

改正されました「感染症法」では、県が平時から新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定を締結することとされており。また、県が「感染症予防計画」を改定し、体制の充実を図ることとされております。

本県におきましては、現在、医療関係者などで構成する連絡協議会を立ち上げまして、感染症予防計画の改定に向け、検討を進めているところでございます。

協定を締結する予定の医療機関との協議などを通じまして平時の連携体制を構築し、新たな感染症が発生した場合においても円滑に対応することができるよう、着実に準備を進めてまいります。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） これまでの長崎県のワクチンの接種率を見ましても、1回目81.6%、2回目80.6%、3回目71.7%、4回目51.8%、5回目31.8%、6回目20%となっており、これら全

てで全国平均を上回っております。

国の方針を受けたワクチン接種に関する我が県の取組についても非常にうまくいったのではないかと思います。これまでの経験をもとに、次なる感染症に対しましてもしっかりと準備をお願いいたします。

コロナ後遺症について。

コロナ後遺症について、県はどのような対応をとられていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） ご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状には様々なものがございまして、最寄りの医療機関で診察のうえ、必要に応じ、症状に応じた専門医が診察することが重要ということでございます。

本県では、罹患後によく見られる症状別に対応可能な128の医療機関をリスト化いたしております。県のホームページで公表させていただいているとともに、受診先に迷われた場合の相談窓口といたしまして、県の受診・相談センターを設置させていただいているところでございます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 現状としまして、コロナ後遺症から発症される慢性疲労症候群、線維筋痛症などの病気に関して理解を示してくださる医療機関が全国的に少ないそうです。

県内にも、そのような困っている方を公的支援につなげるNPO法人もあるようですので、それらと連携を密にして、一刻も早い救済に動いてくださいますよう、強く要望いたしまして、次の質問へ移ります。

（2）新型コロナウイルスの被害について。

副反応疑い報告制度について。

先ほどの新型コロナウイルス感染症による後遺症に加えまして、コロナワクチンによる被害の声も私の元に多く届いております。

ワクチン被害による救済制度につきましては、1、副反応疑い報告制度、2、予防接種健康被害救済制度の2つがありますが、厚生労働省の7月28日の発表によりますと、副反応の報告者が3万6,457人、そのうち約2万7,000人が重篤者、そして、ワクチン接種後の死亡者は、なんと2,076人に上っております。

我が県ではどうなっていますか。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 「予防接種法」には、副反応疑い報告制度というものがございまして、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けたことによるものと疑われる症状につきましては、医療機関等から厚生労働省に報告がなされることになっております。

本県では、接種開始から本年8月末までに副反応疑いとして533件の報告がなされておまして、そのうち21件が死亡事案となっております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 予防接種健康被害救済制度について。

2つ目のワクチン接種後の健康被害救済制度につきましては、8月31日時点で8,667件の申請が上がっており、そのうち4,098件が認定されております。その中に非認定が587件、そして死亡例が210件です。こちらについては我が県の数字はどうなっていますか。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 「予防接種法」に基づく予防接種健康被害救済制度は、ワクチ

ン接種後に健康被害を受けた本人や、その家族等が市町村に対して申請をし、市町村から都道府県を通じて厚生労働省に進達された案件について、厚生労働省の審査会で審査がなされた結果、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方に救済のための給付が行われるものがございます。

本県における新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害救済の申請につきましては、令和3年度から令和5年8月末までに94件が厚生労働省に進達され、このうち認定済みが42件、非認定が6件、取り下げが1件となっております。

なお、このうち厚生労働省に進達された12件は死亡事案であり、2件が既に認定されているところでございます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君）現時点で認定されている4,098件という数字ですが、これはなんと過去45年間の全ての種類のワクチンの総認定数である3,522件を優に超えています。死亡認定数でも同じく上回っている状況です。この2年足らずで、コロナワクチンだけです。いかにワクチンの被害が多いかがわかるかと思えます。

なおかつ、まだ4,000件以上が審査待ちの状態で、今後、被害者認定の数が増加していくことは、容易に想像できますし、さらに、申請はまだまだ増えています。

日本救急医学会、日本循環器学会、日本人工臓器学会、日本小児神経学会ほか、国内外の各学会からもワクチンの被害の報告がたくさん上がってきており、このような状況は初めてということですよ。

各国の動きについて。

そうした状況の中、4回目、5回目、6回目接種と、こんなにワクチンを打ち続けている国は

日本だけとお聞きしましたが、各国の状況を教えてください。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）世界保健機関（WHO）が今年3月に公表いたしました新たな指針では、高齢者等の重症化リスクがある者等について、定期的なワクチン接種が推奨されており、健康な者には推奨しないとされているところでございます。

これに合わせて、我が国では高齢者等の重症化リスクの高い者への追加接種のみが奨励されておりまして、イギリスやフランス、ドイツなどにおいても同様の状況というところでございます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君）配付資料の1枚目をご覧ください。

右側のグラフが人口100万人当たりのワクチンの追加接種回数です。つまり日本は世界一ワクチンを打って、世界一真面目にマスクをしていたにもかかわらず、いまだに感染や被害を止められていないという、何とも不可思議な現状であります。

他方、2回目、3回目接種しかしていない海外では、既にコロナはおさまっており、過去のことになっているという国がほとんどであります。

このことは、ワクチンが解決策ではなかったことが明白になったのではないのでしょうか。もともと変異の早いウイルスに対してワクチンで対応するのは困難なのです。

配付資料1の下から5行目、赤い字で書いてある一番上の行を見てください。

厚生労働省は、なぜか、これに関してデータを出さなくなりましたが、こちらに最も重要な事実の判明が記載されています。それはワクチ

ン接種の方がコロナに感染しやすくなり、死亡リスクも高まるという結果です。

mRNAワクチンのメカニズムについて。

県にお聞きします。

そもそもこのたび、はじめて緊急的に特例承認されたmRNAワクチンのメカニズムを簡単に説明してください。

○議長（徳永達也君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君）まず、mRNAでございますが、mRNAは、体内では不安定でございます、比較的早期に分解されるものでございます。

そして、mRNAワクチンでございますけれども、こちらは新型コロナウイルスが人の細胞へ進入するために必要なスパイクタンパク質の設計図となる遺伝情報を有するワクチンでございます。こちらを注射することにより、ウイルスのタンパク質の一部がつくられ、それに対する抗体がつくられるというメカニズムになっているところでございます。

○議長（徳永達也君）まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君）自分の細胞でスパイクをつくるというメカニズムになっております。このメカニズムに関しまして、これまでわかってきたことを述べます。

一つ、ワクチン成分は、全身を駆けめぐり、すぐには分解されないで体内に保留すること。

一つ、スパイクが血栓をつくり、脳や心臓、体の至るところで問題を生じること。

一つ、スパイクをつくっている自分の細胞を自分の免疫が攻撃してしまうこと。

一つ、スパイクタンパクがエストロゲン受容体にくっつくということがわかっており、ワクチン接種後、乳がん、子宮がん、卵巣がん、悪性リンパ腫、白血病が増えていること。

一つ、IgG4という抗体がつくられ、接種のたびに免疫力が落ちてしまうこと。

一つ、1,000種類を超えるワクチンの副反応が見られたことをファイザー社は公表しており、ワクチン接種後から日本の超過死亡数が過去最大になっていること。

これらのことが既にわかっており、現在、mRNAのワクチンのメカニズム自体が既に破綻している状況にあるようです。

このような中、ワクチン接種に関しまして、9月20日、まさに昨日からですけれども、6か月齢の赤ちゃん以上の全ての方を対象にXBB対応型のワクチン接種が始まっているということですが、配付資料の2枚目をご覧ください。

こちらの左のグラフになります。左のグラフは、今回、厚生労働省が採用しているものです。グラフの右、緑、青、紫の棒グラフがXBB株の抗体になります。でも、このグラフをよく見ると、縦軸がおかしいんです。よく見ると、縦軸が10、100、1,000、10,000と同じ間隔でとってあります。これは本当は10、20、30、それから10,000と同じ間隔でとらないといけません。つまり左の厚生労働省が採用したグラフは、本当は小さな値のものを比較的に大きく見せるために対数を使っているだけなのです。一般的なグラフに直して見てみたものが右のグラフになります。

今回のワクチンは、ご覧になってわかりますように、XBBの抗体は、これっぽっちも上がっていません。しかも、これはマウスでの治験をただけなんです。私は、これを見て不安しか感じられません。

そこで、お医者さんでもある知事に質問いたします。

長崎県のワクチンネーションプログラムにつ

いて。

9月20日、昨日から始まっているこのワクチン、長崎県におきましては、今は増加しているコロナの後遺症やワクチン後遺症で困っている人々を救済することに力を注ぐことにして、どうしても接種したいという希望者を除いては、慎重に見守るように、見合わせるように、各市町に通達してはいかがでしょうか。

現在、コロナは、5類であり緊急事態ではありません。長崎県民のワクチン接種は、このワクチンの効果を十分に検証してみても遅くはありません。

先ほど、知事の答弁にあったように、長崎県民の健康といのちが最も大切です。国の方針と異なることに何ら遠慮することはありません。国と県は対等です。国がミスリードをしているおそれがある時、県民の健康、いのちを守ることができるのは、大石知事、あなたです。これは政治的決断であるとともに、医師である知事の科学的、医学的判断でもあります。知事、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） まず、コロナワクチンにつきましては、国が、そのリスクを踏まえまして厚生科学審議会の関係分科会等において、継続的に安全性や効果について科学的な評価を実施しております。

そこで、ベネフィットがリスクを上回ると考えられることからワクチン接種が実施されているものと、まず認識をしております。

県といたしましては、国の方針を踏まえまして、「予防接種法」に基づいて、市町村が実施するワクチン接種が円滑に行われるように協力をしてまいる所存でございます。

もう一つ、議員からご指摘いただきましたこ

とについてもお答えをさせていただきます。

ワクチン接種に伴う明らかな、重大な懸念が判明した場合には、国に意見を伝えるなどして県として対応をしっかりと行いたいと思っておりますけれども、国の厚生科学審議会等において科学的な評価がなされております。現段階では、そのような意見を伝えるといった状況にはないと考えている状況です。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） ワクチン被害の周知について。

我々は、これまでワクチン接種を積極的に推進してきた側です。そうであればワクチンに関する情報提供や被害の救済についても、しっかりと行わなければなりません。

これまで述べたような情報がないまま、手元に接種券が届くと、真面目な日本人は何も知らないまま接種をしてしまいます。

泉大津市の南出市長のように、自治体のトップが率先して県のホームページやSNS、各市町への積極的な情報提供がなされている自治体もあります。

ワクチン被害の周知について、しっかり取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） 新型コロナワクチンの接種につきましては、生じ得る副反応に関する情報も含め、ワクチンの安全性、有効性に関する正しい情報をもとに、ご本人や、その保護者の方がワクチンを接種すべきかどうかを適切にご判断いただくことが重要であると考えているところでございます。

そのため、こうした情報につきましては、県のホームページにも掲載をさせていただいてい

るところであり、引き続き、県民の皆様方への適切な情報提供に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君）（3）ワクチンハラスメントについて。

ワクチンハラスメントに関する県の把握状況。

ワクチンハラスメントとは、ワクチン接種の有無を強要したり、行動制限を求めること、同調圧力をかけること、差別をすることでありませぬ。

私は、今回、このワクチンハラスメントをなくすことを選挙の公約に掲げ、出馬いたしました。選挙期間中は、選挙活動こそほとんどしませんでしたでしたが、私の元には、「ワクチンは打たない」という選択をすることで、様々な誹謗中傷を受けたり、解雇を迫られたり、施設への入所を拒まれたり、多くのワクチンハラスメントの存在を知ることになりました。

そこで、県に質問いたします。

ワクチンハラスメントに関する県の把握状況を教えてください。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（新田惇一君） ワクチンに関しましては、あくまでもご本人の意思に基づき接種を受けていただくものでございます。したがって、ワクチンの接種の強要はあってはならないというふうに考えているところでございます。

本県の「新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口」に寄せられました相談のうち、県内の職場において新型コロナワクチンの接種を強要されたとして相談がございました事例は、これまで6件ございますところであり、相談者の希望に応じて職場内のハラスメントについて所

管をしております長崎労働局へ対応をお願いしているところでございます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） ワクチン接種を強要することについて。

警察本部長へ、お聞きいたします。

コロナワクチンについて、接種を強要する職場もあると聞いておりますが、職員に対して強制的にワクチンを接種させるような行為は、どのような罪に問われる可能性がありますか。

○議長（徳永達也君） 警察本部長。

○警察本部長（中山 仁君） お尋ねにつきましては、行為の態様ですとか、あるいは具体的な状況など、個々の案件ごとに事実関係に即して判断されるべきものと考えております。

いずれにいたしましても、警察におきましては、個々の案件ごとに適正に対処してまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） つまり、こういった現場での音声の記録や動画などの証拠がとても重要になってくるということです。翻って企業の経営者、管理者等は、ワクハラ防止に対してしっかりと取り組む必要があります。

ワクチンハラスメント防止に関する取り組みについて。

私は、コロナ禍において、長崎大学病院で働いておりましたが、中尾病院長の適切なワクハラ防止のメッセージのおかげで、コロナに感染した患者と接する部署であり、一度もワクチン接種をしなかったにもかかわらず、解雇を迫られることなく仕事を続けることができました。

これらを踏まえて、県は、改めてしっかりとワクチンハラスメント防止に関する取組や周知をしていかなければなりません。

今後の取組について、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 福祉保健部長。
○福祉保健部長（新田惇一君） ワクチンを望まない方に接種を強要する行為は、場合によってはハラスメントに該当すると判断される可能性もあると認識しているところでございます。

県といたしましては、接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないように、周知に努めてまいります。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。
○4番（まきやま大和君） 新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。ご本人が希望する場合に限り、接種を行うこととなります。ワクチンハラスメント防止に向けてしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたします。

2、石木ダムについて。

（1）佐々川の流量観測について。

佐々川の観測結果の蓄積による、利活用の検討はいつ可能になるのか。

昨年の12月定例会で堀江議員の質問に対して大石知事は、「一般的には佐々川の流量観測の結果、安定的に取水できることを確認できれば、関係者の意見を聞いたうえで利活用の検討は可能になる」との答弁がありました。

これは石木ダム事業において、事業そのもの見直しにもつながる重要な内容であります。

そこで、質問します。

佐々川の流量観測結果は、いつ、検討可能になりますか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。
○土木部長（中尾吉宏君） 県では、佐々川におきまして、「河川法」に基づく河川整備基本方針策定に向けまして、平成31年1月から流量観測を行っております。

「河川整備基本方針」の策定に当たりまして

は、おおむね10年に1回程度の渇水時の流量を把握する必要があるとございます。したがって、10年の観測が必要だというふうに考えております。

その後、データが蓄積された中で、仮に安定的な取水ができることが確認できれば、様々な関係者のご意見を伺ったうえで利活用の検討が可能になると考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。
○4番（まきやま大和君） その蓄積期間の法的根拠について。

データの蓄積化に関して法的根拠はございますか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。
○土木部長（中尾吉宏君） 「河川法」に基づく河川整備基本方針におきましては、河川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定するとともに、流量を確保するための方策を定めるものとされております。

この方策の策定については、国の技術基準等で、「原則として、10か年第1位相当の渇水時においても、流水の正常な機能を維持するために必要な流量が確保できるよう策定するもの」とされていることから、おおむね10年に1回程度の渇水時の流量を把握する必要があると考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。
○4番（まきやま大和君） データを見せていただきましたが、毎日の詳細なデータが蓄積されております。統計的に推定値を求めるなどして期間を短くすることはできませんか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。
○土木部長（中尾吉宏君） これは、観測してみないと、実際のものとしては、なかなかわからないものでありまして、まさに先ほど申し上げ

ました国の基準で、四角書きと解説がございます。四角書きの中がいわゆる条文、基準になるわけです。外書きが、その解説がされておるわけですが、その解説がされておるわけですが、その基準、条文に当たる中に書かれておりますのは、先ほども言及させていただきましたが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定して、その流量を確保するための方策をつくる、これが決めごとです。

それに対して解説がされています。なぜならば、その決めごとを守るために、どういう検討をしたら、そうなるのかが一般にはわからないからです。ですので、基準を解釈して、これをやったら、それをやったとみなせるといふ、いわゆる解釈に当たる基準に相当します。

その中で、10年の中で一番渇水の状態がひどい時の流量、その状態であっても適切な流量が確保できるような方策を考える。

先ほど申し上げましたように、実際にこれは取って見ないとわからないものがありますので、そのスタンスで観測を続けておるところでございます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） わかりました。

（2）石木ダム推進に係る補助金について。

交付を受ける団体の報酬の根拠について。

これまで県は、石木ダム推進に関わる団体へ、長年、補助金を出してきております。現在では、「石木ダム対策協議会」と「石木ダム地域住民の会」が、それに当たります。これらの団体へ支払われる報酬の根拠について教えてください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） この補助金ですが、「石木ダム地域住民の会」、そして「石木ダム対策協議会」の2団体が、ダム周辺地域の整備など、地域振興策について情報収集や意見交換

を実施するための経費として予算を上限に交付をしております。

補助金の対象のうち、交通費、報酬などにつきましては、県と2団体が結んだ協定の中で、「県の職員の旅費に関する規程」などを参考にして限度額を定めております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 監査及び報告のチェックについて。

これらの監査及び報告のチェック等は、どのようになっていますか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 補助金のチェックにつきましては、交付を受ける2団体は、監事を設けておまして、年度ごとに監査が行われております。

また、県におきましても、毎年、提出された実績報告書について、補助の目的に沿った支出であるか、協定書に定める経費に該当する支出であるか、これを確認しまして補助金の額を確定しております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） これにつきましては、私も確認いたしました。団体の役員が3名しかいなかったり、日当の支払いが不適當であったり、総会を実施してなかったり、視察の報告がなかったりと、細々したものにしましては委員会で詰めていただきたいのですが、一言で言いますと、少しずつさんなチェック体制が見受けられました。

このような締まらないことをやっていたのは、いつまでたっても川原の土地を愛し、住み続けておられる方々の気持ちを動かすことはできないのではないのでしょうか。

補助金の費用対効果について。

県は、これらの団体について総額幾らの血税を注いできたのか、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） これは昭和56年から42年間の取組をしてきたものですが、累計で約1億1,700万円の費用を投じてきたものでございます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 今、国民、県民の大きな関心は、税金を無駄に使われることです。それだけみんなの暮らしが苦しい。何しろ、今は収入の半分以上を税金で取られる時代です。これらの団体への補助金の正当性や費用対効果、並びにいつまで補助金の交付を続けるのか、お聞かせください。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 県としましては、現在、2団体を含む関係者の意見を伺いながら、ダム周辺地域に係る地域振興策の案を策定しているところでございます。

この補助金は、変わりゆく社会情勢の中で、ダム建設に併せて展開すべき地域振興策につきまして、先進地の視察などを通じ、情報収集や意見交換を行うための経費を対象としたものでございます。

ダムを活かした地域の振興を図ることが、まず重要であると考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 毎年、毎年の補助金の支払いに関して1億1,000万円以上のお金が必要だとは、私は思いません。

（3）石木ダムの事業費について。

石木ダムの事業費について。

先日、県のダム事業所へ伺い、熱心な所長のご案内の下、石木ダムの現場をしっかりと視察さ

せていただきました。

現在、285億円の総事業費のうち、約200億円、既に70%が使われています。残りの85億円で本当に完成可能なのか、実際に現場を見て、疑問を感じざるを得ませんでした。

知事、本当に予算内で完成が可能なのでしょうか。もし、さらに追加予算が必要になる場合、それこそ県民の理解を得ることは相当困難になると考えますが、知事の確約をいただきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） 知事。

○知事（大石賢吾君） これまでも申し上げてきましたとおり、石木ダムにつきましては、事業の進め方など工夫をしながら、総事業費285億円で、令和7年度完成に向けて努力をしていくことに変わりはございません。

しかしながら、人件費や資材価格の高騰、建設業における働き方改革の取組、反対されている方々による妨害活動など、事業の推進に影響を及ぼす可能性も認識しております。

県におきましては、そうした状況も踏まえながら、今後の事業の進め方を検討して、技術面、財政面の観点から、国ともよく相談していきたいと考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 今回、私は、予算内で完成のめどがつかないかどうかを調べるために、残りの事業に関する内訳を担当部署に求めましたが、「ありません」という回答でした。

知事は、何をもって予算内で完成できるとおっしゃったのでしょうか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） まずもって、もともとの計画の総事業費285億円、令和7年度完成に向けて、まずは努力させていただきたいと思っ

ております。

ただ、知事が申しあげましたように、いろんな変動要素があります。これにつきましては、しっかり精査を国土交通省とも相談させていただいて、今後のあり方について検討していきたいと思っております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） もし事業計画書等があるのであれば、今後いただくことは可能でしょうか。

○議長（徳永達也君） 土木部長。

○土木部長（中尾吉宏君） 資料を精査したうえで提供させていただきたいと思えます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） ありがとうございます。

3、和子牛価格の下落対応について。

子牛価格下落に対する支援状況について。

現在の支援状況を教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 肉用牛の子牛価格は、全国的に下落傾向にあることから、国は、九州・沖縄ブロックの平均価格が60万円を下回った場合に、差額の4分の3を交付する制度を本年1月から臨時的な支援対策として開始しております。

県といたしましては、本制度の周知により、肉用牛繁殖農家の不安解消に努めております。

また、配合飼料価格の高騰について、国においては、本年4月から配合飼料価格が高止まりした場合でも補填が実施されやすいよう、支援制度を見直しており、県においては、昨年度に引き続き、同制度の加入に必要な生産者積立金の一部を支援しております。

県では、これら支援策の周知を図るとともに、

本年8月に各振興局に専用の相談窓口を設置し、肉用牛繁殖農家の経営継続に向けた支援に取り組んでいるところです。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 国の肉用子牛価格補填制度につきましては、本年12月までの実施となっております。価格の低迷が続いた場合は、支援を継続するよう、国への迅速な働きかけをお願いしたいと思います。

また、資金繰りが大変な生産者の方が漏れなく支援を受けられるよう、支援策の周知と丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

県が設置した相談窓口の対応について。

先ほどの答弁で、各振興局に相談窓口を設置しているとのことでしたが、生産者からはどういった相談があり、その相談に対して県ではどのように対応しているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 肉用子牛の価格の下落を受けまして、本年8月、各振興局に設置した相談窓口には、これまで肉用牛繁殖経営における資金繰りに関する相談が多く寄せられております。

具体的には、新たな資金の借入れや既往債務の償還延長などに関する相談がほとんどであり、相談窓口では、金融機関との調整や借入れに係る計画書の作成について助言等の対応を行っているところでございます。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） この問題は、もともと国が和牛生産の倍増計画を掲げ、その150%を和牛の増殖、残り50%を乳牛の受精卵移植で増やす計画で、様々な支援を同時に進めてきたことによって、現在、和牛の数が増えてきてしまっていることも子牛価格の下落の原因と言わ

れています。

つまり国内の農家は、コロナやウクライナ問題などの外的要因や国策のあおりを受け、決して農家の努力不足だけではないということです。

宮崎市では、県独自の上乗せ補助が全国で初めて行われており、我が県でも九州ブロックとの価格差も考慮に入れて、今後、しっかり支援していただけるようお願いいたします。

4、水田農業について。

長崎県の水稲生産の現状と課題について。

私は、地元大村市で中山間地域を中心に農地をお借りしてお米づくりをしております。自分で言うのもなんですが、大変おいしいです。ぜひとも大石知事には新米を食べていただきたいと考えておりますが、何分、寄附行為は公職選挙法で禁止されておりますので、ぜひ私費で購入を奥様に検討していただくことを期待いたしまして、質問に入ります。

本県の水稲生産の現状と課題を教えてください。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 本県の水稲生産の現状といたしましては、10アール当たりの収量は485キログラムと全国より51キログラム低く、1戸当たりの作付面積は71アールと全国平均の約4割にとどまっており、肥料費、労働費などの生産コストが高い状況にあります。

また、生産者の高齢化等の影響もございまして、作付面積は、ここ5年間で約1割減少しております。

さらに、本県のお米の生産量は、年間4万9,000トンで、県内の消費量の約7割しか賅えていない状況にございまして、県内の米卸業者からは、県産米の増産を求められております。

これらに加えて、近年の地球温暖化の影響で

夏場の高温障害による品質低下も課題となっております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 本県の水稲生産の振興方策について。

さらに付け加えますと、お米づくりはもうからないという致命的な欠点があります。高齢化の影響もあり、過去5年間でお米の作付面積が1割減少との答弁がありましたが、現在、中山間地域では利益が出ないこともあり、深刻な後継者不足にあります。

それでも、先祖代々の土地を守るため、地域の仲間に迷惑をかけないため、少数精鋭の先輩たちが必死になって何とか今につないでいただいている状況です。

お米づくりでは、数キロに及ぶ山からの水路を4～5人で草はらいをして、スコップで土砂を掃除して、水路の修繕をしながら見回ります。日本の主食の危機が、あと数年で実際に起こり得ることを農林部の方はしっかりと頭にとどめておいてください。沈黙は容認になります。このまま何もしなければ衰退を認めたことと同じです。

この問題こそが、日本の農業の重要な課題だと思いますが、お米は県の推奨作物ではありませんので、ここに予算をつけていただくことは、なかなか難しいと思います。

また、地域によって事情は様々ですので、今後、地域の方を含めた将来に向けての話し合いの場を積極的につくってまいりますので、県のご助力をお願いいたします。

さて、このもうからないお米の生産について、県はどのように振興していきたいとお考えですか。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 経営規模の小さい本県の水稲生産においては、省力化につながるドローン防除を推進することで、規模の拡大と労働費の削減につなげてまいります。

また併せて、田植え時に肥料を同時に投入することで、施肥量を20%節減できる側条施肥田植機の導入を今進めておりまして、肥料費の低減を図ってまいりたいと考えております。

また、従来品種よりも品質や収量が高く、米の食味ランキングにおいて、最高評価の特Aを獲得した高温耐性品種の「にこまる」や「なつほのか」の作付を拡大し、水稲の多収化、高品質化についても進めてまいります。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 私も、「なつほのか」、「にこまる」を作っていますが、とてもよい品種だと思います。また、古い品種である「ひのひかり」も高温障害が多少見られますが、食味はすばらしく、大切にしていきたいと考えております。

カドミウム低吸収性イネの導入について。

さて、最近では新たな品種として秋田県でカドミウム低吸収性イネの導入が進められています。私としましては、このカドミウム低吸収性イネにつきましては、幾つかの問題点があり、導入すべきではないと考えておりますが、長崎県でこうした品種を導入する予定はありますか。

○議長（徳永達也君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 本県においては、現在、農用地土壌汚染対策地域はないことから、カドミウム低吸収性イネの導入の必要性はないと考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） このような新たな品種を導入する際に十分気をつけていただきたい

のは、放射線やイオンビームを照射して遺伝子に突然変異を起こしたり、遺伝子組換えやゲノム編集で作られたものは、まだまだそのデメリットの部分が伝わっていないことや、人体にとっての危険性が危惧される点もあります。

人工的に遺伝子に組み込み、あるいは壊し、それを活用する際には、その安全性を十分に確認し、倫理的な見地も考慮に入れて慎重になっていただきたいと思います。

一度、自然界に放ってしまえば取り戻しがききません。人間は、ちょっとした道具を手に入れると、すぐに何でも理解した気になりがちですが、悠久の時をかけて築かれた自然の仕組みについては、まだまだ何も理解できてないんだという謙虚さや節度が必要だと私は思います。

5、高校生の離島留学制度について。

離島留学制度の改善に向けた取り組みについて。

9月3日に、「これからの離島留学検討委員会」の第3回目が開かれ、その報告書を読ませていただきました。

その中で、亡くなった留学生に対しての里親による暴力行為や大声での叱責、その他不適切な対応が認められたとありました。

県教育委員会として、里親の留学生への関わり方に問題があった時を含め、離島留学生の安全・安心な生活を保障する環境を今後どのように構築していくのか、お聞きいたします。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 現在、「これからの離島留学検討委員会」でのご意見をもとにしまして、制度の改善策を検討しているところでございます。

まずは問題の発生を未然に防ぐことが重要でありますので、生徒の対応や里親の困りごとの

解消等に向けました新たな里親研修の実施、あるいは生徒や里親の相談を受けまして、サポート等を行います離島留学支援員の増員など、日常的な支援や見守りの充実に努めてまいりたいと考えております。

併せまして、危機管理マニュアルを整備しまして、離島留学生在がSOSを発信した場合に迅速に対応するための組織の一環としまして、学校や市の関係者、スクールカウンセラーなどで構成されるチームを編成することとしておりまして、離島留学生在が安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 報告書案の第1部のまとめの中で、「離島留学制度の里親と児童福祉法における里親については大きな違いがあり、これらが混同されないように、離島留学制度の里親が担う役割について明確化する必要がある」とまとめられていましたが、体罰や暴力に関しては、どのような程度であっても、決して容認してはならないことは、肝に銘じなければなりません。

今回のような痛ましい事件を二度と繰り返さないためにも、この点についてはしっかりと制度に反映させていただきたいと思えます。

次に、現在、離島留学制度において、留学生を引き受けていただく里親のなり手不足や高齢化の話を多く耳にしました。

今回の委員会を経て、留学生と里親の最初のマッチングについて充実が図られたとしましても、双方の相性がどうしても合わないということも時にはあるでしょう。その時に留学生在が里親を変更できるような仕組みをつくるためには、新規開拓による里親の拡充が必要になってきます。ましてや、高齢化の問題が拍車をかけてい

るのであれば、この問題こそ急務であると考えますが、県の考えをお聞かせください。

○議長（徳永達也君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（中崎謙司君） 里親の新規開拓、あるいは拡充につきましては、従来どおり、各学校や市町と連携して個別にお願いすることに加えまして、今後の方策としましては、これは第三者委員会からもご意見がありましたものですけれども、いわゆる生徒を受け入れる際の課題となります家屋改修の初期費用を支援することであったり、里親宅ではなくて、親子で生活できるよう、市の移住施策と組み合わせた親子留学の導入を進めていくことも必要であるとと考えております。

この改修費用や親子留学の支援につきましては、既に令和6年度の政府施策要望に盛り込んでいるところでございますけれども、今後も引き続き里親不足の解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（徳永達也君） まきやま議員 4番。

○4番（まきやま大和君） 今回の悲しい事件を乗り越えて、本当の意味で留學生を中心に据えた支援体制が構築されることを切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（徳永達也君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、先に上程いたしました第69号議案乃至第74号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第75号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君） ご異議なしと認めます。

よって、第75号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」が提出されておりますので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より10月5日までは、委員会開催等のため本会議は休会、10月6日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時40分 散会

第 2 5 日 目

議 事 日 程

第 2 5 日 目

-
- 1 開 議
 - 2 認定第1号乃至認定第3号一括上程
 - 3 知事議案説明
 - 4 認定第1号乃至認定第3号委員会付託
 - 5 第75号議案 質疑・討論、採決
 - 6 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 7 意見書等上程、質疑・討論、採決
 - 8 議員派遣第94号乃至議員派遣第96号一括上程、採決
 - 9 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - 10 閉 会

令和5年10月6日（金曜日）

出席議員（44名）

1番 大倉 聡 君
 2番 本多 泰邦 君
 3番 白川 鮎美 君
 4番 まきやま 大和 君
 5番 虎島 泰洋 君
 6番 畑島 晃貴 君
 7番 湊 亮太 君
 8番 富岡 孝介 君
 9番 大久保 堅太 君
 10番 中村 俊介 君
 12番 初手 安幸 君
 13番 鵜瀬 和博 君
 14番 清川 久義 君
 15番 坂口 慎一 君
 16番 宮本 法広 君
 17番 中村 泰輔 君
 18番 饗庭 敦子 君
 19番 堤 典子 君
 20番 坂本 浩 君
 21番 千住 良治 君
 22番 山下 博史 君
 23番 石本 政弘 君
 24番 中村 一三 君
 25番 大場 博文 君
 26番 近藤 智昭 君
 27番 宅島 寿一 君
 28番 山本 由夫 君
 29番 吉村 洋 君
 30番 松本 洋介 君
 31番 ごう まなみ 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 中山 功 君
 35番 川崎 祥司 君
 36番 深堀 ひろし 君

37番 山口 初實 君
 38番 山田 朋子 君
 39番 中島 浩介 君
 40番 前田 哲也 君
 41番 浅田 ますみ 君
 42番 外間 雅広 君
 43番 徳永 達也 君
 44番 瀬川 光之 君
 45番 溝口 芙美雄 君
 46番 田中 愛国 君

欠席議員（2名）

11番 山村 健志 君
 34番 小林 克敏 君

説明のため出席した者

知 事 大石 賢吾 君
 副 知 事 浦 真樹 君
 副 知 事 馬場 裕子 君
 秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君
 企画部長 早稲田 智仁 君
 総務部長 中尾 正英 君
 危機管理部長 今富 洋祐 君
 地域振興部長 小川 雅純 君
 文化観光国際部長 前川 謙介 君
 県民生活環境部長 大安 哲也 君
 福祉保健部長 新田 惇一 君
 こども政策局長 浦 亮治 君
 産業労働部長 松尾 誠司 君
 水産部長 川口 和宏 君
 農林部長 綾香 直芳 君
 土木部長 中尾 吉宏 君
 会計管理者 吉野 ゆき子 君
 交通局長 太田 彰幸 君
 地域振興部政策監 渡辺 大祐 君

文化観光国際部政策監	伊達良弘君
産業労働部政策監	宮地智弘君
選挙管理委員会委員長	蒼本昭晴君
代表監査委員	下田芳之君
人事委員会委員	辻良子君
公安委員会委員	森拓二郎君
警察本部長	中山仁君
監査事務局長	上田彰二君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	田中紀久美君
教育次長	狩野博臣君
財政課長	苑田弘継君
秘書課長	黒島航君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	一瀬永充君

議会事務局職員出席者

局長	黒崎勇君
次長兼総務課長	藤田昌三君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	濱口孝君
議事課課長補佐	永尾弘之君
議事課係長	山脇卓君
議事課会計年度任用職員	天雨千代子君

午前10時 0分 開議

○議長(徳永達也君) ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、認定第1号乃至認定第3号の送付がありましたので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます 知事。

○知事(大石賢吾君)〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

認定第1号から第3号は、地方自治法の規定に

基づき、令和4年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算等の認定を得ようとするものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(徳永達也君) ただいま上程いたしました認定第1号乃至認定第3号につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

次に、認定第1号乃至認定第3号につきましては、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号乃至認定第3号は、議会閉会中の継続審査とすることに決定されました。

次に、第75号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり委員として、石橋龍太郎君、川端辰長君、宮崎英樹君に、予備委員として、堺賢作君に、それぞれ同意を与えることの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第75号議案は、原案のとおりそれぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

坂口委員長 15番。

○総務委員長（坂口慎一君）（拍手）〔登壇〕

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第70号議案「少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例の一部を改正する条例」並びに第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、請願につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、人身安全関連事案への取組に関し、児童虐待事案の認知件数が増えていることについて、どのような認識や課題があると考えているのかとの質問に対し、認知件数の増加については、社会的な関心の高まりによるものが大きいと考えている。

また、児童虐待の背景にはDV事案が関係していることから、警察が早期に事案を把握し、早い段階から対処することが重要だと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、他県においては、児童虐待により亡くなった事案も発生していることから、今後、児童相談所との連携をさらに深めていく

ことも必要と思うが、事案を減らしていくためのどのような取組を行っているのかとの質問に対し、現場における児童の安全の直接確認の徹底をはじめとして、児童の安全が脅かされる危険がある場合の一時保護や迅速な事件化の判断、捜査体制の確立、児童相談所などの関係機関との連携、情報共有の徹底などに取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、企画部の所管事項について、新しい長崎県づくりのビジョンの策定に関し、ビジョンは、重点的に取り組む主な分野として5つに分けられているが、分野ごとで関係部局の数が多いものもあれば、一部局のものもある。どのように連携していくのかとの質問に対し、今回のビジョンでは、5つの分野においてありたい姿を描いており、例えば「こども」分野であればこども政策局、「交流」分野であれば文化観光国際部など、それぞれの分野の主要部局を中心に、「ありたい姿」の実現に向けた施策の方向性に沿って、関係部局と幅広く議論・協議しながら、具体的な施策のパッケージと、それを構成する個別事業を構築していくことが必要である。これまで以上に、部局の垣根を越えて議論しながら進めることが重要と考えているとの答弁がありました。

これに関連し、ビジョンについては、イラストを入れるなどデザイン性を考慮し、県民がわかりやすいものとなるよう工夫してほしいとの意見がありました。

次に、秘書・広報戦略部の所管事項について、戦略的な情報発信及びブランディングの推進に関し、「長崎県戦略PR本部会議」の設置及び各部局へ「戦略PR推進員」を配置したとのことだが、情報発信をどこに向けて行っていくのか、その戦略はどういったことを考えているの

かとの質問に対し、県としては、様々な分野において「選ばれる長崎県」となるために、本県の多様な魅力など、届けたい情報を、届けたい人に、確実に届けることが必要不可欠であるので、届ける地域や手法などを的確に選択しながら、情報発信していくべきと考えているとの答弁がありました。

これに対し、外国人の方が日本に目を向けていることは長崎にとっても大きなチャンスだと思いが、海外に向けてどのように長崎の魅力を伝えていくのかとの質問に対し、海外向けの情報発信については、ユーチューブをはじめ、ターゲット国に応じた適切なSNSや情報発信内容を選択しながら随時発信を行っているが、今後とも、実効性の高い情報発信を国内外に向けて行っていきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、自転車のヘルメット着用の努力義務化について、一、令和5年度県職員採用試験について、一、デジタル化やDXの推進について、一、IR関係について、一、九州新幹線西九州ルートについて、一、長崎空港の24時間化に向けた取組について、一、県庁舎等の跡地活用についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）これより、第3号請願「消費税インボイス制度の中止を求める請願書」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員 32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕日本共産党の堀江ひとみです。

第3号請願「消費税インボイス制度の中止を

求める請願書」、賛成の討論を行います。

本請願は、インボイス制度の中止を求める意見書を、国に提出してほしいと要望しています。

インボイスが導入されると、零細な事業者やフリーランスで働く人などに経済的にも、事務的にも大変な税負担増が生じます。今でも、物価高騰で大変な零細事業者が、さらに苦境に立たされようとしています。

私が申し上げるまでもなく、消費税は、売った時に受け取った消費税から、仕入れの時に支払った消費税を引き算し、納税する仕組みで、課税事業者は、これまで売上額と仕入れ額がきちんと帳簿に記載があれば、この計算ができました。しかし、インボイス制度導入後は、仕入れの時に支払った消費税は、帳簿だけでは認められず、インボイス（適格請求書）を保存し、これを基に計算する仕組みに変わります。インボイスがないと、仕入れ税額控除という引き算ができなくなるのです。

インボイスを発行できるのは、消費税課税事業者だけです。そのため、年間売上高1,000万円以下の免税事業者は、インボイス発行のために取引先から課税事業者への転換を迫られます。しかし、課税事業者になると重い納税負担が発生します。一方、免税事業者にとどまれば、取り引きから排除され仕事を失いかねないわけです。

現在でも、免税事業者は仕入れの時に消費税を払い、しかし、販売価格には消費税は転嫁できず、身銭を切っている事業者がほとんどです。

今でも苦しい状況にある免税事業者が課税事業者になったら、重たい税負担となり、一方、免税事業者にとどまれば、取り引きから排除される。どちらを選択しても、さらに厳しい状況に陥ります。

請願人が述べているように、零細事業者が登録に反対、躊躇している実態です。このまま国民的合意がなされない中でインボイス制度を始めることは、これまで以上の混乱を引き起こすことにつながります。

議員各位におかれましては、請願に賛同していただき、インボイス制度の中止を求める意見書を国に提出していただきますよう、どうかよろしくお願いをいたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長(徳永達也君) 中島議員 39番。

○39番(中島浩介君)(拍手)〔登壇〕インボイス制度は、複数税率のもとで適正な課税を行うためのものであり、必要な制度であると考えます。

令和元年10月の消費税率の改正から4年間の準備期間がありましたが、これまで、国・都道府県・市町村による各種媒体を活用した周知や説明会の開催が行われてきており、制度に関する理解、認知は順調に進んでいるところでございます。

また、制度への移行に当たっては、経過措置や負担軽減措置、相談体制の強化など、各種支援策が講じられており、必要な措置は取られてきたものと思っております。

さらには、政府において、制度の円滑な実施に向けて実施状況を把握しながら、必要な対策を講じ、事業者の不安解消を図ることとされております。

このように、準備期間として4年間の十分な時間があつたことや、円滑な導入に向けての様々な取組がなされたこと、また、今後も必要な対応策の検討が予定されていることなどを踏まえると、既に10月1日から始まっている本制度の中止を求める今回の請願に対しては反対で

ございます。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(徳永達也君) 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

よって、本請願は、採択することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成少数。

よって、第3号請願は、不採択とすることに決定されました。

お諮りいたします。

第70号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

千住委員長 21番。

○文教厚生委員長(千住良治君)(拍手)〔登壇〕文教厚生委員会の審査結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第74号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきま

しては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第74号議案に関し、これまでは就学前の全ての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成だったのに対し、高校生世代を対象とした医療費助成が追加されたが、市町が強く要望している、小中学生への医療費助成を計画に追加することはできないのかとの質問に対し、子どもの医療費助成制度については、市町と協議を重ね、今年度から18歳までを対象とする、市町と連携した制度を開始し、本県の厳しい財政状況の中、高校生世代を導入したばかりである。現時点では対象のさらなる拡大は難しいが、現在の制度が最終形ではないと考えており、引き続き検討を進めてまいりたいとの答弁がありました。

なお、これに関連して、第74号議案に関して、別途、本委員会から附帯決議を提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案外の所管事務一般で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係の所管事項について、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてに関し、全学部で実施している長崎県の地域特性を活かした「しまなび」プログラムが、学生の社会人基礎力の育成や地域の活性につながっているとのことだが、実際の事例や継続している取組はあるのかとの質問に対し、主な実績として、宇久島の魅力をかたるたの形とし、小学校でかたるた大会を行うなど魅力発信に取り組み、その後、かたるたが商品化されている。

また、小値賀島では、特色あるお土産を作るため、様々な商品を開発し、島民の皆さんからアンケートの回答を受け、トマトを使用したラ

スクがお土産として商品化されており、現地の提案が商品化につながるなど、地域の活性化にも貢献しているとの答弁がありました。

これに対し、商品化されることにより、その実績は学生の自信につながるものとする。学生が島の魅力を感じ、離島で就職したいと思うような取組も進めていただきたいとの意見がありました。

次に、教育委員会関係の所管事項について、高校生の離島留学制度の改善に関し、「これからの離島留学検討委員会」の協議による報告書で示された、制度の目的や改善策について、具体的にどのように取り組んでいくのかとの質問に対し、各実施校において、しまの特色ある教育課程の中で自分を磨き、自分らしさを発見するとともに、しまの自然や温かさに触れることで、第2のふるさととしての思いを醸成し、生涯にわたった交流を生み出すことが目的である。

また、生徒や里親のサポート体制の強化や生徒の受入体制の見直し、生徒に対する地域全体での見守り、教員の負担軽減等、組織体制の再構築に努め、制度の改善に努めてまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、現状として約2割の生徒が入学前は不登校の経験があり、入学後も全体の23%が転学、退学している状況と聞く。生徒の受入体制を確立させ、魅力的で持続可能な制度となるよう努めていただきたいとの意見がありました。

次に、福祉保健部・こども政策局関係の所管事項について、地域包括ケアシステムの構築に関し、長崎県総合計画において、地域包括ケアシステムの構築割合の令和3年度の実績値が98%と高い一方、訪問介護に携わる人材が不足しており、システムが構築されてもサービスが

受けられない状況になるのではと危惧している。県は人材不足対策にどのように取り組んでいくのかとの質問に対し、抜本的な給与水準の向上などを国に強く要望していくとともに、介護の仕事の魅力アップなどの施策を推進し、まずは介護分野全体の人材の確保を図りながら、訪問介護を担う人材不足の解消につなげてまいりたいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から「私学助成の充実強化等について」及び「ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、一、不登校対策について、一、令和7年度公立高等学校入学者選抜の改善について、一、長崎県手話言語条例（素案）について、一、結婚支援事業の推進についてなど教育及び福祉・保健行政全般にわたり、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）お諮りいたします。

第74号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました第74号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」に関する附帯決議案が、文教厚生委員会から、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、観光生活建設委員長の報告を求めます。
清川委員長 14番。

○観光生活建設委員長（清川久義君）（拍手）
〔登壇〕観光生活建設委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第71号議案「旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例」外2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、川棚川支流の樹木伐採と浚渫の対応に関し、県管理の二級河川、川棚川支流の樹木について、地域の有志の方々が伐採されてきたが、近年、高齢化が

進んで対応ができなくなりつつある。また、河川幅が小さいため、豪雨等での土砂の堆積も早く、危険性も高まっている。今後、支流の伐採、浚渫を要望する場合、どのように対応すればよいのか。また、年次的に計画的な伐採など対応できるのかとの質問に対し、地域の自治会から町を通じて、振興局に要望いただければ、地域の方と立ち合い、治水の安全性を確認し、安全度が低下した箇所から、順次、対応を進めている。

現在、国土強靱化計画に併せて、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業を活用し、河道内の伐採や浚渫を進めている。本事業は令和6年度までの時限があるが、河川管理上、必要不可欠な事業であるため、事業の延伸・恒久化について、国の方に要望を行っているところであるとの答弁がありました。

これに対し、基本的には、町を通してからの県の対応となるのかとの質問に対し、基本的には、そのようになるが、大雨後、護岸が崩れているとか、土砂が異常に堆積しているといった緊急を要する場合は、随時、振興局に連絡いただければ、確認・対応を行うとの答弁がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、障がい者スポーツへの取組に関し、本年2月に、長崎ヴェルカのホームゲームの際に、車いすバスケットボールチームの「パラ神奈川SC」と「長崎サンライズ」のエキシビジョンマッチが、スポーツコミッションの誘致事業として実現した。

来年はオリンピックもあり、機運も高まっているが、同様なことを計画していることがあるのかとの質問に対し、現状、具体的な計画はないが、また、このような話があれば、積極的に取

り組みたいとの答弁がありました。

これに対し、一般のスポーツ競技に障がい者スポーツを併せていくことは、意義のあることだと思うので、ぜひ実現してもらいたい。

また、障がい者スポーツには、県の助成がつきにくいとの声を聞いたが、現状、健常者のスポーツと分けて考えているということがあるのかとの質問に対し、スポーツ振興課ではスポーツツーリズムについて所管しているが、これに関しては障がい者でも健常者でも、分け隔てなく取り組んでいるとの答弁がありました。

これに対し、障がい者スポーツも盛り上がってきているので、もっといろいろな大会を誘致したり、合宿が実施できるよう、検討いただきたいとの要望がありました。

次に、県民生活環境部の所管事項について、大気環境調査に関し、令和4年度の県内の調査結果について、窒素酸化物は基準内であったとのことであるが、日本有数のバスの交通量を誇る長崎駅前でも、適正に測定がなされているのかとの質問に対し、大気汚染防止法に基づき、自動車走行に起因する汚染が考えられる道路等の付近に、自動車排ガス測定局を、長崎駅前も含めて4局、住宅地とそれ以外の地点に、一般環境大気測定局を38局、合わせて42局設置し測定しているとの答弁がありました。

これに対し、東京では、排ガス、ディーゼル車に関する規制により、クリアな環境が保たれているが、長崎にはそのような規制はなく、坂道も多いため、より排ガスを出しやすい環境にある。

カーボンニュートラルを目指すに当たり、排ガスを多く出すバスを減らしていくことが望ましいが、車両の更新を促す対策についてどのように考えているのかとの質問に対し、環境性能

の高いバスは、排ガス対策のほか、燃費向上による二酸化炭素の排出削減も期待できるため、様々な会議等の機会を捉え、業界に働きかけていきたい。

また、県民、事業者と連携し、環境に優しい運転等を行う、スマートムーブ運動を推進しており、今後も引き続き取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、交通局の所管事項について、運転士不足に関し、全国的に問題となっており、それに起因してバス路線が廃止となったニュースが報じられている。

交通局において、16名の欠員が生じているとのことであるが、2024年問題を見据え、今後どのように取り組むのかとの質問に対し、運転士確保のため、採用試験を切れ目なく実施するなど幅広く募集しているが、応募者が少なくなってきた。

今後は、処遇改善を図っていくとともに、現状では、嘱託運転士として採用し、3年後に正規職員へ登用しているものを、嘱託として採用後、2か月程度の研修修了時点で、正規職員として登用できないか、労働組合と協議を行っているところである。

また、大型自動車第2種運転免許の取得年齢が、19歳以上に引き下げられたことを踏まえ、新高卒者などにも採用の目を向け、運転士の確保に努めていきたいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、観光生活建設行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、観光生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。（拍手）

○議長(徳永達也君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永達也君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

鵜瀬委員長 13番。

○農水経済委員長(鵜瀬和博君)(拍手)〔登壇〕農水経済委員会の経過の概要について、ご報告いたします。

本定例会においては、本委員会への付託案件はありませんので、各部の所管事項に関して論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、産業労働部の所管事項について、半導体関連産業の経済波及効果に関し、国内で投資が活発化している半導体関連産業において、諫早市への1,000人規模の工場立地が決定しているが、その経済波及効果はどれくらいかとの質問に対し、現在公表されている、投資総額600億円、雇用規模1,000人という情報を基に試算すると、10年間で約2,460億円の経済波及効果が見込まれるとの答弁がありました。

次に、人材育成に関し、高等技術専門校の入

校者数が年々減少していると聞いているが、県内就職率も高く、地場企業が必要としている技術を習得できる、素晴らしい人材育成の場であることから、より一層、本校をアピールする取組が必要と考えるがどうかとの質問に対し、本校については、県内就職率が90%台後半で推移しており、県内産業界からも高い評価を得ていることから、今後はさらに広く魅力を発信し、地場企業が求める人材を育成する場として、入校者数の増加に向け、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、水産部の所管事項について、藻場の回復に向けた取組に関し、海岸線全国2位を誇り、魚種350種類以上を有する本県の海の豊かさは、藻場にあると考えるが、藻場の回復に向けて、今後どのような取組を進めていくのかとの質問に対し、長崎県藻場回復ビジョンに基づき、令和7年度までに2,000ヘクタールを回復させることを目標として、様々な取組を行っているところである。

今後は、定期的な、分布状況・蘇生状況調査により作成している「藻場マップ」を有効的に活用して、さらなる事業展開を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、ALPS処理水の放出問題に関し、本県においても、中国の輸入停止による影響が出ており、その対策として、学校給食への提供により消費拡大を図るとのことであるが、今後の計画はどのような内容となっているのかとの質問に対し、まずは、県内小中学校の給食への提供を行うよう関係機関と調整を行っており、必要に応じて、県外の学校給食へも販路拡大を計画しているところである。

さらに、年末に向けたECサイトの送料無料キャンペーンへの取組など、様々なメニューを

フル活用して、本県水産物の消費拡大を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、船底清掃に関し、さきの6月定例会において可決した補正予算、出漁負担軽減対策事業費「船底清掃支援」に係る約1億5,600万円の執行状況は、どうなっているのかとの質問に対し、約6,500隻の要望のうち、約2,900隻について交付決定済みである。引き続き申請を受け付けて、進捗を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、農林部の所管事項について、肉用牛繁殖経営に対する支援に関し、飼料の価格高騰、子牛の価格低迷など、畜産農家の経営が大変厳しい環境にあるが、国の支援以外の部分について、県独自の支援ができないのかとの質問に対し、肉用子牛の価格は全国的に下落傾向にあり、国の支援が行われているところであるが、畜産は県内全ての地域において、多くの方が生計を立てている重要な品目であることから、県独自の支援についても、早急に必要な対策を検討したいとの答弁がありました。

次に、森林の公益的機能に関し、地球温暖化が深刻化し、線状降水帯の発生など自然災害が、激甚化・頻発化する中、森林の持つ役割が重要性を増してきている。

しかしながら、樹木の高齢化が進み、土砂崩壊や流出を防止するなどの、森林の公益的機能が、十分に果たせなくなることが考えられるため、まずは、県内全域の状況を調査する必要があるのではないかとの質問に対し、県内における人工林において、伐期となる50年生以上は約6割という状況である。まずは、既存データを集計し、県内の状況をしっかり把握したうえで、追加調査が必要かどうか検討したいとの答弁がありました。

次に、農林技術開発センターの設備老朽化に関し、当該センターは「快適で儲かる農業」に向けた、技術開発など様々な取組を行っているが、設備や機器が老朽化しており、更新が不十分と感じている。

予算に限られる中、厳しいとは承知しているものの、職員の安全性確保や、本県農業のさらなる発展に必要な予算を、しっかり確保すべきと考えるがどうかとの質問に対し、当該センターは、県内農家の方々が経営技術のよりどころとする、なくてはならない施設である。設備等の更新については、真に必要なものを十分考慮し、可能な限り予算確保に努めたいとの答弁がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

（拍手）

○議長（徳永達也君）次に、予算決算委員長の報告を求めます。

吉村委員長 29番。

○予算決算委員長（吉村 洋君）（拍手）〔登壇〕予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、公共交通事業継続緊急支援費に関し、J R九州に対して支援を行う

目的は何かとの質問に対し、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、鉄道利用者は回復基調にあるが、コロナ禍前の水準にまでは回復できていない状況にある。

今後、公共交通利用者の回復、観光客等交流人口拡大の取組は重要となることから、J R九州が行うICカードの導入など、ポストコロナに向けた地域住民・観光客等の利便性向上、利用促進の取組を支援していくとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、聴覚障害児支援中核機能モデル事業費に関し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、障害児と保護者に対し、家族支援、巡回支援等を実施するとのことだが、令和2年度に全く同様のモデル事業を計上しており、改めて同じ国のモデル事業を行うことができるのかとの質問に対し、令和2年度はコロナ禍ということで、計画していた専門職コーディネーターの派遣等ができなかったことから、今回改めて同事業を計上し、しっかりとした聴覚障害児支援を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、観光生活建設分科会では、繰越明許費に関し、道路新設改良費の繰越について、地元調整等の結果、年度内で工期を確保できなかったとの理由である。地域からの要望を聞くことも大事であるが、業者は、途中一部分しか支払いを受けることができないことになる。

業者が工期を守れなかったわけではないが、工事費の支払いに関して、どのように考えているのかとの質問に対し、工事が進捗すると、年度の途中であっても出来高に応じて、工事費を支払うことが可能であるため、業者と打合わせを行いながら工事を進め、適切に支払いを行うとともに、繰越額の縮減にも努めていきたいと

の答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、選ばれる県産農産物輸出拡大事業費に関し、事業実施主体である民間事業者は、五島市において、サツマイモの輸出拡大に取り組んでいくとのことであるが、そのためにどの程度の栽培を想定しているのかとの質問に対し、令和4年度の実績は、3.6ヘクタールで55.4トンの収量であったが、これを、令和8年度に80ヘクタール、2,000トンまで拡大しようとしているとの答弁がありました。

これに対し、相当な栽培規模拡大であることから、しっかりと計画を立て、本県のすばらしい農産物の輸出拡大のために取り組んでほしいとの要望がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（徳永達也君）お諮りいたします。

第69号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、文教厚生委員会及び観光生

活建設委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第94号乃至議員派遣第96号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永達也君）ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります 知事。

○知事（大石賢吾君）〔登壇〕9月定例県議会の閉会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る9月12日から本日まで

での25日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議をいただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

国際定期航空路線の再開。

本県の国際定期航空路線については、長崎～上海線が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から運休となっておりますが、去る9月27日、中国東方航空において、10月30日から約3年8か月ぶりに運航を再開することが決定されました。

当路線は、本県と中国の友好交流の空のかけ橋として、40年以上にわたり運航されてきた歴史ある路線であります。

県としては、今回の運航再開を踏まえ、魅力ある旅行商品の造成支援や、デジタルを活用した効果的な情報発信等により、誘客促進に努めるなど、引き続き、関係団体等と連携しながら、海外からの交流人口のさらなる拡大につなげてまいります。

県庁舎跡地の活用。

県庁舎跡地については、昨年7月に策定した基本構想に基づき、敷地の一部を広場などのオープンスペースとして暫定供用し、賑わいの創出を図りながら、利用状況の検証を進めております。

こうした中、去る9月28日に旧本庁舎跡などの整地工事が完了し、敷地全体の利活用が可能となったところであります。

これを受け、県では、市町や関係団体等と連携し、10月7日から9日までの3日間、4年ぶりに開催される「長崎くんち」に併せて、記念イベントを開催することとしております。

引き続き、地域や関係する皆様との連携を深めながら、さらなる利活用を図り、賑わい創出と基本構想の具体化に向けた検証を進めてまいります。

スポーツの振興。

去る10月5日、男子プロバスケットボールBリーグの2023-24シーズンが開幕いたしました。

昨シーズン、悲願のB1昇格を果たした長崎ヴェルカは、10月8日及び9日、長崎県立総合体育館において、昨シーズン準優勝の強豪千葉ジェッツとの開幕戦を迎えます。

今シーズンも、B3リーグ参入から最速でB1昇格を果たした勢いそのままに、チーム力を存分に発揮され、活躍いただけるものと期待しております。

一方、サッカーJ2リーグのV・ファーレン長崎は、J1昇格プレーオフ出場圏内の6位まで勝ち点差1となっております。リーグ戦も残すところ5試合となりますが、J1復帰をかけた戦いを全力で応援したいと考えております。

こうした地元プロスポーツクラブの活躍は、県民に夢や感動を与え、県民の一体感や将来を育み、地域の活性化にも大きく寄与するものであり、県としても、市町や関係者、県民の皆様と一体となって、引き続き、しっかりと後押しをしてまいります。

プロスポーツ以外では、9月7日から10日まで開催された「第58回全国都道府県対抗自転車競技大会」スプリント男子で、鹿町工業高校の田中衛太選手が優勝し、9月17日に開催された「第18回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会」中学の部で、長崎県チームが優勝を飾りました。

また、9月23日から10月8日まで中国で開催されている「第19回アジア競技大会」に、本県ゆかりの6名の選手が日本代表として出場し、陸

上競技女子5,000メートル及び1万メートルで廣中璃梨佳選手が銀メダル、柔道競技男子81kg級で老野祐平選手、カヌー競技カヤックフォアで水本圭治選手が銅メダルに輝きました。

選手並びに指導に当たられた関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、今後とも世界で活躍できる選手の発掘や育成強化に取り組んでまいります。

さらに、明日10月7日から鹿児島県で国民体育大会が開催されます。ふるさとを代表し、チーム長崎の一員として戦っていただく皆様の活躍を期待いたします。

県としては、今後とも県民に希望と活力を与えるスポーツの振興と競技力の向上に力を注いでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、すがすがしい秋を迎えましたが、皆様方には何かとご多用のことと存じます。どうかご健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長(徳永達也君) 令和5年9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月12日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、人口減少対策をはじめ、九州新幹線西九州ルートフル規格による整備の促

進、特定複合観光施設(I R)区域整備の推進、石木ダム建設推進、県庁舎跡地活用、教育行政、土木行政、農業・水産業の振興、医療・福祉行政など、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

九州新幹線西九州ルートは、開業から1年を迎え、長崎駅や沿線各市において催し物が開催されるなど、各地で賑わいが創出されたところであります。

今後とも、市町や関係団体等と連携し、沿線地域はもとより県内全域に開業効果が波及するよう、今後さらなる取組が必要となります。

同時に、新鳥栖～武雄温泉間のフル規格による整備の早期実現が求められるところでありますので、引き続き、県議会としましても、理事者や関係団体と連携し、取組を継続してまいりたいと存じます。

さて、いよいよ明日から、4年ぶりとなる「長崎くんち」が開催されます。

全国的にも様々な催し物が再開され、コロナ禍からの脱却に向け、社会経済活動は確実に前進しているものと実感いたしております。

県民の皆様方には、今後とも基本的な感染防止対策に努めていただきながらも、県内各地に地域の賑わいが戻り、今後ますます県内経済の発展を実感できるよう、県議会といたしましても様々な取組を後押ししてまいりたいと存じます。

時候は、まさに秋を迎えております。

季節の変わり目ではございますが、皆様方には、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために、一層のご尽力を賜りますよう、お願

い申し上げ、閉会に当たりますのご挨拶といたします。

これをもちまして、令和5年9月定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

議 長 徳 永 達 也

副 議 長 山 本 由 夫

署 名 議 員 本 多 泰 邦

署 名 議 員 中 村 俊 介

(速記者)

(有)長崎速記センター